

平成 31・令和 2 年度 研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究(第 10 報)

児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第 9 期(2017 年 4 月から 2019 年 3 月まで)

研究代表者	吉田 恒雄 (駿河台大学)
共同研究者	田澤 薫 (聖学院大学人文学部)
	横田 光平 (同志社大学大学院司法研究科)
	加藤 洋子 (聖心女子大学現代教養学部)
	岩下 雅充 (上智大学大学院法学研究科)
	阿部 純一 (中央大学大学院法務研究科)
	白 瑞 (中央大学法学研究科博士課程)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹 情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成 31・令和 2 年度 研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究(第 10 報)
児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究
第 9 期(2017 年 4 月から 2019 年 3 月まで)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹 情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

はじめに

本研究は、第9期として、2017年4月から2019年3月までの間の児童虐待に関する法律、通知、判例、研究の動向を明らかにすることを目的としている。これらに関連して、児童虐待に関する司法関連の統計、事件や出来事を整理した年表および文献リストを付している。

今期においてみられる児童虐待対応に関する特徴は、児童虐待に対する介入強化の進展と、それに対するバックラッシュ（揺り戻し）ともいえる動きが顕著になってきたことである。

2000年の児童虐待の防止等に関する法律成立以降、接近禁止命令、臨検搜索等の制度が設けられ、運用面では一時保護件数や児童福祉法28条1項にもとづく強制的親子分離ケースの増加、児童相談所と警察との連携強化、虐待を理由とする検挙・起訴件数の増加等、虐待家庭への介入が強化されてきた。それに対し、一時保護処分の取消しを求める行政訴訟の提起、「揺さぶられ症候群」を理由とする訴追に対する無罪主張など、強制的介入に対する「異議申立」が積極的に行われ、それらの主張を支持する判例も複数公表されるようになってきた。

研究面でも、児童虐待に対する国家介入、虐待親および被虐待児の意見表明権、参加権の保障、一時保護における子どもの権利擁護やそれらに関連する司法関与の在り方などについて、児童福祉法のみならず、憲法、刑法、行政法、民法、児童福祉学等の視点から論ずる論考も少なからず著されてきている。介入的対応とは異なる視点から、「在宅支援」の重要性が指摘され、市区町村子ども家庭総合支援拠点の役割と責務等の課題も論じられるようになった。加えて、2016年の児童福祉法改正により明文化された「家庭養育優先原則」の実現に向けて、「都道府県社会的養育推進計画」の策定が求められ、児童福祉施設の機能強化、小規模化が進められるとともに、里親養育や特別養子縁組の推進も図られ、これらに関する動向や課題を論ずる文献も少なくない。今期の研究では、以上の法令の動向や研究動向が詳細に検討されるとともに、関連する資料が提示されている。

2018年3月に発生した東京都目黒区の虐待死事件に続き、千葉県野田市、北海道札幌市と相次いで発生した重大な虐待死事件に触発され、児童虐待に関する関係閣僚会議が強制介入をさらに強化する「対策」を次々と打ち出し、国会もこれに応じて2019年には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」による改正が実現した。この改正により、子どもの権利擁護（親、児童福祉施設長等による体罰の禁止）や児童相談所等の体制整備、関係機関間の連携強化等が盛り込まれることになる。いまや政治マターともいえる様相を呈し、「介入と支援の間で揺れる」児童虐待防止施策の検証には、理念的・基礎的な法学研究が今後ますます不可欠となる。

本研究は今期をもって終了となり、2019年改正法やその後の法令、研究の動向を紹介することはできないが、今後も児童虐待をめぐる動向を注視し、さまざまな分野から多面的にこの課題が研究されることを期待するとともに、本研究の成果が、今後の児童虐待防止研究の深化と施策の進展に少しでも貢献できれば幸いである。

最後に、長年にわたり本研究を助成し、支えてくださった「社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター」センター長の川崎二三彦先生、研究部長増沢高先生、たいへん詳細に編集・校正作業をして下さった研究部をはじめスタッフの皆様へ感謝し、厚くお礼を申し上げます。

2021年9月

児童虐待法学文献研究会を代表して

吉田恒雄（駿河台大学）

目 次

I 序論

1 研究の目的	1
2 研究の方法	1
3 研究の時期区分	1
<略語>	1

II 法令・判例および法学研究の動向

1 全体の動向	2
(1) はじめに	2
(2) 法改正および通知等	2
(3) 判例	3
(4) 研究動向	4
2 法令の動向	6
(1) 法律の制定・改正	6
(2) 通知、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定等	9
3 判例の動向	27
(1) 児童福祉法	27
(2) 民法	30
(3) 刑事法	31
(4) 行政法	32
4 法学研究の動向	32
(1) 児童福祉法分野	32
(2) 民法分野	45
(3) 刑事法分野	50
(4) 憲法・行政法分野	57
(5) 児童福祉分野	57
(6) 教育・保育分野	70
(7) 保健・心理・医療分野	74

III 主要判例解説

1 児童福祉法分野	78
2 民法分野	82
3 刑事法分野	85
4 行政法分野	87

IV 主要文献・調査解説

1	児童福祉法分野	91
2	民法分野	96
3	刑事法分野	101
4	憲法・行政法分野	103
5	児童福祉分野	107
6	教育・保育分野	115
7	保健・心理・医療分野	116
資料 1	児童虐待関係通知（平成 29(2017)年 4 月～平成 31(2019)年 3 月）	120
資料 2	児童福祉法分野判例リスト	126
資料 3	民法分野判例リスト	128
資料 4	刑事法分野判例リスト（第 8 期・第 9 期）	129
資料 5	行政法分野判例リスト	156
資料 6	児童虐待関係文献リスト	157
資料 7	日本における児童福祉に関する年表 —児童虐待防止を中心に— 第 9 期 2017 年 1 月～2020 年 1 月	172
資料 8	児童虐待司法関係統計	
表 A	児童福祉法 28 条の事件	193
表 B	親権または管理権の喪失の審判およびその取消し（全国家庭裁判所）	194
表 C	親権喪失等・児童福祉法 28 条の新受件数	196
表 D	親権者、管理権者等の職務執行停止または職務代行者選任の申立て（全国家庭裁判所）	197
表 E	児童の身辺へのつきまといまたは住所等の付近のはいかい禁止の申立て（全国家庭裁判所） （旧・特別家事審判規則 18 条の 2、現・家事事件手続法 239 条）	198
表 F	保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（児童福祉法 28 条 6 項）	199
表 G	施設入所等の措置の期間の更新回数（児童福祉法 28 条 2 項）	200
表 H	児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数	201
表 I	児童相談所における知事勧告件数及び家庭裁判所勧告件数	202
表 J	嬰兒殺の検挙人員	203
表 K	児童虐待に係る検挙件数・検挙人員	204
表 L	児童虐待に係る加害者と被害者との関係（事件別）	205
表 M	児童虐待に係る加害者と被害者との関係（年別）	209

I 序論

1. 研究の目的

本研究は、2017年4月から2019年3月までの、児童虐待に関する法令・判例および法学研究の動向を分析し、この時期の児童虐待に関する法制度の変化や虐待対応の動向、研究の意義を法学、社会学、心理学等の観点から明確にすることによって、その後におけるさまざまな児童虐待問題に対する法的対応に与えた意義ないし影響を探ることを目的としている。

2. 研究の方法

本研究は、児童虐待に関する法律、通知、法的問題を扱う文献および調査・統計資料を対象に分析する。

本研究で対象としたのは、児童虐待に関する法学（児童福祉法、民法、刑事法、行政法、憲法）の文献、判例（児童福祉法、民法、刑事法、憲法、行政法関連）および法律・通知等の法令、児童虐待関連の論文、図書、研究調査報告書等である。その他、法学分野以外の分野の文献で、児童虐待への法的対応に影響を与え、または影響を受けた社会学、心理、教育、医学、保健等の分野の文献も対象とした。

これらの文献や資料は、国会図書館雑誌記事文献目録や法学文献判例情報等のデータベースをもとに検索し、ILL（図書館間相互貸借システム；Interlibrary Loan）の利用、中央大学図書館、国会図書館等を通じて入手した。

なお、本研究は個人情報を対象としておらず、研究倫理に抵触することはないため、研究倫理審査は受審していない。

3. 研究の時期区分

第9期は、2017年4月から2019年3月までの時期を対象とする。内容によっては、かならずしもこの時期には属さないが、今期の研究に密接に関連する資料等も対象として検討した。

<略語>

- ・判時：判例時報
- ・判タ：判例タイムズ
- ・家月：家庭裁判月報
- ・家判：家庭の法と裁判
- ・民集：最高裁判所民事判例集
- ・刑集：最高裁判所刑事判例集

II 法令・判例および法学研究の動向

1. 全体の動向

(1) はじめに

今期の法律の主たる制定・改正としては、2017年の児童福祉法等の改正により、家庭裁判所による指導勧告制度の拡大、一時保護への家庭裁判所関与制度の創設等が図られたほか、成年年齢引き下げを内容とする民法の一部改正法、成育医療基本法が成立した。

これに伴う通知とともに、2018年3月以降の重大な児童虐待死亡事例への対応として、関係閣僚会議決定にもとづく多数の通知が発出され、児童虐待防止の緊急総合対策の推進等が図られるとともに、児童相談所等の体制整備等も図られることになった。

判例では、監護者性交等罪に関する刑事事件や「揺さぶられ症候群」に関する刑事・家事の事件で判断が分かれる事例が紹介されるなど、虐待事件の審理の難しさを示す状況が現れている。

研究面では、法学分野では、児童相談所への弁護士等の配置など、法改正により新設された制度に関する研究、「揺さぶられ症候群」をめぐる刑事分野での研究等が活発になり、虐待を理由とする強制介入と国家の役割、機関連携における情報共有等を論じる論考が著されるなど、虐待防止制度の在り方や運用を検討する研究が進められた。

児童福祉分野では、社会的養育における「新しい社会的養育ビジョン」との関係で、在宅支援や代替養育におけるフォスタリング機関事業と里親制度の充実強化等の他、特定妊婦への支援における実践研究や、LGBTQ+の家族や外国籍世帯への子育て支援、「子の福祉」に着目した特別養子縁組の研究や障害児の里親養育に関する課題が取り上げられた。教育・保育分野では、不適切な養育に対応する保育所の実績が幼稚園および認定こども園と共有されるための課題や、児童虐待重大死亡事件の再発防止策への取組みが見られた。保健・心理・医療分野では、子育て世代包括支援センターやチャイルドデスクレビューによる虐待のエビデンスに関する課題が論じられた。

以上のように、児童虐待問題の深刻化、多様化に応じて理論面、実践面での研究が活発に行われ、法改正等により明らかになった新たな課題への対応策を探る試みも広がった。

(2) 法改正および通知等

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所等の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができること、2ヶ月を超える一時保護に対する家庭裁判所の関与、接近禁止命令の対象の拡大等を内容として、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号。以下「改正法」という。）が2017年6月14日に成立した。その他、民法の一部が改正され（成年年齢引下げ）、成育医療基本法が新たに制定された。

2017年の児童福祉法改正については、その公布通知やQ&Aが発出された。児童相談所における児童虐待対応件数の引き続きの増加や2018年3月に東京都目黒区で発生した重大な児童虐待事件を踏まえ、

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に伴い数多くの通知が発出された。関係閣僚会議からは、その後「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（「新たなルール」）が示され、さらに、『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日）が決定された。この決定の内容の一部は、その後、2019年の児童福祉法等の一部改正により法制化された。

その他、「児童虐待防止対策支援事業の実施」や『地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について』の一部改正に関する通知が発出された。

発生予防については、「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」の一部改正、母子保健に関連する通知が、体罰禁止については事務連絡が内閣府、文部科学省、厚生労働省から発出された。

一時保護については、「一時保護ガイドラインについて」が作成され、児童相談所と市区町村との連携については、「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」の一部が改正された。機関連携については、刑事機関や配偶者暴力相談支援センターとの連携に関する通知が発出された。

虐待対応体制整備については、児童相談所設置自治体の拡大に関する通知のほか、専門職の確保および専門性強化が求められた。

居所不明児童については、その調査が依頼され、「児童相談所運営指針」の改正や「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児などの緊急把握」、「要支援児童等」の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進が求められ、必要に応じて援助方針の見直し等の対応をすることとされた。

社会的養護については、都道府県社会的養育推進計画の策定をはじめ、児童福祉施設の機能強化、被措置児童等虐待、里親、養子縁組と新たな要請に応えるべく様々な角度から通知が発出された。

（吉田恒雄）

（3）判例

① 児童福祉法分野

第99期の児童福祉法に関する公表裁判例は全5件であり、その内訳は、児童福祉施設入所又は里親委託措置の承認審判申立事件（児童福祉法28条）が3件、2017年改正によって導入された、引き続いての一時保護承認審判申立事件（児童福祉法33条5項）が2件であった。児童福祉法28条事件について、2件の認容例と1件の却下例が公表されている。28条審判の承認例としては、「揺さぶられ症候群（SBS）」を理由とした施設入所措置が承認された事例（大阪高裁決定平成29年12月15日【判例1】）、自閉症スペクトラムの疑いがあり、二次障害を起こしている児童の児童心理治療施設への入所措置が承認された事例（水戸家裁審判平成30年5月28日【判例3】）が公表されている。却下例（大阪高裁決定平成29年12月26日【判例2】）は、複数回にわたり骨折を繰り返した児童が国指定の難病である遺伝性の骨系統疾患（骨形成不全症）であることを認定し、父母による虐待や監護懈怠の事実がないと判示した。引き続いての一時保護承認審判申立事件2例（大阪高裁決定平成30年6月15日【判例4】、大阪高裁決定平成30年7月30日【判例5】）はいずれも、2か月を超える一時保護の継続を承認している。

（阿部純一）

② 民法分野

第9期の民法に関する公表裁判例は2件であり、親権喪失の却下審判が1件、この却下審判に対する抗告事件が1件であった。親権喪失事件で原審と抗告審との判断が分かれた事例として公表された。

(白瑞)

③ 刑事法分野

第8期および第9期に公表された判例・裁判例において、重度でない傷害を児童に負わせたという事案や、身体的虐待を暴行の罪で起訴したという事案が散見されるようになった。また、脳障害を行為の結果とする傷害致死ないし傷害の事案においては、事件性・犯人性の判断にAHT/SBS(Abusive Head Trauma/Shaken Baby Syndrome;虐待による頭部外傷/揺さぶられっ子症候群)の知見(「AHT/SBS」の意義については本稿「法学研究の動向：刑事法分野」の①を参照)が用いられたという裁判例も少なくない。

なお、第8期および第9期においては、データベースに収録される判例・裁判例の数が以前と比べて大幅に増加するという傾向を呈しているものと認められる。

(岩下雅充)

④ 行政法分野

一時保護の違法を争う事例が依然として多いが、里親委託解除の違法を争う事例も増えてきている。

(横田光平)

(4) 研究動向

① 児童福祉法分野

今期は、第23回および第24回日本子ども虐待防止学会学術集会が開催され、法学関連のシンポジウムとして、児童福祉法や少年法改正、司法関与、当事者の意見表明、体罰、特別養子縁組制度、協同面接等、法改正に関連するテーマや虐待防止実務で注目されている事項が多数取り上げられた。

児童虐待法制度関連の図書としては、比較法研究、司法関与に関する研究に顕著な業績を見ることができた。論文では、司法関与、児童相談所の在り方、市区町村と児童相談所との協働のほか、近年重要な課題となっている虐待当事者である子どもの権利保障、その関連で一時保護所の在り方を問う文献が目立った。

(吉田恒雄)

② 民法分野

第9期の民法研究においてまず注目されるのは、成年年齢の引き下げに関する民法改正法(平成30年法律第59号)が2018年6月13日に成立したことである。これに関連した比較法的研究が公表されるとともに、同改正法の立案担当者による解説が刊行された。同改正による成年年齢の引き下げは、2022年4月1日より施行予定であるが、親権法・児童福祉法との関係で与えるインパクトは大きい。第8期に引き続き親権および面会交流に関する注目される研究が公表されている。とりわけ、第9期は、面会交流、監護者・親権者指定の場面において、両親間の能力や高葛藤が問題となるケースに関するアメリカの最新研究の動向が複数報告されている。また、2019年6月7日に成立した民法改正法

(令和元年法律第 34 号) によって、特別養子制度の見直しが行われた。今期は、本改正を念頭に特別養子縁組の要件に関する研究も公表されている。さらに、今期の法改正の動向として注目されるのは、民法の懲戒権(民法 822 条)の見直しに向けた議論が本格化したことである。2021 年 2 月に法制審議会の民法(親子法制)部会が「中間試案」を公表する等、同制度の抜本的な見直しの実現がせまりつつある。この他に、「内密出産」制度に関する研究、法制史からの研究が著されている点が今期の特徴の一つである。

(阿部純一)

③ 刑事法分野

刑事法の分野においては、実体法の領域で、児童福祉法や民法の改正さらには性犯罪の処罰にかかる規定などの改正が各種の刑罰法令の解釈・適用にいかなる影響を及ぼすのかという問題についてたびたび議論された。

手続法の領域にあつては、AHT/SBS を理由とした子どもの死亡にかかる刑事事件において事実認定のあり方が問題とされたのととも、児童虐待の刑事事件における捜査機関の活動のあり方や児童福祉機関と警察との連携などにさらなる関心が向けられるようになって、これらの活動と警察の介入による虐待の防止との関係も一段と活発に議論された。

(岩下雅充)

④ 憲法・行政法分野

児童虐待に対応する諸機関の連携につき、情報共有や強制的介入の在り方が具体的な事例を素材として考察されるとともに、国家活動全体を視野に入れ、立法・司法・行政に分節して相互の関係を問う考察がなされている。

(横田光平)

⑤ 児童福祉分野

児童福祉分野では、社会的養育において、2016 年の児童福祉法の改正を受けて児童の権利条約の精神に則り、子どもの家庭養育優先原則が明示されたことにより「新しい社会的養育ビジョン」(以下「ビジョン」という。)が公表され、社会的養育推進計画の策定の通知が発出された。「ビジョン」では在宅支援が虐待対策の柱の一つとして着目され、また、代替養育ではフォスターリング機関事業と里親制度の充実強化等が示された。

また、特定妊婦への支援における実践研究や、多様化する家族について、LGBTQ+の家族や外国籍世帯への子育て支援、「子の福祉」に着目した特別養子縁組の研究や障害児の里親養育に関する実践研究より対応策への具体的な提案がなされていた。

(加藤洋子・田澤薫)

⑥ 教育・保育分野

幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂が 2017 年に行われ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も併せて改訂された。新要領で保育所保育指針とほぼ同様の内容の子育ての支援に関わる章を備えた幼保連携型認定こども園が、不適切な養育等に対応する保育所の実績をどう継承するか期待される。また、児童虐待

重大死亡事件への再発防止策への取組が見られた。

(田澤薫)

⑦ 保健・心理・医療分野

保健・心理・医療分野では、子育て世代包括支援センターが法定化され、チャイルドデスクレビューによる虐待のエビデンスに関する議論が活発化した。

(加藤洋子)

2. 法令の動向

(1) 法律の制定・改正

① 児童福祉法等の一部改正

「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 69 号。以下「改正法」という。)が 2017 年 6 月 14 日に成立した。

i) 改正の経緯

「改正法」は、虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所等の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護に関する司法関与の強化、2 か月を超える一時保護に対する司法関与、接近禁止命令の対象の拡大等を内容として、2017 年 6 月 14 日に成立した。

ii) 改正の経緯

2016 年 3 月 10 日に公表された「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言)」は、「司法関与を一層強化する制度の導入について・・・早期に検討を開始する必要がある。」との提言をした。さらに 2016 年成立の児童福祉法等の改正法附則において、「この法律の施行後速やかに、児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童・・・を適切に保護するための措置にかかる手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」との課題が示された(児童福祉法等の一部を改正する法律)(平成 28(2016)年 5 月 27 日成立)附則第 2 条 2 項)。これとともに、2016 年 6 月 2 日の閣議決定「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「児童保護手続における裁判所の関与のあり方について検討し、必要な措置を講ずる」とされた。これらの動向を踏まえ、「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」(以下「司法関与検討会」という。)が 2016 年 7 月に設置され、「一時保護に対する司法関与」、「保護者指導への司法関与」、「接近禁止命令制度」を主な論点として検討がなされた。「司法関与検討会」は約半年の議論を経て取りまとめを行い(2017 年 1 月)、これを踏まえて、改正法が 2017 年 6 月 14 日に成立した。

iii) 改正法の内容

a) 保護者指導への司法関与

本改正では、親に対する指導に関する司法関与として、施設入所等の措置の承認の申立てがあった場合

に、家庭裁判所が都道府県等に対して親への指導措置の勧告をすることができることとし、家庭裁判所は、勧告のもとでの指導結果を踏まえてその後の審判を行うものとされた。

具体的には、

ア) 審判前の勧告

施設入所等の措置に関する承認の申立があった場合、家庭裁判所は、都道府県等に対し、期限を定めて、保護者に対する指導措置を採るよう勧告することができることとし、都道府県等は、当該指導措置の結果を家庭裁判所に報告することとする（児童福祉法（以下「児福法」という。）28条4項）。

イ) 却下審判における勧告

家庭裁判所は、ア)による勧告を行った上で、申立を却下する審判をする場合に、当該勧告に係る保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県等に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる（同条7項）。

ウ) 保護者への通知

家庭裁判所は、ア)またはイ)による勧告を行ったときは、その旨を当該の保護者に通知するものとする（同条5項及び8項）。

このように施設入所措置のように、親や子どもに大きな権利制限が及ばない在宅での指導措置に保護者が応ずるべきことについて、司法関与の途が開かれた。

b) 一時保護に関する司法関与

一時保護についても改正がなされ、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、従来の児童福祉審議会の意見聴取に代えて、家庭裁判所による承認を必要とするものとされた（児福法33条5項）。暫定的とはいえ、職権一時保護により、子どもが親に養育される権利、親が子どもを養育する権利等が制限される結果となることから、これらの権利に配慮し、司法関与の制度を導入した法改正と評価することができる。

c) 接近禁止命令

これまで接近禁止命令は、家庭裁判所の承認による施設入所等の措置がなされている場合に限られていたが、2017年の児童虐待の防止等に関する法律（以下「虐防法」という。）改正により、一時保護や同意入所の場合にも保護者による児童への接近を禁止できるようになった（虐防法12条の4第1項）。この改正により、接近禁止命令については、家庭裁判所が関与していないケースについてもこれを発することができることになった。

d) その他

歯科医師、保健師、助産師、看護師が、要支援児童の情報提供に努める者の例示に追加され（児福法21条の10の5第1項）、また児童虐待の早期発見に努め、情報提供ができる者に追加された（虐防法4条2項、5条項及び13条の4）。

e) 検討規定

政府は、この法律の施行後3年を目途として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児福法6条の3第8項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が

採る措置の実施状況その他この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた（附則第4条）。

【参考文献】

「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の公布について」平成29年6月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0621第1号

第5回 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進に在り方に関する検討会「児童相談所への調査結果について〈確定版〉（平成28年10月31日）」

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/shiryou5_2_4.pdf

第10回 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進にあり方に関する検討会「児童虐待対応における司法関与の在り方について（これまでの議論の整理）（平成29年1月16日）」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000151776.pdf>

「児童相談所運営指針の改正について」平成30年3月30日、厚生労働省子ども家庭局長通知子発0330第5号

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/zennbun.pdf>

② 民法の一部改正（成年年齢引下げ）

民法の定める成年年齢の20歳から18歳への引き下げおよび女性の婚姻適齢の16歳から18歳への引き上げ等を内容とする民法の一部を改正する法律（民法の一部を改正する法律（平成30年6月20日法律第59号）が2018年6月13日に成立した。児童福祉法に関連して、児童自立生活支援事業の対象となる者は、原則として満20才まで（例外として大学等に在学する場合は満22才まで）であり、特別児童扶養手当の支給対象者は「20才未満の障害児を監護する父母または養育者」と規定され、改正はされていない。成年年齢の引き下げにより親権者の居所指定権が18歳で消滅するため、これまでより被害を受けた者の保護につながりやすくなる一方で、成年年齢が引き下げられたとしても、親の援助に期待することが難しい者については、若年成年者支援制度による保護が検討される必要があるとの指摘もある（横田・2019）。

【参考文献】

笹井朋昭・中丸隆之「民法の一部を改正する法律」法令解説資料総覧445号26-31頁（2019年2月）

横田光平「民法成年年齢引下げ—子ども法の視点から—」法学教室462号58-64頁（2019年3月）

③ 成育医療基本法

2018年12月8日、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）が成立した。この背景には、わが国の急激な少子化により、子どもの健全な成育を保障するための社会的施策の立ち遅れに伴い、子どもを産み育てにくい家庭、職場、社会環境が作られているとの問題意識がある。そのため保健・医療・福祉といった分野を包含した子どものための総合的な支援制度の必要性が、長年にわたり医療分野から指摘されていた。

そこで本法は、出生から新生児期、乳幼児期、学童期および思春期の各段階を経ておとなになるまでの一連の過程（成育過程）にある者（同法2条）、その保護者ならびに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的に制定された（1条）。

同法は、①成育過程にある者が健やかに成育される権利を尊重した施策の推進 ②切れ目のない成育医療等提供のための施策相互間、関連施策との連携等を理念とし（3条）、国、地方公共団体、保護者、医療関係者の責務（4～7条）、関係者相互の連携・協力（8条）等を定めるとともに、基本的施策について規定する。とくに同法13条では、「成育過程にある者等に対する保健」として、孤立化の防止、不安の緩和および虐待の予防、早期発見を目的とする健康診査の実施、心身の健康に関する相談支援体制の整備等の施策を講ずることとし（13条）、児童虐待予防施策の充実に資する内容となっている。

【参考文献】

飯塚謙「成育基本法の制定—妊娠期から子育て期にかけて総合的・継続的に子供と養育者を支援—」時の法令2079号（2019年8月）37—45頁

④ 民法の一部改正（特別養子縁組について）

今期の対象時期からは外れるが、社会的養護との関係で、特別養子制度の改正を目的として、2019年6月7日に「民法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第34号）が成立した。詳細は、Ⅱ 法令・判例および法学研究の動向 4 法学研究の動向 （2）民法分野 ③ 特別養子法改正 47 ページ（5）児童福祉分野 ② 特別養子縁組について 59 ページ以下参照。

（2）通知、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定等

① 児童福祉法等改正

2017年の児童福祉法改正に関する「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の公布について」（平成29年6月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0621第1号）は、標記の一部改正法の内容を解説する公布通知である。「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の施行に係るQ&Aの送付について」（平成30年1月12日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡）は、標記法律の平成30年4月2日施行に当たり、「児童相談所運営指針の改正について」（平成30年1月12日付け子発0112第1

号)にあわせてQ&Aを作成したので、その了知および周知を求める通知である。

② 関係関係会議関連

i) 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

児童相談所における児童虐待対応件数の引き続きの増加や2018年3月に東京都目黒区で発生した重大な児童虐待事件を踏まえ、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が平成30年7月20日、児童虐待防止対策に関する関係関係会議で決定された。その主な内容は以下のとおりである。

<緊急に実施する重点対策>

- a) 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底（児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールの見直し・全国ルールとしての徹底）
- b) 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底（児童相談所や関係機関による子どもの安全確認ルールの見直し）
- c) 児童相談所と警察の情報共有の強化（児童相談所と警察との間で必ず共有すべき情報の明確化、全国ルール化としての徹底）
- d) 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除（リスクアセスメントシートやチェックリストを利用した一時保護の実施・解除）
- e) 乳幼児健診未受診者等の緊急把握（関係機関が安全を確認できていない子どもの情報について、市町村による緊急把握。把握した子どもについて目視等による状況確認、確認結果について、要保護児童対策地域協議会での速やかな共有、国による緊急把握実施状況の把握、公表）
- f) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定（「児童相談所強化プラン」の前倒しによる見直し、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の策定。盛り込むべき事項：児童福祉司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策、一時保護の体制強化策、市町村の相談支援体制強化のための方策）

<児童虐待防止のための総合対策>

- a) 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化（児童相談所の専門性強化の取組促進、重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進、中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進、適切な一時保護の実施、子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化、子どもの権利擁護の仕組みの構築、児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討）
- b) 児童虐待の早期発見・早期対応（乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進、支援を必要とする妊婦への支援の強化、相談窓口の設置促進等、相談窓口等の周知・啓発の推進等、在宅支援サービスの充実、障害のある子どもとその保護者への支援の強化、児童虐待に関する研修の充実、非行のある子どもやその保護者等への支援の強化）
- c) 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底（児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底、ICTの活用による情報共有の手法の効率化）

- d) 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化（児童相談所と警察の連携の強化、学校・保育所等と市町村・児童相談所等との連携の推進、要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進、協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進、医療を必要とする子どもの保護のための体制強化、医療機関における児童虐待対応体制の整備、生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携）
- e) 適切な司法関与の実施（家庭裁判所による保護者指導勧告の仕組みの活用の周知、児福法 28 条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進）
- f) 保護された子どもの受け皿（里親・児童養護施設等）の充実・強化（都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進、里親養育支援体制の構築および里親委託の推進、児童養護施設等における家庭的養育の推進）

この決定に関連して「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」（平成 30 年 7 月 20 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0720 第 2 号）が発出され、改正された児童相談所運営指針の内容の了知を求めるとともに、予算措置が講じられる旨が伝えられた。さらに本決定を受けて、児童相談所運営指針の改正等、多くの通知が厚生労働省より発出された。

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議は、平成 30 年 12 月 18 日、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）」（児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定した。このプランは、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられたことを受けて、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組みに加え、2019 年度から 2022 年度までを対象に策定された計画である。

主な内容は以下の通りである。

- a) 児童相談所の体制強化（児童福祉司・児童心理司・スーパーバイザー等の増員、弁護士配置、一時保護所の体制強化等）
- b) 児童相談所の専門性強化（児童福祉司向け研修の実施状況の検証、ブロック単位での実践的な研修の実施等）
- c) 市町村の体制および専門性の強化（子ども家庭総合支援拠点の強化、常勤の調整担当者の配置・研修、要保護児童対策地域協議会の強化、子ども家庭総合支援拠点の職員に向けての研修の実施等）
- d) その他、緊急総合対策等に基づく必要な取組み

この新プラン実施のために、「『児童虐待防止対策体制総合強化プラン』（新プラン）に係る 2019 年度予算案及び地方財政措置について」（平成 30 年 12 月 21 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発 1221 第 7 号）が発出された。

ii) 「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

千葉県野田市において発生した児童虐待死事案を受けて、前記「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」で示された事項について緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図るとともに、児童相談

所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等の改正法案を今国会への提出に向けて取り組むこととされた。

点検結果については、「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」で共有するとともに、本事業に関し、徹底的に検証・検討し、その結果を踏まえて、さらなる対策に取り組むこととされた。

本決定の主たる柱は、以下の通りである。

a) 児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等

- 児童相談所において、在宅で指導している全ての虐待ケースについて、1か月以内に緊急的に安全確認すること
- 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること
- 家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導すること
- 保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す等関係機関との関わりを避ける場合等は リスクが高いものと認識すること。この際、躊躇なく一時保護、立入調査を行う等の確な対応をとること

b) 新たなルールを設定

- 要保護児童等の情報の取扱いについて、以下の新たなルールを設定すること
 - ・ 保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること
 - ・ 子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。学校、教育委員会等において保護者から求めがあった場合、児童相談所等と連携しながら対応すること
- 児童相談所、学校、警察等の連携について、以下の「新たなルール」を設定すること
 - ・ 学校、教育委員会等による虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校、教育委員会等は児童相談所や警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応すること
 - ・ 要保護児童等について、学校の欠席が続く場合等には、速やかに児童相談所等へ情報提供等を行うこと。これを踏まえて児童相談所等は連携して必要な対応を行うこと

この「新たなルール」について、「新たなルールのポイント」（平成31年2月28日内閣府男女平等共同参画局、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省子ども家庭局）は、『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、以下の事項を地方自治体・学校等に徹底するよう求めた。

- ・ 学校等：児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村・児童相談所等に通告・情報提供を速やかに行うこと
- ・ 児童相談所：子どもと家族の状況の把握、一時保護、カウンセリング、家庭訪問、保護者への指導、

里親委託、児童福祉施設への入所措置などの支援・援助を行うこと

- ・市町村：要保護児童対策地域協議会の調整機関として、状況把握・支援課題の確認、支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、関係機関がその役割にもとづき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと
- ・警察：子どもの安全確保、事件化すべき事案の厳正な捜査等を行うこと

以上に加えて、通告の情報元の秘匿、児童相談所・学校・警察等との連携、一時保護解除後の家庭復帰や転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底が留意点として示された。

c) 児童相談所、市町村、学校及び教育委員会の抜本的な体制強化

- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（2019年度～2022年度）にもとづき、児童福祉司を2,020人程度増員することや子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するなどの体制強化を進めること

特に、初年度（2019年度）について、児童福祉司を1,070人程度増員させるなど前倒しで取り組むこと

- 児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等の改正法案の今国会への提出に向けて取り組むこと
- 学校や教育委員会において、児童相談所および警察と虐待ケースの対応マニュアルを共有するとともに、学校長、管理職に対して実践的な研修に取り組むことにより、虐待発見後の対応能力の抜本的強化を図ること
- 児童相談所や市町村が支援を行っている家庭が転居した際の引継ぎを徹底すること
- 児童相談所に警察職員や警察OBの職員配置を進めること
- 親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促すこと
- 関係機関が連携して対応する好事例の全国展開を図ること

iii) 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

政府は2018年以降、重大な虐待死亡事件の発生を受けて続けざまに虐待防止施策を打ち出してきたが、なお深刻な状態が続いていることを踏まえ、本決定はこれまでの取組みの実施を改めて徹底するとともに、児童虐待防止対策の抜本的な強化を図るため、児童福祉法等の改正法案の提出等、2020年度予算に向け新たに対策を決定し、虐待の発生予防から社会的養育まで網羅した総合的虐待防止施策を示した。この決定の内容は、その後、2019年の児童福祉法等の一部改正により実現された。

同決定の具体的な施策の柱は以下の通りである。

- a) 子どもの権利擁護（体罰禁止、体罰によらない子育て等の推進、児童福祉審議会における意見聴取の際の子どもへの配慮義務等、児童福祉審議会の活用促進他）
- b) 児童虐待の発生予防・早期発見（支援を必要とする妊婦への支援の強化、乳幼児健診未受診者・未就

園・不就学等の子どもに関する定期的な安全確認、地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進、189等相談窓口の周知・徹底等)

- c) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、市町村の体制強化、子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討、学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化、DV対応と児童虐待対応との連携強化、関係機関間の連携強化等）
- d) 社会的養育の充実・強化（里親の開拓および里親養育への支援の拡充、特別養子縁組制度等の利用促進、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進、自立に向けた支援の強化）

この関係閣僚会議決定に関連して、『児童虐待防止対策の抜本的強化について』等を踏まえた対応について（平成31年3月19日 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、初等中等教育局児童生徒課長通知30初児生第27号）が発出され、文部科学大臣からのメッセージ「全国の児童生徒の皆さんへ～安心して相談してください～」を発表するとともに、児童虐待防止の取組みが学校、教育委員会に求められることになった。

その後、北海道札幌市で発生した重大な児童虐待事件を受けて、「児童虐待防止対策におけるルールの徹底について」（令和元年6月7日 厚生労働省子ども家庭局長通知子発0607第4号）が発出された。本通知は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日）、同対策の「更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日）を踏まえた「新たなルールのポイント」（平成31年2月28日）のほか、児童相談所運営指針、子ども虐待対応の手引き等にも留意して、1. 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護等の徹底 2. 子どもの安全確保ができない場合の対応の徹底 3. 組織的な対応及び進行管理の徹底を求めるものである。

③ 児童虐待防止対策全般

『児童虐待防止対策支援事業の実施について』の一部改正について（平成30年6月19日 厚生労働省子ども家庭局長通知子発0619第1号）は、児童虐待防止対策研修事業に児童福祉司スーパーバイザー研修および児童相談所長研修を、児童相談所設置促進事業に都道府県からの協力を追加し、未成年後見人支援事業において対象とする未成年後見人については、児童相談所長の請求により選任された未成年後見人に、児童相談所所長以外の者が請求し選任された一定範囲の未成年後見人を追加する旨の通知である。

『児童虐待防止対策支援事業の実施について』の一部改正について（平成30年8月2日 厚生労働省子ども家庭局長通知子発0802第1号）は、保護者指導・カウンセリング強化事業及び一時保護強化事業を外委託する際の留意事項および一時保護強化事業における一時保護委託の際の付添内容の改正等、標記通知の一部が改正された旨の通知である。

「平成30年度『児童虐待防止推進月間』の実施について」（平成30年10月31日 文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長通知30受文科教第48号）は、各都道府県教育委員会教育長等に対し、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起が図られるよう、児童虐待防止に資する研修、学校等の間の情

報共有、虐待の早期発見に向けた点検および通告、関係機関との連携強化のための情報共有、啓発資料等の周知・活用、家庭に対する支援等、児童虐待防止に資する取組の実施等を求める通知である。

『地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について』の一部改正について（平成 30 年 6 月 13 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0613 第 1 号）は、虐待死亡検証対象事案として「虐待による死亡と断定できない事例について、再発防止につながる教訓が得られると考えられる場合」を追加し、転居事例においては、複数の地方公共団体相互の協力による検証を行うこと、検証委員の守秘義務の確認等が加えられた旨の通知である。

④ 発生予防

『乳児家庭全戸訪問事業の実施について』の一部改正について（平成 29 年 4 月 3 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 0403 第 3 号）は、本事業に従事する者に対して、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童およびその保護者等への対応に十分配慮すること、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の秘密を漏らしてはならないことを示し、「費用の算定」に関しては、本事業において実施した家庭訪問件数を算定の基礎とすることを追加する。

『養育支援訪問事業の実施について』の一部改正について（平成 29 年 4 月 3 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 0403 第 4 号）は、同事業による支援の対象に「ア 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭。オ 公的な支援につがっていない児童（乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3 歳～5 歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童）のいる支援を必要とする家庭」を追加し、本事業従事者の守秘義務を明記する。「様々な事情により地域社会から孤立しがちな子育て家庭等に対する支援」には、「家庭訪問型子育て支援を実施している民間団体等を活用して、育児・家事援助に重点を置いた必要な支援の提供に努められたい。」旨を追加する。

「体罰によらない育児を推進するための啓発資材について」（平成 30 年 6 月 28 日内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、厚生労働省子ども家庭局保育課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室事務連絡）は、教育・保育施設において、体罰によらない育児を推進するための啓発資材「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」等を活用し、

- ・子どもの保護者等と接する機会を捉えた、当該保護者等に対する意識啓発
- ・虐待等に関する職員の理解の促進
- ・虐待等の未然防止及び適切な対応に向けた、関係機関との連携等の取組の検討

等が行われるよう、市区町村関係部局・教育委員会及び関係機関・団体への周知、対応を求める事務連絡である。

「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成 30 年 7 月 20 日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知子母発 0720 第 1 号）は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を受けて、母子保健分野における児童虐待の発生予防・早期発見のための取組について、その基本的考え方、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援（母性、乳幼児の健康診査及び母子保健指導の実施、

子育て世代包括支援センターの設置促進、妊婦等に関する相談窓口の設置・周知等)、養育支援を必要とする家庭の把握および支援(特定妊婦への支援、乳幼児健康診査、予防接種を受けていない家庭等への支援、育児不安等を抱える保護者への支援、要支援児童等に関する情報提供)を示し、取組の推進と周知を求める通知である。

『子ども・子育て支援法に基づく支給認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について』の一部改正について(平成30年7月20日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知府子本第744号、30文科初第611号、子発0720第1号)は、子どものための教育・保育給付のための支給認定における優先利用の対象となる児童として、「虐待またはDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合」が挙げられ「家庭での養育が困難または適当でない児童についても、児童福祉法に基づき、必要な措置を講じる義務がある」こと及び「社会的な養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含む」ことが追記された旨の通知である。

⑤ 児童相談所による対応全般

「児童虐待防止対策における対応上の主な留意点について」(平成31年2月28日厚生労働省子ども家庭局長通知子発0228第1号)は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」等を受け、とくに児童相談所における被害児童の保護等について適切な対応が図られるよう、一時保護解除後の家庭復帰、通告の情報源の秘匿、転居した場合の児童相談所間の情報共有を主な留意点として示す通知である。

⑥ 児童相談所運営指針の改正

平成29年の「児童相談所運営指針の改正について」(平成29年3月31日厚生労働省児童家庭局長通知雇児発0331第45号)は、平成28年に児童福祉法等の一部が改正されたことを受けて、その内容の了知及び管内市区町村、関係機関、関係団体への周知を求める通知である。

平成30年の「児童相談所運営指針の改正について」(平成30年1月12日厚生労働省子ども家庭局長通知子発0112第1号)は、児童福祉法及び児童虐待防止法の改正法が2018年4月2日に施行されることを踏まえ、標記の指針の一部を改正した旨の通知である。主な改正点は、接近禁止命令の適用範囲の拡大、本改正法により新たに制度化された2か月を超える一時保護の継続に対する家庭裁判所の承認に関する手続、児童福祉司指導に対する家庭裁判所の勧告に関する事項であり、その他、行政処分としての措置を書面で行う場合には、保護者に対する不服申立て方法の教示に加えて、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てをしたい旨の申出があった場合の不服申立て方法等に関する教示、家庭養育優先の原則に基づく援助方針の策定、実施等に関する改正が行われた旨の通知である。

「一時保護ガイドライン」に関する通知の発出に伴って「児童相談所運営指針」が改正された(「児童相談所運営指針の改正について」(平成30年7月6日厚生労働省子ども家庭局長通知子発0706第5号))。

「児童相談所運営指針の改正について」(平成30年7月20日厚生労働省子ども家庭局長通知子発0720

第3号)は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられ、「転居した場合の児童相談所間の情報共有の徹底」、「子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底」が盛り込まれたことに伴う標記指針の一部改正である。主な改正点としては、児童心理司の資格、他の児童相談所へのケース移管および情報提供、48時間以内に子どもの安全確認ができない場合の対応、虐待を受けた子どもの一時保護、児童相談所から警察への情報提供等である。

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」(平成30年7月20日厚生労働省子ども家庭局長通知子発0720第2号)は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられたことを受けて、直ちに取り組む事項として「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日厚生省児童家庭局長通知児発第133号)を改正したので、その内容について児童相談所、市町村、関係機関、関係団体への周知を求める通知である。

⑦ 機関連携

i) 情報提供

「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」(平成29年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0331第10号)は、2017年4月1日施行の改正児童福祉法により、従前からの市町村から児童相談所への事案送致に加えて、児童相談所から市町村への事案送致が新設され、事案の状況に応じて、児童相談所と市町村の間での協働・連携・役割分担を適宜適切に行っていくことが望まれているところから、児童相談所と市町村が通告等により受理した「児童虐待」または「児童虐待が疑われる」ケースに関して、共通理解や円滑な情報共有を図り、役割分担を行う指標となる「共通リスクアセスメントツール」の運用に関する通知である。資料として、「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート(例)」及びその「記載上の留意点」、「記載例(市町村が受理した場合、児童相談所が受理した場合)」、「虐待相談・通告受付票」、「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」が付されている。

『「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について」(平成30年7月20日厚生労働省子ども家庭局長通知子家発0720第4号子母発0720第4号)は、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等(特定妊婦を含む)と思われる者を把握した場合の市町村への情報提供に関する取扱いに関して、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を受けて、従前の「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」(平成28年12月16日雇児総発1216第2号、雇児母発1216第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知)の一部を改正し、市町村母子保健部局および学校・教育委員会による要支援児童の早期発見および情報提供等の対応上の留意点を示す。資料として、リスクアセスメントシートを付する。

本通知中の「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」では、要支援児童等の早期把握、迅速な支援のための保健・医療・福祉・教育等の連携体制の構築と、より一層の連携に取り組むにあたり、改正法の趣旨とともに、病院、診療所、児

童福祉施設、学校等ごとに、情報の把握や提供、対応方法等の留意点が示されている。

「学校、保育所、認定こども園及び認可保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 30 年 7 月 20 日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知内閣府子本第 760 号、30 文科初第 601 号、子発 0720 第 8 号）は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を目的に、情報提供の対象となる児童、情報提供の頻度・内容・方法、個人情報保護に対する配慮、機関間での合意等、これら機関による定期的な情報提供に関する指針が定められたので、その周知徹底を求める通知である。

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報共有について」（平成 31 年 2 月 28 日内閣府子ども・子育て本部統括官通知府子第 190 号、文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長通知 30 文科初発 1618 号、厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0228 第 3 号、社会・援護局障害保健福祉部長通知障発 0228 第 3 号）は、2018 年 3 月に東京都目黒区で発生した虐待重大事案を受けて、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議による「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき同名の通知がすでに発出されていたが、2019 年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死事件を踏まえ、さらに情報提供に関する「指針」が定められたので、一層推進すべき取組みとして周知徹底を求める通知である。

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の連携強化について」（平成 31 年 2 月 28 日内閣府子ども・子育て本部統括官通知府子本第 189 号、文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長通知 30 文科初第 1616 号、厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0228 第 2 号、社会・援護局障害保健福祉部長通知障発 0228 第 2 号）は、『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を受けて、児童相談所及び学校における緊急安全確認を実施することとし、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等について、1. 今回の事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項（通告元情報の取り扱い、保護者からの要求への対応、定期的情報共有、研修の充実） 2. ケース対応における留意事項（学校からの通告・相談における連携、保護者への告知方法、一時保護解除後の対応） 3. 児童虐待防止対策の強化を図るべき事項（研修の実施）を内容とする連携上の課題を示し、学校等及び市町村の設置者、市町村・児童相談所が連携し、それぞれの責務の最大限果たすよう求める通知である。

ii) 刑事機関との連携

「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」（平成 30 年 7 月 20 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0720 第 2 号）は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の重点対策として児童相談所と警察の情報共有の強化に取り組むものとされたことを受けて、情報共有を行う事案の明確化や共有する情報の基準、平素からの連携等、連携強化のために推進すべき取組みについて説明する通知である。

「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連

携強化の推進について」(平成 30 年 7 月 24 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0724 第 1 号)は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を受けて、児童相談所、警察、検察の三機関間の連携強化をさらに推進することを目的に、協同面接実施後の情報共有ならびに児童相談所、警察および検察との連携強化を求める通知である。同旨の通知が、法務省刑事局(平成 30 年 7 月 24 日最高検刑第 38 号)および警察庁(平成 30 年 7 月 24 日警察庁丁刑企発第 47 号、丁生企発第 490 号、丁少発第 165 号、丁捜一発第 83 号)として、以下のように発出されている。

「警察及び児童相談所との情報共有の強化について(通知)」(平成 30 年 7 月 24 日最高検察庁刑事部、最高検察庁公判部長通知最高検刑第 38 号)は、児童虐待事件において刑罰権を適切に行使するとともに、再犯により児童が繰り返し被害を受けることがないようにするとの観点から、警察および児童相談所との情報共有が重要であるとの趣旨にもとづき、代表者聴取(協同面接)を実施した後においても、事件処分の際に警察および児童相談所との間で行う打合せ等を適宜に、必要かつ相当と認められる情報を提供するとともに、必要な情報を入手するなどをして、情報の共有が図られるよう求める通知である。

「児童虐待事案に係る代表者聴取における検察及び児童相談所との更なる連携強化の推進について」(平成 30 年 7 月 24 日警察庁刑事局刑事企画課長、生活安全局生活安全企画課長、生活安全局少年課長、刑事局捜査第一課長通知丁刑企発第 47 号、丁生企発第 490 号、丁少発第 165 号、丁捜一発第 83 号)は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において、「協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進」が取りまとめられたことを受けて、情報共有その他の連携をさらに強化するため、下記の取組みの推進を求める通知である。

a) 代表者聴取実施後の情報共有

代表者聴取を実施した事案について、警察、検察及び児童相談所の三機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。打合せの機会等に、警察が把握している情報の提供を求められた場合には、必要かつ相当と認められる範囲において、適切に対応すること。

b) 警察、検察および児童相談所の連携強化

都道府県警察本部、地方検察庁および都道府県の児童福祉主管部局による連絡会議を実施するなどの方法により、各地の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。

「児童虐待への対応における警察との情報共有に係る留意事項について」(平成 30 年 8 月 30 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0830 第 1 号)は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を受けて、児童相談所および市区町村から警察に対する情報提供等における留意事項の了知と管内の児童相談所及び市区町村への周知を求める通知である。

iii) 配偶者暴力相談支援センターとの連携

「配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について」(平成 31 年 2 月 28 日内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知府共 154 号子発 0228 第 5 号)は、千葉県野田市で発生した児童虐待事案への対応を受け、児童虐待と DV の特性、相互の関係に留意し、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが対応を共有し、適切に対処することを求める通知である。婦人相談

所においては、一時保護の勧奨や DV 被害者と子どもの同時保護が望ましいとし、それができない場合における子どもの一時保護のための児童相談所との連携、一時保護に至らない場合の引き続きの相談支援、情報共有等の対応等とすることを求めている。

iv) 市町村との連携

『市町村子ども家庭支援指針』（ガイドライン）の一部改正について」（平成 30 年 7 月 20 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0720 第 7 号）は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえ、平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 47 号の同名の通知を改正した旨の通知である。改正箇所は以下のとおりである。

- a) 通告受理後 48 時間以内に対象となる子どもの目視確認ができず、関係機関においても安全確認が行えないケースについて、児童福祉法 25 条の 7 第 1 項第 1 号および同条第 2 項第 1 号に基づく市町村から児童相談所への事案送致を行うこと
- b) 当該家庭が転居した場合のケースの移管とその対応方法
- c) 警察と市町村との情報共有及び連携、警察と要保護児童対策地域協議会との連携

v) 司法関与

「児童福祉法第 28 条に基づく審判前の勧告等について」（平成 30 年 7 月 20 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0720 第 9 号）は、平成 28 年児童福祉法等の改正により、被虐待児の保護者に対する指導への司法関与が強化され、在宅での養育環境の改善にも資することから、改正された司法関与制度の趣旨・概要および指導勧告を求めるケース、児童相談所から家庭裁判所への上申書の提出等について説明し、これを活用するよう児童相談所、市区町村、関係機関、関係団体に対し周知を求める通知である。

⑧ 一時保護

「一時保護ガイドラインについて」（平成 30 年 7 月 6 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0706 第 4 号）は、子どもの権利擁護、安全確保、学習権の保障等、一時保護に関して指摘されている問題の解決に向け、社会的養育ビジョンにおける見直しの必要性の指摘を踏まえ、自治体や関係者が進むべき方針の共有、一時保護の適切な実施、実効ある見直しを進めることを目的として、児童相談所運営指針の一時保護に関連する記載を削除し、一時保護ガイドラインを作成したので、内容についての了知と、児童相談所、市区町村、関係機関、関係団体に対する周知を求める通知である。これに伴って、「児童相談所運営指針」が改正された（「児童相談所運営指針の改正について」（平成 30 年 7 月 6 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0706 第 5 号））。

⑨ 児童相談所・市町村の体制強化

i) 児童相談所設置自治体の拡大

「児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について（依頼）」

(平成 30 年 7 月 20 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発第 6 号) は、2016 年 6 月の改正児童福祉法により、中核市に加え特別区にも児童相談所を設置できるようにされたことを受け、全国の知事、指定都市市長、児童相談所設置市市長、中核市市長、施行時特例市市長および特別区区長宛に、児童相談所設置に向けた支援策の具体的内容を示し、各市区においては児童相談所設置に向けた検討を進め都道府県と児童相談所設置に向けた協議を実施すること、都道府県等においては、市区が児童相談所設置に向けた検討を行う際には、本通知の支援内容を踏まえ必要な支援を行うとともに、市区と児童相談所設置に向けた協議を実施するよう求める通知である。

ii) 児童相談所における専門性の強化

「児童相談所等における専門性強化の取組促進について」(平成 30 年 7 月 20 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0720 第 4 号) は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられ、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の体制、専門性のさらなる強化が求められることとなったことを受けて、児童相談所の体制、専門性の強化に向けた取組みが促進されるよう、児童相談所における職員の専門性確保の重要性、義務化された研修の着実な実施、民間等で実施されている全国研修の活用、研修実施等の際に活用可能な予算制度等について整理し、その内容の周知と児童相談所の体制、専門性の強化に向けた一層の取組みを求める通知である。

「児童相談所における専門人材の確保等について(協力依頼)」(平成 30 年 7 月 20 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0720 第 5 号) は、社会福祉士会、全国私立保育園連盟、精神保健福祉士協会、臨床心理士資格認定協会、日本保育協会等の団体に対して、児童相談所による児童虐待対応力強化のため、児童相談所の専門人材の確保への協力、支援を求める通知である。あわせて、児童虐待分野に関する研修等による取組みの推進、障害分野・高齢者分野などに携わる者については、複合的な課題がある家庭の子どもが関連する場合、市町村や児童相談所などと速やかに連携する等、児童虐待対応の推進に配慮を求めている。

『児童虐待防止対策体制総合強化プラン』(新プラン)に基づく人材確保に向けた取組について」(平成 31 年 2 月 28 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0228 第 4 号) は、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)が決定され、地方自治体に、2019 年度から 2022 年度までの計画の策定、地域における相談体制と専門性強化を求められることになったことを受けて、「児童虐待死の再発を防止する厚生労働省・文部科学省合同プロジェクトチーム」が、新プランで掲げる専門職の確保および専門性強化について留意すべき事項を決定し、各都道府県等に下記の必要な対応を求めた。

a) 児童相談所関係

- ・児童相談所配属経験者の再配置、児童相談所 OB 職員の再任用等を積極的に行うこと
- ・専門職の確保および専門性強化に資する予算制度を積極的に活用し、児童福祉司の専門職採用、専門性の高い人材の育成を計画的に進めること
- ・里親委託の着実な推進を図るため、積極的に里親養育支援経験を児童福祉司に任用すること
- ・個々の児童福祉司等が必要な専門性を確保できるよう人事異動サイクルの見直しを行うこと

- ・児童福祉司等について、児童相談所設置自治体間での人事交流や児童相談所・市町村間での人事交流を積極的に行うこと

b) 市町村関係

- ・子ども家庭総合支援拠点の「立ち上げ支援マニュアル」の作成
- ・市町村に対し、「立ち上げ支援マニュアル」を活用し、学識経験者等のアドバイザーによる技術的助言の実施
- ・平成 31 年度予算案における開設準備経費（開設期間中の人件費、改修費）の計上
以上の施策を通じて、市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置促進を全面的にバックアップすること。

⑩ 居所不明児童・安全確認・緊急把握

i) 居所不明児童等調査依頼

「児童相談所運営指針の改正について」(平成 30 年 7 月 20 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0720 第 3 号) は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられ、「転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底」、「子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底」が盛り込まれたことに伴う標記指針の一部改正に関する通知である。その他、児童心理司の資格、虐待を受けた子どもの一時保護、児童相談所から警察への情報提供に関する改正が定められた（再掲）。

「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児などの緊急把握の実施について（依頼）」(平成 30 年 7 月 20 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0720 第 3 号) は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受けて、乳幼児健診未受診、未就園、不就学等で、安全を確認できていない子どもの情報を市町村において緊急に把握して子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的に、緊急把握の実施方法、安全確認状況報告の書式、回答の留意事項等を示す通知である。

『「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について」(平成 30 年 7 月 20 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0720 第 4 号、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知子母発 0720 第 4 号) は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえ、これまでの「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」(平成 28 年 12 月 16 日付け雇児総発 1216 第 2 号、雇児母発 1216 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知) の一部を改正し、就学時健診で要支援児童を発見した場合の対応について追加した旨の通知である。

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」(平成 30 年 7 月 20 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0720 第 5 号・子母発 0720 第 3 号) は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」により、子どもの命を守ることを第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう緊急に対策を講じることとされたことを受けて、これまでの同趣旨の通知に

示された取組みの推進を求めるとともに、新たに、

- a) 保健・福祉サービスや学校保健を受けていない家庭等、虐待発生リスクが高い家庭への対応
- b) 転居への対応等

を求めた通知である。資料として、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成 25 年 6 月 11 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）及び「こどもスマイル 100%プロジェクトの取組」（兵庫県明石市）を付する。

「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について（依頼）」（平成 31 年 2 月 14 日内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課、初等中等教育局児童生徒課、高等教育局専門教育課、厚生労働省子ども家庭局保育課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）は、『児童虐待対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」に基づき、学校・教育委員会、保育所および地域型保育事業の事業所、認定こども園、障害児通所支援事業所ごとに、点検対象児童、点検方法、結果報告等を記載した要領を定め、点検結果の取りまとめ、都道府県教育委員会指導事務主管課等への報告を求める事務連絡である。

「児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認について（依頼）」（平成 31 年 2 月 14 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）は、『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」において、児童相談所が在宅で指導しているすべての虐待ケースについて、緊急に安全確認を行うこととされたことを受けて、対象児童の安全確認を行い、必要に応じて援助方針の見直し等の対応を求めるものである。別添の「児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認について」では、安全確認の対象児童、対象期間、結果報告（児童、保護者の状況確認、援助方針の見直し状況、警察への情報提供）の回答方法等が示されている。

『乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（依頼）』のフォローアップの実施について（依頼）」（平成 31 年 3 月 1 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0301 第 2 号）は、子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0720 第 3 号により依頼された調査では安全確認ができなかった子どもの数が全国で 2,936 人となっていることから、引き続き、当該子どもの安全確認の取組状況について把握するため、平成 31 年 3 月 1 日時点の状況をあらためて調査することを求める通知である。

ii) 居所不明児童等調査結果

a) 「平成 29 年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果」

平成 29 年 6 月 1 日時点：市町村が所在等の確認が必要と判断した調査対象児童＝1,183 人

平成 30 年 5 月 31 日までに所在等が確認できた児童＝1,155 人（97.6%）

平成 30 年 6 月 1 日時点：居住実態が把握できない児童＝28 人（2.4%）

平成 28 年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童＝28 人のうち 8 人

所在等を確認できた際の虐待又は虐待の疑いの有無

「出国確認」以外の方法で所在等を確認できた 655 人の状況

虐待あり＝44 人（6.7%）

「虐待又は虐待の疑いあり」とされた 44 人については、全て市町村又は児童相談所の支援等が行われた。

b) 「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査結果」

<調査対象児童>

- ・未就園で、福祉サービス等を利用しておらず、関係機関による安全確認ができない児童（未就園）（新規調査対象）
- ・乳幼児健康診査等の乳幼児を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、関係機関による安全確認ができない児童（健診未受診）
- ・学校へ通園・通学しておらず、関係機関による安全確認ができない児童（不就学等）
- ・児童を対象とした手当の支給事務、必要な各種届出や手続を行っておらず、関係機関による安全確認ができない児童

<平成 30 年 11 月 30 日時点における安全確認の状況>

- ・安全確認ができた児童 12,334 人（80.8%）
- ・安全確認ができた児童のうち、「虐待あり等」とされた児童 143 人（1.2%）（内訳、未就園 95 人（66.4%）、健診未受診 13 人（9.1%）、不就学等 21 人（14.7%）、児童手当などの支給事務に必要な届出や手続を行っていない 14 人（9.8%））
- ・11 月 30 日時点で安全確認ができていない児童（2,936 人）については、全て調査を継続中

c) 「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査再フォローアップ結果」

平成 31 年 3 月 1 日時点で確認ができていない児童 426 人

平成 31 年 4 月 8 日時点での安全確認の状況

- ・確認ができた児童 365 人（85.7%）
 - ・確認ができた児童のうち、「虐待あり等」とされた児童 4 人（内訳、未就園 1 人、健診未受診 1 人、不就学等 2 人）
 - ・確認ができていない児童 61 人
- 確認ができていない児童は、全て入国管理局へ出入（帰）国記録照会、警察への捜索願の提出、自治体等継続調査の方法により調査を継続中

⑪ 社会的養護

i) 社会的養育推進計画

『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（平成 30 年 7 月 6 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0706 第 1 号）は、2016 年および 2017 年に児童福祉法等の一部が改正され、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」による「新しい社会的養育ビジョン」が策定されたことにより、「家庭養

育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められたため、既存の都道府県推進計画を全面的に見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画を 2019 年度末までに策定するよう求める通知である。あわせて、策定上踏まえるべき基本的考え方や留意点などをまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示された。

ii) 被措置児童等虐待

「児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について」（平成 30 年 4 月 27 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0427 第 1 号、同省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知障発 0427 第 1 号）では 2019 年 4 月に公表された児童福祉施設内の性的問題に関する実態調査において、2017 年度の 1 年間で、全国で約 700 件の報告があり、1,000 人を超える子どもが当事者になっていた。この結果と児童養護施設等における入所児童間の性的暴力等の未然防止の重要性を踏まえて児童福祉施設等がとるべき取組みが以下の通り示された。

1. 発生防止のための取組みとして、日頃から子どもの変化等への気付き、施設全体での取組み
2. 児童養護施設等における子ども間の性的暴力等の事案への対応として、被措置児童等虐待対応や施設職員以外の者の関与等の仕組みの中で、子どもから都道府県担当課やその他の窓口に安心して相談できるよう、各施設において子どもへの周知・説明に関する取組み
3. 子どもへの周知・説明に関する取組み例として、性的暴力の特性に配慮した「子どもが安心して相談しやすい環境」の整備、とくに同じ施設の子どものからの性的暴力の場合には、丁寧な周知や説明が必要であり、そのための取組み例（子どもの権利ノート、意見箱、施設外の相談先の掲示等）

iii) 里親

「里親の登録業務の適正な実施について」（平成 30 年 3 月 9 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0309 第 2 号）は、平成 30 年 4 月より、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（平成 28 年法律第 110 号）が施行されることを踏まえ、養子縁組あっせん事業の許可における欠格事由等の確認方法について、「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成 30 年 3 月 9 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0309 第 1 号）において整理を行い、「児童相談所運営指針」においては、児童福祉法に基づく里親の登録について、里親希望者が欠格事由に該当しないことの確認の方法についても改めて整理を行ったことから、里親の登録業務の適正な実施を求める通知である。

『『フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン』について』（平成 30 年 7 月 6 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0706 第 2 号）は、2016 年改正児童福祉法で、家庭養育優先原則が明記され、都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）が具体的に位置付けられたことに加え、「新しい社会的養育ビジョン」では、里親委託率の向上に向けて、里親を増やすとともに、質の高い里親養育を実現することが求められたことを受けて、都道府県（児童相談所）が行うべきフォスタリング業務の実施方法および留意点等を示すとともに、当該業務を民間機関に委託

する場合における留意点及び民間機関、児童相談所との関係の在り方等について示す通知である。

iv) 児童福祉施設—機能強化

『乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方』について（平成 30 年 7 月 6 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0706 第 3 号）は、2016 年の児童福祉法等の一部改正、2017 年 8 月公表の「新しい社会的養育ビジョン」において、乳児院や児童養護施設については「家庭養育優先原則」のもと「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援とともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を図ることにより、さらに専門性を高めていくことが求められたため、乳児院・児童養護施設において、円滑にこれらの取組みを進められるよう、施設および自治体関係者向けのマニュアルや参考資料として、「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」をまとめた旨の通知である。

v) 養子縁組—養子縁組あっせん

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（平成 28 年 12 月 16 日法律第 110 号）の成立により、民間あっせん機関による養子縁組あっせん関係の通知が多数発出されている。

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令」（平成 29 年 11 月 27 日、平成 29 年政令第 290 号）は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行に伴い、同法 8 条 4 号、26 条 3 号において政令で定めるとされる事項、その他、施行期日、経過措置について定める。

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則」（平成 29 年 11 月 27 日厚生労働省令第 125 号）は、民間機関による養子縁組あっせん法における許可申請書、許可基準、手数料、許可証、変更の届け出、事業の廃止、事業報告、養親希望者研修、児童の父母の同意書等の詳細について定める省令である。

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について」（平成 29 年 11 月 27 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発 1127 第 4 号）は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律が成立・公布され、施行期日令、関連の施行令、施行規則、指針等が示され、施行することになったので、これらの内容を詳細に説明し、その周知徹底を求める通知である。

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第 12 条の厚生労働大臣が定める基準」（平成 29 年 11 月 27 日厚生労働省告示第 342 号）は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則 12 条において厚生労働大臣が定める事項（養親希望者研修を行う機関、法人研修内容）を明示する。

「民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針」（平成 29 年 11 月 27 日厚生労働省告示第 341 号）は、民間機関が適切に養子縁組のあっせん業務を行うために、養子縁組に関する基本的な考え方、児童の父母等に対する相談・支援の意義と遵守事項（児童の父母による養育の可能性の模索、父母の同意を得る際の遵守事項）、縁組希望者による児童の養育、縁組成立後の支援、手数料の徴収、業務の適正な運営のための体制等に関するガイドラインを示す。

「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成 30 年 3 月 9 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0309 第 1 号）は、民間機関による養子縁組あっせん法においては、暴力団員と関係を有する事業者をあっせん事業から排除する必要があるところから、養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施を求める通知であり、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長からは「民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業からの暴力団排除の推進について」（平成 30 年 3 月 9 日付け警察庁丁暴発第 70 号）が発出されていることを付記する。

「児童相談所運営指針の改正について」（平成 30 年 3 月 30 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0330 第 5 号）は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護に関する法律が、平成 30 年 4 月 1 日に施行されることを踏まえて標記指針を改正し、児童記録票の保存期間、児童相談所と民間あっせん機関との連携協力の内容及び方法を明示する通知である。

（吉田恒雄）

3. 判例の動向

（1）児童福祉法

司法統計年報によれば、児童福祉法 28 条 1 項事件および 2 項事件（期間更新）の新受件数は、2017 年 421 件（1 項：288 件、2 項：133 件）、2018 年 534 件（1 項：372 件、2 項：162 件）、2019 年 596 件（1 項：493 件、2 項：103 件）、2020 年 627 件（1 項：481 件、2 項：146 件）、で推移している。

さらに、最高裁判所の公表資料によれば、児童福祉法 28 条 1 項事件の終局割合は、2017 年：認容 74.7%、却下 5.8%、取下げ 18.8%、その他 0.7%（最高裁判所・2018：4 頁）、2018 年：認容 76.7%、却下 2.0%、取下げ 20.7%、その他 0.5%（最高裁判所・2019：4 頁）、2019 年：認容 77.9%、却下 5.3%、取下げ 15.4%、その他 1.4%（最高裁判所・2020：4 頁）、2020 年：認容 75.0%、却下 2.4%、取下げ 21.8%、その他 0.8%（最高裁判所・2021：4 頁）であった。また、28 条 2 項事件の終局割合は、2017 年：認容 98.0%、却下 2.0%、取下げ 0%、その他 0%（最高裁判所・2018：4 頁）、2018 年：認容 89.1%、却下 1.3%、取下げ 9.6%、その他 0%（最高裁判所・2019：4 頁）、2019 年：認容 89.3%、却下 0.9%、取下げ 8.9%、その他 0.9%（最高裁判所・2020：4 頁）、2020 年：認容 94.8%、却下 0%、取下げ 3.7%、その他 1.5%（最高裁判所・2021：4 頁）であった。

今期の公表例は、児童福祉施設入所又は里親委託措置の承認審判申立事件（児童福祉法 28 条）が 3 件、引き続いての一時保護承認審判申立事件（児童福祉法 33 条 5 項）が 2 件ある。

① 28 条審判事件

児童福祉法 28 条事件について、2 件の認容例と 1 件の却下例が公表されている。

大阪高裁決定平成 29 年 12 月 15 日【判例 1】は、「揺さぶられっ子症候群（SBS）」が問題となった事案であり、児童に生じた急性硬膜下血腫等に対する保護者の関与の可能性が高いことを認めつつ、保護者による監護が著しく児童の福祉を害するということはできないとして申立てを却下した原審判を取り消して、乳児院又は児童養護施設への入所措置を承認した。本件高裁は、父母が揺さぶりその他の外力によって児童の受傷を生じさせたとみるのが自然であるとし、父母の監護能力や監護体制には一時保護以前から問題があり、現時点においても児童の身体に対する危険の再発防止のための具体的な方策を講じることができているとはいえないことが認定された。「揺さぶられっ子症候群」をめぐることは、刑事裁判において、被告人の暴行によって受傷した可能性がないことが合理的疑いをいれない程度に証明されているとはいえないとして無罪を言い渡した判決（大阪高裁判決令和 2 年 3 月 13 日裁判所ウェブサイト）があり、後述する引き続いての一時保護承認審判事件においても、児童を家庭から一時的に引き離す必要がないこと、引き続き一時保護を行うことが、児童相談所長において裁量権を逸脱又は濫用していることを理由として、申立てを却下した事例（東京高裁決定令和 2 年 10 月 5 日 Westlaw Japan 文献番号：2020WLJPCA10056001）があるなど、その証明は困難である。本決定は、揺さぶりによる外傷の事実を明確にしていらない一方で、父母の監護能力や監護体制の問題状況を踏まえて、措置の承認をした点で注目されるものである。

水戸家裁審判平成 30 年 5 月 28 日【判例 3】は、自閉症スペクトラムの疑いがあり、二次障害を起こしている児童の児童心理治療施設への入所措置を承認した事例である。本件では、実父および養母による虐待や監護懈怠があったとまでは認められないとする一方で、実父の児童に対する接し方が強圧的であること、児童に自閉症スペクトラムの傾向があり、心的外傷を負っていること、実父および養母がこのことを理解しないまま児童に接する可能性が高いことなどの事情を総合的に考慮して、施設入所を承認した点に特徴がある。

大阪高裁決定平成 29 年 12 月 26 日【判例 2】は、児童の児童養護施設への入所措置の申立てが却下された事例である。本件では、児童が 3 年間で 3 回の骨折を繰り返しているが、児童が骨形成不全症（骨量の減少による易骨折性や進行性の骨変形を特徴とする遺伝性の骨系統疾患）という国指定の難病であり、身体的虐待の存在が認められないとされた点で注目される。

② 引き続いての一時保護承認審判事件

1947 年の児童福祉法制定時には、期間制限等の定めは置かれなかった一時保護について、2000 年の児童虐待防止法（平成 12 年法律第 82 号）によって、一時保護期間を原則 2 か月とし、児童相談所長等において必要があると認める場合に、引き続き一時保護を継続することができるものとされた（一時保護の有期限化）。2011 年の親権制度の見直しに関する民法等改正（平成 23 年法律第 61 号）により、2 か月を超えて一時保護を継続することにつき、親権者および未成年後見人の同意が得られない場合には、2 か月を経過するごとに、都道府県の児童福祉審議会の意見聴取を経るものとされ、さらに 2016 年の児

童福祉法改正（平成 28 年法律第 63 号）により、一時保護を児童の安全確保と状況確認のために行うこととし、その目的が明確化された。

このように、一時保護制度の改革が続けられてきたところ、2017 年の児童福祉法および児童虐待防止法改正（平成 29 年法律第 69 号）では、児童の保護についての司法関与を強化する目的で、①2 か月を超える一時保護についての家庭裁判所による司法審査の導入（児童福祉法 33 条 5 項）、②虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与の導入（児童福祉法 28 条 4 項、7 項）が実現した。

大阪高裁決定平成 30 年 6 月 15 日【判例 4】および大阪高裁決定平成 30 年 7 月 30 日【判例 5】はいずれも、2017 年改正によって新設された、引き続いての一時保護が承認された事例である。家庭裁判所が引き続いての一時保護を承認するためには、(α)「児童の安全を迅速に確保し適切な保護をはかるため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために一時保護を継続する必要があること」（一時保護継続の必要性）、(β)「引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反すること」の 2 要件を充たす必要がある（谷嶋・2018 年：31-32 頁）。上記 2 裁判例は、いずれもこれらの要件の存在を認定し、一時保護の継続を承認した事例として実務上の参考になる。

【参考文献】

- 阿部純一「平成 29 年改正児童福祉法による親権制限と司法関与」『月報司法書士』589 号（2021 年 3 月）46-54 頁
- 橋爪幸代「児福法 28 条承認における児童の福祉の侵害要件」『民商法雑誌』156 巻 1 号（2020 年 4 月）280-284 頁
- 『改正児童福祉法・児童虐待防止法のポイント（平成 29 年 4 月完全施行）—新旧対照表・改正後条文』（中央法規、2016 年）
- 前田泰「虐待が疑われる生後 3 か月の幼児についての児童福祉法 28 条 1 項に基づく児童福祉施設入所」『私法判例リマックス』59 号（2019 年 7 月）66-69 頁
- 大畑亮祐「2 か月を超える一時保護の司法審査導入に関する諸問題（1）」『家庭の法と裁判』14 号（2018 年 6 月）50-59 頁
- 大畑亮祐「2 か月を超える一時保護の司法審査導入に関する諸問題（2・完）」『家庭の法と裁判』15 号（2018 年 8 月）56-64 頁
- 最高裁判所『親権制限事件及び児童福祉法 28 条事件の概況（平成 29 年 1 月～12 月）』（2018 年 4 月、最高裁判所ウェブサイト）
- 最高裁判所『親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の概況（平成 30 年 1 月～12 月）』（2019 年 4 月、最高裁判所ウェブサイト）
- 最高裁判所『親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の概況（平成 31 年 1 月～令和元年 12 月）』（2020 年 4 月、最高裁判所ウェブサイト）
- 最高裁判所『親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の概況（令和 2 年 1 月～12 月）』（2021 年 4

月、最高裁判所ウェブサイト)

谷嶋弘修「児童虐待の現状・近年の児童虐待防止対策をめぐる法改正について～虐待を受けている児童等の保護についての司法関与を強化する平成 29 年改正法を中心に～」『家庭の法と裁判』13 号(2018 年 4 月) 26-42 頁

(阿部純一)

(2) 民法

司法統計年報によれば、今期の親権制限(親権喪失、親権停止、管理権喪失)に関する事件の新受件数は、2017 年 372 件(親権喪失:118 件、親権停止:250 件、管理権喪失:4 件)、2018 年 397 件(親権喪失:145 件、親権停止:246 件、管理権喪失:6 件)、2019 年 368 件(親権喪失:109 件、親権停止:252 件、管理権喪失:7 件)で推移している。

また、『親権制限事件及び児童福祉法規定する事件の概況(平成 31 年 1 月～令和元年 12 月)』によれば、2019 年の親権喪失事件の終局割合は、認容 29.1%、却下 9.7%、取下げ 55.2%であり、同年の親権停止事件の終局割合は、認容 39.9%、却下 21.1%、取下げ 36.3%であった(最高裁判所事務総局家庭局・2019 年:4 頁)。前期で取り上げられている 2017 年の認容率(親権喪失事件:23.5%、親権停止事件:29.0%)と比べ、今期で 2019 年の親権停止事件の認容率の高さが注目される。

第 9 期の民法に関する公表裁判例は 2 件であり、親権喪失の却下審判が 1 件、この却下審判に対する抗告事件が 1 件であった。神戸家裁姫路支部審判平成 31 年 3 月 15 日【判例 6】は、児童養護施設に入所している女兒の親権者(父)が酒浸りの生活をしており、酩酊状態で施設を訪問して未成年者との面会を強要するなどの問題行為を繰り返しているケースについて、児童福祉法第 28 条に基づく各措置や面会通信や接近の禁止により親権者の問題行動に対応できるため、親権喪失の事由に当たらないと判断され、児童相談所長による親権喪失の申立てが却下された。これに対して、大阪高裁決定令和元年 5 月 27 日【判例 7】は、【判例 6】に対する抗告事件である。高裁は、親権者の犯罪歴や監護の実績に鑑み、親権を行使させると、子の健全な成育のためには著しく不相当と判断し、児童相談所の指導により 2 年程度では改善を期待できず、2 年以内に親権喪失の事由が消滅することが考えられないとし、親権喪失を認めた。親権喪失の原因の有無について、原審と抗告審の判断が分かれた事例として注目される。

【参考文献】

稲垣朋子「児童養護施設に入所中の子の親権者に対する親権喪失を認容した事例」『民事判例』21 号(2020 年 11 月) 114-117 頁

最高裁判所『親権制限事件及び児童福祉法 28 条事件の概況(平成 29 年 1 月～12 月)』(2018 年 4 月、最高裁判所ウェブサイト)

最高裁判所『親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の概況(平成 30 年 1 月～12 月)』(2019 年 4 月、最高裁判所ウェブサイト)

最高裁判所『親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の概況(平成 31 年 1 月～令和元年 12 月)』

(2020年4月、最高裁判所ウェブサイト)

最高裁判所『親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の概況（令和2年1月～12月）』（2021年4月、最高裁判所ウェブサイト）

(白瑞)

(3) 刑事法

第8期および第9期においては、データベースに収録された判例・裁判例の数（児童虐待にかかる刑事事件のもの）がそれ以前と比べて大幅に増加したことが見てとれる。ただし、児童虐待とはまったく別の行為を訴訟の対象とした事件の公判手続の過程で、被告人の被虐待経験が犯行に影響したという点を挙げて、行為の当時における被告人の心神喪失・心神耗弱や量刑における酌量減軽などを主張することが従前にも散見されていたところ、この主張が従前と比べてはるかに増加したという見立てもできる（刑事法分野判例リストを参照）。また、児童虐待にかかる犯罪の被告事件がデータベースに採録されやすくなったという可能性も考えられる（第8期報告書における「判例の動向：刑事法分野」の(3)を参照）。もっとも、近年になって、重度でない傷害を児童に負わせたという事案や、傷害に至らない身体的虐待を——暴行の被告事件として——起訴したという事案が目につくようになったことなどから、児童虐待にかかる犯罪を対象とした刑事裁判は増加する傾向の途にあるものと理解するほうが適切であるように思われる（「法学研究の動向：刑事法分野」の②iii)を参照）。

第8期および第9期においては、以上のような内容の裁判例のほかに、注目すべき特徴を有する裁判例がおおやけにされている。脳障害を行為の結果とする傷害致死ないし傷害の事案において事件性・犯人性の判断にAHT/SBSの知見が用いられたという裁判例も、とみに注目すべき裁判例のタイプの1つであって、事件性や犯人性を争点とする事件の場合にAHT/SBSの論理に根ざした消去法での認定が目立つようになった。このような消去法での認定に対しては、公判の段階で被告人の側から批判を投げかけられることが——とくに第9期の後半に——増加していて、消去法で事件性や犯人性を認定することができないという（すべきでない）理由から無罪の判決に至るケースも出てきている（「法学研究の動向：刑事法分野」の①を参照）。また、準強制性交等の被告事件を扱った名古屋高判令和2年3月12日【判例8】は、被告人である父親から非常に長い期間にわたる日常的な性的虐待を受けてきた娘が独り暮らしを始めたのちに父親から性交されたという事案であったところ、起訴の対象となった行為の当時に娘の側が抗拒不能の状態になかったものと認定して被告人を無罪とした原審の判断に対して、この判断——すなわち、抗拒不能の意義にかかる解釈および本件における娘の状態にかかる事実の認定のそれぞれ——を批判したうえで、原審と反対に抗拒不能の状態にあったものと認定して、有罪の判決を下した。

(岩下雅充)

(4) 行政法

一時保護の違法を争う事例が依然として多いが、里親委託解除の違法を争う事例も増えてきている。
(横田光平)

4. 法学研究の動向

(1) 児童福祉法分野

① 学会の動向

i) 第23回日本子ども虐待防止学会学術集会

「すべては子どもの笑顔のために～守り・育み・社会へ～」を大会テーマに、千葉市で2017年12月2日～3日、第23回日本子ども虐待防止学会学術集会ちば大会が開催された。同大会では、以下のような法学的内容を含むシンポジウム、講演、報告が行われた。

a) 大会企画シンポジウム

「子ども虐待をめぐる行政の今とこれから」では、厚生労働省、文部科学省、内閣府、最高検察庁、警察庁から、児童虐待防止に向けた最新の取組み状況について報告がなされた。

b) 教育講演

「児童福祉法」と題して2016年児童福祉法改正の内容や趣旨の講演が行われ、「児童虐待と少年法」では、少年法が2000年以降の法改正によりどのように変容するか、今後生ずるであろう変化とその影響について解説が行われた。

c) スポンサーセッション

「子どもの最善の利益を保証するために司法が果たす役割とは～イギリスの児童福祉における司法介入から学ぶ～」が開催され、イギリスにおける子どもの権利擁護制度の状況に関する報告を踏まえ、児童相談所長、研究者、社会的養護経験者による意見交換が行われた。

d) 公募シンポジウム

「体罰・虐待予防の効果的施策と子どもの権利を尊重する前向き子育ての普及について」、「特別養子縁組制度の利用促進の在り方を考える」、「子どもの福祉に寄与する保健・医療、福祉の融合とは～改正児童福祉法：保健師の踏ん張りどころ～」、「児童相談所における性的虐待対応と多機関で取り組む『協同面接』の現状と課題」、「海外視察を通して子どもの人権・権利擁護を考える」、「DV被害者の面会交流 その2—別居親と安心して会えるための見立ての必要性—」が開かれた。

【参考資料】

(株) アイデイ編 『日本子ども虐待防止学会第23回学術集会大会プログラム・抄録集』(2017年11月)

ii) 第24回日本子ども虐待防止学会学術集会

「想いをつむぐ」を大会テーマに、岡山市において2018年11月30日～12月1日に第24回日本子ども

も虐待防止学会学術集會おかやま大会が開催された。

a) 大会企画シンポジウム

「司法関与における弁護士の役割」が二つのシンポジウムで取り上げられた。「虐待対応における子どもの意見表明権～子どもの視点で考える児童相談所と所内に設置される弁護士、精神科医のあるべき姿～」では、一時保護の場面において子どもの意見表明権と子どもへの情報提供がどのように確保されているか、子ども自身の話しからその現状を把握し、一時保護における子どもの意見表明の在り方について、弁護士、精神科医、児童相談所関係者による意見交換が行われた。その後、これらの活動について、小野善郎、薬師寺真編著『児童虐待対応と「子どもの意見表明権」一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み』（明石書店 2019 年 12 月）が刊行された。「平成 29 年児童福祉法改正における司法関与～子ども虐待事案における弁護士と裁判所の役割」は、2017 年の児童福祉法改正で導入された「引き続きの一時保護」の司法審査を中心に、日弁連有志により企画されたシンポジウムである。各報告からは、司法関与は、たんなるお墨付きを得る手段としてではなく、ケースワークのために司法関与制度をどのように位置付けるか、保護者指導の実効性をどう高めるかといった、児童相談所本来の機能を活かすためのものと捉えられるべきとの共通認識が見られた点が注目される。

b) 公募シンポジウム

「真に、私たちは当事者の声を聴いているのでしょうか？—当事者の意見表明・参画の保障」、「これからの協同面接の在り方を子どもの視点で考える～子どもが話してよかった経験になるように～」と子どもの意見の聞き取りについて二題のシンポジウムが開催された。

2007 年の児童福祉法改正により中核市にも児童相談所を設置することができるとされ、2016 年改正ではこれに加えて特別区も設置できることになったことを受けて、「特別区及び中核市における児童相談所設置の意義と展望『わが自治体の子どもはわが自治体が守る』」がもたれた。

2016 年の児童福祉法改正により、原則として児童相談所に弁護士が配置されることとされたが、そのうち、常勤弁護士配置については「児童相談所常勤弁護士—最前線！～各地の事例をもとに常勤弁護士配置を考える」が、弁護士配置の態様については「児童相談所における弁護士の役割と位置づけはどうあるべきか」をテーマに「子どもの虹情報研修センター」による調査報告を素材に意見交換が行われた。

その他、「体罰・虐待予防の効果的施策と前向き子育ての普及について」や「社会経済的要因としつけのための体罰の関連について」（口頭発表）が、体罰禁止の法定化を視野に入れて開催された。社会的養護に関しては、「2016 年児童福祉法改正後の新たな乳児院の在り方—子どもの最善の利益保障をめざす乳児院の機能転換の試みから」において、家庭養育優先原則の法定化を受けて、これまで施設内養育を中心に業務を行ってきた乳児院が今後果たすべき役割について検討された。

【参考資料】

(株)メッド編『日本子ども虐待防止学会第 24 回学術集會おかやま大会 プログラム・抄録集』2018 年 10 月

iii) 日本子ども家庭福祉学会第 18 回大会

2016 年 10 月 1 日特別企画シンポジウムとして、「新たな子ども家庭福祉のあり方を考える—児童福祉法改正を巡る考え方と方向性—」が企画・実施された。このシンポジウムでは、2016 年児童福祉法等の一部改正について、改正作業に関わった研究者、医師、弁護士および児童相談所関係者から、同改正の背景、議論の経緯、改正法の問題点が報告されるとともに、施行後の課題、同改正の積み残し課題や今後の立法の方向性等が示された（日本子ども家庭福祉学会・2016）。

② 図書

本澤巳代子編『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』本書は、欧米諸国で「家族政策」として論じられている家族に関わる諸施策を、日本でも横断的・総合的に展開すべきであるとの問題意識から企画されてきた「家族のための総合政策」の 4 巻目として、刊行されたものである。とくにわが国におけるこれまでの家族関係の諸政策が、大人中心の子育て支援に偏るなど、大人中心の議論が展開されてきたことへの反省も込めて、困難な状態にある女性と子どもの問題を中心に、家庭内の虐待・暴力と貧困問題が取り上げられている。収録された論文は、比較法研究として日本、韓国、中国、イギリス、ドイツ（民事法および刑事法）が、「近親者による虐待・暴力と子どもの貧困」については、ドメスティックバイオレンス、子どもの成長リスクの予防と家族支援、被虐待児の参加する権利、就学義務制度と虐待防止、失業と家族の貧困、子どもの権利保障と支援について、日独の研究者が執筆している。各国の虐待防止法制度の特徴が詳細に論じられ、虐待問題と密接に関連するさまざまな事項が取り上げられるなど、現在の虐待問題が多角的に検討されている（本澤・2017）。

岩志和一郎編『児童福祉と司法の間の子の福祉—ドイツにみる児童虐待防止のための諸力連携—』本書は、これまで編者が行ってきた、わが国とドイツの比較児童福祉法制研究の成果の一部であり、ドイツにおける児童虐待対応の実証研究を主たる内容としている。すなわち、ドイツ側研究者がドイツ全体を対象とした少年援助と司法に関する調査から得られた知見と、編者が独自に行ったベルリンでの実務に関する調査による知見を展開し、ドイツと比較して、わが国が行政による措置承認により親権制限がなされることに疑問を呈し、親権制限については本来実体親権法で示されるべき問題であると結論付けている（岩志・2018【文献 1】）。

③ 論文・報告書

i) 法改正

a) 2016 年児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年 6 月 3 日法律第 63 号）

(ア) 改正法の解説

本法改正について、改正に関与した行政担当者による論考（吉田真理・2017）は、2 か月を超える一時保護の承認や児童相談所による親への指導に関する裁判所による審判前の勧告等の制度が新設された 2016 年児童福祉法改正について解説する。関係副大臣会議や専門委員会、子どもの貧困対策委員会での議論等の背景と経緯を概説し、改正法の内容である①児童福祉法の理念の明確化 ②児童虐待の発

生予防 ③児童虐待発生時の迅速・的確な対応 ④被虐待児への自立支援を柱に詳述し、資料として参議院附帯決議を掲載する。

(イ) 改正法の意義と課題

改正法の意義と課題を論じるものとして、才村論文(才村・2017)は、改正の背景と経緯、改正法の内容とその意義を紹介し、今後の課題として児童相談所については介入機能と支援機能の分離や一時保護の理念の明確化、混合処遇の問題をあげる。市町村については虐待対応職員の配置基準の明確化と専門性の確保が喫緊の課題であるとする。下山論文(下山・2017)は、地方自治法との関係で、児童福祉司の配置基準が「政令で定める基準を標準とする」点や児童相談所から市町村へ「送致される」ケースに関する財政負担の在り方などを論じるなど、地方自治・地方自治法の観点から、今後さらに深めるべき論点を示す。

(ウ) 弁護士役割および弁護士配置

2016年の児童福祉法改正について、厚生労働省・最高裁判所関係者、弁護士、保健師による論考からなる特集が組まれた(ぎょうせい・2017)。

本特集所収の磯谷文明「児童虐待の現状と改正法の意義・課題」は、2011年の民法等の改正、2016年の児童福祉法等の改正の経緯と概要を解説し、司法関与に関する議論と課題を提示する。2017年の児童福祉法改正については「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」での議論を紹介し、全体として「一応、司法関与を強化したかたちをとりながら、実務への衝撃を最小限に抑えた」と評価する一方で、今後は「子どもを守れる体制の構築を先行すべき」とあると指摘する。厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室「虐待を受けている児童等の保護についての司法関与の強化等」は、2017年児童福祉法等の改正について、厚生労働省担当者が、改正の経緯と背景に続いて改正法の内容を詳述する。最高裁判所からは、石井芳明・草野克也「児童虐待に関連する家事事件の概況と改正法の施行に向けた課題」が、児童虐待に関連する家事事件の概況(親権制限事件および児童福祉法28条事件)と改正法の施行に向けた課題について解説する。施行に向けた課題として、「保護者に対する都道府県への指導勧告」および「引き続いての一時保護についての承認」の2点を論じ、とくに後者については、一時保護件数が増加する中、児童相談所との連携にもとづく迅速な判断が求められるとの認識が示されている。母子保健の立場からは、中板育美「児童虐待の予防のための妊娠期・保護者支援の体制と姿勢」が、子どもの健全育成と子育て支援、虐待予防のための、一体的で切れ目のない支援体制とその運用のポイントについて論じる。とくに支援関係の形成が難しい親に対しては、親の精神的な負担を軽減する援助なしに行われる上からの指導や助言は、かえって親のストレスを増やし、心を閉ざす弊害の方が多いいことを指摘し、「養育能力の低い傷つきやすい親たちが、こころのドアを開けてくれる姿勢、技術を私たちは共有し、より密な連携に活かしたい」と述べる。改正法を実のあるものするために必要な支援者の視点として重要である。弁護士の立場から、岩佐嘉彦「児童虐待への迅速・的確な対応に向けた取組」は、児童相談所および市町村の対応強化を中心に改正法の内容およびその位置付けについて論じる。市区町村子ども家庭総合支援拠点については、専門性を備えた人員(とくにソーシャルワーカー)の質・量の確保および既存の支援体制相互の関係性をわかりやす

く整理することが必要であるとし、児童相談所の設置、スーパーバイザー等の職員の強化、地域の事情に応じた専門職の配置、児童相談所の調査権限等について法的課題をとりあげている。最後に、ソーシャルワーカーとしての専門性、アイデンティティを備えた人材の確保といった基本問題の検討の重要性を強調する。

司法関与に関する改正について、弁護士の役割を論じる特集が組まれた。「特集 児童虐待事案に関する司法・弁護士の役割」（日本弁護士連合会・2018年）は、常勤弁護士、非常勤弁護士、自治体内弁護士、外部弁護士といった、それぞれの立場から児童虐待事案にさまざまな形でかかわる弁護士の具体的な取組を紹介し、弁護士の役割について今後の在り方を検討する。稲毛正弘「児童福祉法・児童虐待防止法の概要と近時の改正について」は、同法の概要および近時の改正を概説し、濱田雄久・藤田香織「児童虐待における司法判断と求められる司法関与」は、とくに家庭裁判所の手続として、臨検捜索、児童福祉法28条審判をとりあげ、2017年改正による一時保護への司法関与、28条審判における裁判所による勧告制度の課題を論じている。まとめとして、これまでの法改正が場当たりのなものであったところから、児童福祉法と民法の二つの法律の守備範囲、整合性を意識した議論が必要であると述べる。土井聡「児童相談所における弁護士の関わり」は、常勤弁護士としての役割を事例に即して紹介し、立法提案として「子どもの声が反映される改正」、「指導ベース」よりは「支援ベース」の協働の充実を求める。高橋直紹「子どもサポート弁護団の活動について」は、愛知県弁護士会の「子どもサポート弁護団」の設立からその後の経緯を述べ、客観的に子どもの最善の利益を考慮し対応できる等、外部弁護士として児童相談所にかかわる意義を評価する。安井飛鳥「非常勤弁護士としての関わりを通じて考える今後の司法福祉連携のあり方」は、常勤弁護士、契約弁護士と非常勤弁護士との役割の違い、メリット・デメリットを比較し、コミュニティソーシャルワーク機能の補完について述べ、児童相談所と弁護士の連携として、非行ケース、社会的養護でのアフターケアの関わりに言及する。浦弘文「児童虐待問題に関して弁護士ができること～コタン及び自治体内弁護士の視点」は、「子どもシェルター」における弁護士としての活動内容および具体的なケースでの関わりの推移や自治体内弁護士（自治体職員）としての活動内容についてはケース対応の場面、政策立案の場面での関わりについて紹介する。

その他、大塚論文（大塚・2019）は、脳科学の知見からすれば、「近代の刑事責任能力の考え方は、もはやそのままの形では通用しなくなりつつある」との認識のもと、親と児童相談所との対立構造を生み出してしまう『児童保護システム』に疑問を示し、近年、この傾向が強化されてきていることを指摘する。このような状況において、弁護士の役割として、「児童の虐待と少年非行や重大な成人事件との関係について幅広くこれを捉えて、弁護活動を行っていくことが重要である。」と述べ、弁護士による児童虐待の防止、子ども支援の重要性を強調する。

児童相談所における弁護士配置の在り方をめぐって、子どもの虹情報研修センターにより、二度にわたって詳細な調査研究が行われた。子どもの虹情報研修センターによる調査報告（影山他・2017【文献2—1】）は、児童相談所への弁護士の配置状況や弁護士の児童相談所業務への関わり方等を明らかにすることを目的に、全国の中央児童相談所（69ヶ所）を対象に、児童相談所への弁護士配置が規定された改正児童福祉法の施行前である2016年9月5日時点で、①弁護士の配置状況 ②弁護士の採用方法と

雇用形態 ③弁護士に依頼している業務 ④弁護士による相談体制をとるメリット・課題を調査項目として質問紙調査を行い、その結果を考察する。同調査報告の第2報（影山他・2018【文献2-2】）は、法改正後の相談体制等の変化、弁護士の配置形態を踏まえた相談内容や配置上の課題やメリット、今後の在り方を明らかにするために行われた質問紙調査、ヒアリング調査の結果および考察を掲載している。

（エ） 児童福祉法等改正における母子保健の課題

2016年の児童福祉法・母子保健法改正において、母子保健に児童虐待予防の役割が明確にされたことを受けて、施行後、保健師が業務を遂行するにあたり必要とされる視点や連携の構築等に関する特集が企画された（医学書院・2017）。そのうち鈴宮寛子「児童虐待予防を踏まえた母子保健活動に必要な視点とは：法改正を受けて、変わらないものと変わるもの」は、子育て支援センターの運営は母子保健部署が中心になって行うべきこと、母子保健と精神保健を統合した支援の必要性、医療との連携のあり方について詳述する。

（オ） 親のメンタル問題と児童虐待の防止

同法改正に関連して、養育上の課題を抱える養育者への支援の視点を強調する論考として、和泉論文（和泉・2016）は、児童虐待問題が子育て不安と結び付けられ、家庭や社会などの環境に起因するとの認識が強化されることによって、自己の行為を虐待と認識する能力のない親の存在が虐待の予防・対応に関する議論から脱落する危険があることを指摘する。こうした指向は、コミュニケーションに課題を抱える親とかかわる上での課題をとらえきれず、有効な支援とはなりえないとする。行政の課題は、養育者自身の能力上の課題を捉えることができる視点をもった支援者の養成と虐待リスクを抱える家族へのかかわりを支援することであると主張する。

児童虐待防止対策において、親のメンタル上の課題に着目した対応が不可欠であるとの視点は、現段階で虐待予防を実現する上で重要な視点であり、児童福祉の理念を含め、今後さらに深めていくべき課題であることを再認識させるものである。

（カ） 日本子ども虐待防止学会おおさか大会での議論

2016年の児童福祉法等改正について、2016年11月に開催された第22回日本子ども虐待学会おおさか大会では、さまざまな分野からの検討がなされ、その一部が同学会の研究誌に掲載された（日本子ども虐待防止学会・2017）。全体シンポジウム（山縣文治他「全体シンポジウム 児童福祉法改正をめぐって」）は、児童相談所、母子保健、市町村、自立支援といった児童虐待防止の現場から見た改正法の評価すべき点や課題を検討することを目的に開催された。シンポジストによるディスカッションでは、①情報共有の在り方 ②追い込まない保護者支援 ③在宅指導措置の有効化 ④市町村の体制強化 ⑤支援の継続性・連続性の確保 について論じられた。

司法関与をテーマとする弁護士グループによるシンポジウム（藤田香織、石倉尚、大久保さやか「2017年9月大会企画シンポジウム 児童福祉法改正と司法関与：子どものために司法ができること」）では、2017年の児童福祉法改正で予定されている一時保護に対する司法審査制度の導入により、児童相談所のケースワーク機能が疎外されるおそれがあることから、弁護士配置を含め児童相談所の体制整備が必要であること、保護者指導における裁判所命令の導入に関連して、とくに在宅段階での保護者指導の在り

方については、司法関与以外の方法も含めて今後の議論の深まりを期待すると述べるなど、実務的観点に立った検討がなされた。

児童相談所のあり方に関するシンポジウム（才村純他「2017年9月大会企画シンポジウム 児童福祉法改正とこれからの児童相談所」）では、大阪府における組織編成から見えてきたこと、大阪市における特定妊婦・新生児用共通アセスメントシートの取組み、ネグレクトに対する岡山県の取組みが紹介された。

2016年6月の児童福祉法改正で、子ども家庭支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の機能強化、特定妊婦への積極的支援等、予防に向けた体制作りが求められるようになったことを受けて、市町村と児童相談所との協働等をテーマとするシンポジウム（加藤曜子、笹井康治、松本美穂、八木安理子、安部計彦「大会企画シンポジウム 法改正における市町村の支援役割を考える」）では、法改正が市町村に及ぼす影響や、上記の役割の達成に必要な条件、機関連携のあり方、改正法で求められる役割実現のための対応案が、具体的事例を交えて論じられた。

b) 2017年児童福祉法・児童虐待防止法の改正（平成29年6月21日法律第69号）

2017年6月に成立した児童福祉法等の一部改正法の立法作業に関わった厚生労働省子ども家庭局担当者が、児童虐待の現状や課題等の、改正の背景や成立の経緯とともに、児童の保護者に対する指導への司法関与、家庭裁判所による一時保護に対する審査制度の導入といった同改正法の内容を図表も用いて詳細に紹介し、今後の方向性として、地域の相談体制の充実整備、司法関係者との連携の重要性を指摘する（谷嶋・2018）。その他の行政関係者による改正法解説としては、橋本捷太・2018がある。

その他、同改正について厚生労働省に設置された「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」の資料（「議論の整理」）をもとに、同検討会での議論の経緯と内容を紹介する論考（吉田恒雄・2018）や、一時保護の司法審査制度運用上の留意点および今後の課題について論じる文献がある（大畑・2018）。

ii) 児童虐待防止制度の強化

「児童虐待の発生原因や虐待を生じさせない社会の形成に必要なこととはなにか？」との問題意識から、特集が生まれ、座談会、行政担当者による解説、研究者・実務家による論考が掲載されている（全国社会福祉協議会・2019）。このうち宮腰奏子「児童虐待防止対策の強化について」は、厚生労働省の立場から児童虐待防止をめぐる2016年の児童福祉法改正以降の政府の取組みとして、2018年7月の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、同年10月の「児童虐待等要保護事例の検証委員会取りまとめ」の内容を紹介し、自治体による早期からの家庭に寄り添った支援、養育支援を必要とする家庭の早期把握、子育て不安を抱える保護者や虐待に気づいた周囲の人が相談しやすい環境作りの重要性を述べる。岩佐嘉彦「児童相談所の体制・専門性の強化」について弁護士の立場からは、児童相談所に関わる弁護士の立場から、児童福祉司の専門性強化の方策、人的体制強化のための相談所内の専門職の増員およびソーシャルワークの道具の一つとして児童福祉司が弁護士を「使いこなすこと」の必要性を

指摘する。あわせて、弁護士との連携により逆に福祉的・支援的な視点が弱まらないように留意する必要があると述べる。児童虐待への司法関与が強化されてきている現在、児童相談所の専門性、「ソーシャルワークとは何か」を考えさせる重要な指摘である。

児童虐待に関する近時の法改正の内容の整理と、児童虐待が子どもに与える影響、とくに子どもの脳への影響については、家庭の法と裁判研究会編「特集：児童虐待とその影響」が、「一時保護をめぐる諸問題－児童虐待と子どもの保護」（川崎二三彦）、「傷ついた子どもたちとその後遺症－脳科学の観点から」（友田明美）、「児童虐待から生じる諸問題と弁護士の役割」（大塚正之）の各論考を掲載する（家庭の法と裁判研究会・2019）。

国立社会保障・人口問題研究所編の「特集：要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの示唆」は、わが国の要保護児童施策を外国法との比較を通じてその特徴や課題を明らかにしようとする特集であり、現在の子ども家庭福祉制度改革のもつ特徴や課題を批判的に検討する論考が数多く掲載されている（国立社会保障・人口問題研究所編・2017）。このうち、柏女霊峰「要保護児童福祉施策の展開と今後の課題－社会的養護を中心に－」は、総論的にわが国の子ども家庭福祉施策について、介入および専門的支援を理念とする要保護児童福祉施策と、支援を中心とする子ども・子育て支援施策とを、市区町村を中心に重層的に統合させていくことが必要であると述べる。比較法研究では、フィンランド、イギリス、ドイツ、イタリアが取り上げられ、それぞれの国の法制度、施策の経緯や特徴が詳細に紹介されている。わが国の現在の課題としては、社会的養護、要保護児童措置・委託の変遷、一時保護に焦点を当てた児童虐待防止対策の課題が論じられ、資料として児童虐待に関する地域間比較が紹介されている。わが国の児童福祉法改正等が国際的にどのように位置づけられ、どのような課題を内包しているかを知らうえで貴重な特集である。

iii) 一時保護

藤田恭介『東京都における児童相談所一時保護所の歴史』は、東京養育院創立の年である明治5（1872）年から、東京児童センターが新宿区外山町から同区小滝橋に移転するまでの期間を5つの期に分け、統計資料や法令・東京都の通達等を用いて、一時保護所の機能・役割・課題等について詳細に検討する。一時保護所の定員問題、学習権保障、混合処遇などの課題について、長年にわたり検討されていた経緯を知るうえで興味深い内容となっている（藤田・2017）。

川崎論文は、児童虐待への介入制度、とくに一時保護制度の変遷を概説し、重大事件のたびに、児童相談所長の権限強化のように、介入が強化されてきたが、並行して子どもの権利や適正手続への配慮もなされてきたことを指摘する。2017年の児童福祉法改正で創設された2か月を超える一時保護への司法審査制度（児童福祉法33条5項）や「新しい社会的養育ビジョン」（厚生労働省・2017）に示された一時保護児童の地域での里親委託等の実現には、児童相談所の体制整備や児童相談所のシェルター機能および子ども権利保障の整理の必要性を強調する（川崎・2019）。

上野論文は、通告と調査を中心とする現行の児童虐待防止対策がもつ問題点について検討し、子どものケアを親の個人的責任とするのではなく、普遍的な子どもの健康と福祉のためのサービスとすべきで

あると主張する（上野・2017【文献3】）。

iv) 親権制限

保護者指導に関する司法関与制度について二宮論文は、児童虐待事案において、親子分離や親権制限をする必要のない段階の予防的対応として、2017年児童福祉法改正により導入された「審判前の勧告」（児童福祉法28条4項）を活用して、児童相談所と家庭裁判所が、連携を強化することができる旨を論じる（二宮・2019）。

高橋論文は、わが国の親権停止制度（民法834条の2第2項）は、親権停止期間の満了により停止された親権が自動的に回復するため、回復された親権により子どもの福祉が害されるおそれがある、との問題意識から、親権が自動的に回復されることのない制度について、ドイツ法における「親の配慮」の制限と検査義務を中心にこの問題を検討する。かかる検討から、わが国の親権制限制度について、①親権の部分制限制度の創設 ②親権制限原因の消滅をもって親権回復とする制度の創設を主張する。かりに現行の制度を維持するとしても、親権停止の終了段階で裁判所が関与し、親権停止原因の消滅について裁判所が検査・確認する制度が必要であるとし、さらに、2年以内に親権停止原因が消滅する可能性がない場合には、親権喪失宣告によるべきであるとの説を支持する（高橋・2017）。

その他、医療ネグレクトに関する事例報告がある（伊藤・2018）。

v) 比較法研究

児童虐待防止に関する比較法研究は、今期も活発に行われた。これまでのイギリスやドイツの法制度に関する研究に加えて、とくに北欧諸国（とりわけフィンランド）や中国に関する研究が盛んになってきている。

(ア) 北欧

橋本帯子論文は、「家族支援」と「子ども中心の支援」の並立との視点から、フィンランドにおいて、1990年代の景気後退により、特別なサービスを必要とする子どもと家族が出現したことから、「全ての家族への普遍的なサービス」と「特定の子どもの家族が持つ特別なニーズと問題を意識したサービス」の両方の均衡を図るため、それまで主流だった「家族サービス指向」から、一般的な家庭と問題のある家庭の両方へのサービスの提供に移行していった背景と経緯を紹介する（橋本帯子・2019）。藪長論文は、フィンランドで1980年代から始まった、子どもや家族が自宅に住みながら児童保護の援助を受ける「オープンケア」が、子育て問題よりも大人のストレンクス強化に焦点を当てることで、親による子どもへの暴力を見えにくくするとの批判があったところから、子どもの最善の利益の追求、子どもの意見表明尊重の機会確保等、子どもの主体性の尊重を内容とする2007年児童保護法改正に至る経緯や背景を紹介する（藪長・2017）。児童虐待予防のためには、子育て支援をはじめとする家族支援が不可欠であるが、そうした指向が子どもという個人を家族としての問題に埋没させてしまう一面があることに留意する必要があることを指摘する点で有益な論文である。

内藤・田部他の論文は、警察、ソーシャルワーカー、小児科医、児童精神科医、検察官等が所属する

「子どもの権利センター」において司法面接、医学鑑定と治療保護、子ども本人、家族へのケアが総合的に行われている状況を、スウェーデン、アイスランド、ノルウェーについて調査報告し、わが国における司法面接実施上の課題として関係機関の連携、迅速かつ適切な調査が必要であるとする（内藤・田部他・2019）。

（イ） 中国

中国における児童虐待防止法制度については、2015年の「反家庭（内）暴力法」に関する論考が著されている。白瑞論文は、近年の中国における児童虐待の現状、従来の法的対応の状況を概説し、2015年「反家庭暴力法」の立法の経緯と内容を紹介する。同法の特徴として、すべての家庭内部の暴力を対象としていること、主に夫婦間暴力への対応の集大成であることをあげ、同法の不備な点について、ネグレクトについては規制がなされていないこと等を指摘し、今後の課題として、子ども独自の法規制、保護された子どもの長期的養育の保障、民法上の監護権剥奪制度と反家庭暴力法の剥奪制度との関係整理の必要性を強調する（白瑞・2017）。呉論文は、中国の反家庭暴力法が、家庭における暴力・虐待の早期発見、通告義務、暴力・虐待行為の阻止、公安機関の立入調査について明確に規定するものの、通告を怠った場合の責任や処罰に関する規定がないなど、その実効性を担保するのに必要な具体的措置が十分に用意されていない状況にあること指摘する（呉・2017）。

わが国においては、子ども、配偶者、高齢者、障害者と対象ごとに虐待防止制度が設けられており、夫婦間暴力と児童虐待の併発にみられるように、複数の課題を抱える家族に対する総合的対応を必要とする場合、所管する部署の連携が十分に行われぬ可能性がある。他方で、それぞれの虐待類型に特有の問題に適切に対応するには、個別の法規制も必要である。そうした観点からは、中国の法制度がどの程度有効に機能しているのか、対応機関、保護施設の状況などにおける総合的な調査研究にもとづく検討および今後の虐待関連の法制度改革の動向に注目したいところである。

（ウ） イギリス

橋爪論文は、イギリスの家族内暴力防止法制度全体を取り上げるなかで、児童虐待防止制度について、その定義、対象者・加害者、予防・発見、通告義務、立入調査、保護、継続的保護、面会等の制限、親の排除、重大事例の検討の各項目について概説する（橋爪・2017）。

田澤論文は、児童虐待施策について、「児童保護」主義型をとるイギリスにおいて、重大事件とその調査報告がその時々政策決定に大きな影響を与え、ときの政権の政策に大きく左右されてきたことを跡付け、とくに重大事件に関する加熱したマスコミ報道が世論形成だけでなく、政策にも影響を及ぼし、児童福祉ソーシャルワークの役割が変質せざるを得なかったことを指摘する。わが国においても重大な虐待事件を受けて、児童虐待施策が大きく、しかも介入的要素が強化されてきていることに鑑みると、イギリスが辿ってきた道を理論的に整理した本稿は、児童虐待法制策の形成プロセスのあり方を考えるうえで貴重な論考である（田澤・2017）。

イギリスにおける里親養育に関して重要な判例を解説する論考として、和田論文がある。里親委託された原告が、里親から受けた虐待を理由として、自治体を相手に自治体の代位責任（使用者責任）を求めた事件で、イギリス最高裁は、自治体の無過失責任として代位責任を認めた。本論文は、代位責任の

構成要素、最高裁判所判決の意義を検討し、自治体が慎重に里親を選定し、監督に注意を払う必要性を指摘している。わが国においても、里親による被措置児童等虐待の問題もあることから、示唆される点は少なくない（和田・2018）。

（エ） ドイツ

ドイツについては、前述の岩志編『児童福祉と司法の間の子の福祉—ドイツにみる児童虐待防止のための諸力連携—』（尚学社、2018年11月）のほか、細井論文は、福祉レジームの観点からドイツにおける家族政策と児童の代替的ケアについて概括し、ドイツの児童・青少年援助法について、特に緊急一時保護と児童養護施設に焦点を当てて考察し、日本の家族政策および児童福祉の諸課題を指摘する。ドイツにおける代替的ケアの原理は、介入よりも援助への親の権利を優先させることにあるが、わが国では、親の権利の制限が強調されていること、一時保護所において子どもの諸権利が過剰に制約されていることが重要な課題であると指摘する（細井・2017）。

（オ） その他

白須論文は、フランスにおける2016年「子どもの保護に関する2016年3月14日の法律第297号」が、児童保護の目的の変更のほか、①児童保護に関する中央および地方の統治組織の改善 ②児童保護における子どもの安心の確保 ③長期に宅置された子どもの地位の適応を主たる改正内容とするが、本稿はそのうち②③について解説する（白須・2017）。

韓国の動向について、片桐論文は、児童虐待防止と被虐待児保護に関する同国の主要な法律である児童福祉法および2014年制定の「児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法（児童虐待処罰法）」について解説する（片桐・2017）。これらの法律の運用状況として、起訴率の低下、不起訴率、保護処分率の上昇傾向があり、児童虐待等の非犯罪化、再発防止に向けた裁判所の役割から見た批判があることなどが紹介されている。児童虐待対応として、児童虐待を犯罪として明確に位置づけ、刑事司法の手続きや保護処分と結び付ける韓国の虐待防止法制の研究は、わが国の児童虐待防止法制度のあり方を検討する上で、貴重である。今後、韓国法の運用状況や子育て支援施策への影響等についてさらなる紹介を期待したい（片桐・2017）。

イタリアについて小谷論文は、イタリアにおける「脱施設化」が必ずしも養育家庭の増加を意味せず、児童施設の機能分化と小規模化が緩やかに進んでいることを、統計資料をもとに明らかにする。さらに、形式的な意味で施設を閉鎖するかどうかは本質的な問題ではなく、地域から孤立するような施設や家庭を生むような排他的な社会それ自体を少しずつ変えていくことこそがイタリアの「脱施設化」施策の理念の核心であると結んでいる（小谷・2017）。

わが国においても、「新しい社会的養育ビジョン」とそれに続く「都道府県社会的養育推進計画」で、施設の小規模化、家庭養育の推進が進められているが、それがたんに形式的に施設養護を減少させれば足りるものではないことを本稿は示しており、今後の方向性を考えるうえできわめて示唆に富む論考である。

その他カナダについては、村井論文がある（村井・2017）。

【参考文献】

- ぎょうせい編「【特集】児童虐待防止のこれから—子どもの健全な育成に向けて—」『法律のひろば』70巻12号（2017年12月）4—40頁
- 呉紅敏「中国における児童虐待・配偶者間暴力と反家庭内暴力法」本澤巳代子編『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』（信山社、2017年10月）59—76頁
- 白瑞「中国反家庭暴力法の立法経緯と特色」中央大学大学院研究年報46号（2017年2月）215—237頁
- 橋本捷太「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」『法令解説資料総覧』433号（2018年2月）28—35頁
- 橋本帯子「フィンランドにおける子ども虐待の介入の制度に関する一考察：家族サービス指向と子ども中心指向に注目して」『教育福祉研究』23号（2019年2月）25—38頁
- 橋爪幸代「イギリスにおける虐待・暴力に対する法制度」本澤巳代子編『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』（信山社、2017年10月）77—100頁
- 細井勇「国際的観点から見たドイツにおける家族政策と要保護児童対策（特集 要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの示唆）」『社会保障研究』2巻2・3号（2017年12月）233—248頁
- 藤田恭介『東京都における児童相談所一時保護所の歴史』（社会評論社、2017年6月）
- 医学書院編「特集 母子の包括支援：子育て世代包括支援センターの全国展開を前に」『保健師ジャーナル』73巻4号（2017年4月）290—327頁
- 伊藤暢章「親権停止制度の現状と輸血同意書にかかわる問題点—慎重な審理がなされ無輸血手術が成功した事例を通じて—」『家庭の法と裁判』16号（2018年10月）141—146頁
- 岩志和一郎編『児童福祉と司法の間の子の福祉—ドイツにみる児童虐待防止のための諸力連携—』（尚学社、2018年11月）【文献1】
- 和泉広恵「子ども虐待問題を通して見る児童福祉法改正の意義と課題—子どものための支援とは何か—」『社会福祉研究』129号（2016年7月）2—10頁
- 影山孝他『児童相談所における弁護士の役割と位置づけに関する研究』（子どもの虹情報研修センター、2017年8月）【文献2—1】
- 影山孝他『児童相談所における弁護士の役割と位置づけに関する研究（第2報）』（子どもの虹情報研修センター、2018年8月）【文献2—2】
- 片桐由貴「韓国における家族間暴力防止法制」本澤巳代子編『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』（信山社、2017年10月）27—58頁
- 家庭の法と裁判研究会編「特集：児童虐待とその影響」『家庭の法と裁判』18号（2019年2月）14—35頁
- 川崎二三彦「一時保護をめぐる諸問題：児童虐待と子どもの保護（特集 児童虐待とその影響）」『家庭の法と裁判』18号（2019年2月）14—19頁
- 国立社会保障・人口問題研究所編「特集 要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの示唆」『社会保障研究』2巻2・3号（2017年12月）144—308頁

- 小谷眞男「イタリアにおける『脱施設化』—児童施設の現状分析を中心に—（特集 要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの示唆）」『社会保障研究』2巻2・3号（2017年12月）249—262頁
- 本澤巳代子編『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』（信山社、2017年10月）
- 村井衡平「子ども及び家族サービス法（2）カナダ・オンタリオ州：2005」神戸学院法学47巻1号（2017年7月）107—132頁
- 内藤千尋・田部絢子他「北欧における子どもの虐待・家庭内暴力の問題と『子どもの権利擁護センター』の取り組み：スウェーデン・アイスランド・ノルウェーへの訪問調査から」東京学芸大学紀要総合教育科学系70—1（2019年2月）265—279頁
- 日本弁護士連合会編「特集 児童虐待事案に関する司法・弁護士の役割」『自由と正義』69巻3号（2018年3月）11—36頁
- 日本子ども虐待防止学会編「特集 第22回学術集会（おおさか大会）」『子どもの虐待とネグレクト』19巻2号（2017年9月）141—236頁
- 日本子ども家庭福祉学会「新たな子ども家庭福祉のあり方を考える—児童福祉法改正を巡る考え方と方向性—」『子ども家庭福祉学』17号（2016年）1—33頁
- 二宮周平「不適切な親権行使に対する家裁と児相の連携—児童福祉法28条4項の積極的活用」『戸籍時報』778号（2019年2月）2—13頁。同旨：「2017（平成29）年改正児童福祉法の意義—保護者に対する指導への司法関与—」『子ども虐待とネグレクト』21巻3号（2019年12月）315—321頁
- 大畑亮祐「2か月を超える一時保護の司法審査導入に関する諸問題（1）」『家庭の法と裁判』14号（2018年6月）50—59頁、同「（2・完）」『家庭の法と裁判』15号（2018年8月）56—64頁
- 大塚正之「児童虐待から生じる諸問題と弁護士の役割（特集児童虐待等とその影響）」『家庭の法と裁判』18号（2019年2月）26—35頁
- 才村純「児童福祉法改正のポイントと課題」『月刊福祉』12号（2017年6月）22—27頁
- 下山憲治「児童福祉法の改正について」『自治総研』463号（2017年5月）79—104頁
- 白須真理子「児童虐待防止法の改正：子どもの保護に関する2016年3月14日の法律第297号」『日仏法学』29号（2017年10月）180—184頁
- 高橋大輔「親権停止終了の際における公的機関介入の可能性について—ドイツ法を参考として—」（本澤巳代子編『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』（2017年10月 信山社）101—120頁
- 谷嶋弘修「児童虐待の現状・近年の児童虐待防止対策をめぐる法改正について—虐待を受けている児童等の保護についての司法関与を強化する平成29年法を中心に—」『家庭の法と裁判』13号（2018年4月）26—42頁
- 田澤あけみ「イギリス福祉政策にみる『児童保護』制度の軌跡と課題（特集 要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの示唆）」『社会保障研究』2巻2・3号（2017年12月）202—215頁
- 上野加代子「児童虐待防止対策の課題—子どもが一時保護になった親の経験から—」『社会保障研究』2巻2・3号（特集「要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの示唆」）（2017年12月）263—278

頁【文献3】

藪長千乃「フィンランドにおける『児童保護』：普遍主義的な福祉制度下における要保護ニーズへの対応（特集 要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの示唆）」『社会保障研究』2巻2・3号（2017年12月）216－232頁

吉田真理「児童福祉法等の一部を改正する法律」『法令解説資料総覧』423号（2017年4月）16－26頁

吉田恒雄「2017年改正 児童福祉法について—児童虐待対応における司法関与を中心に—」岩志和一郎編『児童福祉と司法の間の子の福祉—ドイツにみる児童虐待防止のための諸力連携—』（尚学社、2018年11月）187－205頁

全国社会福祉協議会編「特集『児童虐待を起こさせない社会へ』」（『月刊福祉』102巻2号（2019年2月）13－45頁

和田武士「英国における里親による虐待と自治体の法的責任—アームズ事件最高裁判決を素材として—」『都市問題』109巻7号（2018年7月）67－77頁

（吉田恒雄）

（2）民法分野

① 成年年齢の引き下げ

成年年齢の引下げをめぐるのは、国民投票法の投票年齢および公職選挙法における被選挙権年齢の規定との関係から、議論が展開されてきた（改正の経緯については、笹井・木村・2019【文献5】3－5頁参照）。すなわち、2007年5月に制定された「日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）」（平成19年法律第51号）は、憲法改正の国民投票年齢を18歳と定めた。その後2008年2月に、法務大臣から法制審議会に民法の成年年齢の引下げに関する諮問がなされ（諮問84号）、2009年7月に、法制審議会民法部会が「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」を取りまとめ、成年年齢を18歳に引き下げることが適当としたが、法制審議会での最終的なとりまとめには至らなかった。他方、2015年6月に成立した「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第43号）は、選挙権年齢を「20歳」から「18歳」に引き下げるとともに、国民投票の投票権および選挙権年齢との関係から、民法や少年法等の法令上の規定における年齢規定に検討を加え、必要な措置を講じることとされていた（附則第11条）。

上記の経過を経て、2018年6月13日に成立した「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号）は、①民法の成年年齢を「20歳」から「18歳」に引き下げること、②「男18歳」「女16歳」と規定する婚姻適齢を「男女とも18歳」とすること、③成年年齢の引下げに伴い、養親になることのできる年齢に関する民法792条の文言を「成年に達した者」（＝改正当時20歳）から「20歳に達した者」に変更すること等を内容とする。成年年齢の引下げについては、従来18歳、19歳の者が法定代理人（親権者、未成年後見人）の同意を得ることなく行った契約等の法律行為について、未成年取消権の行使による保護を受けられなくなることから、消費者被害の拡大が懸念される一方で、同改正法は、満18歳になった子が自己の居所や、自身の進路（進学、就職）について、自分の判断で決定できることになる

という積極的な意義も指摘されている（笹井・木村・2019【文献5】31頁、36頁）。また、成年年齢の引下げにより、児童福祉法上の「児童」概念と民法上の「未成年者」概念とは、同じく「18歳未満の者」を意味し、両概念が一致することになる。改正法は、2022年4月1日から施行予定である。

笹井・木村・2019年【文献5】は、2018年改正法の立案担当者による解説であり、改正法の概要、改正の背景、議論の経過、立法理由、法改正による影響等を知る上で、重要な資料である。また、山口直也編著・2017【文献4】は、2018年改正法の成立直前に、公法・私法・刑事法上の『子どもの法定年齢』について、諸外国法の状況を比較法的に検討し、日本における法改正の状況を多角的視点から検討することを目的に編まれた書籍であり、資料的にも価値の高い研究である。

② 親権・面会交流関係

これまでの期と同様に、親権および面会交流について、様々な視点からこれを検討する文献が今期も公表されている。

親権に関する論考として注目されるのは、次の2つの文献である。まず、山口亮子・2017【文献6】は、民法において親権以外に「父母固有の権利」として認められる権利があることに着目し、親権と父母固有の権利義務との関係を、親権の帰属と行使の区別という概念を手掛かりとして分析し、親権概念の再検討を試みる基礎理論研究である。また、榊原・池田・2017【文献7】は、一般向けの新書の形式を採用しているが、子どもに関するケースを多く扱ってきた弁護士である著者の実務経験に裏打ちされた視点から、児童虐待と親権に関する法制度の諸課題を明らかにする労作である。

第8期では、配偶者間暴力（DV）のある高葛藤事案における未成年者との面会交流に関する裁判例（東京高裁決定平成27年6月12日判時2266号54頁）を取り上げたが（吉田ほか・2020：91頁）、今期は、面会交流、監護者・親権者指定の場面において、両親間の能力や高葛藤が問題となるケースに関する研究が公表されている。小澤・2018【文献8】は、子と別居親との面会交流に際して、両親間に暴力が存在したり、高い葛藤状態にあたりする場合に、どのような面会交流の在り方が適切であるのかという課題について、著者が参加した米国家庭裁判所協会（Association of Family and Conciliation Courts）主催の第12回子の監護の評価に関するシンポジウムおよび米国で発表された文献を基に、最新の研究や議論の動向を紹介する。山口亮子・2018【文献9】は、高葛藤な父母間で面会交流や監護者・親権者指定が争われる事例について、①他方親によるドメスティック・バイオレンス（DV）や虐待等があると主張される場合（DV事例）と、②①の理由がなく、夫婦間の問題から監護者・親権者が面会交流を拒絶している、あるいは監護者・親権者への忠誠心又はその影響から子が拒絶している片親疎外（Parental Alienation）の場合（PA事例）とに分類し、日米における裁判例の状況および日米の議論状況について検討する。離婚や別居後の親子の交流、離婚後の共同親権に関する議論の高まりの中で、父母間の高葛藤ケース、児童虐待や配偶者間暴力（DV）が主張されるケースの問題は、今後の日本においてもさらに重要な問題となることが予想される。上記研究はいずれも、これらの問題について、最新のアメリカにおける議論および研究動向を知る上で重要な研究である。

③ 特別養子法改正

2019年6月7日「民法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第34号）によって、特別養子制度の見直しが行われた。特別養子制度の見直しの背景には、社会的養護の対象となっている児童について、永続的な家庭を保障するための方策としての特別養子制度の利用を促進する目的がある（改正法の目的については、山口・倉重・2020：2-3頁参照）。保護者のいない児童、被虐待児童等の家庭環境上養護を必要とし、社会的に養育すべき状況の下にある児童の数は、平成28年度末の時点で約4万5000人であり、そのほとんどが施設養育（乳児院入所児童：2801人、児童養護施設入所児童：2万6449人）に委ねられているのに対して、里親に委託されている児童は5190人、特別養子縁組の成立件数は年間500~600件程度にとどまっていた。厚生労働省の実施した児童相談所および民間の養子あっせん団体に対する調査によれば、特別養子縁組の成立の支障となった要件として、養子の年齢要件と実親の同意要件が挙げられていた。実親の同意要件については、特別養子縁組の成立審判が確定するまで、実親による同意の撤回が可能であるために、同意の撤回の可能性のある事案においては、申立てが躊躇されること等が制度の問題として指摘されていた。

本改正の中心は、特別養子縁組における養子の年齢要件を原則15歳に引き上げること、特別養子縁組の成立を①特別養子適格の確認の審判（第一段階）と②特別養子縁組成立の審判（第二段階）の二段階の手続で行うように規律を改めること、実親が第一段階の手続の裁判期日において行った同意は、2週間経過後に撤回不能とすること、児童相談所長が第一段階の手続の申立人となること等の点にある。改正法は、2020年4月1日から施行されている。

上記改正を前にして、特別養子縁組の要件を検討する研究が公表されている。梅澤・2018【文献10】は、2016年7月から開催された「児童虐待対応における司法関与及び特別養子制度の利用促進の在り方に関する検討会」の報告書を参考にしつつ、特別養子制度の実際と課題を整理し、特別養子制度が名実ともに『子のための養子制度』となるための法制度の在り方について考察する。本論文では、父母の同意について、同意を不要とする判断基準の緩和を説く一方で、父母の無知や第三者の関与の下に同意がなされることなく、父母の真意を確保することができる法制度の必要性を主張する。田中・2017【文献11】は、特別養子縁組の成立要件のうち、「要保護性」と「特別の必要性」の要件を規律する民法817条の7について検討する。田中は、同規定の分かりにくさの原因が「純粹型」（連れ子養子、転換養子、親族養子以外の養子の形態）と「連れ子養子型」とを区別することなく、同じ条項のなかで規定したことにあることを指摘し、フランス法のように「純粹型」と「連れ子養子型」を別の条項で規定する可能性があることを指摘する。これらの研究による指摘は、2019年改正法によって実現しなかった課題についても検討を加える点で注目される。

④ 懲戒権規定の見直しへ向けての議論

第9期は、新たに民法の懲戒権規定（民法822条「親権を行う者は、民法820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」）の見直しに向けた議論が本格化した時期でもある。

民法の懲戒権規定をめぐっては、2011年5月27日の「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法

律第 61 号) によって、懲戒権の範囲を「第 820 条の規定による監護及び教育に」必要な範囲に限定し、「懲戒場」に関する規定部分の削除が行われたが、懲戒権規定そのものは削除されなかった。2011 年改正法において懲戒権規定を削除しなかった理由について、当時の立案担当者の解説(飛澤・2011:19 頁)によれば、正当な範囲内でのしつけができなくなるのではないかといった誤った受け止め方がされる懸念、しつけの在り方について様々な意見がある中で、単に規定を削除することについて国民的理解が得られるのかという疑問があったとされる。

その後、2019 年 6 月 19 日の「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第 46 号)によって、親権者による体罰禁止(児童虐待防止法 14 条 1 項)が規定されるとともに、法律施行後 2 年を目途として、民法 822 条(懲戒権規定)の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする(附則第 7 条 5 項)とされた。これを受けて、「監護権の規定の在り方に関する研究会」が 2019 年 6 月 25 日と 7 月 16 日の 2 回開催され、「監護権の規定の在り方に関する研究会報告書」(2019 年 7 月)が取りまとめられた。さらに、2019 年 7 月 29 日以降、「法制審議会民法(親子法制)部会」において、懲戒権の在り方に関する検討が重ねられている。2021 年 2 月 9 日に公表された「民法(親子法制)等の改正に関する中間試案」では、懲戒権に関する規定の見直しとして、【甲案】民法 822 条の規定を削除する案、【乙案】民法 822 条を「親権を行う者は、その子に対し、第 820 条の規定による監護及び教育のために必要な指示及び指導をすることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と改正する案、【丙案】民法 822 条を「親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育を行うに際し、体罰を加えてはならない。」と改正する案の 3 案が提案されている。

⑤ その他

2017 年 12 月、熊本市の慈恵病院が「内密出産」制度の導入を検討していることが報道され、注目を集めた(2017 年 12 月 16 日朝日新聞朝刊 1 面)。今期は、「内密出産」制度に関する外国法および日本法の研究も公表されている。床谷・2018・2019【文献 12】は、2013 年にドイツにおいて導入された「内密出産」制度のドイツ法体系における位置づけを明らかにするとともに、匿名での出産に関するドイツの議論を検討し、「新たなドイツモデルとして日本法への示唆を考える」研究である。本論文では、単なるドイツ法の紹介や分析にとどまらず、前記のように日本において慈恵病院が「内密出産」制度の導入を検討していることを念頭に、日本における「内密出産」の可能性が詳細に検討される。また、石井・2018【文献 13】は、女性が匿名で安全に出産できるようにし、母と子の命を守る仕組みとしての内密出産(ドイツ)や匿名出産(フランス)があるのに対して、日本では「虚偽嫡出子出生届」の形で「内密出産」が行われてきたことを明らかにする。石井は、「虚偽の嫡出子出生届」の慣行があり、それに基づく関係を社会的に親子と認めてきたことを指摘し、日本でも内密出産を受け入れる余地があると述べる。

法制史研究として、小沢・2018【文献 14】は、大正・昭和期を代表する民法学者である穂積重遠に注目し、1933(昭和 8)年制定の児童虐待防止法をめぐる穂積の活動に焦点をあて、穂積が社会事業に関心を向けていく過程を豊富な資料から描き出す。穂積重遠という一研究者に焦点を当てた研究ではある

が、日本の親権法、児童虐待法制の基層を知る上でも貴重な研究であるといえる。

【参考文献】

朝日新聞朝刊 2017 年 12 月 16 日 1 面

阿部純一「日本における養子制度の一断面－児童福祉における養子制度の位置づけを中心に－」鈴木博人編著『養子制度の国際比較』（明石書店、2020 年）15－39 頁

石井美智子「『内密出産』としての虚偽の嫡出子出生届－親子関係存否確認事件を通して考える－」法律論叢 91 巻 1 号（2018 年 10 月）1－38 頁【文献 13】

小澤真嗣「両親間の暴力や高葛藤が問題となる面会交流に関する米国の最新の研究と実践」『ケース研究』331 号（2018 年 2 月）70－109 頁【文献 8】

小沢奈々「穂積重遠の『親権』論－児童虐待防止法の実現に向けた原胤昭との協同－」『法制史研究』67 号（2018 年）1－51 頁【文献 14】

榊原富士子・池田清貴『親権と子ども』（岩波新書、2017 年 6 月）【文献 7】

笹井朋昭・木村太郎編著『一問一答 成年年齢引下げ』（商事法務、2019 年）【文献 5】

田中通裕「民法 817 条の 7 について－特別養子縁組の成立要件としての『要保護性』と『特別の必要性』」『法と政治』68 巻 2 号（2017 年 8 月）489－523 頁【文献 11】

飛澤知行編著『一問一答 平成 23 年民法等改正－児童虐待防止に向けた親権制度の見直し－』（商事法務、2011 年）19 頁

床谷文雄「ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題（1）」『阪大法学』313 号（2018 年 5 月）1－21 頁、「同（2・完）」『阪大法学』（2019 年 3 月）1109－1127 頁【文献 12】

梅澤彩「特別養子縁組法制の再検討－子の福祉の観点から」『社会と倫理』33 号（2018 年）103－117 頁【文献 10】

山口敦士・倉重龍輔編著『一問一答 令和元年民法等改正－特別養子制度の見直し』（商事法務、2020 年）

山口直也編著『子どもの法定年齢の比較法研究』（成文堂、2017 年 2 月）【文献 4】

山口亮子「親権概念について」『産大法学』50 巻 3・4 号（2017 年 1 月）589－611 頁【文献 6】

山口亮子「高葛藤夫婦の面会交流、監護者・親権者指定について」『法と政治』69 巻 2 号Ⅱ（2018 年 8 月）825－865 頁【文献 9】

吉田恒雄・田澤薫・横田光平・加藤洋子・岩下雅充・阿部純一・白瑞『虐待の援助法に関する文献研究（第 9 報） 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第 8 期（2014 年 4 月から 2017 年 3 月まで）』（子どもの虹情報研修センター、2020 年 3 月）

（阿部純一）

(3) 刑事法分野

① 外傷性脳障害と刑事事件 — AHT/SBS の論理にもとづいた有罪の認定をめぐる対立 —

虐待による頭部外傷(Abusive Head Trauma in infants and young children: AHT)の事案が刑事事件となる時、この事案においては、医学上の知見にもとづいた作成・評価を要する資料・証拠が用いられるため、事実の認定に多大な困難を伴う。また、AHT の事案においては、捜査の初期から判決にいたるまでの活動に携わる者が医学的知識を必要とする。さらには、AHT の原因となる暴行行為を目撃証言などの直接証拠によって立証するという方法がほとんど考えられないのと同時に、被害児童の身体の外表面に対する所見から AHT を判断することも容易でない。それゆえ、AHT にかかる刑事訴訟においては、AHT の代表例である揺さぶられっ子症候群(Shaken Baby Syndrome: SBS)の診断基準に依拠した立証が検察官によって試みられるようになった。すなわち、すでに、厚労省の『子ども虐待対応の手引き』(2013(平成 25)年 8 月改正版)において、「①硬膜下血腫またはくも膜下血腫、②眼底出血、③脳浮腫などの脳実質損傷」を 3 主徴とする SBS の診断基準が挙げられていたところ、検察官は、この診断基準を拠り所に、a)硬膜下血腫・くも膜下血腫、b)びまん性脳浮腫、c)網膜出血といった外傷の存在を証拠から明らかにしたうえで、AHT/SBS の発生の機序を逆にたどるといふ推認によって事件性 — すなわち、被害児童に対して故意による激しい暴行が加えられたという事実 — を認定しうるものと説明して立証するようになったのである(松原・2019、成瀬・2021、笹倉・2018【文献 15】)。なお、犯人性については、事件性を立証したうえで、受傷の時期も交えて保護者が犯人であるという事実の推認 — すなわち、頭部外傷の原因となる暴行を加えることが可能な人物が保護者のほかに存在しえないといった判断 — をおこなえるものと説明される。そして、a)~c)の全部ないし前二者の存在を肯定できるときは犯人性を認定するという裁判例が散見されるようになった(成瀬・2021、松原・2019)。

しかしながら、刑事弁護の実務家や刑事法の研究者から構成される「SBS 検証プロジェクト」(以下では「検証 P」という)が立ち上がって、諸外国における研究や裁判例の紹介・検討をもとに、AHT/SBS の刑事事件におけるえん罪の問題を指摘するようになる。そして、第 9 期の終わり頃には、検証 P に関与する弁護士が携わる刑事訴訟などにおいて、事件性をめぐる検察側と弁護側の対立がしばしば生じるようになった。検証 P の側は、a)~c)の「三徴候」によって根拠づけられる AHT/SBS の認定を「SBS 仮説」と呼んで、その概念の曖昧さやその根拠の脆弱性を医学の各領域や生体力学の観点から指摘する。また、これらの知見はすでに弁護人が刑事裁判の場で提示していて、実際に、検証 P に関与する弁護士が携わった事件をはじめとする複数の刑事訴訟においては、無罪判決が言い渡されている(川上他・2020、松原 2019)。以上のように AHT/SBS にもとづいた事件性・犯人性の推認に根本的な疑問を呈する立場に対して、この推認の基本部分を肯定する立場からは明確な反論が投げかけられ、激しい論争となっている。すなわち、後者の立場は、総合診断であることを看過しているという反論のほかに、検証 P によって挙げられる研究ないし公的調査が学界・臨床による十分な承認を得ていない — 日本においても、日本子ども虐待医学会が総合診断による判定を肯定しているのと同時に、2018 年に小児放射線学の専門誌に掲載された共同声明(Consensus statement on abusive head trauma in infants and young children, *Pediatric Radiology*, 48(8), 1048–1065(2018))に日本小児科学会も賛同している — といった反論や、

生体工学さらには統計学の観点から合理性がないという反論を投げかけていて(酒井・2020 [b, 酒井・2020c]、田中・2020a、田中・2020b)、検証Pの側もこれらに再反論するような状況である(笹倉・2020)。

これまでの論争には、大きく分けて、もっぱら科学上の知見をめぐる対立という側面と、刑事裁判における証明のあり方に関する見解の対立という側面がある。以上に紹介した論争が——刑事訴訟における「疑わしいときは被告人の利益に」という大原則の存在を前提に——主として前者の枠内でなされているところ、これとは別に、後者に光を当てて、専門家証人のあり方や、医学上の知見にもとづいた証拠を確保するのに有効な仕組みの構築といった観点から、証拠の収集・保全さらには立証の方法や証拠価値の判断のそれぞれに刑事訴訟上の改善と工夫を施して解決するという提案も、最近になって公表されている(成瀬・2021)。

【参考文献】

- 秋田真志「揺さぶられる司法科学：SBS 仮説をめぐる日本の状況（講演 シンポジウム記録 国際シンポジウム「揺さぶられる司法科学——揺さぶられっ子症候群仮説の信頼性を問う」(1)）」『龍谷法学』51 巻 1 号（2018 年 10 月）537—543 頁
- 秋田真志「論争のある医学分野での医学文献の証拠能力等の取扱い——SBS 仮説をめぐる法廷の経験から」石田倫識ほか編『刑事法学と刑事弁護の協働と展望：大出良知・高田昭正・川崎英明・白取祐司先生古稀祝賀論文集』（2020 年 11 月）
- 川上博之他「特集 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)事件の現在地」『季刊刑事弁護』103 号（2020 年 7 月）37—59 頁
- 川上博之他「特集 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)事件を争う弁護活動」『季刊刑事弁護』94 号（2018 年 4 月）9—58 頁
- 松原英世「判批」『判例評論』730 号（2019 年 12 月）171—179 頁
- 成瀬剛「虐待による頭部外傷(AHT)事件の現状と課題——正確な事実認定を目指して——」『研修』876 号（2021 年 6 月）3—14 頁
- 埜中正博・荒木尚・高山巖ほか「パネルディスカッション（講演 シンポジウム記録 国際シンポジウム『揺さぶられる司法科学——揺さぶられっ子症候群仮説の信頼性を問う』（3・最終回)）」『龍谷法学』51 巻 4 号（2019 年 3 月）2898—2916 頁
- 酒井邦彦「子ども虐待防止を巡る司法の試練と挑戦(1)」・同「～(2)」・同「～(3)」『研修』860 号（2020 年 2 月：2020a）17—26 頁・同 861 号（2020 年 3 月：2020b）13—23 頁・同 862 号（2020 年 4 月：2020c）15—25 頁
- 笹倉香奈「乳幼児揺さぶられ症候群とは」『季刊刑事弁護』94 号（2018 年 4 月）10—20 頁【文献 15】
- 笹倉香奈「乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)をめぐる議論の現在地」『季刊刑事弁護』103 号（2020 年 7 月）53—59 頁
- 田中嘉寿子「虐待による頭部外傷(AHT)事件の基礎知識(上)」・同「～(下)」『警察学論集』73 巻 8 号（2020 年 8 月：2020a）106—148 頁・同 73 巻 9 号（2020 年 9 月：2020b）121—144 頁

② <通告～事件化(検挙)～起訴～処罰>の現状と調査・研究

ⅰ) 警察と児童福祉機関との連携および児童虐待に対する警察の「刑事的介入」についての調査・研究

第9期において、児童虐待に対する警察の介入について組織的に研究に取り組む動きが新たに生じている。科学技術振興機構社会技術研究開発センター（JST/RISTEX）の委託を受けた研究——「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」の研究開発領域の一部である研究開発プロジェクト「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進」——に取り組んだ京都産業大学社会安全・警察学研究所においては、2015年度から2018年度にわたって実施された同研究開発プロジェクトにおいて、児童福祉機関と警察との連携にかかる現状と法的問題・政策的問題を取り上げている。同研究所長の田村正博によれば、同研究開発プロジェクトは、「警察の介入、とりわけ刑事的介入を明らかにし、他機関側にとっての分かりにくさの縮減を図る（行動の理解を可能にするとともに、他機関側の認識不足・誤解の解消を図る）ことで、警察を含めた多機関連携を円滑なものとし、被害者の利益が確保されるように」するという目的のもとで、研究の対象を「『親密圏内』における『犯罪的事象』に対する『警察の刑事的介入』」としたものであるという（田村・2019a）。

同研究開発プロジェクトによる研究の一環として、警察大学校警察政策研究センターと共催してのシンポジウムなどや、警察実務家を招聘しての研究会が開催されたのとともに、警察官僚の出身である田村も、警察活動の制度と運用の両面からアプローチした研究を展開している。

警察による介入の判断に関して、児童虐待の担当部局を対象とする実態調査や各種の文献調査が実施されて、分析・考察が加えられている（浦中・2018年、吉田・2018年、浦中・吉田・2019）。また、児童相談所を対象としたインタビュー調査やアンケート調査のほかに、児童虐待の対応に向けた警察と児童相談所との人事交流における先進事例が調査・報告されている（須賀・2019）。さらに、児童相談所長の経験者によって、警察との連携に関する児童相談所に対しての調査の報告とともに、この結果をふまえた考察や評論もなされている（岡・清水・2019）。以上のほかに、DVの事案に対する介入を対象とした調査の報告や、ニュージーランドにおける制度・運用を調査してまとめた報告などもおおやけにされている。

他方で、法政策に関する論説として、たとえば、検察官の訴追裁量と関連させて、「刑罰を科すことによって得られる社会的便益と、刑罰を科すことによって生じる社会的費用とを衡量し、後者が前者を上回りうることへの懸念から、正式裁判を通じた刑罰の賦課という方法以外の方法を犯罪という社会問題の解決のために選択するという配慮、すなわち本稿のいうところの公共政策的観点から刑事司法をとらえた配慮」の重要性が論じられている（稲谷・2018）。また、東京地検や高松地検において検察・警察・児童相談所が「一堂に会して児童の保護等に関する意見交換を行い、検察官が刑事処分を行う上で参考にする」という取組み（この取組みについては第8期報告書を参照）について、修復的司法の考え方から検討がなされ、「高松のカンファレンスは、被害児童の（安全を前提とする）回復・修復へ向けて加害者に対していかなる義務を与えるべきかを判断する『場』という意味で、修復的司法の実践としての意義を有する」といった評価を示す論考もある（増井・2018）。さらに、所長である田村は、伝統的な捜査の基本方針における問題点を指摘してきたところ、同研究開発プロジェクトにおける研究の過程で、個人

保護型捜査観という — 児童虐待のほかにストーカーやDVなども含んだ「親密圏内事案」に対する「刑事的介入」のあり方を転回するような — 考え方について、その内容や論理を具体的・詳細に提示するまでに至っている(田村・2018【文献16】)。警察と児童福祉機関との連携について、行政法学の領域から連携のあり方に関する新たな理論枠組みが — 実定警察法の解釈に応用されるものとして — 提示されているところ(米田・2019)、同研究開発プロジェクトから提唱された「刑事的介入」のあり方も警察権の理論枠組みと実定警察法の解釈に多くの根拠を求めているため、今後はそれぞれの研究が相互に及ぼす影響に注目を要するものと考えられる。

なお、京都産業大学社会安全・警察学研究所からは、「『警察との連携強化』をよりスムーズなものとする」ことに主眼を置いた『児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック』が、同研究開発プロジェクトの成果として公表・提供されている(京都産業大学社会安全・警察学研究所・2019)。この公表・提供は、児童福祉機関と警察との相互理解を推進するという趣旨にもとづくものである(田村・2019c)。

ii) いわゆる全件共有をめぐる議論

とりわけ近時には、児童虐待による死亡の事件がたびたび発生して、マスメディアに大きく取り上げられるようになったため、いわゆる全件共有が注目されるようになった。ここにいう全件共有の定義は明確でない(鈴木・2019)とはいえ、問題の中核は、警察と児童相談所との間で児童虐待に関する情報を相互に提供し合う活動のうち、児童相談所が把握した児童虐待の事案のすべてについて警察に伝達するという仕組みの是非にあるものと考えられる。警察官僚の出身である後藤啓二は、「全件共有論」を積極的に主張して、これに必要な法制度の整備も求めている(後藤・2019)。これに対して、日本子ども虐待防止学会が厚生労働大臣に宛てて提出した「虐待死亡の再発防止策の策定に関しての要望書」(2018年7月13日)は、「虐待通告を、関係者や一般市民、あるいは、子ども自身や親族等が積極的に行うかという問題」として、いわゆる全件共有が「通告の抑止」になるものと捉えて、全件共有に反対する。

刑事法との関係で問題となるのは、 — 近年の警察がたびたび発出してきた通達において、「被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図る」といった活動が都道府県警察に求められているという状況(警察庁生活安全局長・警察庁刑事局長「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について(通達)」(平成31年3月29日警察庁丙生企発第70号ほか)や同「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応の徹底について(通達)」(平成31年3月29日・警察庁丙生企発第71号ほか)などを参照)のもとで — いわゆる事件化の判断にどのような影響があるのかという点である。「これまで、全件ではなくとも、他より多くの情報提供を受けていた県警察の中には、著しく検挙件数が多いところも、一部ですが実際に存在しています」という説明(京都産業大学社会安全警察学研究所・2019)のとおりであれば、ここには、警察に対する情報の提供と事件化との関連が認められうるのと同時に、「通告の抑止」のいかんについて考えるうえで注目を要する背景事情が見出せるものと考えられる。

iii) 検挙件数などの増加

犯罪白書から統計を拾い上げれば、児童虐待にかかる刑事事件 — すなわち、「児童虐待防止法2条

の規定する児童虐待により犯罪として検挙された事件」 — の検挙件数・検挙人員は 2014 年ころから大きく増加している。2019 年には 2018 年から 4 割あまりの急増となって、それぞれ 1972 件・2024 人にのぼった(2017 年にはそれぞれ 1116 件・1153 人に、また、2018 年にはそれぞれ 1380 件・1419 人になった)。この 10 年来において、「検挙された事件」の罪名の大半は傷害と暴行が占める(2019 年にはそれぞれ 848 件・703 件に、また、2017 年にはそれぞれ 471 件・347 件であった)。なお、2018 年と 2019 年になって強制性交等と強制わいせつが暴行と同じように特段に増加した — すなわち、2017 年にはそれぞれ 43 件・57 件であったのに、2019 年にはそれぞれ 108 件・114 件であった — という点は注目される。

児童虐待にかかる事件で起訴されて有罪判決を受けた者についての統計データは見つけることができなかつたとはいえ、傾向として起訴・有罪の人員が増加しているものと見込まれる。軽微な身体的虐待の事案が処罰された事案 — すなわち、長男の左頬を引っ張ろうとして右手で 4 歳の長男の左頬を 1 回つまんだ行為が暴行の罪で起訴されて有罪(罰金 5 万円)となったという裁判例(仙台地判令和 2・12・16 公刊物未登載) — からうかがえるように、数年前までには起訴されなかつたように考えられる事案の多くが最近になって起訴されていることも、起訴・有罪の増加を推測させる(ちなみに、仙台地判令和 2・12・16 は、暴行を懲戒権の行使と認めずに、 — 4 歳の子どもに恐怖を覚えさせるという意味で — 心理的に過酷な体験を与えた行為であるから軽微でないものと判断しているところ、日常から身体的虐待を加えていたという可能性が検察官や裁判所において認識されたとえでの起訴・有罪であったようにも思われる)。今後の推移を見守ることが必要である。

なお、2020 年の改正によって児童虐待防止法 14 条 1 項(および児童福祉法 33 条の 2 第 2 項・47 条 3 項)が体罰の禁止を明記したことは検挙や起訴にどのように影響するのかという点も、今後の注目点であろう(なお、仙台地判令和 2・12・16 の事案は、改正の前である 2019 年 6 月に発生したものである)。

【参考文献】

後藤啓二「児童虐待死を防げ：情報共有と連携の法制化を(特集 女性と子どもを守る)」『季刊現代警察』42 卷 3 号(2017 年) 22-28 頁

後藤啓二『子どもが守られる社会に』(エピック、2019 年 3 月)

稲谷龍彦「試論：公共政策としての刑事司法」『社会安全・警察学』4 号(2018 年 3 月) 99-113 頁

岩城正光・藤林武史編「特集 児童虐待防止における警察, 検察, 裁判所との関わり」『子どもの虐待とネグレクト』21 卷 3 号(2019 年 12 月) 266-333 頁

京都産業大学社会安全・警察学研究所『児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック』(2019 年 1 月) <https://www.kyoto-su.ac.jp/collaboration/s1gk4u0000010c9b-att/ristex.pdf>
(2021 年 7 月 6 日) 参照

増井敦「検察による児童虐待事案解決のための多機関連携の促進」『社会安全・警察学』4 号(2018 年 3 月) 45-63 頁

岡聰志・清水孝教「児童相談所調査から見えてくる警察との連携における課題(調査報告)」『社会安

全・警察学』5号(2019年3月)157-173頁

須賀博志「児童相談所派遣警察官の業務と機能:児童虐待対応を中心に」『社会安全・警察学』5号(2019年3月)193-205頁

鈴木秀洋「児童虐待への児童相談所と警察の法的連携の限界と展望」『子どもの虐待とネグレクト』21巻3号(2019年12月)268-279頁

田村正博「警察の刑事的介入の基本的な考え方と近時の変容」『社会安全・警察学』4号(2018年3月)21-43頁【文献16】

田村正博「親密圏内事案における警察の刑事的介入(研究報告)」『社会安全・警察学』5号(2019年3月:2019a)115-138頁

田村正博「警察の個人保護型捜査の課題」『警察政策』21巻(2019年3月:2019b)77-96頁

田村正博「警察と児童相談所の連携について」『子どもの虐待とネグレクト』21巻3号(2019年12月:2019c)280-286頁

浦中千佳央「職業文化から見た警察介入の在り方に関する一考察」『社会安全・警察学』4号(2018年3月)115-125頁

浦中千佳央・吉田如子「警察大学校面接調査、調査票調査について」『社会安全・警察学』5号(2019年3月)231-238頁

山田不二子「児童相談所と警察の連携」『教育と医学』787号(2019年1月)46-54頁

米田雅宏『「警察権の限界」論の再定位』(有斐閣、2019年4月)

吉田如子「DV、児童虐待など親密圏における刑事事案に関する警察官の行動と意識」『社会安全・警察学』4号(2018年3月)127-135頁

③ 監護者性交等の罪および監護者わいせつの罪

2017年7月13日に施行された「刑法の一部を改正する法律」(平成29年法律第72号)によって、強姦の罪に代わる強制性交等の罪(改正後の刑法177条)が——従前よりも広範な行為を包摂する「性交等」の行為に——適用されることになったのと同時に、「性交等」またはわいせつな行為が「十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて」なされたときは、それぞれ、監護者性交等の罪と監護者わいせつの罪(改正後の刑法179条)として、強制性交等の罪や強制わいせつの罪と同じ処罰を受けることになった。新設された刑法179条の趣旨について、立案者による説明によれば、18歳未満の者は一般に、精神的に未熟であるのに加えて、事実上の監護をおこなっている者に経済的・精神的に依存しているから、「現に監護する者」がこのような保護と被保護の関係から被監護者に及びうる影響力に乗じて性交等やわいせつな行為をおこなうことは、強制性交等・強制わいせつや準強制性交等・準強制わいせつに問えない——すなわち、行為者による暴行・脅迫や被害者における抗拒不能の状態が認められない——ときも、これらの罪と同じように、性的自由ないし性的自己決定権が侵害されるのであって(加藤・2017)、行為者による暴行・脅迫も被監護者の同意も犯罪の成立にとって問題となりえないものと捉えられている(松田・今井・2017、加藤・2017)。

もっとも、性的自由・性的自己決定の侵害という法益の保護を犯罪類型の根拠とする説明に対して、子どもの心身の健全な育成という——児童福祉法違反の罪(児童福祉法 60 条 1 項・34 条 1 項 6 号)が予定する——法益も保護するものと捉える見解が示されている(深町・2018)。この見解にしたがえば、監護者性交等・監護者わいせつの罪を刑法典に新設したことの意義があらためて問われる。また、この見解のもとで監護者性交等の罪と児童福祉法違反の罪を法条競合の関係と捉えて後者が前者に吸収されるものとする裁判例(札幌地小樽支判平成 29. 12. 13)や学説(樋口・2017)に対して、両者を観念的競合の関係と位置づける裁判例(水戸地判平成 29. 8. 21 : LEX/DB25547040)や学説(松田・今井・2017)があることからわかるように、監護者性交等・監護者わいせつの罪と児童淫行の罪との罪数関係も問題となる。この論点に関する判例・学説の展開が待たれるところである。また、監護者性交等・監護者わいせつの成立において——性的自由・性的自己決定の侵害の有無と対象者の同意の有無が結びついていなければならないのに——子どもの同意の有無を問わないという立法に対しては、疑問も呈されている(本庄・2017、三島・2018)。

【参考文献】

- 深町晋也「家庭内における児童に対する性的虐待の刑法的規律：監護者性交等・わいせつ罪(刑法 179 条)を中心に」『立教法学』97 号(2018 年)86-114 頁
- 橋爪隆「性犯罪に対処するための刑法改正について」『法律のひろば』70 巻 11 号(2017 年)4-15 頁
「『性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問』に対する刑事法研究者の意見」『季刊刑事弁護』86 号(2016 年)114 頁
- 樋口亮介「性犯罪規定の改正」『法律時報』89 巻 11 号(2017 年)112-118 頁
- 本庄武「性犯罪規定の見直し—改正案の思想は一貫しているか」『法律時報』88 巻 5 号(2016 年)98-103 頁
- 今井將人「『刑法の一部を改正する法律』の概要」『研修』830 号(2017 年)39-54 頁
- 今井猛嘉「監護者わいせつ罪及び監護者性交等の罪(小特集 性犯罪に関する刑法の一部改正)」『法律時報』90 巻 4 号(2018 年)63-67 頁
- 松田哲也・今井將人「刑法の一部を改正する法律について」『法曹時報』69 巻 11 号(2017 年)211-309 頁
- 三島聡「性犯罪に関する 2017 年刑法改正—強制的性交等罪と監護者わいせつ・性交等罪をめぐって」『季刊刑事弁護』94 号(2018 年)60-67 頁
- 加藤俊治「性犯罪に対処するための刑法改正の概要」『法律のひろば』2017 年 8 月号 52-63 頁
- 角田由紀子「性犯罪法の改正—改正の意義と課題」『論究ジュリスト』23 号(2017 年)120-127 頁
- 北川佳世子「性犯罪の罰則に関する刑法改正」『法学教室』445 号(2017 年)62-68 頁

(岩下雅充)

(4) 憲法・行政法分野

第8期に続いて、児童虐待問題に対応する諸機関の連携の在り方に焦点が当てられた。

一方では、諸機関間の情報共有と個人情報保護の関係の適切な理解が求められるとともに(【文献17】)、自治体条例における情報共有の標準化が求められた(【文献18】)。他方では、諸機関の連携のあり方につき、児童虐待に介入する児童相談所と警察の連携の問題が、警察を主題として論じられた(【文献19】)。また、以上の具体的な事例を素材とした行政法的な考察に対し、児童虐待に関与する国家活動全体を立法・司法・行政に分節し、憲法的観点から相互の関係を問う考察もある(【文献20】【文献21】)。

【参考文献】

野村武司「子どものための連携と情報共有」『子どもの権利研究』30号(2019年)115-132頁【文献17】

横野恵「児童虐待防止のための情報共有と自治体条例」藤田卓仙・小賀野晶一・成本迅編『公私で支える高齢者の地域生活 第3巻 認知症と情報』(勁草書房、2019年)70-83頁【文献18】

横田光平「児童虐待への国家介入—分析的考察」『法律時報』90巻11号(2018年)37-44頁【文献20】

横田光平「子ども法の基本構造と憲法上の親の権利」『法律時報』90巻9号(2018年)116-121頁【文献21】

米田雅宏『警察権の限界』論の再定位—親密圏内における人身の安全確保を素材にして—『自治研究』93巻12号(2017)27-51頁(同『警察権の限界』論の再定位(有斐閣、2019年)所収)【文献19】

(横田光平)

(5) 児童福祉分野

今期の児童福祉の領域では、2016年に改正された児童福祉法(2016年法律第63号)が施行されて後の改正箇所に関する実績が注目される。児童福祉法第3条の2で新たに謳われる「家庭と同様の環境における養育の推進」は、「児童虐待の発生予防」、「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」、「被虐待児童への自立支援」との関連性が高く(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「社会的養育の推進に向けて」2017年12月)、2017年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」で具体化が図られた。「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(2018年子発0706第1号 厚生労働省子ども家庭局長)に、都道府県は2019年度末までに新たな計画を策定すること、計画策定にあたっては「当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の参画を得て意見を求めること」が記され、「近年の児童虐待相談対応件数や通告件数の増加等を踏まえて」「各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」を出すことが求められた。

法改正とは別に、今期には、2018年と2019年に相次いで発生した児童虐待重大死亡事件の影響が多く見て取れる。その筆頭として、2018年12月18日に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議で決定された。

① 新しい社会的養育ビジョンの推進下における里親の動向

社会的養育に関して、厚生労働省は2011年に「社会的養護の課題と将来像」をまとめ、里親委託率について30%まで向上させる目標を掲げた。そして2016年の児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることと、原則として家庭養育（家庭養護）を優先することが明記され、家庭への養育支援から代替養育までの包括的な社会的養育の充実とともに、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することが示された。

2017年には改正法の理念を具体化するために「新しい社会的養育ビジョン」が公表されることとなった。「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直した形の「新しい社会的養育ビジョン」の中では、乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標が示された。特に就学前の子どもは、家庭養育原則の実現のため、原則として施設への新規措置入所が停止されることとなり、里親増加と質の高い里親養育を実現するための体制として「フォスタリング機関事業」の創設が行われ、民間団体へも委託することが可能となった。フォスタリング機関事業（里親養育包括支援機関事業）とは、里親のリクルート及び研修、委託中の支援、委託措置解除後の支援に至るまでの一貫した里親支援のことである。その整備については遅くとも2020年度までに全国実施を完了させるとする目標が掲げられた。

民間フォスタリング機関と児童相談所との関係を確認すると、フォスタリング業務を民間フォスタリング機関へ委託する場合であっても、フォスタリング業務全体の最終的な責任は都道府県（児童相談所）が負うことになっており、都道府県（児童相談所）においては、フォスタリング業務全体のマネジメントや危機管理について、責任を持つ必要がある。また、里親登録及び里親委託措置は行政権限の行使であるため、その判断の過程において、民間フォスタリング機関は関与するが、最終判断はあくまで都道府県（児童相談所）が行うという業務内容に関する役割分担がある。

里親委託率の目標について、「新しい社会的養育ビジョン」では、全年齢層にわたって代替養育としての里親委託率（代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合）の向上に向けた取組が示され、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現するという目標が掲げられている。

しかし、2015年の里親委託率（全年齢）は17.5%であり、上記のような大きな数値目標に対して、それを実際に実現することが可能であるのか、それを推進する各自治体や乳児院・児童養護施設などの関係機関は疑問を呈する。また自治体間にも里親委託率の地域差（約5%から約50%弱）があり、例えば、静岡市は45.5%（2016年）、さいたま市は33.9%（2016年）など、新しい社会的養育ビジョンが公表される前から里親への委託が進められている地域と、約5%程度の里親委託率の地域とでは差が顕著であり、委託率の低い地域では里親支援に関する地域の資源の早急な整備と地域住民の理解や意識変容を促す啓蒙活動が求められることになり、里親委託を推進する上で様々な課題があることが浮き彫りになっている。ちなみに2017年の里親等委託率は全国が19.7%、最も低い自治体は9.6%（秋田県）であり、最も高い自治体は57.5%（新潟市）であった。

里親支援に関する専門職の体制は拡充とともに複雑化しており、里親支援を児童相談所の里親担当者

等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担して行っている。児童相談所における里親支援について、野口他（2018）は「児童相談所における里親支援の実態とその支援が里親委託率へ与える影響」の論文の中で、その実態を報告している。野口他（2018）によると、里親支援を担う常勤専任職員の配置状況は34.6%となっており、2010年以降に徐々に配置が多くなってきているという。この研究は、全国の児童相談所227か所を対象に2016年から2017年にかけて「里親支援にかかる効果的な実践に関するアンケート調査」を実施し、それをもとに児童相談所の里親支援について分析しているものである。本論文によると、1人の配置という児童相談所が81.8%であり、多くの児童相談所では里親支援を担う職員が1人配置となっていることが分かった。また里親委託等推進員の配置状況では「配置している」が44%、「配置していない」が37.1%、「外部機関に委託」が18.9%であり、「配置している」と「外部機関に委託」を合算すると60%以上に配置されていることが分かった。配置人数は1人が最多の77.1%であり、業務形態は75.6%が非常勤であると示されていた。この研究においては、児童相談所の里親支援が明確に里親委託率へ影響を与えているとは言えない結果であったと報告がなされていたが、新しい社会的養育ビジョンによる里親支援が2017年より始まったばかりであることを踏まえれば、児童相談所も含めた地域における里親支援体制の整備が徐々にではあるが推進されており、それが里親委託率に今後影響を与える可能性も考えられる。

児童相談所の虐待相談件数と同様に、子どもの一時保護の数値も増加の一途を辿っているが、厚生労働省によると2017年度の一時保護の数値が41,728件であり、その内訳は一時保護所が24,680件、里親も含めた児童福祉施設等への一時保護委託が17,048件となっている。家庭養護を行う里親への一時保護委託を推進するために、2016年度からは委託手当が従来の日額2,360円から4,040円に改善されている点も、2016年の児童福祉法改正、それを踏まえた新しい社会的養育ビジョンの流れといえるのではないだろうか。

【参考文献】

厚生労働省「児童虐待防止対策の状況について」（2017年）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000536278.pdf>（2021年5月24日参照）

厚生労働省 新たな社会的養育の在り方に関する検討会「新しい社会的養育ビジョン」（2017年8月2日）

野口啓示他「児童相談所における里親支援の実態とその支援が里親委託率へ与える影響」『子どもの虐待とネグレクト』20巻1号（2018年5月）85-92頁

② 特別養子縁組について

2019年6月7日に民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）が成立し、特別養子縁組における養子となる者の年齢の上限を原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げることになった。児童養護施設等には、保護者がいない・虐待を受けていることなどが原因で多数の子どもが入所しており、その中には、特別養子縁組を成立させることにより、家庭において養育することが適切な子どもがいる

という状況や、何らかの理由により子どもを育てることができない保護者がおり、一方で、不妊治療を試みたが子どもに恵まれず、子どもを育てていきたいと希望する家族が多数あるという実態がある。様々な理由から、特別養子縁組の成立要件を緩和することにより、この制度をより利用しやすいものとする必要があり、今回の改正となった。

今回の改正では、特別養子縁組制度の利用を促進するため、特別養子縁組における養子となる者の年齢の上限を原則 15 歳未満に引き上げるとともに、特別養子縁組の成立の手続を 2 段階に分けて養親となる者の負担を軽減するなどの改正をしている。家庭裁判所の第 1 段階の審判は、実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判（特別養子適格の確認の審判）。第 2 段階の審判は、養親子のマッチングを判断する審判（特別養子縁組の成立の審判）となり、養親候補者は、第 1 段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育をすることができることになった。そのことにより、特別養子縁組が成立するまでの手続きの長期化を防ぎ、また審判が決まる前に養親側が試験的に子どもを養育するというリスクを避けることが可能になった。

司法統計によると、特別養子縁組の認容件数は、2013 年が 474 件、2014 年 513 件、2015 年 542 件、2016 年 495 件、2017 年 616 件、2018 年 624 件、2019 年 711 件、2020 年 693 件となっており、近年、件数が増えていることがわかる。

また、2020 年には特別養子縁組の当事者団体である特別養子縁組家庭支援団体「Origin」が創設され、活動が始まった。東京に関東支部、大阪に関西支部、福岡に九州支部を置き、主な活動としては、当事者の声を集めたり、当事者へのケアを行ったり、当事者同士が繋がれる場づくり、出自をたどる支援、養親への発信活動などを行っている。特別養子縁組で戸籍上実子となった子どもの視点から、社会にその制度や支援体制について問いかけている。

研究および実践領域においては、日本弁護士連合会が「特別養子縁組制度の改正に関する提言」（2018 年 10 月 23 日）を出している。その中での新しい社会的養護のビジョンに関する内容に着目したい。「実家庭の養育が期待できない子どもにとって、多数の子どもたちと共同生活を送る大規模施設よりも、代替的な家庭における養育が望ましいことは賛同できるとしても、養育里親や普通養子縁組と比較して、特別養子縁組が秀でてしていると断定することは、現時点では難しいと思われる。確かに、特別養子縁組が制度上永続性や安定性を提供できるとしても、実際のところ、例えば、普通養子縁組が子どもの利益を害する程度に不安定であるかどうかは判断し難い。このように考えると、『新しい社会的養育ビジョン』が特別養子縁組に数値目標まで設定したことには疑問を払拭できない。少なくとも現時点においては、特別養子縁組は代替養育として万能ではないことを踏まえるべきであり、一般的に、特別養子縁組が常に望ましい選択肢であるかのような扱いは適当でないものと考えられる」との見解を示している。

『養子縁組と里親の研究 新しい家族』第 62 号 2019 に、特別養子縁組の法改正に関して議論が展開されている。その内容は、「特別養子縁組の法改正に想う」（福永清貴）、【ミニシンポジウム 特別養子縁組の現状と課題】として、[第 1 部]は、「特別養子縁組の現状と課題—体験者の話を中心として」と題して、「特別養子縁組について養親として願うこと」（あいだひさ）、「特別養子縁組の現状と課題について」（岩崎美枝子）、「家族法研究者からのコメント」（五島京子）、[第 2 部]は「報告者によるパネル

ディスカッションと来場者との質疑応答」(司会：福永清貴)が掲載されている。第1部では特別養子縁組に深くかかわっている立場からの体験や活動内容、そして研究者の立場からのコメントが述べられている。第2部はシンポジウムの内容の記述となっている。

そして、『養子縁組と里親の研究 新しい家族』第63号2020には、「特別養子法改正をめぐる議論の推移と今後の課題」と題して、第1報告：「養子制度運用の現場からみた特別養子法改正をめぐる議論」(岩崎美枝子)、第2報告：「家族法研究者の視点からの特別養子法改正」(床谷文雄)が掲載され、第1報告では、養子縁組あっせんの現場の立場から、第2報告では、民法・家族法の研究者の立場から意見が述べられている。2019年6月7日に民法等の一部を改正する法律(令和元年法律第34号)の成立に伴い、研究および実践領域でも活発な議論が展開されていることが分かる。

【参考文献】

日本弁護士連合会「特別養子縁組制度の改正に関する提言」2018年(平成30年)10月23日
司法統計情報 https://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/search (2021年7月15日参照)
特別養子縁組家庭支援団体「Origin」

<https://www.facebook.com/tokubetsuyoushi/> (2021年7月18日参照)

<https://ameblo.jp/tokubetsu-youshi/entry-12587229217.html> (2021年7月18日参照)

養子と里親を考える会編『養子縁組と里親の研究 新しい家族』62号(2019年)創映社

養子と里親を考える会編『養子縁組と里親の研究 新しい家族』63号(2019年)創映社

③ 在宅支援の拡充に向けて

2016年の児童福祉法等の改正を受けて、2017年に厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(奥山眞紀子座長、以下「検討会」)において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」(以下「ビジョン」)が取りまとめられた。改正児童福祉法等の理念のもと、「ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが各自治体、関係機関等に求められた。その一つの取組として、既存の都道府県推進計画を全面的に見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画を策定することが厚生労働省通知(子発0706第1号平成30年7月6日)により示され、「ビジョン」で示された目標についてより具体的な動きが図られる環境整備が進むこととなった。

2017年の「ビジョン」の柱の一つが在宅支援の強化であったことについて、松本・2017【文献22】は在宅支援の現状と関連付けながら問題点と今後の方向性について論究している。「通告があった子どものうち分離保護になるのは1割に満たず、残りは在宅で家族とともに暮らしている。この子ども・家族への有効な支援が、現行の制度化で十分にできているだろうか。支援の必要性を感じながら、『見守り』と名付けられた『何もしない／できない状態』が継続し、結果として状況が深刻化し親子の分離に至る、という事態があるとすれば、これをどのように防ぐのか。在宅事例への介入と支援に如何に資源を投入できるのか」(p.290)と問う。

在宅における支援は、支援に対する親の受け入れの意思が必要になる。しかし、なかなかそれはスムーズに行かず、ソーシャルワークの視点から粘り強いアプローチが求められる。欧米では、法的な措置により親がカウンセリング等を受けることで、子どもと再び生活を行うことができるとする条件が付き、それが実践できてから家庭引き取りの状況に進むこととなっている。山口・2016 は、児童虐待に関するアメリカの法手続きについてフロリダ州の家事事件を例に挙げ、裁判所が州の福祉局 DCF (Department of Children and Families) により親子再統合のための十分な取組 (reasonable effort) が実施されたかを審査しているという。子どもの福祉保障のための計画がなされ、また親の指導も詳細な項目で設定されており、それを司法機関が審査する仕組みが確立されている。しかし、日本ではそれを行う制度や体制は十分に構築されていない。そして、親への指導についても司法による強制力が十分ではないため、児童相談所の児童福祉司・児童心理司が親指導の中で親に理解を促し、カウンセリング等に繋げていく現状となっている。

全国の児童相談所の虐待相談対応件数の9割以上の子どもは在宅支援となっており、その中には、いわゆる「見守り」という形で有効な支援がほとんどなされない事例もある。佐藤・2018【文献23】もまた、こうした子どもが再び通告の対象になる、あるいはそのまま虐待的環境の中で成長し、その養育不全体験を次世代に連鎖するという悪循環となっていることについて警鐘をならしている。

現在の在宅支援の現状について問題提起することは今までもあったが、2000年代後半において、一時保護後に家庭引き取りとなり在宅支援をしている中で子どもが死亡した東京都目黒区の事件、千葉県柏市の事件が発生しており、家庭で発生していたドメスティックバイオレンス(家庭内暴力)を子どもに関する関係機関が軽視したことが明らかになっている。また、その家庭自体が地域から離れようと転居を行ったことで、新しい地域で目が届きづらくなり、再び孤立が深まり虐待を防止できなかったことから、在宅での支援の難しさが露呈する形となった。

松本・2017 が主張するように、「ビジョン」の検討会で在宅支援のあり方が大きな論点となったことから、今の日本において、在宅支援という切り口から虐待の深刻化を防ぐことに、国や自治体が正面から向き合わなければならない状況に至っていることが確認できる。

そして、松本・2017 は、虐待を受けた子ども・家庭への支援について「目指すべきは、子どもと家族の生活圏において支援のための社会資源が十分に整備され、支援計画に基づくソーシャルワークが展開され、当事者を含む関係者の協働が構築される制度的枠組みの構築である」(p. 290) とし、地域の社会資源の整備と具体的な支援計画の策定、実行を可能にするような枠組みを構築することが必要であると指摘する。また、施設入所「措置」と同様に、在宅における「措置」としての支援枠組みを明確にし、措置費が支払われるような制度の創設が必要であり、これらを「ビジョン」は意識しているとする。

この構想のように、新たな在宅支援の枠組みが構築され制度が運用された場合には、「見守り」という安心につながる言葉の下の危険性を孕んだ支援から脱却して、具体的に何をどのように、在宅にいる子どもや家族に行うべきか明らかにすることが可能になる。そして、そこに予算がつくことにより実行性のある支援が実施されることになるであろう。

2021年4月に国会議員で構成する「児童虐待から子どもを守る議員の会」(塩崎恭久会長)が開かれ、

社会的養育における在宅支援をテーマに議論が行われた。その際、全国児童家庭支援センター協議会から、虐待の恐れがある家庭に対して、児童養護施設や乳児院が在宅のまま支援する「在宅指導措置」の導入を求められた（福祉新聞 2021 年 4 月 26 日版）。このように様々な領域で在宅指導や支援に関する議論が活発化している。

在宅で行われる指導には条件があり、子どもの命を守ることが可能かどうかの判断は児童相談所が行うわけであるが、在宅指導の中にも様々な段階や形の違いがあることを理解する必要がある。児童相談所あるいは市町村による在宅指導であるのか、施設や里親委託後の「見守り」モニタリングの段階の行政あるいは関係機関の在宅指導であるのかなど状況に応じて扱う機関が違ふ。そして、児童相談所が行うものも、事例に応じて、児童福祉司指導措置又は継続指導、あるいは児童委員指導や児童家庭支援センター指導など、様々な状況のもとに在宅指導は実施されている。また、『子ども虐待対応の手引き』

（2013 年厚生労働省改正通知）では、在宅指導（援助）について、児童相談所や市町村が在宅で援助が可能と判断するための条件が必要になると記されている。その条件は（1）子どもの安全についての重大・深刻な危険が否定されるか、子どもの安全についての問題が軽微である。（2）関係機関間で「在宅で援助していく」との共通認識がある。（3）家庭内にキーパーソンとなり得る人がいる。（4）子どもが幼稚園・学校や保育所などの所属集団へ毎日通っている。保護者が子どもの状況確認に協力することが十分に期待できる。（5）保護者が定期的に相談機関に向かうか、民生・児童委員、家庭相談員、保健師、福祉事務所職員、市区町村職員、児童相談所等の、援助機関の訪問を受け入れる姿勢がある。これらの全ての項目を満たすことが困難であればアセスメントを強化しながら在宅指導の妥当性を検討する。

虐待を含む家庭の問題について、行政側（児童相談所・市町村）あるいは行政から委託された民間機関が行う在宅指導と同時に行われる在宅支援（家事援助・相談・子育て支援〔育児支援、ショートステイ、トワイライトステイ〕）等の拡充も、また求められている。

在宅支援は、現在問題視されている過剰な児童保護、すなわち家庭への過剰介入とは違う視点であり、対象となる子どもや家庭にソーシャルワークを十分に行いながら、養育基盤を整え支援していく方法である。それには、在宅支援をコーディネートすることができる拠点が必要になる。厚生労働省の「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」の通知（雇児発 0331 第 49 号平成 29 年 3 月 31 日）によると、2016 年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）において、「基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならない」と規定されている。今後は、在宅支援の要となる市区町村子ども家庭総合支援拠点の動向について注目し、その役割と責務について継続的な確認が必要になるだろう。

研究領域の動向では、『子どもと福祉』（vol.11 2018）において「子ども虐待の在宅支援」という題目で特集が生まれ、在宅支援の事例が紹介されている。特集の内容は、「特集にあたって」（佐藤隆司）【文献 23】、「法改正と在宅ケースへの支援」（小寺順司）、「法改正に翻弄されて」（矢島一美）、「虐待対

応における橋渡しとしての在宅支援」(坂口晴美)、「子どもや家庭が孤立しないように一子どもに合わせた仕組みづくりを」(細田和恵)【文献 24】、「市区町村が在宅支援を担うということ―区役所の現場から」(花坂佳代子)、「在宅支援における児童相談所と市町村の『よい協働関係』とは」(衣川修平)、「児童福祉法改正後における市町村子ども相談現場の実態と課題」(仙田富久)、「児童福祉司という仕事」(岡本高志)、「『役割分担』は子どもと家族のためにある」(本田しのぶ)、「在宅支援において児相に求められていること―離島分室での経験から」(海野高志)、「特集まとめ」(川崎二三彦)になる。それぞれの現場の事例報告から、在宅支援の現状と現在の整備状況を確認することができる。

【参考文献】

福祉新聞「〈児童養護議連〉在宅指導措置導入を全国児家セン会長が要望」2021年4月26日版

<https://www.fukushishimbun.co.jp/topics/25826> (2021年4月28日参照)

細田和恵「子どもや家庭が孤立しないように一子どもに合わせた仕組みづくりを」『子どもと福祉』11号(明石書店、2018年)62-63頁【文献 24】

『子どもと福祉』編集委員会『子どもと福祉』11号(明石書店、2018年)

日本こども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き』(2013年厚生労働省改正通知)(有斐閣、2014年)

松本伊智朗「在宅措置制度を構想できるか―「新しい社会的養育ビジョン」によせて―」『子どもの虐待とネグレクト』19巻3号(2017年12月)289-291頁【文献 22】

佐藤隆司「特集にあたって」『子どもと福祉』11号(明石書店、2018年)52-55頁【文献 23】

山口亮子「児童虐待に関するアメリカの法手続―フロリダ州を例にして―」『社会安全・警察学』3号(2016年)1-14頁

(加藤洋子)

④ 児童相談所強化プランの策定

2016年の児童福祉法改正では、児童虐待に関する対策強化の一環として児童相談所及び市町村の体制・専門性の強化等が講じられた。その際、「児童相談所強化プラン」(2018年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部)が策定され、児童福祉司等の配置の充実や研修の義務付けによる資質向上への対策が取られた。

その最中にあたる2018年3月に目黒区の児童虐待死亡事件は発生し、その凄惨さが明るみになるにつれ社会的に大きな衝撃が広がった。この事件を受けて同年6月に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が召集され、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(2018年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)が決定された。目黒区の事件が転居の前後で児童相談所による支援が引継がれなかったことから、切れ目のない支援の必要性が一つの着眼点となり、児童相談所や市町村の体制と専門性の強化をさらに進めるために策定されたのが、この「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」である。

対象時期を2019年度から2022年度で区切り、児童相談所の体制強化のために児童福祉司の大幅な増員を行うと共に（2017年度実績約3,240人のところを2,020人程度増員、これにより児童福祉司一人あたりの担当が50ケースから40ケース相当になる見込み）、里親養育支援児童福祉司・市町村支援児童福祉司とそれぞれの支援目的に即した児童福祉司を配置することとした。伴って、他の児童福祉司の指導・教育を行うスーパーバイザーや保健師を増員し、児童心理司については増員すると共に配置人数の基準を法令化することの検討がなされ、弁護士の常勤配置が進められることとなった。折しも児童相談所への弁護士配置については、児童相談所の常勤一般職員として弁護士が採用された嚆矢である福岡市「こども総合相談センター」（えがお館）の久保健二が『改訂 児童相談所における子ども虐待事案への法的対応 常勤弁護士の視点から』を公刊し（久保・2018）、その職務の具体を示している。峯本耕治による「弁護士の視点から重大な虐待事件の防止について考える一求められる関係機関の共同アセスメントと共同プランニング」（峯本・2019）においては、弁護士らが加わることによる児童相談所の児童虐待対応の方法論に関する提案がなされている。

ところが目黒の虐待死亡事件の記憶も鮮明なうちに、今度は千葉県野田市で重篤な虐待死亡事件が発生する。この事案を踏まえ、2019年2月8日に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が開かれ、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化について話し合われた。そこで決定されたのは以下の点である。まず、「1 児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等」として、児童相談所は在宅で指導している全ての児童虐待ケースについて、公立小中学校・教育委員会は野田市の事件のように虐待が疑われるケースについて、ひと月以内に安全確認・緊急点検を行うことにした。「2 新たなルールの設定」として、野田市の事案において加害親の様態に対して専門職が委縮し児童の安全最優先が守られなかった反省にたち、その対処が「新たなルール」として具体的に提示された。「3 児童相談所、市町村、学校及び教育委員会の抜本的な体制強化」として、先の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（2019年度～2022年度）の強化策に前倒しで取り組むことや、児童虐待対策について学校や教育委員会と児童相談所・警察との連携を進めること、児童虐待で支援対象となっている家庭の転居時に引継ぎが徹底されることが挙げられた。さらに、児童相談所に警察職員や警察OBの職員配置を進めることについても触れられた。

2019年3月19日の児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議では、さらに、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」が決定された。2018年以降の一連の「状況を深刻に受け止め」、児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法案の提出と組みあわせて、体罰禁止の法定化、児童相談所内の機能による職員分化、児童相談所における弁護士の常時配置と医師及び保健師の配置等、児童福祉法改正に盛り込む数多くの事項と、一時保護所で通学ができないまま生活をする児童の視点から環境整備に関わることなど、盛り沢山の事項に言及した。特別養子制度の利用促進と養子となる者の年齢上限の引き上げについても、ここで触れられた。

法改正や大きな事件を機に児童相談所の一層の機能強化を企図したこのような取り組みに対しては、今期においてはまだ研究の成果が出そろっているとはいえない。しかし、凄惨な死亡事例に直面した経験は、虐待という事象について本質を捉え直そうとする気運を生んだようにも見える。「虐待」という

語は abuse や maltreatment のように「親の行為を表現した」語を用いることで「子どもは行為の対象にすぎず、あくまでも親側の問題」という捉え方になり「子どもの心情が切り捨てられてしまったようにも思われる」という指摘がある（小野・薬師寺・2019:28-29頁）。「少なくとも、1950年代までの児童虐待は cruelty to children」と「子どもへの残酷〔残虐〕な行為という意味」の語で表現されており、この表現には「行為に対する心情（同情、憐憫）が伴っている」という。「実際の児童虐待への対応は、法令に基づいて行われるので、用語のニュアンスだけで変わるものではないが、社会の児童虐待に対するコンセンサスには大きな影響があり、それが世論を形成し、施策にも反映することを考えれば、単なる言葉の問題ではすまされない」と問題提起がなされている。（小野・薬師寺・2019:28-29頁）

児童相談所のあり方をめぐる、ソーシャルワーク型相談業務と緊急一時保護のような介入的業務との擦り合わせについては、今期も継続的な関心が寄せられている。児童相談所職員の立場から検討を続け成果をあげている鈴木浩之の一連の研究に着目した（鈴木・2017.5【文献25】、2017.11a【文献26】、2017.11b、2018.8【文献27】、2019.1）。鈴木は、緊急一時保護を経験した保護者を対象として、保護者が児童相談所職員と対抗する立場から「折り合い」、児童の安全を守るために協働する意識へと変化が生じる経緯を分析した。緊急一時保護は相談型ソーシャルワークと相容れないのではなく、そこに保護者が折り合う要素を見越して支援することで、保護者と児童相談所職員が児童のための協働者になり得るという指摘であった。このとき、鈴木は、「虐待を行った当事者、あるいは、その虐待を防ぐことができなかった一方の保護者」である子どもの保護者ないし家族が備える「レジリエンス」（しなやかさ、弾力性）に着目し（鈴木・2017.11b）、保護者が一時保護をはじめとする児童相談所との関係性を受け入れ、「折合いをつける」プロセスとその構造を整理している（鈴木・2017.11b、鈴木・2018）。

旧来の児童虐待対策は、児童虐待が発生した家族を介入ないし支援の対象として位置付ける構造であった。鈴木の着眼は、重大な課題を抱えた家族に対してその家族の有機的な生命力を最初から見込む姿勢にある。今後の支援制度への活用が期待される。

【参考文献】

- 久保健二『改訂 児童相談所における子ども虐待事案への法的対応 常勤弁護士の視点から』（日本加除出版・2018年6月）
- 峯本耕治「弁護士の視点から重大な虐待事件の防止について考える—求められる関係機関の共同アセスメントと共同プランニング」『発達』第157号（2019年1月）29-33頁
- 小野善郎・薬師寺真編著『児童虐待対応と「子どもの意見表明権」一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み』（明石書店・2019年12月）
- 鈴木浩之「子ども虐待対応に伴い不本意な一時保護を経験した保護者への「つなげる」支援のプロセスと構造—子ども虐待ソーシャルワークにおける「協働」関係の構築—」『社会福祉学』第58巻第1号（2017年5月）112-127頁【文献25】
- 鈴木浩之「子ども虐待対応において不本意な一時保護を体験している保護者との協働関係の構築—児童相談所職員に対するアンケート調査の分析を通して—」『社会福祉学』第58巻第3号（2017年11

月) 1-13 頁【文献 26】

鈴木浩之「子ども虐待と保護者のレジリエンス」『教育と医学』第 773 号 (2017 年 11 月) 66-73 頁
鈴木浩之「子ども虐待ソーシャルワークにおける協働関係の構築—保護者の「折り合い」への「つなげる」支援の相互作用理論の可能性—」『社会福祉学』第 59 巻第 2 号 (2018 年 8 月) 1-14 頁【文献 27】

鈴木浩之「児童相談所における家族支援」『発達』第 157 号 (2019 年 1 月) 52-56 頁

⑤ 『一時保護所ガイドライン』の策定

2016 年法改正の主眼のひとつは、「一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された」ことであった。また、「新しい社会的養育ビジョン」において「一時保護の見直しの必要性が提示された」。これらのことを受け、『一時保護ガイドライン』が策定された。これは国が、「現状において、一時保護に関して指摘されている問題」があることを認め、「自治体や関係者が進むべき方針を共有」することで「子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離す」中で「子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されること」を実現する姿勢を示したものと見える (引用部分は『一時保護ガイドライン』p. 1)。同ガイドラインは、一時保護の手続や一時保護所の運営に関する言及に留まらず、一時保護の機能を「ケア・アセスメント」として位置づけ一時保護に当該児童の心身にわたる安全・安心を確保するための積極的な意義をもたせる実践を提起している (阪無・石村・2019)。

同ガイドラインが示す方向性からさらに発展し、「児童主体で問題の解決や成長に導く」受容的な関わりを指標として児童相談所職員の関わり方の構造を明らかにし、受容的な関わりに至るプロセスの検証を行う研究等、一時保護所研究の取組みがなされ始めている。

【参考文献】

厚生労働省『一時保護ガイドライン』(2018 年 7 月 6 日 子発 0706 第 4 号)【文献 28】

阪無勇士・石村郁夫「一時保護所職員が受容的な関わりに至るプロセス—施設内体験、組織への愛着、バーンアウトを媒介要因として—」『子どもの虐待とネグレクト』第 20 巻第 3 号 (2019 年 2 月) 347-358 頁

⑥ 障害児虐待

一般に「障害児は虐待を受けやすく重度化しやすい」という言の一方で「障害のある子どもへの虐待の実態はよく分かっておらず」という状態であったことに対して、「全国のすべての障害児入所施設を対象に実態調査を行った」研究結果が公表された (下山田・2019)。

「障害児支援の見直しに関する検討会」(2008 年)の中で、障害児を「小さい障害者」として見るの

ではなく、障害のない子どもと同じ「一人の子ども」として育成すべきであるという基本スタンスが確認された」ことを根拠として、障害児対象の福祉サービスは児童福祉法に依拠し、そのことによって「障害児支援は、「児童の権利に関する条約」を基盤として子どもの最善の利益を優先し、保護的な養育に加え子どもの主体性を尊重した「子ども」のための事業として再スタートした」と指摘される（光真坊・2019）。児童福祉法第4条2項の定義が「障害者手帳や医学的診断がなくてもサービスを受けられるように配慮されて」おり、発達障害児について「発達障害と診断されなくても「(発達の) 気になる子」として支援を解することが可能」であり、これが虐待やマルトリートメントによる行動上の課題に対しても障害児支援の対象にすることを可能とする「包括的な制度」であると位置づけられている（光真坊・2019）。

今後、児童福祉の障害福祉の領域を超え、教育・保育の領域においても障害児保育や特別支援教育との連携の下での研究の深化が期待される。

【参考文献】

光真坊浩史「障害児虐待の予防と対応における障害児支援の役割」『子どもの虐待とネグレクト』第20巻第3号（2019年2月）274-281頁

下山田洋三「障害児入所施設における被虐待児の実態調査—入所児童および短期入所・日中一時支援利用児童について—」『子どもの虐待とネグレクト』第20巻第3号（2019年2月）282-288頁

⑦ 被措置児童等虐待の実態データの二次分析

被措置児童等虐待の実態については、厚生労働省による各都道府県市の対応状況に関する統計資料がある。これを用いて、被措置児童等虐待が発生した状況と要因分析を行った研究が今期に公表された（加藤・2017【文献29】）。分析の結果として、被措置児童等虐待が、被措置児童への対応の困難さ等に起因するだけではなく、一般的な子育て場面や子ども本来の自然な姿が職員の虐待行動を誘発している面があることが確認された。つまり、旧来から指摘されてきたような被措置児童本人の特性的要因や虐待に及んだ職員の専門性や経験の問題だけではなく、「子どもを育てる中で通常起きうる、ぐずりや泣き、いいわけをするなどの自然な子どもの姿」等に対しても虐待行動が起きており、「基本的な子どもへのかかわりや養育行動が獲得できていない養育者が存在している可能性も考えられる」と指摘されている。一般的な子ども理解が十分でない大人が、各々に個別の課題を抱えている被措置児童に向き合うことには、無理がある。専門的養育者の養成課程の責任が問われる研究結果である。

【参考文献】

加藤尚子「被措置児童等虐待の発生状況に関する研究—「被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況」の二次分析を通して—」『子ども家庭福祉学』第17号（2017年）34-46頁【文献29】

（田澤薫）

⑧ 多様化する家族

様々な家族が存在し、その状況を支援する動きが広がっている。日本経済新聞電子版（2017年4月5日）によると「大阪市が30代と40代の男性カップルを里親に認定したことが5日、市幹部への取材で分かった。…中略…今回の大阪市の男性カップルは養育里親で、市が昨年12月に認定。市によると、『愛情があり心身が健康で経済的に安定していれば、どのような家族形態でも里親になることは可能』という。厚労省のガイドラインでも同性カップルを除外する規定はない。」

このようにLGBTQ+の家族や、里親、養子縁組、外国籍世帯、ひとり親、ヤングケアラーが支える家族など、家族は多様化しており、様々な観点からの支援が必要であると言われている。それを地域で支えるシステムを確立することが喫緊の課題であろう。

例えば、松島（2019）の論文【文献30】では、保育所・児童養護施設における外国人児童家庭に関する調査結果から、それらの家庭への支援における課題について論究している。「文化的な背景と価値観の違い」では、母国文化の教育や保育に関する点において、日本の文化にはあまり馴染まないものを保護者が大事にしている場合もあることを指摘する。保護者の文化で、非常に大事にしているものがある場合、それを保育者がどのように受け止め、対応するのかという難しさや課題について、特に、食文化の違いや子どもの健康に関する点を挙げて、具体的に述べている。通訳を介して交わされるやり取りだけでは不十分であり、子育て支援については、保育者の視点から相手の文化等を尊重しながらも、保育に関する専門的知見からアプローチし、日本の社会システムの中で子育てをしていくことを理解してもらうことが肝要であるという。そして、信頼関係を築きながら寄り添う支援が重要であると指摘する。

また、千賀他（2019）の論文「障害等のある子どもの里親養育プロセスに関する質的研究」では、里親養育において困難が予想される障害等のある子どもの養育プロセスを明らかにしている。障害等のある里子の養育経験を持つ里親にインタビュー調査（6事例）を行い、M-GTA（修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ）により分析が行われている。結果として、里親養育プロセスのモデルが示されており「里親は【マッチング時の違和感】を抱いたまま里子を受託し、【子どもの行動上の課題への直面】を経験しており、【里子の育ちに関する情報不足】が阻害要因となっていることが明らかになった。また、そうしたなかで措置変更に陥ることなく、里親養育が継続する事例では、【チームとしての養育】が促進要因として機能することで、【里親子関係の構築】に至るプロセスが示唆された」（p.9）と紹介している。里親養育においては、様々な背景を持った子どもたちを受け入れており、家族という形を維持していくためには、地域における子育てに関する資源を活用しながら、チームとしての養育が不可欠ということを主張する。

そして、赤木・新保（2017）の論文「特別養子縁組における『子の福祉』に関する研究-公刊された裁判例の分析から-」では、特別養子縁組における「子の福祉」について、44の裁判例を対象とし、裁判例中に用いられる「福祉」という語に注目して、「子の福祉」という概念及び「子の福祉」を判断する際に考慮する要素を明らかにしている。結果として、「監護養育」（親となる者の親としての適格性）と養親となる者と養子となる者の適合性が「子の福祉」にとっての重要な要素と位置付けられていた。また、「子の福祉」を判断する要素である「監護養育」の内容について、実親による監護養育やその可

能性と、養親になる者による監護養育の比較が含まれていたという。このように「子の福祉」という観点から家族を捉えた時に、生物学的な家族のみならず、永久的な新たな家族を子に提供するという選択も必要であり、様々な家族が存在することを社会が受け入れる必要があるのではないだろうか。その意味で、現場において「子の福祉」がどのような要素で位置づけられているかを確認することは重要になる。

多様化する家族に関しては、様々な視点からの研究が今後も展開されることが推測される。上記の複数の論文から分かるように、様々な家族に対して、子育ての専門的な知見や地域の資源を活用しながら、家族維持を行うことが重要であり、それに関する実践研究が急がれる。今後のさらなる研究に期待したい。

【参考文献】

赤木拓人・新保幸男「特別養子縁組における『子の福祉』に関する研究-公刊された裁判例の分析から-」

『子ども家庭福祉学』17号（2017年）62-75頁

松島京「外国人の母子に対する支援 [第1報告] 保育所・児童養護施設における外国人児童家庭の支援

に関する調査研究から」養子と里親を考える会編『養子縁組と里親の研究 新しい家族』62号（2019年）4-18頁【文献30】

日本経済新聞電子版 2017年4月5日

<https://www.nikkei.com/article/DGXLZ014970910V00C17A4CR8000/>（2021.9.21参照）

千賀則史・伊藤嘉余子・野口啓示「障害等のある子どもの里親養育プロセスに関する質的研究」『子ども家庭福祉学』第19号（2019年）9-20頁

（加藤洋子）

（6）教育・保育分野

① 保育・教育に関する法令の改訂

2017年3月31日に告示された幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）が、2018年度からそろって全面実施となった。各要領等における児童虐待防止の視点との関連事項を以下に整理する。全体的に、2016年の児童福祉法改正の影響は見とれない。

幼稚園教育要領では、今回の改訂で新たに「特別な配慮を必要とする幼児への指導」の項目が立てられたが、児童虐待をはじめ家庭養育においてマルチトリートメントの要素を経験しながら幼稚園に通って来ている幼児への視点は読み取れない。（同じく2017年3月31日告示で、2020年度から全面実施となる小学校学習指導要領においても、特別な支援を要する児童への対応に家庭的な課題をかかえている児童は想定されていない）幼稚園を含む学校教育において「特別な支援を必要とする」概念に、旧来の障

害に加えて「障害はないが特別の教育的ニーズのある」（教職課程コアカリキュラム）という捉え方が提示されたが、「母国語や貧困の問題等により」（教職課程コアカリキュラム）と例示があることで却って視野を狭め、幼稚園教育要領には「海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児」と規定されたためにその傾向がさらに強まり、児童虐待への視点が意識化されやすいとはいえない。

保育所保育指針では、「第4章 子育て支援」中「保育所を利用している保護者に対する子育て支援」において、「不適切な養育等が疑われる家庭への支援」が入っているが、広く「地域の保護者等に対する子育て支援」については「地域の要保護児童への対応など」「要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努める」に留まっている。上記の子育て支援の枠以外に、乳幼児本人への支援については、「第3章 健康及び安全」中「子どもの健康支援」の内に「子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。」とある。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「生活形態が異なる」多様な保護者のもとから通う乳幼児を受け入れる多様性への対応が特性の幼保連携型認定こども園であるが、要領の構成は、幼稚園教育要領と保育所保育指針を合わせる域にとどまっている。教育領域が備える「特別な支援を必要とする」という概念が幼稚園教育要領について上記した狭い配慮対象として置かれる一方で、別に、保育所保育指針と同様の「不適切な養育等が疑われる」場合への対応が示されているために、児童虐待防止において重要な「不適切な養育」段階にある家庭が「特別な支援を必要とする」対象と読みにくい。「不適切な養育の兆候が見られる場合」こそ、幼保連携型認定こども園における教育・保育の支援が必要であるが、ここでの教育・保育の対象として明確に位置づけられていないような印象をあたえることが危惧される。

【参考文献】

文部科学省『幼稚園教育要領』に告示された幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号 2017年3月31日）

厚生労働省『保育所保育指針』（平成29年厚生労働省告示第117号 2017年3月31日）

内閣府・文部科学省・厚生労働省『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号 2017年3月31日）

② 保育者・教育者のための児童虐待防止マニュアル

今日の教育・保育の現場が「不適切な養育」に向き合う必要は、議論の余地がない。加えて、2019年1月に千葉県野田市で発生した児童虐待重大死亡事件において、教育する側の関わりの不適切さが極めて重大な結果をもたらした事実は重い。しかしながら、「不適切な養育」の具体的な概念も、教育・保育の現場における対応方法も、十分に示され共有されているとはいえない。

そうした状況の中で、保育者自身の学習から生まれたマニュアル【文献 31】が刊行されたことの意味は大きい。マニュアルを編んだ「保育と虐待対応事例研究会」は、児童虐待防止法が成立した翌年の 2001 年に、保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園等の保育の場に勤務する保育者（保育士、幼稚園教諭、保育教諭ほかを含む）を中心に発足したという。「現実の対応に苦慮している保育者が適切に対応できる力量を身につけることを目的に」互いに出した事例を学び合う月例会を重ね、そこで出された事例をもとに「被虐待児や養育困難な状況の家庭と出会ったとき、対応に困ったとき、園内での研修などに」（3 頁）役立つように本書が編纂された。書籍のカバーにある「胸騒ぎ、迷い、勇気、後悔……心を揺らしながら目の前の「命」と向き合ってきた保育者たちが今、現場に立つ保育者に伝えたいこと」というキャッチが示す通り、教育要領や指針が具体を示すに至っていない「適切な対応」（保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領）の中身を文字情報として共有することが目的となっている。

千葉県野田市で発生した児童虐待重大死亡事件では、虐待親による恫喝を怖れた教育委員会において、児童が虐待状況を訴えたアンケートの写しを父親に渡したこと、児童相談所へ通告相談しなかったことの 2 点について、学校教育の領域における児童虐待対応の不適切性が問われた。文部科学省では 2009 年に教職員用研修教材として「児童虐待防止と学校」（CD-ROM）（平成 21 年 5 月）を製作し、全国の教育委員会を通して学校教育現場の児童虐待対応力の向上をはかってきたが、学校や教育委員会における「保護者による威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合」への対応の困難が浮き彫りになった。

この重大な課題をうけて、翌月の 2019 年 2 月には「児童虐待死の再発を防止する厚生労働省・文部科学省合同プロジェクトチーム」が設置された。同プロジェクトチームで話し合われたことを基に、その翌月の 2019 年 3 月には「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の関係閣僚会議決定等を踏まえた対応について通知が発出された。2020 年度予算化にむけた全公立小中学校へのスクールソーシャルワーカー配置や、学校で生じる問題に対応する弁護士「スクールロイヤー」を教育委員会に配置したり警察 OB を学校に配置したりすることに対する支援が盛り込まれた。また、学校長等管理職への研修、教育委員会と福祉・保健部局等の行政内部での連携や研修の実施についても言及された。幼児・児童・生徒を間にはさんで学校が保護者と協力体制をとるなかで学校教育が実施されるという構図が崩れ、保護者に対抗する学校としての認識と実務が示されている。

重ねて、文部科学大臣メッセージ「全国の児童生徒の皆さんへ～安心して相談してください～」が発表された。メッセージの中では「この女の子は、勇気を出して助けを求めてくれましたが、大人達は SOS を受け止めきれず、女の子を助けることができませんでした。」と振り返り、「私たち大人はもう二度と、このような悲しい出来事をくり返しません。学校は児童相談所や警察などしっかりと協力して、どんな事があっても、皆さんのことを最後まで守り通していきます。」と、学校と児童相談所ばかりでなく警察との連携を約し、児童虐待に関しては児童生徒とその親が対立構造をとり、その際に行政が児童生徒の側に位置づくことを明言している。あわせて、このメッセージの中で、具体的な支援を求める方法として文部科学省「24 時間子供 SOS ダイアル」を示した。

2018 年 2 月に文部科学省・内閣府・厚生労働省の共同で発出されていた指針が更新され、新たな「学

校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(2019年2月)においては、学校等と市区町村又は児童相談所との連携が十分に機能することをねらいとして、「学校・保育所等は保護者等から要保護の幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。」こととなった。

さらに年度が明けた2019年5月には、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」【文献32】が作成された。この手引きは、2019年1月の野田市の死亡事件において教育委員会が児童の書いたアンケートの写しを父親に渡したこと等、学校・教育委員会の対応に問題があったことへの反省から、今後は「学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について、迷いなく対応に臨めるよう具体的な対応の在り方を示す手引きとして」作成された。(なお、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)により親権者等による体罰が禁止されたこと等を踏まえ、2020年6月に改訂された。)
「虐待に関する本人からの詳しい聞き取りは児童相談所職員や市町村(虐待対応担当課)職員などの専門の部署が対応する方が望ましく、学校関係者はあまり踏み込んだ聴取や度重なる質問はしないほうがよいと考えられます。」(太字は原文のまま、18頁)と、学校と児童相談所等との役割分担が意識化されている点が着目される。学校関係者がともかく児童虐待に関心を寄せて関わろうとした時期を経て、新たな段階に入ったことが明らかである。子ども家庭福祉と学校教育との各々の専門性を生かす趣旨か、学校教育が児童虐待防止の第一線から撤退する動きを招くか、今後は注目される。

【参考文献】

「学校・保育所・認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(府子本第190号、30文科初第1618号、子発0228第3号、障発0228第3号(2019年2月28日))

保育と虐待対応事例研究会編著『保育者のための子ども虐待対応の基本』ひとなる書房(2019年3月)

【文献31】

文部科学大臣柴山昌彦「全国の児童生徒の皆さんへ ～安心して相談してください～」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414504.htm (最終閲覧2021年12月26日)

文部省初等中等教育局『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』(2019年5月)【文献32】

③ 学校を活用した全数対象のスクリーニング調査

スクールソーシャルワーカーが配置されるようになった当初の計画とは異なるとはいえ、児童虐待の防止や早期発見に関するスクールソーシャルワーカーの活用が進んできている。「新しい仕組みづくりは教師に仕事を増やすことになる」という空気が漂い、せつかく国の報告書やガイドラインに明記された未然防止、早期発見及び支援・対応の視点からのスクリーニング会議やケース会議も現場ではなかなか

浸透しないのが実態である」という現状を打破するために、スクールソーシャルワーカーを活用して「全数把握できる学校において」（山野・2019）スクリーニングを行うことで、サンプリング調査とは異なり、必ず必要な子どもに支援の手が届くという指摘がある（山野・2019）。

義務教育年齢の児童への全数調査の機会として教育機関である小・中学校を福祉的な視点から捉えており、今後の展開が注目される。

【参考文献】

山野則子「学校における子ども虐待—学校の仕組み・スクールソーシャルワーカーの課題—」『子どもの虐待とネグレクト』第20巻第3号（2019年2月）328—333頁

（田澤薫）

（7）保健・心理・医療分野

① 特定妊婦への支援

2009年児童福祉法改正において「特定妊婦」への支援が規定された。この流れに見られるような「予防的介入（支援）」に重点を置く児童虐待対策のシフトチェンジに対して、医療・保健領域では「予防的介入（支援）」をどのような体制で行い、またどのような取組が求められ、かつ必要であるかについて関心が高まってきた。出産前からの妊婦への支援や「特定妊婦」（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）への支援に対する地域での取組は喫緊の課題となり、妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援の重要性が虐待防止施策の柱として強調されるようになった。

そして2016年の児童福祉法改正に伴い、同年10月以降、「支援を要する妊婦等」が医療機関や学校等において把握された場合にその者の所在地の市町村へ情報提供することが努力義務（同法第21条の10の5第1項）とされたことを受けて、第9期には「特定妊婦」に関する文献・論文が多くみられるようになった。その代表的なものとして、2018年に地域の支援体制と事例に関する特集が『子ども虐待とネグレクト』Vol.20 No.1 2018.5で生まれ、虐待予防のための地域の10年間の取組において、どのような支援が実際行われているか確認できる内容が掲載された。特集「子ども虐待予防の要！ 特定妊婦支援」には、渡辺好恵「特集にあたって」、中坂育美「特定妊婦の概念と支援技術に関する考察」、秋元義弘「岩手県北における母子保健のポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの連動の実際」、小林裕子・樋口文子「周産期医療と母子保健の連携から子ども虐待発生予防支援へ」、相良裕美「特定妊婦の発覚から具体的な支援の実際」、芹澤出「母子生活支援施設における特定妊婦支援」、井上登生「母子保健における子ども虐待予防—コミュニティ・ケアと小児科医の役割」、金子由美子「生きづらさを抱えた子どもたち—高校生の妊娠出産の具体的支援」の論文が取り上げられ、渡辺（2018）が「特定妊婦を支援することが子ども虐待予防につながる」（p.6）と主張するように、医療・保健領域と教育現場における母子への支援を含めた早期介入が虐待予防につながることを証明すると同時に、今後の課題についても明記されていた。

渡辺（2017）は、『子どもの虐待とネグレクト』19巻3号（2017年12月）【文献33】で、10代の特定妊婦の支援について取り上げ、特定妊婦への支援はようやくクローズアップされてきたと評価はしているが、虐待死亡事案において0歳児の死亡率が高いことを鑑みると、特定妊婦の様々な課題に寄り添った支援がまだまだ十分ではなく、母子保健の領域のみならず、保育・福祉・教育・母子保健の領域が10代の特定妊婦への支援のあり方について、深い議論を行う必要があるのではないかと問うている。

「特定妊婦」も含め、妊婦への支援が肝要であるとされる流れから、2017年の母子保健法も改正され、子育て世代包括支援センターが法定化（2017年4月1日施行）（法律上は「母子健康包括支援センター」）された。そして市町村は、必要に応じ子育て世代包括支援センターを設置するよう努めなければならないとする努力義務が課せられることとなり、2020年度末までに全国展開の目標が「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）において示された。2017年の実施市町村数は、525市区町村（1,106か所）（2017年4月1日現在）であったが、2020年4月1日現在の実施市町村数は1,288市区町村（2,052か所）に上っていることから、妊娠期からの切れ目ない子育て支援の体制が全国に整備されつつあることが分かる。

また2017年には「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」（厚生労働省）が発行され、ガイドラインには各地域の強みや特性に応じて柔軟に子育て世代包括支援センターは運営されるべきものであり、各市区町村の創意工夫が求められると明記され、それぞれの地域特性と地域住民のニーズに寄り添い、その体制が子育て世帯に受け入れられることへの期待が、子ども虐待予防には求められていることが垣間みられる。

【参考文献】

厚生労働省「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」（2017年8月）

厚生労働省「子育て世代包括支援センターの全国展開」（2020年）

日本子ども虐待防止学会「特集 子ども虐待予防の要！ 特定妊婦の支援」『子どもの虐待とネグレクト』20巻1号（2018年5月）6-67頁

渡辺好恵「10代の特定妊婦支援と課題」『子どもの虐待とネグレクト』19巻3号（2017年12月）312-318頁【文献33】

渡辺好恵「特集にあたって」『子どもの虐待とネグレクト』20巻1号（2018年5月）6-9頁

② 子どもの死因究明に関する研究動向

猪口（2018）は、論文「子どもの死因究明制度の普及に向けて」『子どもの虐待とネグレクト』（2018.9 vol.20 No.2）の中で、子どもの死因究明に関する日本の現状と今後の方向性について言及している【文献34】。論考では、日本におけるチャイルドデスレビュー（Child Death Review：CDR）の普及状況を紹介し、米国や英国ではチャイルドデスレビュー制度（CDR）が法制化され、データベースを基にした予防策への介入が行われているが、日本において体系だった仕組みが無いことを問題視する。

日本の動向を確認すると、猪口（2018）によると、2010年から日本小児科学会を中心に日本における

CDRの実現可能性が検討されているという。具体的な動きでは、2011年に子どもの死亡登録・検証委員会が発足され、「子どもの死に関する我が国の情報収集システムの確立に向けた提言書」が発表されている（日本小児科学会 小児死亡登録・検証委員会・2012）。そして、2011年に小児死亡を対象とした4地域（群馬・東京・京都・北九州）を対象としたパイロットスタディが実施され、そのパイロットスタディの報告では、CDRが虐待死の見逃し防止、予防施策提言実施等に繋がることが期待できる一方、不詳死や虐待疑い事例において、詳細な剖検結果が臨床医側と法医学側とで情報共有されていない状況について課題があることが述べられているという。

山田他（2020）によると、2013年12月に行われた日本子ども虐待防止学会第19回学術集会・信州大会において、5年以内のCDR実現に向けて取り組むことが宣言され、「子ども虐待世界会議 名古屋2014」を終えた2015年1月に、日本子ども虐待防止学会の中にCDR制度構築ワーキンググループ（CDR-WG）が設置されたという。CDR-WGは2015年に9月に「子どもの死亡事例検証制度（チャイルド・デス・レビュー）運営ガイドライン骨子 JaSPCAN 案」を取りまとめ、改定を重ねた後に2017年10月に最終版を公表している。2017年改正児童福祉法の附帯決議にも「虐待死の防止に資するよう、あらゆる子どもの死亡事例について死因を究明するチャイルドデスレビュー制度の導入を検討すること」が記載された。また、2018年12月に成立した成育基本法第15条2項にも、子どもの死に関する情報の収集やデータベースの整備についての施策を講ずることについて、条文に明記されている。さらに2019年6月には死因究明等推進基本法が成立した。山田他は、その流れを示した上で、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類は、公判の改定前には、これを公にしてはならない」という規定が足かせとなり、CDRを制度化できない日本の現状について指摘している。

子どもの死因究明に関する研究は、虐待死を見逃さないことに繋がり、また虐待の予防には何が必要であるのかを示唆してくれるものとなる。子どもに関連する機関が医療システムと連携し緻密な死亡検証を行うことが、今後はさらに求められるであろう。

【参考文献】

猪口剛「子どもの死因究明制度の普及に向けて」『子どもの虐待とネグレクト』第20巻第2号（2018年9月）147-153頁【文献34】

日本子ども虐待防止学会 CDR 制度構築ワーキンググループ「子どもの死亡事例検証制度（チャイルド・デス・レビュー）運営ガイドライン骨子 JaSPCAN 案」（2017年10月3日）

日本小児科学会小児死亡登録・検証委員会「子どもの死に関する我が国の情報システムの確立に向けた提言書」（2012年1月22日）

山田不二子他「Child Death Review（CDR）」『子どもの虐待とネグレクト』第22巻第2号（2020年9月）143-150頁

（加藤洋子）

③ 児童虐待防止医療ネットワーク事業

「各都道府県等の中核的な医療機関を中心として、児童虐待対応のネットワークづくりや、保健医療従事者の教育等を行い、児童虐待対応の向上を図ることを目的に」、都道府県及び指定都市を実施主体として 2012 年度より始まった児童虐待防止医療ネットワーク事業について、その実態と成果に関心が寄せられる。この事業は、(1) 児童虐待専門コーディネーターの配置、(2) 児童虐待対応に関する相談への助言等、(3) 児童虐待対応向上のための教育研修、(4) 拠点病院における児童虐待対応体制の整備の4点が実施項目として示され、実施に向けては児童虐待防止医療ネットワーク事業に関する検討会(座長：奥山眞紀子 独立行政法人国立成育医療研究センターこころの診療部部長)において取りまとめた「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」が 2014 年 3 月 31 日に公表された。

本事業について先駆的な取組をしている自治体の一つである福岡市では、「児童虐待に関する知識や被虐待児の診療経験を十分に有する医師等の専門家が、地域の医療機関の皆様との直接コミュニケーションで、適切な児童虐待対応のためのサポートをします。」と医療者に呼び掛け、医療者同士での相談ができ医療機関の実情を踏まえた助言が得られ「紹介により、虐待対応を拠点病院等に依頼でき、他の診療に専念でき」ることをメリットとして拠点病院である福岡大学病院との連携が呼びかけられている。また、拠点病院を会場とした「こども虐待対応セミナー(医療関係者、関係機関・団体向け)」を開催し、児童虐待対応向上のための教育研修の機会を提供している。今後、上記の手引きに謳われているように、医療機関が一時保護委託を受ける場合があることも想定した効率的・効果的な体制整備についても期待される。

【参考文献】

児童虐待防止医療ネットワーク事業に関する検討会編 『児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き』(2014 年 3 月 31 日)

福岡市 『児童虐待対応を相談できます～福岡市児童虐待防止医療ネットワーク(事業リーフレット：医療関係者向け)』(福岡市 2020 年 1 月)

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/69543/1/leaflet.pdf?20200410163151> (最終閲覧 2021 年 4 月 4 日)

(田澤薫)

Ⅲ 主要判例解説

1. 児童福祉法分野

【判例 1】「揺さぶられ症候群（SBS）」を理由とした児童の乳児院又は児童養護施設への入所措置の承認申立てを却下した原審判を取り消して、乳児院又は児童養護施設への入所措置承認した事例（大阪高裁決定平成 29 年 12 月 15 日、平成 29 年（ラ）1177 号、判タ 1451 号 99 頁、家判 16 号 71 頁）

本件は、児童相談所長が、父母による揺さぶり行為によって児童（平成 27 年生）が急性硬膜下血腫等の傷害を負ったことを理由として、児童の乳児院又は児童養護施設への入所措置の承認を求めた事件である。

児童の父母は、双方の祖母の監護補助を受けながら、児童の保育に従事してきたが、父は、児童と入浴中に湯を誤飲させ、身体を揺すって湯を吐かせたことが何度かあり、父からこのことを聞かされた母は、児童の取扱いにもう少し気を付けるように注意するにとどまった。平成 27 年〇月〇日午後 5 時頃、母は、児童を自動車（チャイルドシート）に乗せて買い物に出かけた際に、2 階駐車場への上り坂で同車を急発進させ、衝撃を生じさせた。午後 6 時 30 分頃に帰宅し、父母はともに夕食をとったが、児童はその間も概ね機嫌よく過ごしていた。その後、母が外出し、父は、母が帰宅する午後 10 時 30 分頃まで児童と 2 人で過ごし、食器の片づけ等普段していない家事をする中で、ぐずる児童を繰り返し抱っこしてあやしていた。父は、母が帰宅すると、児童と入浴した。父は、児童を仰向けにし、シャワーでその身体を洗っていたところ、児童は湯を飲み込んでせき込み、ミルクとお湯を吐いた。父は、児童をうつぶせに返した上、右手で児童を抱えた状態で、口の中に左手の指を入れて、揺すったところ、児童はぐったりとなった、その後、児童は、痙攣を発し、病院に緊急搬送された。児童は、急性硬膜下血腫、脳浮腫、症候性てんかん（以下「本件受傷」という。）と診断され、その後の検査で眼底出血が確認された。病院から児童相談所に揺さぶり行為による虐待の疑いがあるとして通告がなされ、児童相談所長は、児童を一時保護した。父母は、当初、本件受傷の原因について、児童の血管異常等の内因性によるものではないかと主張し、母は、スーパーマーケットの駐車場での衝撃しか心当たりがないと述べた。父も、児童への揺さぶりを否定したが、児童が湯を誤飲したことや、湯を吐かせるために児童を揺さぶった行為等については、一切言及しなかった（これらの行為については、平成 28 年に警察における事情聴取で供述され、児童相談所にも伝えられた）。父は、児童に対する傷害容疑で警察に逮捕され、その後、勾留、起訴され、釈放されている。

児童は、退院してから乳児院において一時保護委託されており、本件受傷による後遺症で左上下肢が動かすにくい状態であり、定期的に通院治療を受けているほか、母が同行して理学療法士によるリハビリを受けるなどしており、その後遺障害は改善傾向にある。父母は、児童相談所の職員立会いの下で、児童との面会（週 1 回、各回 1 時間）を開始した。父母は、児童との面会時、児童に頻繁に声掛けしたり、運動麻痺のある左上下肢を積極的に動かしたりし、児童も、父母の声掛けに声を出して笑うなど、面会時における父母と児童との関係は良好である。

原審（大阪家裁審判平成 29 年 8 月 21 日）は、(a) 児童相談所長が提出した医師による意見書（児童

の受けた外傷が揺さぶりによる虐待行為と結論づける)と(b)父母が提出した医師による意見書(急性硬膜下血腫が「揺さぶられ症候群」によるものとは断定できず、他の要因の可能性があると指摘する)とを比較し、児童に生じた急性硬膜下血腫等は、父母による揺さぶり行為が原因である可能性が高いと述べる一方で、揺さぶられ症候群以外の原因によって生じた可能性が、高くはないものの、あながち否定することもできないこと、本件までに父母が児童に対して暴力等を振るったとする事情があったとは認められないこと、父母が毎週児童を訪問し、その様子をノートに記していることなどからすると、本件について、保護者である父母が関与した可能性は高いが、現時点において、父母が児童を虐待し、著しくその監護を怠ると認めることはできず、保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害するということとはできないとして、本件申立てを却下した。

控訴審は、父母が、その監護中の児童に対する揺さぶりその他の外力によって、児童に本件受傷等を生じさせたものとみるのが自然であると述べた上で、父母の監護能力や監護態勢には、一時保護以前から少なからぬ問題があった上、現時点においても、父母は、本件受傷の原因や一時保護前の自らの監護養育環境の問題点と真摯に向き合い、将来の児童の引き取りに備えて、その身体に対する危険の再発防止のための具体的な方策を講じているとはいいい難いなどとして、申立てを却下した原審判を取り消し、児童を乳児院又は児童養護施設に入所させることを承認した。

【判例 2】児童の児童養護施設への入所措置の承認申立てが却下された事例（大阪高裁決定平成 29 年 12 月 26 日、平成 29 年(ラ)1273 号、家判 18 号 74 頁）

本件は、児童相談所長が、①複数回にわたり骨折を繰り返した児童（平成 24 年生）が自宅内で重大な身体的虐待を受けていること、②父母が児童の安全を守ることができず、著しく児童の監護を怠ったことを理由に、児童の児童養護施設への入所措置の承認を求めた事件である。本件の児童は、平成 25 年に右大腿骨骨幹部を骨折（1 回目の骨折）、平成 28 年に右脛骨骨幹部を骨折（2 回目の骨折）、1 回目の骨折と 2 回目の骨折の間に左第 4・第 5 中足骨を骨折するなど、3 回の骨折を繰り返し、1 回目および 2 回目の骨折時には、病院から児童相談所に虐待の疑いがあると通報されていた。

原審（大津家裁審判平成 29 年 9 月 8 日）は、本件児童が骨形成不全症（骨量の減少による易骨折性や進行性の骨変形を特徴とする遺伝性の骨系統疾患）という国指定の難病であったことを認定した上で、①3 回の骨折が母の行為に起因するものとは認められず、②父母が、児童が骨形成不全症であるとの確定診断を受けたのは、2 回目の骨折の後の平成 29 年であり、こうした確定診断が遅れたことが、著しく児童の監護を怠ったとまでの評価をすることができないことなどから、本件において保護者による虐待の事実や、著しく児童の監護を怠ったという事実を認めることはできないとして、児童相談所長の申立てを却下した。児童相談所長が抗告した。

抗告審は、①3 回の骨折のいずれについても、母による児童の身体的虐待を認めることはできないこと、②父母が児童の骨折の都度医療機関を受診させていること、父母が児童について骨形成不全症を認識したのは平成 29 年のことであり、それ以前に骨系統疾患があることを疑って骨密度検査その他の対処をしなかったことをもって児童の監護を怠っているということとはできないことから、原審の判断を支

持して、児童相談所長の抗告を棄却した。

【判例3】自閉症スペクトラムの疑いがあり、二次障害を起こしている児童の児童心理治療施設への入所措置が承認された事例（水戸家裁審判平成30年5月28日、平成30年(家)122号、判時2411号82頁、判タ1459号246頁、家判20号76頁）

本件は、児童相談所長が、自閉症スペクトラムの疑いがあり、二次障害を起こしている状態にある一時保護中の児童（平成19年生）について、保護的な環境のもとで心的外傷の治療や家庭復帰を前提とした家族統合を促すのが相当であるとして、児童心理治療施設への入所措置の承認を求めた事件である。

児童の実母は平成26年に死亡し、児童は、平成29年に実父の再婚相手と養子縁組をした。平成30年1月、児童は、長時間コンビニエンスストアにいるところを警察に保護され、頬にある痣について実父にやられたものであり、帰宅したくないと訴えたため、警察からの通告によって一時保護された。児童相談所職員の聞き取りに対して、児童は、小学校2年生の頃から実父に叩かれたり正座させられたりしたこと、養母には話しかけても無視されてしまうと述べた。精神科嘱託医の診察は、児童について、自閉症スペクトラムの傾向があり、現在は二次障害を起こしている状態であり、緊急避難的にいったん児童心理治療施設に入所し、その後家庭復帰を目指すのが基本であるというものであった。実父は、児童が施設に入所すれば、扶養から外れるなどするため職場にわかることになり、職場を辞めざるを得なくなる可能性があるなど家族への代償が大きくなりすぎるなどとして、児童の施設入所を拒否した。児童本人は、家庭裁判所調査官の面談において、どちらかというとな施設に行きたいと明確に述べている。

裁判所は、実父および養母による虐待や監護懈怠があったとまでは認められないとする一方で、実父の児童に対する接し方が強圧的であること、児童は自閉症スペクトラムの傾向があるなど感受性が極めて敏感で実父に著しい恐怖を抱き、心的外傷を負っていること、実父および養母はこの点を理解しないまま児童に接する可能性が極めて高いことを総合すると、現状で実父および養母に児童を監護させることは、児童が安心・安全を実感できる方法による支援とはならず、著しく児童の福祉を害するものと認められるとして、児童の児童心理治療施設への入所措置を承認した。

なお、「児童心理治療施設」は、平成28年児童福祉法改正（平成28年法律第63号）によって、従前の「情緒障害児短期治療施設」から名称が変更された施設である（児童福祉法43条の2）。同改正法はさらに、支援の実態等を踏まえて、対象児童を「軽度の情緒障害を有する児童」から「家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童」に拡大し、指導内容も「情緒障害を治〔す〕」ことから「社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を主として行〔う〕」ことに変更した（『改正児童福祉法・児童虐待防止法のポイント（平成29年4月完全施行）』・2016年：24頁）。

【判例4】引き続いての一時保護（児童福祉法33条5項）が承認された事例（大阪高裁決定平成30年6月15日、平成30年(ラ)557号、判時2405号84頁、判タ1459号106頁、家判21号92頁）

本件は、児童相談所長が、引き続いての一時保護の承認審判（児童福祉法33条5項）を求めた事件

である。本件で一時保護された児童5名は、いずれも母Aを同じくする兄弟姉妹であり、Aの覚せい剤使用が発覚したことを契機として一時保護が開始するまで、Aとその現在の夫B（Aと別の容疑で勾留中）と同居していた。児童相談所長は、2月を超えて引き続き児童らの一時保護を行うことが、ABの意に反することが明らかになったため、本件を申し立てた。原審が児童相談所長の申立てを認容したため、ABが抗告した。

抗告審は、①ABによる児童らの監護状況は劣悪であり、一時保護開始後2月経過時点で、却って悪化していることから、児童らの安全を確保し、適切な保護を図るために、引き続き一時保護を行う必要性があること、②児童相談所長が、児童らについて児童福祉法28条1項の承認審判又は親権の一時停止（民法834条の2、児童福祉法33条の7）の申立てを行う予定であり、児童らの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために、引き続き一時保護を行う必要性があること、③引き続き児童らの一時保護を行うことが親権者であるABの意に反することが明らかであることを認定した上で、引き続いての一時保護を承認した原審判を相当として、ABの抗告を棄却した

【判例5】引き続いての一時保護（児童福祉法33条5項）が承認された事例（大阪高裁決定平成30年7月30日、平成30年(ラ)628号、判時2420号72頁、判タ1464号52頁、家判21号78頁）

本件は、児童相談所長が、引き続いての一時保護の承認審判（児童福祉法33条5項）を求めた事件である。児童相談所長は、警察からぐ犯の通告を受けた児童（平成17年生）について、平成30年3月24日に児童の一時保護を開始した。その後、警察が児童相談所長に対して児童を触法少年として送致した。児童相談所長が、5月9日、上記送致事実について、家庭裁判所の審判に付すべき少年であるとして、児童を家庭裁判所に送致（児童福祉法27条1項4号）したところ、裁判所は、児童について、少年鑑別所に送致する観護の措置を採らず、在宅事件として審理すると判断した。5月11日に、児童の父母が2月を超えて一時保護を継続することに同意しない旨の回答をしたため、同月18日に、児童相談所長が本件申立てを行った。

原審（大阪家裁審判平成30年5月23日）は、児童福祉法33条2項の一時保護は、同法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで行うことができる暫定的措置であるところ、本件においては、児童を家庭裁判所に送致した後、児童相談所長として別に同法27条1項1号ないし3号の措置を採ることを想定していないのであるから、少年審判で保護処分が決定されるまで一時保護を継続する必要性は認められないとして、児童相談所長の申立てを却下した。児童相談所長は、上記却下審判を不服として、6月5日に即時抗告するとともに、審判後も児童の一時保護を継続した（児童福祉法33条の6参照）。

抗告審は、都道府県知事が、児童福祉法33条2項に基づき、一時保護の目的を達成するために必要があると認めて児童相談所長をして児童の一時保護を行わせた場合において、児童福祉法27条1項又は2項の措置を1つでも採ればそれ以降一時保護を継続することができないと解することは相当ではなく、一時保護の目的を達成するために一時保護を継続する必要があるれば、同条1項又は2項の別個の措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を継続することができると述べた上で、本件では一時保護継続の必要性があったとして、原審判を取り消して、児童相談所長の申立てを認容した。なお、本件一時保

護は、決定前の6月29日に解除されていたが、裁判所は、一時保護から2か月を経過した5月24日以降も引き続き一時保護を行う要件があったか否かについて、裁判所が判断を示す利益はなお失われていないと解すべきであると判示した。

【参考文献】

『改正児童福祉法・児童虐待防止法のポイント（平成29年4月完全施行）—新旧対照表・改正後条文』（中央法規、2016年）

大畑亮祐「2か月を超える一時保護の司法審査導入に関する諸問題（1）」『家庭の法と裁判』14号（2018年6月）50—59頁

大畑亮祐「2か月を超える一時保護の司法審査導入に関する諸問題（2・完）」『家庭の法と裁判』15号（2018年8月）56—64頁

（阿部純一）

2. 民法分野

【判例6】児童養護施設に入所している子の親権者が一連の問題行動を繰り返しており、親権者による親権の行使が子の利益を害することを理由に、児童相談所長が申し立てた親権喪失審判が却下された事例（神戸家裁姫路支部審判平成31年3月15日、平成30年（家）第355号、判時2429号19頁、判タ1470号84頁、家判24号86頁）

本件は、児童養護施設に入所している未成年者（女兒）の親権者（父）が、犯罪行為を繰り返し、酒浸りの生活をしており、未成年者を安定的に監護養育できる生活基盤を構築できていないにもかかわらず、酩酊状態で施設を訪問して未成年者との面会を強要するなどの問題行動を繰り返すなど、親権者による養育が子の利益を著しく害することを理由として、児童相談所長が親権喪失を求めた事案である。

本件親権者父Bは平成20年にDと婚姻し、両者の間に平成21年に未成年者Cが生まれた。BDの申出により、平成22年にCが乳児院に入所した。翌年、乳児院への入所措置が解除され、BDのもとにCが引き渡された。同年、Bの飲酒による暴力に耐え切れず、Dは婦人保護施設に入り、その後、Cの児童養護施設への入所に同意した。以後、Cは児童養護施設での生活を送っている。BとDは、平成25年7月にCの親権者を父Bと定めて協議離婚した。

Cが施設に入所している間に、Bは犯罪行為による服役を繰り返している。具体的には、①平成23年に強制わいせつにより実刑判決を受け服役 ②平成26年に公然わいせつにより実刑判決を受け、服役 ③平成29年に女性への暴力により実刑判決を受け服役 ④平成30年他人への暴行により逮捕・起訴され、審判時は未決勾留中であつた。また、服役していない期間にも、Bは安定して就労することなく、酒浸りの生活をしており、未成年者を安定的に監護養育できる生活基盤を構築できていなかった。さらに、Bは酩酊状態で事前連絡なく施設を訪問し、施設周囲を徘徊し、未成年者の引き取りを要求し、未成年者との面会を強要するなどの問題行動を繰り返してきた。Cを保護するために、小学校からの登下

校時に教員が同行し、施設からの外出時にも、女性職員ではなく男性職員が同行するという対応をとっている。

現在、Cは施設と小学校を行き来する生活をしており、健康状態が良好で、施設での生活状況も良好である。Bとの面会交流は、平成26年以降は実施されておらず、Dとの面会交流も平成25年の離婚以降は実施されていない。CはBDを含む家族についての記憶が乏しく、BやDと一緒に生活したいという意向も見られない。児童相談所長Aは、Bのきわめて不安定な生活状況とその一連の問題行動を理由として、Bによる親権行使は未成年者の利益を著しく害すると主張し、家庭裁判所に親権喪失審判を申し立てた。

家庭裁判所は、これまでのBの犯罪歴と生活状況に鑑み、Bは「未成年者の監護養育者として不適格であるといわざるをえない」と認めた。しかし、Bの一連の問題行動について、児童福祉法第28条に基づく入所措置や児童虐待防止法における親権者による面会通信や接近の禁止により対応できるため、親権者(B)の親権を喪失・停止させる必要があるのは、これらの措置が「被措置児童の保護を図れない特段の事情がある場合に限定される」と解した。そのため、本件においては、上記の各措置によりBの一連の問題行動に対応できるとして、親権喪失の事由に当たらないと判断され、児童相談所長Aの申立てが却下された。

2011年民法等の改正によって親権喪失の原因が明確化された。改正前の親権喪失の原因は「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」と定めているが、改正法では「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき」と改められた(飛澤・2011年:21頁)。本件では、施設に入所中の未成年者の親権者について、親権喪失・停止が認められるのは、児童福祉法や児童虐待防止法の諸制度によって未成年者の保護を図ることができない場合に限定すると解されている。すなわち、本件は、施設入所中の未成年者の親権者について、親権の喪失は限られた場面で認めると解釈された点が特徴的である。

これに関連して、児童福祉法の諸制度(28条審判など)と民法の親権喪失・停止制度の関係が明文化されていないが、厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」や児童相談所運営指針によれば、事例に応じて28条審判や接近禁止命令によって対応し、それでも不十分な場合に、民法の親権制限を求めると示されている。本件における家裁の判断はこの見解に沿うものではないかと考えられる。

【判例7】児童福祉法や児童虐待防止法等の各措置により、親権者の問題行動に対応できることを理由に、親権喪失の申立てが却下された原審に対して、児童相談所長が抗告して、親権喪失が認められた事例(大阪高裁決定令和元年5月27日、平成31年(ウ)第498号、判時2429号19頁、判タ1470号84頁、家判24号86頁)

本件の原審は神戸家裁姫路支部審判平成31年3月15日【判例6】である。また、本件における認定事実には、原審の認定事実を含め、以下の新たな事実が加えられた。①児童相談所はBに対して、断酒や就労を始めとして、生活を立て直すよう指導した。②BDが離婚する直前(平成25年6月頃)、Cが両

親と外出した際に、Bは飲酒して行動し、Cの帰園を妨害した。③Bは、平成28年に傷害罪、平成29年に窃盗罪等の前科が複数存在する。

抗告審は、Bには、「民法834条所定の親権喪失事由がある」と判断した原審判を取り消し、親権喪失を認めた。その理由として、以下のように述べられた。

Bはかねてから飲酒や暴力をやめられず、わいせつや窃盗、暴行等の罪で繰り返して服役し、長きにわたり経済的に安定した生活を営むことができていない。そのため、Cが生まれてからほとんどの期間を乳児院や児童養護施設で過ごしており、Bとの同居期間は約1年7か月程度しかない。Bの「親権者としての責任を果たしたと評価できるような事情」が見当たらない。しかも、Bは何度も配偶者に暴力を振るい、女性に対する性暴力を振るって服役したことがあるので、Cと同居すると、将来、Cに対して暴力を振るうおそれなしとしない。また、Bは、酒気を帯びて施設を訪れ、Cとの面会を求めることを繰り返しており、Cとの外出時に帰園を拒んだことがあり、Cの登下校の際に、Cを連れ去るおそれなしとしない。

Bは「これまでの間、通常、未成年の子の養育に必要な措置を取っておらず……養育、監護の実績はほとんど」なく、「アルコール依存の程度が高く、配偶者に対する暴力を含め、その暴力傾向が強いのであって、親権者の適格性の観点からも、親権喪失の一事情となり得る」と認めた。さらに、Bの「親権の行使の方法において適切を欠く程度が著しく高く、その親権を行使させると、子の健全な成育のために著しく不相当」と判断される。この状況は、児童相談所のこれまでの指導をもってしても、2年程度では改善を期待できず、2年以内にBの親権を喪失させるべき原因が消滅するとも考えられないとし、本件において親権喪失が認められた。

親権喪失の原因の有無について、原審と抗告審の判断が分かれた事例として、実務の参考となる点で注目される（家判24-87頁）。原審は、親権喪失が子の福祉のために必要なものであるかどうかを焦点を当て、児童福祉法等の措置によって対応できるため、親権喪失を認めなかった。これに対して、抗告審は親権者の適格性の判断を中心とし、親権者の現状とその行動が子の福祉に与える深刻な影響を懸念し、親権喪失を認めた。いずれも子の利益を守るための判断であるが、それぞれの着眼点が異なると考えられる。なお、本件は、親権停止制度が設けられている中で、児童相談所長による親権喪失の申立てを認容した公表裁判例という点に特徴があると評価されている（稲垣・2020年：117頁）。

【参考文献】

飛澤知行『一問一答・平成23年民法等改正』（商事法務、2011年）

稲垣朋子「児童養護施設に入所中の子の親権者に対する親権喪失を認容した事例」『民事判例21-2020年前期』（日本評論社、2020年）114-117頁

（白瑞）

3. 刑事法分野

【判例 8】 当時 19 歳の実子との性交の際に被害者において抗拒不能の状態にあったことには合理的な疑いが残るものと判断した第 1 審判決に対し、準強制性交等罪の構成要件の解釈・適用に誤りがあるものと認めたいうで無罪の判決を破棄・自判して、被告人を有罪とした事例(名古屋高判令和 2 年 3 月 12 日、平成 31 年(う)第 160 号、判例集未搭載)

本件の公訴事実は、当時 19 歳の実子である A が長期にわたる被告人からの暴力や性的虐待などにより被告人に対して抵抗できないという精神状態のもとで生活していたところ、被告人が A において抗拒不能の状態にあることに乗じて 2 件の性交に及んだというものである。第 1 審において、弁護人は、それぞれの日時・場所における性交(以下では「本件性交」という)の事実を認めたいうで、A が抗拒不能の状態に陥っていなかったことや、A が被告人との性交に同意していたことなどを主張して、準強制性交等罪の成否を争った。なお、準強制性交等罪を定めた刑法 178 条 2 項は、「人の……抗拒不能に乗じた性交を処罰の対象としている。

第 1 審判決(名古屋地岡崎支判平成 31 年 3 月 26 日、平成 29 年(わ)第 549 号・第 599 号、LEX/DB25562770)は、本件性交の当時に A の心理的状态において抗拒不能の状態にまで至っていたものと断定するにはなお合理的な疑いが残るという結論から、被告人を無罪とした。結論を導くための理由としては、第 1 に、刑法 178 条 2 項の解釈として、抗拒不能という語の意義を以下のとおり示した。すなわち、同項は、「意に反する性交の全てを……処罰しているものではなく、相手方が心神喪失又は抗拒不能の状態にあることに乗じて性交をした場合など、暴行又は脅迫を手段とする場合と同程度に相手方の性的自由を侵害した場合に限って同罪の成立を認めている……。そして、同項の定める抗拒不能には身体的抗拒不能と心理的抗拒不能とがあるところ、このうち心理的抗拒不能とは、行為者と相手方との関係性や性交の際の状況等を総合的に考慮し、相手方において、性交を拒否するなど、性交を承諾・認容する以外の行為を期待することが著しく困難な心理状態にあると認められる場合を指す」。以上の解釈を示したいうで、第 2 に、本件が準強制性交等の罪に該当するの否かについて、以下のような判示から、A が抗拒不能の状態にあったものとは認定しなかった。すなわち、一方で、被告人と A の状況については、A の抵抗を排した性的行為が中学 2 年生の頃から繰り返されていて、「このような父親としての立場を利用した性的虐待を受け続ける中で、A は抵抗してもその甲斐なく性交をされてしまうという経験を繰り返した結果、抵抗する意思・意欲を奪われた状態にあったことがうかがわれ、そのような意味で被告人は A をその精神的支配下に置いていた」のとともに、独り暮らしを始めて専門学校に通っていた A が学費と生活費を支払うように被告人から求められていて、「被告人に経済的な負い目を感じていたことから、被告人の A に対する支配は更に強まっていた」という可能性も認めた。しかしながら、他方で、本件性交の「当時における A の心理状態は、例えば、性交に応じなければ生命・身体等に重大な危害を加えられるおそれがあるという恐怖心から抵抗することができなかったような場合や、相手方の言葉を全面的に信じこれに盲従する状況にあったことから性交に応じるほかには選択肢が一切ないと思込まされていたような場合などの心理的抗拒不能の場合とは異なり、抗拒不能の状態にまで至っていたと断定するには、なお合理的な疑いが残る」と認められたのである。

第1審判決に対する控訴を受けての本判決は、事実誤認を理由として第1審判決を破棄したうえで、自判して被告人に懲役10年を言い渡した。本判決は、実質的に、第1審判決の理由における第1・第2のそれぞれの点に疑問を認める。すなわち、第1の点については、刑法178条2項の解釈として示した抗拒不能の意義には異論を差しはさまないものの、適用にあたってその意義が不当に限定されているという問題を論難する。また、第2の点については、本件性交が実父による継続的な性的虐待の一環であるという実態を第1審判決において十分に評価しなかったことに、不合理な判断を見いだしている。具体的には、それぞれ以下のとおりである。すなわち、第1の点について、第1審判決によれば、「抗拒不能状態というためには、被告人がAの人格を完全に支配し、Aが被告人に服従・盲従せざるを得ないような強い支配従属関係の状態にあることを求め(更には、抵抗することができなかつたような場合、あるいは、選択肢が一切ないと思込まされていたような場合であることも求めている)、……Aが抗拒不能状態にあることを否定」するところ、抗拒不能の状態をこのように理解することの理由は不明である。また、第2の点については、控訴審で取り調べた鑑定(精神医療の医師によるもの)によれば、「親の監督下で生活する子供の場合、子供は家から簡単には逃げ出せないため、親から繰り返し性的虐待を受けると無力感を持ち、性的要求に対し抵抗しなくなる傾向があること、このことは本件のAにも当てはまり、Aは被害に伴う苦痛や怒りを回避するような症状を示したこと、過去に受けた暴行により恐怖心から能動的対処が強く抑制されていたこと、学費等に関する金銭的負い目を感じさせられ心理的な圧迫も受けていたこと、事が公になり被告人が逮捕されれば家庭が経済的に困窮し弟らの生活が立ち行かなくなると危惧していたこと、母親とは関係が悪く頼れなかつたことなどの複合的な要因から、本件行為時、被告人の性交の求めに精神的、心理的に抵抗できない状態であったことが認められ、また、家庭内において虐待があるからといって、当該家庭の日常生活全てにわたり虐待が行われているわけではなく、普通一般の親子関係が営まれることは何ら不思議ではない」ものとも認められる。「そうすると、原判決が、抗拒不能状態を否定する事情として挙げた諸点は、既に検討したことからも明らかなどおり、いずれも抗拒不能状態を否定する事情とはなり得ないばかりか、むしろこれを肯定する事情となり得る」というのである。

本判決および第1審判決のいずれも、抗拒不能の状態を「抵抗が著しく困難であること」と理解する。この理解は、判例として確立していたものであつて(最判昭和24年5月10日、刑集3巻6号711頁など)、性犯罪規定が改正される前に準強姦の罪として定められていた時と変わっていないということになる。もっとも、抗拒不能の実質については、下級審の裁判例において異なる説明がなされていて、第1審判決と同じように限定して語を用いる裁判例もいくつかある。これ以上に、抗拒不能に該当するのか否かという判断の段階では、第1審判決は「支配従属関係」の認定を一段と厳格にとらえていたものと読める。このような第1審判決の判断に本判決は批判を加えているという点で本判決に判例としての意義が認められるのとともに、児童虐待の問題として、子どもの時期から受けてきた性的虐待の影響のとらえ方をめぐる興味深い判断が示されたものと考えられる。

【参考文献】

佐藤陽子「判批」『刑事法ジャーナル』62号(2019年9月)144-152頁

安田拓人「判批」『法学教室』469号(2019年10月)138頁

【判例9】当時12歳の実子を被害者とする強姦の公訴事実について被害者の証言が信用できないことなどから被告人を無罪とした第1審判決に対し、これを破棄・自判して有罪を言い渡した事例(東京高判令和2年12月21日、事件番号不明、判例集未搭載)

本件の第1審における公訴事実は、実父である被告人が当時12歳の被害者と性交して、もって13歳未満の女子を13歳未満であることを知りながら姦淫したというものである。

第1審判決(静岡地判平成31年3月28日、平成30年(わ)第37号・第148号、判例集未搭載)は、実父である被告人から姦淫被害を受けた旨の被害者の証言については、約2年間にわたって週3回の頻度で姦淫があったというのに他の家族が気付かなかったことは家の間取りや広さからして不自然であるという点、被害者が児童相談所で受けたPTSDスクリーニングテストの結果も被害を裏付けるものとはいえないという点、被害者の年齢等に照らしても架空の性被害を訴える可能性は否定できないという点、証言の重要部分に変遷があるという点、さらに、被告人が児童ポルノを所持していたことは実子を姦淫することを推認させるものではないという点などを総合すると、直接証拠である被害者の証言を信用することはできないものと判示して、強姦の罪について無罪を言い渡した。

第1審判決に対する控訴を受けての本判決は、被害者の証言を信用できるものと認めて、事実誤認を理由として第1審判決を破棄したうえで、自判して被告人に懲役7年を言い渡した。

(岩下雅充)

4. 行政法分野

【判例10】死亡した児童につき児童相談所が所管する個人情報の開示を児童の親が請求したところ、死亡した児童の個人情報であること等を理由に非開示決定処分をうけたため、同処分の取消が請求された事案において、請求が全部認容された事例(山口地裁判決平成30年10月17日、平成28年(行ウ)第10号、非開示処分取消請求事件)

本件は、小学生の頃より発達障害が疑われ、児童相談所が関与し、外来面談のほか、2年近く児童養護施設に入所していた児童がその後自宅で自殺したため、児童相談所が所管する当該児童の個人情報につき、離婚後当該児童の親権を有していなかった父親が、県の個人情報保護条例に基づき開示請求したところ、当該児童の個人情報であること等を理由に非開示決定処分がなされたため、同処分の取消訴訟が提起された事案である。

本判決は、県の条例が個人情報にかかる本人の権利利益の保護を目的とすることを認めつつ、「死者と特に密接な関係を有する遺族等については、社会通念上、当該死者に関する個人情報が、同時に遺族等「生存する個人」自身の個人情報に当たる場合があり得る」として、未成年者である死者の相続人たる父及び母は、当該未成年者の権利義務を包括的に承継する者として、開示請求をする適格を有するとの

判断を示した。そして、「親権制度が子を監護養育する者の権利義務を定めて当該子の福祉・利益を保護するためのものであることに照らし、親権に服する子の死亡後は、親権の有無によって子との関係を別異に扱う必要はない」とした。

さらに、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれる情報につき開示しないことができるとする条例の定めに関しても、死亡した児童やその遺族である児童の母に関する情報が含まれている可能性を認めつつ、「死者の遺族が遺族固有の個人情報であるとして当該死者に関する情報の開示請求をした場合は、当該死者の他の遺族の名誉及びプライバシーを害する目的、態様でなされる等の特段の事情がない限りは、当該情報に当該死者に関する情報が含まれていることを理由として開示をしないことは許されない」との判断を示した。

以上のような判断を示して本判決は請求を全部認容したが、死亡した児童の個人情報につき児童と特に密接な関係を有する遺族である父母に開示請求権が認められるとの注目すべき判断が示されていることに加えて、当該請求権が親権の有無に関わりなく児童の父母に認められるものであるとして、親権とは区別される開示請求権の性質を明らかにしている点にも着目したい。さらに児童の情報に関する遺族の請求権と他の遺族に関する情報の保護との調整のあり方に関する判断基準が示されている点も指摘しておく。

【判例 11】児童の一時保護決定に際し調査義務を尽くさなかった違法があるとして国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求がなされた事案において、一時保護決定が児童からの直接の聴取りによる結果等から判断したものであるとして請求を棄却した事例（さいたま地裁判決平成 31 年 3 月 27 日、平成 27（行ウ）第 9 号、児童養護施設入所処分取消等請求事件）

本件は、①父親からの虐待を訴える小学三年生の児童につき小学校から説明を受けて、児童相談所の職員が小学校を訪れ児童と面会したところ、一時保護所の生活について、自由に外に出られないこと、学校に行けないこと等を説明した上で、家に帰りたくないとの児童の意思を確認したため、児童の希望、身体的虐待の疑いがあり調査が必要であることなどを理由として児童相談所長が一時保護を決定したことに対し損害賠償が請求された事案である。あわせて②一時保護後の 28 条審判申立て、また、③児童養護施設入所措置後に無条件での児童との面会を求めた父親に対し、面会を全部制限し、通信を一部制限した処分等に対しても損害賠償が請求されている。

本判決は、①一時保護決定前に父親への調査が十分になされなかったとの主張に対し、決定の半年ほど前に児童及び父親と面談し、父親からも臀部を叩くことがあったと聴取していたこと、決定直前に児童から聞き取った内容などから、一時保護を決定した判断が著しく不合理とはいえないとした。また、②28 条審判申立てに係る一時保護決定後の調査義務違反の主張に対しても、児童との面談、父親との面談、医師の診断結果等から審判申立てに合理的な根拠があったとした。③面会通信制限が児童福祉法 48 条の 3 に基づく家族再統合義務に反するとの主張に対しても、児童相談所において親子の再統合の促進への配慮や支援の試みがなかったとはいえないとした。

本事例では、損害賠償請求における違法事由として調査義務違反や家族再統合義務違反といった主張

がなされている。児童虐待対応の法整備が進んだことにより、新たな法的規律を手がかりとして違法の主張がなされるが、本事例においては、法整備を踏まえた児童虐待対応がなされていたことから、損害賠償は認められなかった。とりわけ本事例において児童本人の意思を慎重に確認し、尊重して判断がなされている点に着目して本判決が下されている点を指摘しておく。

【判例12】里親による児童の虐待の事実があることを前提としてなされた里親委託措置の解除に対し、里親が処分の取消しを求めた等の事案において、里親には里親委託措置の解除の取消訴訟につき原告適格が認められず、また、国家賠償法上の違法も認められないとされた事例（横浜地裁判決平成31年3月13日、平成29年（行ウ）第38号、措置委託解除処分取消等請求事件、判例地方自治462号70頁）

本件は、里親による児童の虐待の事実があることを前提としてなされた里親委託措置の解除に対し、里親が①処分の取消しを求めるとともに、②損害賠償を求めた事案である。

本判決は、①取消訴訟につき、(1) 里親委託措置及びその解除は、(ア) 親権者等に対する関係では、児童相談所長が、一方的に親権者等の権利義務又は法的地位に直接かつ具体的に影響を与える行為であって、親権者等を名宛人とする行政処分であるが、(イ) 里親に対する関係では、地方公共団体が当該児童の養育を里親に委託し、里親がこれを受託することによって法律関係を生じさせるものであり、里親が当該委託を受託するかどうかは、その自由意思に委ねられており任意であるから、準委任契約に類する公法上の法律関係の成立及びその解消とみるべきものであり、里親は、里親委託措置解除に係る処分の名宛人として、その取消しを求める法律上の利益を有しないとした。

そして、(2) 里親委託措置の解除は、専ら児童の健全な育成と福祉の実現という目的に照らし、里親委託措置の継続が不要又は適切でないとは判断される場合に行われ、その判断に当たり里親の固有の利益を考慮することは予定されていないから、里親は、処分の名宛人以外の者として、親権者等を名宛人とする里親委託措置解除に係る処分の取消しを求める法律上の利益を有しないとした。

これに対し、②損害賠償については、里親が、委託に基づき里子となる児童を養育監護することは、里親である養育家庭の果たすべき義務であると同時に、里親の債権的な利益でもあり、かかる里親の利益は、不法行為法上、法的保護に値するものと認められるとした上で、児童相談所長が同措置を解除したことに違法はないとした。

本判決は、里親委託措置の解除の取消訴訟につき里親に原告適格が認められるかの判断において、原告適格に関する判例の判断枠組みに基づき、(1) 「自己の権利」を侵害される処分の名宛人としての検討と、(2) 「法律上保護された利益」を侵害される処分の名宛人以外の者としての検討の2段階で検討する点が注目されるとともに、(1) 前者の検討において、(ア) 親権者等に対する関係では行政処分であるとしつつ、(イ) 里親に対する関係では、里親に受託義務がないことを理由に準委任契約に類する公法上の法律関係とみて、処分の名宛人でないことを理由に里親の原告適格を否定する点でも注目される。

以上の点は、同じく里親委託措置の解除の取消訴訟である東京地裁判決令和1年11月7日・裁判所HPにおいても同様の判断枠組みが用いられ、同様の結論が導かれているが、とりわけ(1)(イ) 里親に

対する関係を処分と切り離して契約と構成することで処分取消訴訟の原告適格を否定する点に理論的な問題点はないのか、検討の必要があると思われる。

本判決が②損害賠償について（地方公共団体に対する）里親の債権的な利益を語る点も、同じく里親委託解除に対する損害賠償が求められた事案に係る第8期【判例3】が、「里親と里子の関係」につき「親子関係に類似するものであること」に着目して損害賠償を検討するのは対照的であるが、(1)(イ)で準委任契約に類する公法上の法律関係とした判断に対応するものであろう。

以上のように里親委託解除をめぐる裁判例の動向は流動的であり、今後の展開が注視される。

(横田光平)

IV 主要文献・調査解説

1. 児童福祉法分野

【文献1】岩志和一郎編『児童福祉と司法の間の子の福祉—ドイツにみる児童虐待防止のための諸力連携—』（尚学社、2018年11月）

本書は、これまで編者が行ってきた、わが国とドイツの比較児童福祉法制研究の成果の一部であり、ドイツにおける児童虐待対応の実証研究を主たる内容としている。

すなわち、ドイツ側研究者によるドイツ全体を対象とした少年援助と司法に関する調査から得られた知見と、編者が独自に行ったベルリンでの実務に関する調査による知見とを基礎にして、以下の事項について論述する。

- ① ドイツの児童虐待対応の姿を浮かび上がらせることを目的とするドイツにおける子の福祉の危険化回避に関する法的枠組みの概説
- ② 少年援助と司法の間の子の福祉に関するドイツ側の調査の知見の紹介
- ③ ベルリンにおける子の福祉の危険化回避のシステムに関する行政や司法の現場での対応状況の紹介

ドイツの児童保護のための対応は、わが国の対応と類似し、第1フェーズは親や子一般に向けられた危険化予防のための対応、第2フェーズは特定の親や家庭で「子の福祉に合致した教育」が行われていない場合の援助による危険化回避、第3フェーズは緊急の危険が生じた場合や第2フェーズの援助にもかかわらず危険化が生じた場合の国家介入、第4フェーズは介入後の措置としての官庁後見、再教育プログラム等である。こうした対応の特徴は、「介入より援助の優先」というコンセプトに貫かれている。

これらドイツにおける児童虐待の法的枠組みに続き、①これら司法の連携の前段階で提供される「少年援助（児童並びに少年援助）」として給付される援助サービスの内容およびこれまでの経緯と今後新たに展開が予想される「児童並びに少年強化法案」に示される法政策の解説 ②わが国の2017年児童福祉法改正における司法関与（2か月を超える一時保護への家庭裁判所の承認、家庭裁判所から児童相談所への勧告制度の拡大等）について、厚生労働省の検討会における議論の状況の紹介がなされる。

最後に、本研究からの示唆として、ドイツのシステムの特徴を「支援と介入の調和」、「介入の必要性に関する適切な評価と介入要件としての司法関与」、「児童保護のための多機関連携システムとしてのネットワークと情報共有」をあげ、ドイツと比較して、わが国が行政による措置承認により親権制限がなされることに疑問を呈し、親権制限については本来実体親権法で示されるべき問題であると結論付ける。

親の養育権が自然の権利として憲法で規定されているドイツとわが国とでは状況が異なるとはいえ、2016年の児童福祉法改正により子どもの権利が明文化されたことを踏まえるのであれば、親の権利を尊重しつつ子どもの保護を実現しようとするドイツの取組みは、親の養育権の尊重というドイツ法の理念からすれば、大いに検討の余地があるといえる。とくにわが国の近年の虐待対応では、「疑わしきは分離」の傾向が見られる状況において、親の権利制限に対するわが国の司法関与のあり方を考える上で、示唆に富む文献といえよう。

【文献 2-1】影山孝他『児童相談所における弁護士の役割と位置づけに関する研究』（子どもの虹情報研修センター、2017年8月）

本研究は、児童相談所への弁護士の配置状況や弁護士の児童相談所業務への関わり方等を明らかにすることを目的に、全国の中央児童相談所（69ヶ所）を対象に、児童相談所への弁護士配置が規定された改正児童福祉法の施行前である2016年9月5日の時点で行なわれた質問紙調査の結果を考察するものである。調査項目は、①弁護士の配置状況 ②弁護士の採用方法と雇用形態 ③弁護士に依頼している業務 ④弁護士による相談体制をとるメリット・課題等である。

考察としては、改正法施行前ではあるが、すべての中央児童相談所で弁護士への相談体制ができていたこと、家事審判事件については、半数以上で弁護士に申立書の作成を依頼していたが、審問段階での職員と弁護士と協働しての対応が4割強であったことが明らかになった。

児童虐待事案で非加害親に刑事裁判手続を説明していたのは7割強、子どもについては8割強の自治体で説明がなされていたものの、弁護士による説明がなされていたのは5%以下であり、今後は子どもや非加害親の権利保障のためにもこれらの説明について弁護士の活用が望まれると述べられている。

弁護士への相談のメリットとして、法的書類の作成、保護者への説明、法的対応にあたり職員の安心感や自信につながるということが明らかになったが、司法機関とのやり取りに対する弁護士への期待はあまり高くなかったことから、こうした業務への活用が望まれるとしている。

弁護士相談の課題については、勤務条件（報酬）、服務関係の他、児童相談所全体にかかわる課題として、自治体との利益相反があげられた。

児童相談所職員と弁護士との協働に関して、「保護者との面接や相談援助活動に対して弁護士の活用を期待するのは児童相談所自体の相談対応力の低下をきたすおそれもある。弁護士による側面支援として法的手続において児童福祉司等の相談援助活動が適法であるとの助言を受けた上で、本来のケースワークの力量アップを図ることが求められている。」との指摘は、配置された弁護士の活用如何により児童相談所の対応力の低下を引き起こすおそれがあることを意味するものであり、重要な指摘である。こうした視点は弁護士配置に限らず、児童相談所への警察官や医師の配置についても当てはまることであり、児童相談所が本来行うべきケースワークを自らの責務として行う必要があるとともに、その責務を適切に行うことができるような人員配置や研修等が求められよう。

配置された弁護士の対応力の「質」の確保は重要な課題であり、この点については、これまで弁護士側の努力により「児童相談所との協働・連携を図ってきた歴史を無視して、制度設計することがあってはならない。弁護士を常時配置することで、すべてが解決することではなく、児童福祉や児童相談所業務に精通した弁護士を確保することが必要」であり、そのためには弁護士会や弁護士有志の連携、バックアップ体制の充実が大きな課題となっている。

これらの問題意識は、本報告に続く第2報でも維持され、弁護士の活用方法のみならず児童相談所のあり方自体を問うことになる。

【文献 2-2】影山孝他『児童相談所における弁護士の役割と位置づけに関する研究（第 2 報）』（子どもの虹情報研修センター、2018 年 8 月）

子どもの最善の利益の実現をめぐる児童相談所と親や子どもとの意向が一致しない場合、児童相談所が弁護士と協働して対応する場面が増えている。そうした協働関係を形成することを目的に、児童相談所に弁護士を配置する等の組織的対応がとられるようになり、2016 年の児童福祉法改正では、児童相談所に弁護士等の配置が規定された。本研究は、2016 年度における児童相談所への弁護士配置や相談体制の調査（影山孝他『児童相談所における弁護士の役割と位置づけに関する研究』子どもの虹情報研修センター、2017 年 8 月）に続く調査研究であり、本報告書は、法改正後の相談体制等の変化、弁護士の配置形態を踏まえた相談内容や配置上の課題、メリット、今後の在り方を明らかにするために行われた質問紙調査、ヒアリング調査の結果および考察が掲載する。

質問紙調査は設置自治体の中央児童相談所 69 ヶ所、ヒアリング調査は 9 ヶ所の児童相談所を対象に行われた。調査時点は、児童相談所への弁護士等の配置が規定された改正児童福祉法施行後である 2017 年 6 月 29 日である。

本調査から、法改正後は常勤または非常勤弁護士による相談体制をとる自治体が増えるなどの体制強化が図られたことが明らかになった。常勤弁護士を配置する児童相談所では、会議等の参加を通じてケース全体の流れを知ることができること、日常的に法律上の相談に応じられることにより、児童相談所職員への法的バックアップにつながることといったメリットがある。他方、職員が弁護士に依存することで児童相談所の力量ダウンが心配されるとの懸念も示された。非常勤職員を配置している児童相談所では、審判申立書作成を弁護士が行うことで職員がケースワークに時間をかけられるようになったこと、保護者に対し適切に法的手続の説明ができるようになったこと等があげられた。その他、弁護士の個人契約の場合では複数の弁護士の意見が聞けることで集団的・組織的知識や経験が弁護士に蓄積されること等が、団体契約の場合では随時弁護士に相談できること等のメリットがあげられた。

課題としては、常勤弁護士の場合、児童相談所の弁護士が他の弁護士のスーパーバイズを受ける体制を構築する必要があることや、地域の弁護士会との関係が希薄化することから、長期的には常勤弁護士の供給に支障が生じるおそれがあることがあげられている。

また、経験の十分でない職員が弁護士に助言を求め、ケースワークとして判断しなければならない部分を弁護士に助言を求める傾向もあり、弁護士の意見に依拠するだけでなく躊躇なく意見交換を行う必要があると指摘する。

今後の弁護士配置については、全国一律ではなく、自治体の多様性に応じた配置が必要であること、児童福祉に理解と情熱を持った弁護士を確保し、育成すべきことがあげられている。

児童相談所の法的対応は、児童福祉法 28 条事件や親権制限に加え、近年では 2 か月を超える一時保護に関する家庭裁判所の承認手続もあり、今後ますます増加することが予想される。本報告書で指摘されるように、こうした傾向に伴う弁護士への過度の依存によるケースワーク力の低下、自治体の状況に応じた配置形態の採用、弁護士の質の確保といった点は喫緊の重要課題であり、要保護児童施策全体からみた政策対応が求められよう。

【文献 3】上野加代子「児童虐待防止対策の課題—子どもが一時保護になった親の経験から—」(社会保障研究 2 巻 2・3 号 (特集「要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの示唆」) 2017 年 12 月 263-278 頁)

本稿は、児童相談所の虐待相談対応件数が増加する一方で、生活保護基準の引き下げなど社会保障の削減が進められる中、通告と調査を中心とする現行の児童虐待防止対策がもつ問題点について検討する論考である。

まず児童虐待防止法制の国際比較研究から、理念型として3つの類型を提示する。

(1) **児童保護システム** 児童虐待の通告、家族の調査、必要な場合の代替ケアやスーパービジョンなどを軸とした、子どもの養育者からの保護を主眼に置く。

(2) **コミュニティ・ケアリングシステム** 家族は、コミュニティから援助されるという期待のもとで、子どもの世話に責任を持つが、理想的には、子どもと家族の安寧は、コミュニティの集会的な責任だとする。

(3) **家族サービスシステム** 子育ての問題は貧困や環境的なストレス、適切な援助の不足によって悪化すると受け止め、適切な援助があれば、家族は機能するという考えにもとづいて、家族という単位を機能させるためのサポート提供の方法を見つけることに焦点を当てる。児童虐待は特別な問題として取り上げられるというより、児童虐待問題への対応も通常の子どもの健康と福祉サービスの一環として位置付けられる。

わが国の対応は、「児童保護システム」に該当するが、長らくこのシステムを先導してきたアメリカでは、虐待死と判定される子どもの割合が「家族サービスシステム」の国より、はるかに高いという事実が指摘されており、通告と調査と親のモニターを中心とする制度の効果は実証されておらず、むしろこのシステムは危機に瀕していると考えざるをえないとの見解を紹介する。

児童保護システムにおいては「リスク」の概念が重視され、経済的に困窮した養育環境や保育所未入所といった社会保障の問題に起因する要因、引越しなどの「リスク」の負担は養育者に負わされており、「ハイリスク」と評価された家族に対する介入が正当化されることになる。「このように、日本の児童虐待防止対策は、危険な親を探知し、モニターするという枠組にそって設計されている。」と性格づける。

著者によれば、望ましい対応システムとは、

- a) 親子に歓迎される様式で援助を提供すること
- b) 子どもの安全は最重要であるが、それを当事者本位のサービスと矛盾させないこと
- c) サービス提供者が自分たちの日々の仕事の価値を実感できるようにすること

を備えたシステムであるべきであると述べる。しかし、「児童保護システム」の前提となっているのは、「子どものケアの責任主体は親」という発想であり、「介入の対象となるのも、子育てに不都合な社会制度や社会福祉を不足などではなく、親個人ということになる。そうした発想そのものが、親を追い詰め、子育てを高度のスキルを要求するものになっている。」と述べる。

虐待防止法制度は、「養育者側の事情や、子どもへの虐待の有無にかかわらず、(=子育ての多様性を

認め) すべての養育者が利用できるよう、保育士の労働条件の向上、生活給の保障がなされたうえで、普遍主義にもとづいた低価格で良質な保育の選択肢を増やすことが推し進められるべきである。」と結んでいる。

わが国では、児童虐待対応における介入的側面が強化されてきているにもかかわらず、児童虐待相談対応相談件数の増加、「ハイリスク」家族としての通告や親子分離の不安にさらされる親、子どもの安全確認・親子分離と家族支援という矛盾した役割を担わされ疲弊する児童相談所、要支援家族や特定妊婦への関与を求められる市区町村の対応力への不安、大都市圏での一時保護所定員超過状況など、児童虐待問題の課題解決の糸口が見えてこない状況からすれば、児童虐待防止法施行 20 年を経た現在、「児童保護システム」を防止対策の基本理念とする制度を抜本的に見直す時期に差し掛かっているといえることができる。そうした意味では、本稿は、そのための有益な視座を提示する貴重な論考であるといえよう。

同様の視点から、母子家庭を虐待リスクと捉える傾向の問題点について考察する論考として、辻 京子「児童虐待リスクとしての母子家庭——社会的排除とジェンダーの視点から——」(地域学研究 45 巻 1 号 2015 年 81-71 頁)があることを付記する。

また、藤間公太「現代日本における家族と要保護児童」(社会保障研究 2 巻 2・3 号(特集「要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの示唆」) 2017 年 12 月 158-170 頁)は、児童虐待が社会問題化するにつれて、家族の責任を強調するの傾向を論じる。すなわち、特殊な出来事として考えられていた児童虐待が、身近で起こりうる社会問題へと変化してきたことを受けて、児童虐待に対する人びとの監視の目が強まってきたと考えられると結論付ける。これにより、「『子どもの生命を守る』という名目の影で、行政主導で日本の家族全体に対する監視・管理の強化が急速に進行している」と述べる。

虐待の原因を家族に求めた結果、家族への監視が強化されている現状に対して、むしろ家族への公的支援の充実強化が求められるべきという指摘は、現在の虐待への介入強化の傾向を再考させるものといえよう。

社会的養護の観点からこの問題を論じる宮島清「日本における社会的養護の現状：現場での取り組みを踏まえて」(社会保障研究 2 巻 2・3 号(特集「要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの示唆」) 2017 年 12 月 171-186 頁)は、わが国の社会的養護の特徴の一つとして、「実親を排除する傾向が認められること」をあげ、個々の子どもとその家族が抱える複雑な事情を踏まえて、相応しい支援を計画し、これを行う必要があると述べ、子どもの養育を担う人材(里親、養親を含む)、ソーシャルワークを担う人材の確保と育成が急務であることを指摘する。

児童虐待相談対応件数の増加に比例して、一時保護件数が増加し、子どもの安全確保の名のもとに行われる親子分離が「かえって子どもと親を深く傷つける」現実を踏まえ、地域での短期間の代替的監護を行うべきである」との主張は、「疑わしきは分離」の傾向がみられる現状に対し、分離のもつ「おそろしさ」と実親支援の重要性を改めて認識させる内容となっている。

(吉田恒雄)

2. 民法分野

【文献4】山口直也編著『子どもの法定年齢の比較法研究』（成文堂、2017年2月）

本書は、子どもの法定年齢をめぐり、公職選挙法の選挙権年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げられ、民法の成年年齢の「18歳」への引き下げ、年長少年（18歳、19歳）の少年犯罪者を少年法の対象から除外することが議論されるなど、「子ども観」の転換期を迎えていた2017年当時の状況を前提として、『非』大人として法律上の主体または客体として扱われている存在を『子ども』と総称したうえで、公法上、私法上、そして刑事法上の『子どもの法定年齢』について、社会的・文化的背景を踏まえつつ、その立法趣旨を中心に、先進諸外国の状況を比較法的に検討し、わが国の法改正の状況を多角的視点から分析しよう」とするものである（本書序章2頁より）。

比較対象国は、アメリカ（第1章）、イギリス（第2章）、ドイツ（第3章）、フランス（第4章）、韓国（第5章）の5か国であり、それぞれの国について公法（選挙権年齢、被選挙権年齢、飲酒および喫煙制限年齢など）、私法（契約年齢、医療同意年齢、その他の私法上の法定年齢など）、刑事法（少年法適用、刑事裁判所移送年齢など）における法定年齢とその立法事実が分析され、「終章」においてまとめと日本法への示唆が示される。比較対象国は5か国に限られているものの、それぞれの国を比較対象とする研究者による詳細な分析がなされており、資料的にも価値の高い研究である。

なお、民法の成年年齢は、2018（平成30）年法律第59号によって、「20歳」から「18歳」への引き下げが実現し、少年法についても、2021（令和3）年法律第47号によって、「18歳、19歳」の者が罪を犯した場合に、「特定少年」として17歳以下の少年とは異なる取り扱いとすることになった（いずれも2022年4月1日施行予定）。

【文献5】笹井朋昭・木村太郎編著『一問一答 成年年齢引下げ』（商事法務、2019年）

2018（平成30）年の「民法の一部を改正する法律」（法律第59号）は、民法の成人年齢を「20歳」から「18歳」に引き下げ、「男18歳」「女16歳」の婚姻可能年齢（婚姻適齢）を「男女ともに18歳」とすることを内容とする。本書は、本改正法の立案担当者による解説である。改正法の概要だけでなく、成年年齢の民法上の意義や年齢設定の理由、法改正による影響などを一問一答形式で解説する。立法の経緯や背景、その他立法理由等を知る上でも重要な資料となる。

【文献6】山口亮子「親権概念について」『産大法学』50巻3・4号（2017年1月）589—611頁

親権が身上監護権と財産管理権から構成されると説明される一方、民法上は親権者であるか否かにかかわらず父母身分に基づく固有の権利も存在している。本稿は、「親権以外の父母の権利義務の存在意義から、親権概念を再検討する」ものである。

まず本稿では、「父母固有の権利義務」として、「未成年者の身分行為に関する同意権」（未成年者の婚姻に対する同意権、15歳未満の者の養子縁組の代諾権（監護者の承諾）、特別養子縁組時の父母の同意権）、「面会交流権」、「扶養義務」が取り上げられ、詳細に検討される。次に、親権が制限される場面に応じてこれらの父母の固有の権利義務がどのように現れてくるのかを明らかにする前提として、親権

喪失および親権停止制度の概要が整理される。著者は、親権の帰属と行使を区別する於保不二雄の見解を紹介した上で、父母固有の権利義務が親権制限と同時に制限されないことを確認し、親権と父母固有の権利義務との関係を「親権の中に父母固有の権利義務がある」ものと理解する（この点で、著者は於保の見解に親和的であると述べる）。さらに、著者は、この父母固有の権利義務の存在意義が現れてくるのが、司法による親権制限の場面であることを指摘する。一方で、親権喪失要件と特別養子縁組の父母同意不要要件が同じであることにより、親権喪失の意義が判然としないという近時の法改正に伴い生じた問題も指摘される。

本稿は、親権と父母固有の権利義務との関係を、親権の帰属と行使の区別という概念を手掛かりとして分析し、もって親権概念を再検討しようとする試みとして注目される。著者には、本稿の内容も含めた一連の研究を踏まえて編まれた近著『日米親権法の比較研究』（日本加除出版、2020年）がある。

【文献7】 榊原富士子・池田清貴『親権と子ども』（岩波新書、2017年6月）

本書は、子どもに関するケースを多く扱ってきた弁護士が、「離婚前後の親子の問題と、児童虐待の問題を中心に、子どもの視点を大切にしつつ、親権について考える」（本書「序章」）新書である。本書では、まず親権の問題をより深く知るために、「Ⅰ 親権とは何か」において日本の親権の基本的な解説を行った上で、「Ⅱ 離婚と子ども」「Ⅲ 親権と虐待」をめぐる様々な問題が取り上げられ、終章において「子どもからみた親権」が考察される。

虐待問題を取り上げる「Ⅲ 親権と虐待」を中心に本書の内容を簡単に紹介する。「1 親権と虐待の境界」では、児童相談所その他の関係機関にとって、子どもの利益のために行われる親権が、子どもの利益を守る上で「壁」として感じられる現状のあることが指摘される。虐待とは何かについて、虐待の4類型（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）を整理した上で、身体的虐待・しつけ・体罰の関係、教育と虐待・ネグレクト、医療とネグレクト、性的虐待の各問題が検討される。問題ごとに具体的なケースとシーンが提示されており、読者が各問題をイメージするのを助けている。続く「2 虐待への対応と親権」では、架空のケースを通じて、虐待の発見から介入・再統合に至るまで、関係機関が虐待に対応する一連の流れが紹介される。「3 親権の制限、未成年後見」では、2011年に改正された民法の親権制限制度（親権喪失、親権停止、管理権喪失）を中心に、親権者がいない場合の未成年後見制度についても、具体的なケースを素材として紹介される。著者は、2011年改正法によって導入された親権停止制度が活用されるケースについて、①医療ネグレクト型、②自立支援型、③監護者指定代替型、④不当な妨げ型、⑤児福法28条審判代替型に分類した上で、①②の類型が多いのに対して、③監護者指定代替型が期待されたほど利用されていないことを指摘する。「終章 子どもからみた親権」では、「子どもを保護されるだけの存在として位置づける」ことから、「子どもには人権があり、『親権』という法的仕組みも、まさしく、子どもの人権を保障するためにこそある」と主張される（本書273頁）。

本書は、一般向けの新書という媒体によるものであるが、単に制度の紹介にとどまらず、著者の弁護士としての経験から、児童虐待と親権に関する法制度の諸課題を明らかにするものである。

【文献 8】小澤真嗣「両親間の暴力や高葛藤が問題となる面会交流に関する米国の最新の研究と実践」『ケース研究』331号（2018年2月）70-109頁

本稿は、子と別居親との面会交流に際して、両親間に暴力が存在したり、高い葛藤状態にあったりする場合に、どのような面会交流の在り方が適切であるのかという課題について、著者が参加した米国家庭裁判所協会（Association of Family and Conciliation Courts）主催の第12回子の監護の評価に関するシンポジウムおよび米国で発表された文献を基に、最新の研究や議論の動向を紹介するものである。

「2 両親間暴力（DV）が問題となっている親子交流に関する研究・議論の動向」では、暴力の文脈や親子への影響が事案ごとに異なること、民間の専門家への依頼によって行われる米国での子の調査が担当者により取扱いに大きな差異が生じやすくなっているという現状認識から、米国においてDV被害者団体や家庭裁判所裁判官協議会と共同で「DVが問題となる子の監護評価のガイドライン」が作成されていることおよびその内容が紹介される。「3 両親の葛藤化における親子の面会交流に関する研究・実践の動向」では、別居後に子が別居親を拒絶する現象について、「片親疎外」に関する研究があまり進展しない一方で、現在では、別居親と子との関係の促進・制限をする同居親の態度・行動に注目した「ゲートキーピング」に関する研究が進められていることが指摘され、「ゲートキーピング」に関する研究の状況が詳細に紹介される。家庭裁判所調査官である著者の視点からは、これらの米国における動向を踏まえつつ、DVが主張される子の監護紛争について、検討の手順の標準化、暴力の特徴や再発の危険性に応じて面会交流の在り方を考察する枠組みを発展させたりしている点が注目されること、DVが主張されるケースにおいて子の調査を実施した場合には、「面会交流において親子の安全をどのように確保できるかについて、どのような事実を基に、どのような分析・評価をして結論を導いたのかといった思考の過程を、調査報告書において示すことが、被害親の不安を払しょくするためにも重要であることを再認識した」ことなどが示唆としてまとめられている。

【文献 9】山口亮子「高葛藤夫婦の面会交流、監護者・親権者指定について」『法と政治』69巻2号Ⅱ（2018年8月）825-865頁

本稿は、高葛藤な父母間で面会交流や監護者・親権者指定が争われる事例について、①他方親によるドメスティック・バイオレンス（DV）や虐待等があると主張される場合（DV事例）と、②①の理由がなく、夫婦間の問題から監護者・親権者が面会交流を拒絶している、あるいは監護者・親権者への忠誠心又はその影響から子が拒絶している片親疎外（Parental Alienation）の場合（PA事例）とに分類し、日米における裁判例の状況および日米の議論状況について検討するものである。

①DV事例について、本稿では、日本における離婚、監護者指定、面会交流、養育費および親権者指定・監護者指定の事件について、「暴力」という用語の出てくる平成13年以降の事例を4つに分類し（「裁判所は暴力を認定し、面会交流または監護者・親権者指定において、暴力をその決定的事項とした事例」「裁判所は暴力を認定したが、暴力を決定的事項とせず、総合的に検討して被害親に監護者・親権者指定をしたか、面会交流を否定した事例」「裁判所は暴力を認定したが、加害親に監護者・親権者指定をしたか、面会交流を認めた事例」「裁判所は暴力を認定しないか言及せず、総合的に検討して、被害者

とされる親に監護者・親権者指定をしたか、面会交流を否定した事例))、分析した結果、「裁判例では暴力という要素が必ずしも決定的要件」になっていないことが明らかにされる。②PA 事例として、本稿では 4 件の裁判例が取り上げられる (いずれも母親が父親からの DV を主張し、父親はそれを否定して子どもと会わせない母親を批判しているが、裁判所は DV については認定しない事例である)。さらに本稿では、DV や PA がどのように議論されているのかについて、特にアメリカにおける動向を踏まえて検討される。著者によれば、日本とは異なり対審構造をとるアメリカの手続では、当事者に証明責任が課せられるため、DV の証明は難しく、裁判官が容易にそれを認定しない傾向にあるとされる。

【文献 10】梅澤彩「特別養子縁組法制の再検討—子の福祉の観点から」『社会と倫理』33 号 (2018 年) 103—117 頁

本稿は、2016 年 7 月から開催された「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討委員会」の報告書を参考にしつつ、特別養子制度の実際と課題を整理し、特別養子縁組制度が名実ともに『子のための養子制度』となるための法制度の在り方について考察することを目的とする。

本稿では、特別養子制度の概要 (制度導入の背景、普通養子縁組との差異、現状) について確認した上で、現行制度における課題として、「縁組同意」、「要保護要件」、「出自を知る権利、当事者相互の情報アクセス、面会交流等」が検討される。縁組同意については、実父母の不同意や同意の撤回によって養親となる者が縁組の申立てを躊躇せざるを得ない現状があること認めた上で、このような養親等の不安を解消するために、実父母の同意なしに縁組成立を認める際の判断基準の緩和を検討する余地があること、実父母の同意撤回を制限する議論に対しては、同意取得に関する手続を慎重に行うことにより、実父母の翻意のリスクを低くすることで対応できること、実父母の同意が無知や第三者の関与の下になされる危険があることから、実父母による有効な同意を確保するための法制度を導入する必要性が説かれる。要保護要件については、実際の裁判例を紹介しつつ、実親の養育意思および養育能力に関する判断要素・判断基準時等が不明確であることから、要保護要件の意義を曖昧化しているという問題を指摘した上で、特別養子縁組が子に恵まれない養親希望者のための養子にならぬよう、子の福祉の意義、要保護要件の充足性の評価の在り方について再検討する必要があると述べる。その他、真実告知に関する支援の必要性、子の出自を知る権利の保障のための情報提供や特別養子縁組に関する資料の保管の在り方、養子を通じた家族 (養親・養子の実方血族) の交流などの課題が挙げられる。

2019 年 6 月 7 日「民法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第 34 号) によって、特別養子制度の改正が実現し、父母の同意撤回の制限等が行われたが、本稿で取り上げられた課題の一部については、改正後もなお課題として存在している。

【文献 11】田中通裕「民法 817 条の 7 について—特別養子縁組の成立要件としての『要保護性』と『特別の必要性』」『法と政治』68 巻 2 号 (2017 年 8 月) 489—523 頁

特別養子縁組の成立のためには、「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であるこ

とその他特別の事情がある」(要保護性：本稿では「前段要件」と呼ばれる)場合において、「子の利益のために特に必要がある」(特別の必要性：本稿では「後段要件」と呼ばれる)ことが充足されなければならない(民法 817 条の 7)。本稿は、その文言の抽象性から内容を明確に把握することが容易でなく、前段要件と後段要件の関係が不明瞭である民法 817 条の 7 の意義と問題点を明らかにすることを目的とする。

本稿では、「特別養子制度の創設までの経緯」(第Ⅱ章)、「民法 817 条の 7 の構造をめぐる学説の整理」(第Ⅲ章)、「裁判例の分析」(第Ⅳ章)の順に検討され、最後に立法論を含めた著者の考えが述べられる。検討の結果、①要保護要件が設けられた理由・根拠は不明確であるが、親子関係の断絶という強力な効果を伴う特別養子縁組を容易に成立させないとの政策的判断のもとに導入されたものと考えられること、②民法 817 条の 7 の分かりにくさは、「純粋型」(連れ子養子、転換養子、親族養子以外の養子の形態)と「連れ子養子型」とを区別することなく、同じ条項のなかで規定したことにあると考えられ、フランス法のように「純粋型」と「連れ子養子型」を別の条項で規定する可能性があること、③「純粋型」では、「前段要件」の必要性について、再検討の余地があることなどが指摘される。

【文献 12】床谷文雄「ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題 (1)」『阪大法学』313 号 (2018 年 5 月) 1-21 頁、「同 (2・完)」『阪大法学』(2019 年 3 月) 1109-1127 頁

ドイツ連邦共和国には、思いがけない妊娠を他者に知られたくない女性を支援するために、匿名で出産し、他人に子の養育を委ねる諸制度がある。他方で、匿名で子の養育を委託することには、子の出自を知る権利保障の観点から、強い批判もある。本稿は、「子の出自を知る権利の保障」と「出生の際における母の匿名性保持」の両立を実現するために、2013 年にドイツにおいて導入された「内密出産」制度のドイツ法体系における位置づけを明らかにするとともに、匿名での出産に関するドイツの議論を検討し、「新たなドイツモデルとして日本法への示唆を考える」ものである。

著者はまず、匿名での子の出産および引渡しの諸形態として、(1) ベビー・ボックス (赤ちゃんポスト) 型、(2) 匿名での引渡し (Anonyme Übergabe)、(3) 匿名出産 (Anonyme Geburt)、(4) 内密出産 (Vertrauliche Geburt) があるとす。ドイツでは、(1) ベビー・ボックス型の代表例であるベビー・クラッペン (Baby Klappen) と (3) 匿名出産が多くの病院等で実施されてきたが、ドイツ倫理審議会の意見表明 (2009 年 11 月) およびドイツ青少年研究所の報告書 (2011 年) によって、ベビー・クラッペンと匿名出産の制度がドイツ憲法 (基本法) によって保障される「子の出自を知る権利」を侵害しており、これらの制度が嬰兒殺や新生児遺棄の防止につながらないこと等が指摘されたことを踏まえて、2013 年 8 月 28 日に内密出産法が制定される。内密出産法では、妊娠相談体制の整備、匿名による出産および出生の届出の手續が定められる一方で、16 歳になった子が母の身元に関する書類の閲覧を請求することができるものとする。こと、「子の出自を知る権利の保障」と「出生の際における母の匿名性保持」との調和が試みられる。本稿の最後では、熊本市の慈恵病院が日本でも現行法の解釈によって「内密出産」の実現が可能であると表明していることを念頭に、日本における「内密出産」の可能性が詳細に検討される。その結果、日本において「内密出産」を導入するためには、相談体制の構築、戸籍制度

や養子制度における法整備、子の出自を知る権利の実定法化などの課題があることが明らかになる。

【文献 13】石井美智子「『内密出産』としての虚偽の嫡出子出生届—親子関係存否確認事件を通して考える—」法律論叢 91 巻 1 号 (2018 年 10 月) 1-38 頁

本稿は、ドイツの内密出産やフランスの匿名出産など、妊娠したが出産しても自分では育てられない女性が、匿名で安全に出産できるようにし、母と子の命を守る仕組みがヨーロッパ諸国において合法化されているのに対して、日本においては、「虚偽の嫡出子出生届という形で、出生の秘密を隠すために『内密出産』が行われていた状況を示そうとする」ものである。

本稿では、大審院時代、最高裁時代の虚偽の嫡出子出生届に関する裁判例が網羅的に取り上げられ、「虚偽の嫡出子出生届は、出生の秘密を隠すために行われ、一種の『内密出産』の役割を果たしていた」ことが明らかにされる。著者は、現行法の下で、「内密出産」を行うことは難しく、「内密出産」を認めるためには、母を仮名にした出生届を可能にするための戸籍法改正が必要であり、さらに虚偽の嫡出子出生届による親子関係を否定してきた判例の積み重ねは、制度としての内密出産を認めることの難しさを示していると説く一方で、「虚偽の嫡出子出生届が慣行として行われ、届出に基づく戸籍上の親子関係が実体を伴う限り、社会的に親子と認められてきたことは、わが国でも内密出産を受け入れる余地があることを示す」ことを指摘する。

【文献 14】小沢奈々「穂積重遠の『親権』論—児童虐待防止法の実現に向けた原胤明との協同—」法制史研究 67 号 (2018 年) 1-51 頁

大正期の法律学は、明治期における外国法の法典継受・学説継受を経て、法を「変化する社会の側から見直そう」とする「社会学的法律学」が勃興したことに一つの特徴がある。本稿は、大正・昭和期を代表する民法学者である「穂積重遠に注目し、とりわけ昭和 8 (1933) 年制定の児童虐待防止法をめぐる彼の一連の活動に焦点を当て、この時代の法学の転換の実像を探ぐろうとする」ものである。本稿では、穂積重遠の社会事業への関心が原胤昭との関係から形成され、「原の志を引き継ぐ形で児童虐待防止法事業に深く関与していった」過程が豊富な資料から描写され、さらに穂積の児童虐待防止法に関する立法活動や彼の親権論では「子の利益の実現」が一貫して目指されてきたことが明らかにされる。

(阿部純一)

3. 刑事法分野

【文献 15】笹倉香奈「乳幼児揺さぶられ症候群とは」『季刊刑事弁護』94 号 (2018 年 4 月) 10-20 頁

「SBS 検証プロジェクト」に参加する刑事法の研究者として、「『乳幼児揺さぶられ症候群 (Shaken Baby Syndrome、以下 SBS)』および『虐待による頭部外傷 (Abusive Head Trauma、以下 AHT)』に関する欧米での議論状況を、刑事裁判の視点から追う」ことに主眼を置いた論考である。「外表に目立った傷がなくても三徴候のすべてまたは一部があり、養育者が受傷機転について『合理的な』説明をしないならば、乳幼児が暴力的に揺さぶられた、すなわち虐待されたと推定する」という論法を「いわゆる SBS 理論」

と呼んで、諸外国における議論の状況や無罪に至った事案をもとに、「典型的には『硬膜下血腫、網膜出血、脳浮腫』の3つ」とされる三徴候にもとづいた推定(推認)に依存することを批判する。批判の根拠として紹介・検討されているのは、これまでに諸外国においてSBS理論の合理性を肯定しない研究や公的調査が公表されてきたことと、諸外国における無罪判決の例である。

また、後続の論考(笹倉・2020)においては、「いわゆるSBS理論」の根拠が揺らいだのちにも——三徴候の存在から積極的に虐待を推認するという「単純な三徴候」ではない——「形を変えた三徴候説」が主張されているという点に言及して、この種の主張に対する個々の批判が加えられている。「形を変えた三徴候説」における論理上の欠陥や科学エビデンスの不足とともに、すでに「SBS検証プロジェクト」に関与する弁護士が「乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)事件を争う弁護活動」に取り組んで複数の無罪判決を得るまでに至ったという状況も、刑事裁判における実践の結果として援用されている。

【参考文献】

「法学研究の動向：刑事法分野」の①に挙げたもの

【文献16】田村正博「警察の刑事的介入の基本的な考え方と近時の変容」社会安全・警察学4号(2018年3月)21-43頁

本稿は、警察による捜査について「公訴・公判の準備として犯人及び証拠を発見・収集するものである…」という国家刑罰権行使に向けた司法警察型捜査観が一般的に存在するものと捉えて、児童虐待のほかにストーカーやDVなども含んだ呼称である「親密圏内事案」に対して警察の取組みが消極的であったという点を問題視したうえで、司法警察型捜査観これに対置する考え方として、「個人の保護のために積極的に警察が介入する一態様として捜査をする、という新たな実務(個人保護型捜査)」を提唱する。

個人保護型捜査観は、「『国民の期待』に応える捜査という考え方」にもとづいたものであって、「警察組織の主体的な事件の価値判断につながるものではあるが、近時の被害者の声の高まり、取り分け警察に被害の相談をしている者が殺害されるに至った事案についての警察の不介入に対する社会的な非難が極めて大きいものとなる中で」、現在の警察に要求される「捜査観」であるという。そして、「司法警察型捜査を前提としてきた警察の思考・行動は、いくつかの点で変更をせまられる」ものと明言したうえで、その具体例として、「本人の全体最適の実現」を図ること、すなわち、「捜査なのだから本人の不利益が生じても仕方がない」という言説は、『捜査は公共の利益を実現するもので、本人のためのものではない』という司法警察型捜査の場合には当てはまっても、個人保護型捜査では当てはまらないことや、「他機関との共同対処の一環としての位置づけ」を捜査に与えること、すなわち、「個人保護型捜査の場合には、個人を保護するために行われるものであるから、他の機関や団体等と共通する目的を実現するという面があり……、児童虐待については、子どもの最善の利益の実現をめざす機関である児童相談所と連携して、子どもの保護を図ること」が一般的に想定されている。また、児童相談所との連携に関しては、「捜査権限の行使の可否の判断自体は警察に属するが、司法警察型捜査の場合とは異なり、共通する目的を実現する機関として、相互理解に努め、見解の異なる部分を減らしていく努力が求められ、情報共有の推進が重要な課題となる」という。

以上の見解は、その後の論考(田村・2019)において ― 若干の修正を施しつつ ― 実質化されたのとともに、介入政策の具体化 ― すなわち、被害者の保護のために「事件化」して捜査に付すことのメリットと「事件化」における捜査資源の限界や被害者の不利益などの検討を経て、捜査権限の行使による介入・不介入が決定されるという枠組みの提示 ― がなされている。

ここにいう個人情報型捜査観をめぐって展開される見解は、旧来から警察実務において唱えられてきた主張、すなわち、「捜査を警察法の規定を踏まえた行政的アプローチによってとらえることの必要性……、さらに捜査を警察目的達成の手段として位置付ける」ことの必要性といった主張を軸に、判例・学説の発展を取り込んだ法の解釈を施して、警察による捜査のあり方を実定法の解釈・適用に落とし込んで得たものと位置づけられる。

【参考文献】

「法学研究の動向：刑事法分野」の②に挙げたもの

(岩下雅充)

4. 憲法・行政法分野

【文献 17】野村武司「子どものための連携と情報共有」子どもの権利研究 30 号 (2019) 115-132 頁

本稿は、虐待による子どもの死亡事例をうけて「連携」「情報共有」が強調される現状を踏まえて、連携とは何か、情報共有とは何かを明らかにすることを目的とする。

筆者の問題意識は、何か重要な「考え方(哲学)」の欠如があるのではないかということであり、大切なのは子どもの安全と命を守る連携のシステムであって、情報の共有はその条件の一つに過ぎないとする。

こうした考え方に基づいて、まず連携とは何かが問われ、「連携は、それぞれの組織の論理では限界があるところに根拠があり、連携は連携目的のためにつくられた特別のシステムである」ことが確認される。その上で、児童相談所と警察の関係につき、虐待においてそれぞれの論理が重なる場面においては、(警察の論理ではなく)「子どもの安全確保」という連携目的を連携の中心に置く必要があるとされる。さらに、連携の方法としても「連携の目的」がポイントとなり、要保護児童対策地域協議会における児童相談所の対応への不満などを例に、共通の目的の下、それぞれの組織が少しずつ無理をし、負担をすることが大切であることが説かれる。

次いで情報の共有とは何かが問われ、上記のような連携を前提とした情報の共有であるべきこと、「個人情報保護のしくみ」が根拠となることが確認される。その上で、個人情報保護のしくみでの情報共有(本人外収集、提供、目的外利用)につき、原則禁止の例外が重要であることが埼玉県草加市を例に具体的に説明される。とりわけ例外としての「法令に基づく場合」を知ることが重要であり、「通告」を定める児童福祉法第 25 条第 1 項ほかの法令の定めを鑑みれば、子どもの安全確保にかかる仕組みの中では、ほとんどの場合、本人の同意なしに情報の提供が可能であるとされる。他方で、警察を例に、共有した個人情報を、例外事由がないにもかかわらず、連携目的以外に利用することはできないとされ

る。

最後に、個人情報保護のしくみによらない「情報共有のための協定」「集团的守秘義務」の考え方の問題点が指摘される。

虐待対応としての「連携」「情報共有」のあり方につき、基本的な「考え方（哲学）」を出発点として、一貫した論理の下に具体的な実例が検証されており、考え方の整理として注目の論稿である。

【文献 18】横野恵「児童虐待防止のための情報共有と自治体条例」（藤田卓仙・小賀野晶一・成本迅編『公私で支える高齢者の地域生活 第3巻 認知症と情報』（勁草書房、2019）70—83頁

本稿は、児童虐待防止のための関係諸機関間の情報共有のあり方につき、情報共有に関わる具体的な自治体条例を素材に検討するものである。

まず児童相談所、要保護児童対策地域協議会（要対協）について、自治体との関係や要対協の組織・運用を中心に整理した後、本稿は、一般的な自治体の条例を想定して情報共有に関わる論点を整理する。個人情報保護条例が規律する①個人情報の収集、及び②保有個人情報の目的外利用・提供に関する規律が取り上げられるが、①前者については例えば親の同意なしに十分な判断能力を有していない子どもから家族の個人情報を取得する行為が適正でないといわれる。②後者については個人情報の目的外利用または第三者提供禁止の例外規定として「法令および条例に定めがある場合」が定められており、児福法に基づく情報提供のほか、条例に具体的な根拠規定を設けているケースとして、名古屋市・横浜市の例が挙げられ、とくに、後者では、転居または転出の際の児童相談所間の引継ぎについても規定を置いている点に着目する。

次いで、東京都新宿区の条例を取り上げ、①個人情報の収集については、「法令および条例に定めがある場合」のほか、「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」の適用が考えられるが、本人への収集の事実の通知義務につき、加害者本人、被害児童に通知しない運用が紹介される。②目的外利用または第三者提供については、要対協構成員への情報提供が問題となるが、情報公開・個人情報保護審議会において外部提供の事前一括承認による対応がなされていることが紹介される。

最後に、厚生労働省が2018年7月に決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」について、児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底、及び関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化の方針が確認された後、まとめとして、自治体による児童虐待対応に地域差が生じてはならないといわれる。

自治体間、関係機関間での情報共有の標準化を求める結論は、妥当なものといえよう。

【文献 19】米田雅宏「『警察権の限界』論の再定位—親密圏内における人身の安全確保を素材にして—」自治研究 93 巻 12 号（2017）27—51 頁（同『『警察権の限界』論の再定位』（有斐閣、2019）所収）

本稿は、警察法研究の立場から、「警察法理論と実務の対話」を目指し、虐待を受けた児童の安全確保に向けた児童相談所と警察の連携の問題を具体的素材として、警察法理論の新しいあり方を論じるものである。

警察法理論は、とりわけ「警察権の限界」論をめぐって実務との乖離が甚だしく、警察実務家による実定法重視の主張と、警察法理論による実定法解釈の主張が対立している。本稿は、このような理論状況の理解の下、児童相談所と警察の連携の機能不全につき、両機関の異なる解決アプローチは、連携の基本方針が明確でないことに問題があると考え、「最初の権限行使者」から「事態対応の最適者」へと問題を捉え直すべきと主張する。

この観点から、本稿はドイツ法上の補完性原理を日本法に受け入れることを主張し、児童相談所は家族の再統合に向けた専門的知見に基づく対応を行い、警察は児童相談所の専門的知見に基づく対応を阻害することなく、緊急の場合に一時的に被害者の安全を確保し児童相談所に繋ぐという連携の在り様が基本設計として提示される。

さらに本稿は、以上のような基本的な考え方に基づき、補完性原理の具体的適用のあり方として、児童相談所から援助要請がなく住民から通報を受けて現場に急行した警察官が、児童相談所の対応の可否を念頭におきつつ「危険な事態」を客観的に認定する方法についてモデル化する必要があるとし、「危険存否の論証モデル」を具体的事例に即して示す。このような連携の在り様の前提として、児童相談所・警察間における情報の相互共有、児童相談所の執行体制の強化も挙げられる。

本稿は、筆者が警察法理論として提唱する「危険存否の論証モデル」の具体的適用にみられるように、あくまでも「補完性原理」「危険概念」といった警察法一般理論の規範命題の提示を主題とするものであり、警察にとっての規範命題に限定されるものの、児童虐待問題について、行政警察全体の観点から一般的な理論的考察を行うものであり、問題の総合的多角的理解の一角に位置づけられる重要文献である。

【文献 20】横田光平「児童虐待への国家介入—分析的考察」法律時報 90 卷 11 号 (2018) 37—44 頁

児童福祉法が 2016 年、2017 年と相次いで改正されるなど、児童虐待に関わる立法が続いているが、本稿は、こうした立法動向を対象として、児童虐待への国家介入のあり方といった観点から考察するものである。考察の方法として、当事者につき法主体を子どもと親に分け、それぞれの法的地位を分節化するとともに、国家機関についても立法・司法・行政に分節するとともに、それぞれの機関の行為を介入と支援に区別して分析的な考察が行われる。考察に際しては子どもの権利条約の構造が参照され、子ども及び親の法的地位、続いて国家介入の基本構造について確認した後、立法・司法・行政それぞれの具体的な関与のあり方につき、要件、効果、手続の観点から分析がなされる。

まず立法による一般的介入として、2017 年刑法改正における「監護者わいせつ及び監護者性交等」の処罰規定 (179 条)、及び 2016 年児童福祉法改正における「保護者の第一義的責任」につき、国家介入の限界という観点から考察がなされる。

次いで司法による後見的介入として、(a) 臨検捜索 (児虐 9 条の 3)、(b) 一時保護の司法関与、(c) 28 条審判、(d) 親権停止・親権喪失・管理権喪失審判、(e) 特別養子縁組審判、(f) 親権者変更審判を対象とし、介入の要件、効果、手続の観点から考察がなされ、親権停止審判の効果、28 条審判の手続における問題点が指摘されるほか、2017 年児童福祉法改正の過程における「裁判所命令」の主張に対して

疑問が示されている。

さらに行政による保護と支援として、行政介入に対する司法関与のあり方が問われ、臨検捜索、一時保護の司法関与、面会通信制限・接近禁止の手續につき慎重な検討が求められるとともに、行政による支援について「要支援児童」「特定妊婦」を含めた総合的視点とともに、アウトリーチによる支援と介入の分節への配慮の必要が指摘される。

最後に、以上の「保護システム」と刑事法システムとの協働まで考察が加えられた後、本稿で考察してきた近時の動向のうち問題とされるべき点については「差異」を丁寧なすくい取る態度が欠けていたと指摘がなされる。

相つぐ立法動向につき、児童虐待への国家関与という視点からどう理解すべきかという総合的な問題意識の下、観点を細かく分節して分析的な考察を行う本稿は、様々な個別論点を通じて全体的な見取り図を示すものといえよう。

【文献 21】横田光平「子ども法の基本構造と憲法上の親の権利」法律時報 90 巻 9 号 (2018) 116—121 頁

児童虐待への国家関与のあり方を法的に考察する場合、国家関与のあり方に焦点を当てる一方で、国家が関与する子ども及び親の法的地位にも目を向ける必要がある。本稿は、同じ筆者による【文献 20】と共通する問題意識を基礎としつつも、【文献 20】が国家活動の側の分析的考察に力点を置くのに対し、むしろ国家活動が関与する子ども及び親の法的地位に関する理論的考察を行うものである。その意味で本稿は【文献 20】の前提として位置づけられる。

本稿は、筆者の「子ども法」構想に対し、「憲法上の親の権利」の主唱者である西原博史から指摘された問題点につき、「憲法上の親の権利」論を中心に応答する形をとる。

(1) まず憲法 24 条に基づき国家に対する防御権としての子ども及び親の個人的権利が導かれると再論した後、(2) 本稿は「子どものための親の権利」の観点から子どもとの関係において教育という営みが相互関係を前提とする点を重視するとともに、子どもとの関係自体を主題とすべきと主張する。(3) そして、子どもとの関係自体を問うとすれば、親権とは区別される親子関係をも憲法上の親の権利論は視野に入れるべきであり、憲法上の親の権利と民法上の親権及び親子関係の理論的關係につき「法制度保障」の理論構成がありうると示すとともに、親子関係の憲法上の位置づけが国籍法の定める「国民」との関係からも不可欠とされる。(4) そうすると、さらに国際私法（抵触法）まで視野に入ることとなり、憲法上の親の権利と「法の適用に関する通則法」32 条との関係を整理した上で、児童虐待を例として検討を行う。すなわち児童福祉法の定めによる虐待対応は国籍を問わず等しく適用され、28 条審判や一時保護の要件も憲法上の親の権利の観点から等しく定まるが、児福法 47 条が定める児童養護施設の権限や民法 834 条の親権喪失審判については同列に考えられず、別途考察が必要とする。(5) 最後に「子どものための親の権利」が国家による給付との関係への理論展開を可能にする点を、学校教育を中心に検討するとともに、児童虐待への対応についても介入に先行する支援の法的要請を導くと指摘する。

本稿は、児童虐待への国家関与を具体例として挙げつつも、基本的にはその前提となる基礎的考察を

行うものである。しかし、【文献 20】とあわせて、児童虐待への国家関与のあり方につき法学の観点からみた全体像を示すものといえよう。

(横田光平)

5. 児童福祉分野

【文献 22】松本伊智朗「在宅措置制度を構想できるか-「新しい社会的養育ビジョン」によせて」『子どもの虐待とネグレクト』19 巻 3 号 (2017 年 12 月) 289-291 頁

本稿では、厚生労働省の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会（奥山眞紀子座長）」の報告として「新しい社会的養育ビジョン（以下、「ビジョン」）」が公表され、「ビジョン」に対する報道のされ方や関係者の関心と議論が、代替養育の在り方に集中していることに言及し、社会的養育の新しい形がどのような方向に傾いているのか、また社会的養育の様々な制度上の課題がどこにあるのかについて指摘している。

「ビジョン」を受け、日本の社会的養育が、里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）の抜本的強化とともに、特に乳幼児に関しては里親委託を原則とする方向に加速していることについて、社会的養護の在り方自体が入所型施設中心から里親委託を中心にしていくことにシフトチェンジされたことと指摘している。施設の小規模分散化、機能の専門化を進める政策方向は「ビジョン」前からの流れであるが、「ビジョン」における代替養育への踏み込んだ提言が施設関係者や代替養育の担い手の関心を呼び、批判や反論も含めて議論が活性化することは望ましいと述べている。

本稿の注目すべき部分は「ビジョン」の柱の一つが、在宅支援の強化であることを挙げ、在宅支援制度の新たな構想について言及している点である。

筆者は、通告があった子どものうち分離保護になるのは1割に満たない中、在宅支援となった残りの9割以上の子どもや家族への有効な支援が、現行の制度下では十分にできていないのではないかと問う。支援の必要性を感じながら「見守り」という「何もしない/何もできない状態」が継続して、結果として状況が深刻化することにより親子の分離に至る事例に、どのように資源を投入できるのか、厚生労働省の社会的養護に関する「専門委員会」と「検討会」においてもそれは大きな論点であったと指摘する。

「ビジョン」において、施設入所した時の「措置」と同様に、在宅においても「措置」としての支援の仕組みを明確にし、措置費が支払われるような制度創設を意識していること、それは社会的養護の範囲を「分離保護された子ども」に限定せず、在宅の場合を含んで「サービスの開始と終了に行政機関が関与し子どもに確実に支援を届けるサービス形態」として「代替養育」を再定義することを意味するといふ。

このように本稿では、在宅・代替養育に関わらず「措置」としての支援枠組みを作り措置費を支払う仕組みの構想について論究している。この構想により、地域の社会資源の配置と育成が促進され、ソーシャルワーカーの仕事が「分離するかどうかの判断」のみならず、「支援のために資源を組み合わせ関係者の協働の核」となり、ソーシャルワークの本来の姿になるのではないかと示している。

筆者は、在宅支援の抜本的な強化には、在宅措置制度の創設が有効であるのではないかと問いかける。本稿が主張するように在宅支援の充実は喫緊の課題であり、現場や研究領域において踏み込んだ議論を

継続して行い、多くの子どもの権利侵害を止めることに繋がる有効な支援制度の設計が具現化されることについて、今後も注視する必要があるのではないだろうか。

(加藤洋子)

【文献 23】佐藤隆司「特集 子ども虐待の在宅支援「特集にあたって」『子どもと福祉』11号（2018年） 明石書店 52－55頁

本稿は、虐待対応のための市区町村（支援拠点）の在宅支援（指導）の現状と課題について述べている。新しい社会的養育ビジョンのもと在宅支援の強化が推進されているのは、児童相談所の「見守り」が十分に機能できていないという問題が常態化しているからだという。

筆者は、全国児童相談所の虐待相談対応件数の9割以上の子どもは在宅支援となっているが、その中には、いわゆる「見守り」という形で有効な支援がほとんどなされない事例もあり、こうした子どもは、再び通告の対象になる、あるいはそのまま虐待的環境の中で成長し、その養育不全体験を次世代に連鎖するという悪循環に至る可能性についても指摘する。そしてこの現状を、新たな社会的養育システムの児童虐待防止における重要課題として位置付け、虐待通告され在宅に戻された子ども等の支援のために通所・在宅支援を積極的に行う必要があると述べている。2016年の児童福祉法の改正により、家庭養育が重視され在宅支援の原則が打ち出されたことから、親子分離がなされても安全に家庭引き取りができるようにと、虐待の防止、家族再統合に向けた保護者指導がより重要になるという。

在宅支援の体制については、市区町村が設置する「地域子ども家庭支援拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）」が中心となって担い、必要に応じて児童相談所と協働し、通所・在宅支援（養育支援、家事支援等）を行うものとする。通所・在宅支援については、国は自治体とともに財政的支援を行うものとし、これにより、支援を行う民間団体などが増加し、それに伴って新たな支援の方法が開発、提案されることにも期待できるという。

児童相談所と市区町村の在宅支援の業務範囲については、2016年の改正児童福祉法施行後、児童相談所と市区町村（支援拠点）の連携・役割分担は新たな局面を迎え、単純に「児童相談所は法的な権限を有するケース、法的権限を使わない在宅ケースは市区町村」と振り分けたり、臨機応変な担当者変更をすることは難しくなり、毎度、要保護児童対策地域協議会の調整・検討が必要になるなど、煩雑な状況が見え隠れしていることを指摘する。

児童相談所と市区町村の役割分担については、基本的に児童相談所は「専門的な知識及び技術を要する事例など」（高度な専門的対応、立ち入り調査・一時保護・施設入所・里親委託などの行政権限を要する事例など）、市区町村は「虐待発生防止のため児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援を要する事例など」（専門的な知識及び技術を必要とする事例は児童相談所の技術的援助及び助言を求めると振り分けられた。そして、市区町村児童家庭相談窓口は機能強化のため市区町村子ども家庭総合支援拠点として位置づけられ、要支援児童、特定妊婦、要保護児童などの「要支援児童等」の在宅支援を担うようになった。現状としては児童相談所の虐待相談・通告受付件数は留まるどころはなく、市区町村（支援拠点）に引き継ぐモニタリングなどの在宅支援は必然的に増え続けることについても推測

している。

役割分担について、ある市区町村(支援拠点)職員は、「児童相談所で終結したケースを『在宅に戻ったから見守りをお願いします』って言われても、当事者に問題意識がないので、市としてもやりようがなく困っています」などと負担感を、また、ある児童相談所職員は「市からバトンタッチされたケースを一時保護して家庭に戻そうとしたら『一度、児相さんが受理したんですから引き続きお願いしますよ』と断られたりします」などと困惑を訴えるケースを挙げているという。

さらにある市区町村児童家庭相談窓口職員は「一時保護は児童相談所が担当するのは当然のことですけど、在宅に戻れば市町村に渡すと言っても当該家族によってケースバイケースだと思うんですよ。コロコロ担当者が変わることは家族にとっても負担です」などと家族不在の議論を問題視している点について筆者は言及している。

家族不在の役割分担は非常に危険であり、相談援助は主訴と家族の特徴などを見極め、問題解決に必要な機関が決められるべきもので、特に児童家庭相談の場合、人と人とのエモーショナルな問題もあり、紋切型な役割分担による弊害を推測する。家族は複数の異なる機関の異なるメッセージに惑わされることになるという。

本稿は、円滑な役割分担は、基本的枠組みに捉われない「人と人、機関と機関、機能と機能」の相互理解にあり、在宅支援に求められる連携のなかで具体的にこれから発生すると予測される困難に、どのように向き合えばよいのかについて問題提起する論考である。このように、在宅支援について着目することが、如何に虐待防止において重要であるのか、新しい体制の整備について現場の立場から論じている。

(加藤洋子)

【文献 24】細田和恵「子どもや家庭が孤立しないように一子どもに合わせた仕組みづくりを」『子どもと福祉』11号(2018年)明石書店 62-63頁

本論文は、実際の在宅支援と児童相談所との連携について、スクールソーシャルワーカーの視点から紹介している。在宅支援となるケースを学校現場が認識するきっかけは、子どもの「不登校」での場合が多く、目に見えているのは不登校でも、その背景には貧困や家庭環境問題が大きくあり、虐待を含め様々な事情の家庭をスクールソーシャルワーカー(以下 SSW)が支えているという。虐待が明らかな時は、学校が市子ども家庭支援センター(以下、支援センター)または児童相談所へ相談や通告をすることになっているが、SSWへの依頼は、そのどちらへ相談しても動いてもらえない(または学校が通告を躊躇する)場合や、児童相談所や支援センターの対応が終結した場合に行うことになっている。このように児童相談所と SSW の役割分担により、学校を基盤とした在宅支援が成り立っていることについて言及する。

学校中心の虐待対応について、筆者は、早期発見・通告・情報提供がうまく機能するためには、外部の関係機関と学校、学校内の教員と専門職間の日ごろからの親しい関係づくり、温度差のない危機感やリスクの共有、役割の押し付け合いをせずに目的をもって連携することが如何に重要かと問う。学校か

ら依頼を受けた SSW の在宅での支援は指導的なものではないため、支援だけでは子どもの最善の利益にはつながらない場合は、児童相談所の指導的な介入に繋げる体制が必要であると示す。また、児童相談所と市町村の役割分担がされたことで、SSW は市町村機関と共に対応することが多くなったが、SSW と市町村機関どちらも調整や仲介機能を持つものの、SSW は対象のケースが市町村機関のソーシャルワーカーとは違い学校内のケースに限定されているので、より丁寧な家族対応と継続支援が可能だと指摘する。

また、子どもを支え続ける仕組みや地域資源の創出と連携といった SSW の役割についても述べる。子どもたちを学校現場だけで支えきれない実情の中では、民間や NPO 団体との連携は不可欠であり、家庭と切り離さずに、また切れずにいる子どもたちに居場所を提供している団体の活動が、在宅支援において重要な役割を担うと指摘する。例えば、NPO 法人こどもの里(大阪市)、NPO 法人ゆめ・まち・ねっと(富士市)、NPO 法人フリースペースたまりば(川崎市)等は、子どもにとっての地域のセーフティネットの役割を持つ在宅支援の拠点であり、地域資源の創出と連携が子どもの人権擁護に繋がっているという。虐待が表面化してからだけではなく、日ごろから行政・学校がこうした団体等との連携を深め、虐待の未然防止を意識したネグレクトや貧困問題を抱えた家庭への支援の仕組みの検討は課題だと述べる。

学校や家庭からこぼれる子どもを支え、家庭が孤立しないように、取り残さない社会を作ること、在宅支援に対して、子ども福祉の視点で高度な専門性を持った、地域を超えた対応をすること、子どもを身近で支援する専門職を支援する機関として児童相談所が機能し、そのうえで子どもに合った在宅支援やネットワークの充実を図れる体制を構築することについて SSW の視点から意見をまとめている。

(加藤洋子)

【文献 25】鈴木浩之「子ども虐待対応に伴い不本意な一時保護を経験した保護者への「つなげる」支援のプロセスと構造—子ども虐待ソーシャルワークにおける「協働」関係の構築—」『社会福祉学』58 巻 1 号 (2017 年 5 月) 112—127 頁

児童福祉法が改正され、危機介入と支援という相反する要素を併せ持つ児童虐待対応に関しても、児童相談所が「より子どもの命と安全を守るための危機介入的な役割を担うことが期待され、特化されようとし」、「支援は市町村、民間機関などが担うという分業が謳われている」現状を、児童相談所職員の立場から「私たちは大きな変革期の岐路に立っている」と見据えて行った研究である。職権による一時保護などの危機介入に伴い、「不本意な一時保護」を体験した保護者との「協働関係」構築に取り組んだソーシャルワーカー等にインタビューを行い、新たな実践モデル構築の仮説生成を目的とした質的分析を行った。その結果として、「「つなげる」支援のプロセスと構造」が示され、「危機介入と支援は異なるものであり、児相と市町村、民間機関が役割分担すべき」という意見に対するアンチテーゼとして、「危機介入から「支援」を一体のもの、連続したもの」と捉える「子ども虐待対応における独自のソーシャルワーク」を描き出した。

(田澤薫)

【文献 26】鈴木浩之「子ども虐待対応において不本意な一時保護を体験している保護者との協働関係の構築—児童相談所職員に対するアンケート調査の分析を通して—」『社会福祉学』58 巻 3 号 (2017 年 11 月) 1—13 頁

児童相談所における児童虐待対応の実務においては、「家族との対立が避けられないことも日常である。避けられない対立がある一方、児童虐待防止法には子どもと家族の再統合への配慮、支援が謳われているが（虐防法 11 条）、対立から始まる「相談」への展開は容易ではない。」といわれ、「児相に課せられている二つの矛盾するとされる役割、つまり、子どもの命と安全を守るための危機介入と、子どもが安心して再び家族のもとで暮らすための支援を調和的に実現する実践モデルが必要となる」という課題認識から取り組まれた研究である。職権一時保護等の場面において、保護者と児童相談所が対立的な関係になりながらも、いかに「子どもの安全」という目標に向かって協働するのかを児童相談所職員へのアンケート調査の分析をもとに検討された。「今回、明らかになったことは、いわば現場の職員が日々の実践の中で感じたり、考えていたことを統計的な手法によって、数字や文字として目に見えるようにしたことである。まったく、未知のものがわかってきたというより、ぼんやり考えていたことが少し鮮明になってきたことに意義がある」という筆者自身による評がある。

(田澤薫)

【文献 27】鈴木浩之「子ども虐待ソーシャルワークにおける協働関係の構築—保護者の「折り合い」への「つなげる」支援の交互作用理論の可能性—」『社会福祉学』59 巻 2 号 (2018 年 8 月) 1—14 頁

「職権の一時保護が実施され、保護者との対立が避けられないことも多い」児童相談所にとって、「子どもを一時保護することは子ども虐待のない新たな家族づくりへの支援の始まりでもある」という理念を具体化することは容易ではない。この研究は、児童相談所に勤務する筆者が、「子ども虐待対応は、対立した関係から始まらざるをえないとしても、保護者と児相は子どもの安全と未来を創っていくために、対立を克服して「協働」しなければならない」という実践の理念に立って、「いかに「協働」できるのか検討し、新たな実践モデルの構築を目的と」したものである。児童虐待関連の協働を論じる場合に、保護者の立場からと支援者の立場からの検討を要するが、その各々を扱った筆者自身の論文のデータを分析に用い、「保護者の『折り合い』と支援者の『つなげる』支援の交互作用理論」としてまとめられている。

(田澤薫)

【文献 28】厚生労働省『一時保護ガイドライン』(2018 年 7 月 6 日 子発 0706 第 4 号)

このガイドラインは、厚生省が、2016 年の児童福祉法改正において「子どもが権利の主体であることや、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された」こと、また、2017 年に公表された「新しい社会的養育ビジョン」(平成 29 年 8 月 2 日:「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」)において「一時保護の見直しの必要性が提示された」こと

を受けて策定したものである。

一時保護された児童の権利擁護については、子どもの権利条約を根拠として「特別な配慮が必要な子ども」についても取り上げ、「ア 障害を持った子どもや医療的ケアを必要とする子ども」「イ 文化、慣習、宗教等が異なる子ども」「ウ LGBT 等、性的指向又は性自認に配慮が必要な子ども」と踏み込んで言及した。

旧来、児童虐待に関連する一時保護においては、保護者の同意を得にくいケースが少なくないことが課題の一つであった。このことに関連して、一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが「児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる」（法第33条第3項及び第4項）という規定の運用について、「家庭裁判所に対し法第28条の承認を申立て又は親権喪失等の審判を請求している場合」「2か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子ども共に納得した支援や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合」「子どもを里親に委託する方向で、子どもと里親の交流や関係調整を進めているが、これらの調整に更に時間が必要な場合」「施設入所する方向の子どもであるが、当面の医療的なケア等のために入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合」と、継続時点において明確な見通しがある場合の例示をもって「不必要に一時保護を継続すべきではない」旨を記している。（引用部分は『一時保護ガイドライン』p.13）また、「一時保護について親権者等の同意が得られないケースは、虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いものと考えられることから、一時保護の解除を行うことについては、特に慎重な判断を要する」との留意事項と共に、家庭裁判所に対し引き続きの一時保護の承認の申立てに当たり、児童相談所に配置されている弁護士役割が期待されることについても明記されている。（引用部分は『一時保護ガイドライン』p.14）

一時保護の方法や手続きに関する事項のほか、ガイドラインの後半は「Ⅲ 一時保護所の運営」の章を置き、一時保護所の運営の基本的な考え方を踏まえその具体について記している。「家庭的環境等の中で束縛感を与えず、子どもの権利が尊重され安心して生活できるような体制を保つ」ことを理念とし、一時保護所の設備及び運営については児童養護施設について定める設備運営基準を準用する（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第35条）ことが確認され、加えて、「職員配置については、同基準と同等以上とすることが望ましい」と明言された。（引用部分は『一時保護ガイドライン』p.26）しかしながら、児童養護施設は社会に開かれており、そこで生活する児童は幼稚園・小中学校等の地域の社会資源をも活用しながら過ごしており、一時保護所の児童が一時保護所でのみ過ごす環境にあることを慮れば、なお十分とは言い難い。一方で、子どもの情緒面での安全・安心への配慮から、子どもの所持物については「可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮する」（引用部分は『一時保護ガイドライン』p.23）こと、職員についても「個々の子どもの担当者を決めておくことが適当である」と言及され、「子どもが落ち着いて生活できる」ための方向性が示された（p.26）。この姿勢が「Ⅲ 一時保護所の運営」の軸となる「4 保護の内容」で「(1) 一時保護所における生活、(2) 生活面のケア、(3) レクリエーション、(4) 食事

(間食を含む。)、(5) 健康管理、(6) 教育・学習支援、(7) 特別な配慮が必要な事項」の各項目にわたり具体的かつ詳細にわたり言及されている (pp. 27-29)。以上は、このガイドラインが、現時点での一時保護所の課題への対処するために編纂されたことから理解される。

ところが、このガイドラインは、「Ⅴ 一時保護生活における子どもへのケア・アセスメント」の章をもち、新たにケア・アセスメントを一時保護所の役割として掲げた。この章は「1 一時保護時のケア・アセスメントの原則」で、一時保護される児童の「過酷な環境で生きてきた子どもは安全に守られても、安心感が持てないことが多い」、「安全に守ろうとしている人を信頼できないことも少なくない」といった特性から一時保護におけるケアは高い専門性を必要とすると説明し、児童の「背景を理解し、一緒に考える」姿勢をもって「子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力」を求めている (p. 32)。そのうえで「2 一時保護が決まってから一時保護初期までのケア」で「一時保護された子どもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケア」や「子どもに安全感・安心感を与えるためのケア (心理教育、権利教育等)」、「先の見通しに関する説明」について言及し、「3 一時保護中のケア」で「個別ケア」を基盤と位置づけた上で、「4 特別な配慮が必要な子どものケア」で「(1) 性被害を受けた子ども (2) 刑事告訴・告発を伴うときのケア (3) 重大事件触法少年」を扱い、「5 特別な状況へのケア」として「(1) 他害 (2) 性的問題への対応 (3) 自傷 (4) 無断外出」を取り上げ、「6 一時保護解除時のケア」まで通して一貫したケア・アセスメントを活用した一時保護の立直しを提起している (pp. 33-44)。

(田澤薫)

【文献 29】加藤尚子「被措置児童等虐待の発生状況に関する研究—「被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況」の二次分析を通して—」『子ども家庭福祉学』17号 (2017年) 34-46頁

「被措置児童等虐待発生状況とその要因を明らかにすること」を目的とし (34頁)、「2016年度11月時点で入手可能な2009年~2014年の厚生労働省の資料(厚生労働省雇用均等・児童家庭局2010, 2011, 2012, 2013, 2014)における、各年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況に記載されている事案の記述項目のすべて」を対象に分析した研究である (36頁)。その結果、「従来の経験則をもとにした被措置児童等虐待の発生要因として指摘されてきた項目」のうち「職員の専門性の問題」「養育理念・理論の欠如・不適切さ」「虐待者の個人的要因、子どもの特性要因」が「確認できた」という (44頁)。ほかに、「子どもを育てる中で通常起きうる、ぐずりや泣き、いいわけをするなどの自然な子どもの姿や、添い寝や排泄、入浴介助などのケアの場面においても、被措置児童等虐待が発生している」ことを確認し「基本的な子どもへのかかわりや養育行動が獲得できていない養育者が存在している可能性も考えられる」(42頁)ことを指摘している。このことは、「虐待を受けた子どものみならず、児童福祉施設や里親家庭は子どもを守り育てる社会の最後の砦であり、被措置児童等虐待の発生を防止することは、我々に課された喫緊の課題」(35頁)という本論文の課題認識に照らして重い。

(田澤薫)

【文献 30】松島京「外国人の母子に対する支援〔第 1 報告〕保育所・児童養護施設における外国人児童家庭の支援に関する調査研究から」養子と里親を考える会編『養子縁組と里親の研究 新しい家族』62号（2019年）4—18頁

本論文では、保育所・児童養護施設における外国人児童家庭に関する調査結果から、それらの家庭への支援における課題について論究している。「文化的な背景と価値観の違い」では、母国文化の教育や保育に関する点において、日本の文化にはあまり馴染まないものを保護者が大事にしている場合もあることを指摘する。保護者の文化で、とても大事にしているものがある場合、それを保育者がどのように受け止め、対応するのかという難しさや課題について、特に、食文化の違いや子どもの健康に関する点を挙げて、具体的に述べている。例えばベトナム人の保護者が、日本の粉ミルクが大好きであり、それを飲むととても健康になる、栄養価が高いと考え、子どもが幼児に成長しても飲ませ続けることの対応について、幼児に飲ませると子どもにとって粉ミルクは栄養価が高すぎ、また栄養の偏りもあり、虫歯にもなってしまうことを保育者が伝えていることを挙げ、このように発達に適した養育の支援が必要な場面があることを指摘する。その他、季節やその日の温度に応じて服を脱ぎ着する習慣がなく、寒いからといって雪だるま状態になるくらい服を着せること、これも、子どもが大切だから風邪をひかないようにとの保護者の思いからくる現象であるが、「たくさん着ていると暑くて汗をかくことになる」「体を動かすときには脱いだほうがいい」と具体的に説明している例を挙げている。その他、子どもが装飾品を着けることについて、子どもたちが遊ぶときに、他の子を傷つけてしまうかもしれないから危ないことへの対応について、「それは子どもを守る大事なお守りだから」と反対される状況への支援例も挙げている。このように、保護者への説明を丁寧に行いながら、なぜそれが必要なのか、日本の保育の中での子育て技術について、保育者が模索しながら保護者とやりとりをしているという。

特別な支援が必要なケースでは、保護者に子育てについてどのように伝えるのか、関係機関との連携の難しさについて言及する。教育委員会を通じて通訳を依頼し保護者に説明をすることができるが、その部分では、通訳者が保育や発達のことを十分に理解しているかどうかにより支援の内容に違いが出ていることについて論じている。保育の場面での微妙なニュアンスは、専門的な知識や背景があって初めて分かり伝えられるものであり、通訳を介せばよいというわけではない。通訳者の価値観で話をしてしまい保護者を怒らせてしまった例もあったという。支援者が、外国人の保護者と関わっていくときに言葉と文化への配慮がなされればよいのではなく、専門知識があり、その観点からも保護者へ伝えることができることまで求められる難しさを指摘する。このように、外国人保護者への子育て支援について保育所に対して調査を実施し論究している著書は、外国人への子育て支援策を考える点において非常に重要であり、日本における外国人児童家庭の増加が著しい中、この分野の研究はまだ非常に少ない状況であるため、今後の研究結果に注目したい。

（加藤洋子）

6. 教育・保育分野

【文献31】保育と虐待対応事例研究会編著『保育者のための子ども虐待対応の基本』ひとなる書房 2019年3月

保育園（保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園ほかを含む）で勤務する保育者（保育士、幼稚園教諭、保育教諭ほかを含む）を中心に2001年に発足した「保育と虐待対応事例研究会」は、「現実の対応に苦慮している保育者が適切に対応できる力量を身につけることを目的に」互いに出した事例を学び合う月例会を重ね、『子ども虐待と保育園—事例研究と対応のポイント—』（2004年 ひとなる書房）、『続 子ども虐待と保育園—事例で学ぶ対応の基本—』（2009年 ひとなる書房）にまとめ、さらに「これまで研究会に報告された160を超える事例について私たち自身が頭を寄せ合って対応を考え合う中で学んできたこと」（111頁）をもとに、「被虐待児や養育困難な状況の家庭と出会ったとき、対応に困ったとき、園内での研修などに」（3頁）役立つ本書が編まれた。

「第ⅰ部 保育園としてまずおさえておきたいこと」では、類書に多い「保育園で出来ること、保育者ならではの気づき」の啓発に加え、「保育園ができること」「保育園にはできないこと」「保育園だけで抱え込むのは危険です」と章立てをし、保育園という場の可能性と限界を整理した上で事例検討を行っている。次いで「第ⅱ部 保育園における子ども虐待対応の流れ」では、いわゆる「見守り」の実効性を担保するための記録の方法と記入例や見守り終了の「まとめの協議」について言及している。関係機関との連携のみならず、卒園や転居を想定した「ケース離れと引き継ぎ」についても検討されている。

「第ⅲ部 事例に学ぶ対応の実際とポイント」では、被虐待乳幼児であることを判って保育する場合を想定した検討の成果が含まれている。

研究会のテーマとしては「①虐待への気づき：事例検討を通して、保育の現場で虐待を早期発見する力を養います」「②被虐待児の保育と保護者への援助方法：虐待を受けて育ってきた子どもの行動特徴をよく知り、保育者がどのように対応し保育していくか、保護者とどうかかわるかについて考え合います」「③通告と関係機関との連携：保育園だけでは効果的に対応できない場合、子ども家庭支援センター・保健所・児童相談所などの関係機関とどう協力していけばよいかを学び合います」（112頁）の3点が設定されており、それに沿って事例検討がなされた成果がまとめられている。保育現場の具体的な対応が模索されていることから、制度理解・制度利用についても具体的で、巻末に「資料 子ども虐待にかかわる法令」として、児童虐待防止法だけでなく保育所保育指針や通知から「①子ども虐待の早期発見の努力義務」「②子ども虐待の通告義務」「③通告義務は守秘義務を上回る」といった児童虐待の早期発見や通告に関する事項のほか、「④被虐待児・要支援児童の保育園への優先入所」「⑤特定妊婦・要支援児童についての情報提供義務」についても整理されている。

（田澤薫）

【文献32】文部科学省初等中等教育局「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省初等中等教育局 2019年5月）

2019年1月に発生した千葉県野田市の小学4年生児童の死亡事例を挙げ、「この事案では、教育委員

会が児童の書いたアンケートの写しを父親に渡したことや、写しを父親に渡す際に児童相談所等の関係機関への相談をしなかった等、関係機関との連携が不足していたことなどについて、課題があったと考えられます。」と明示し、2019年2月の児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」が決定されたことを受けて、文部科学省が児童虐待に係る情報の管理や学校・教育委員会と児童相談所、警察等との連携に関する新たなルールを決定したことを説明している。すなわち、

- ① 学校等及びその設置者においては、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合には、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること
- ② 保護者から、学校等及びその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合には、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携し対応すること
- ③ 要保護児童等が休業日を除き、引き続き7日以上欠席した場合には、理由の如何にかかわらず速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること

の3点である。ここには、旧来の学校と保護者の連携が前提となる保護者観が消え、学校が児童相談所や警察等と連携しながら保護者と対抗していく構造が想定されている。

(田澤 薫)

7. 保健・心理・医療分野

【文献 33】 渡辺好恵「10代の特定妊婦支援と課題」『子どもの虐待とネグレクト』19巻3号（2017年12月）312－318頁

本稿は、特定妊婦の支援に関する論考であるが、10代妊婦の支援を通して見える課題をまとめている。筆者は妊娠をして母親になる彼女たちを、人として成長している途中であるという認識を支援者が持つことが重要であると指摘する。そして、妊婦自身の成長・発達と、生まれてくる子どもの成長・発達を同時に保障することのできる支援体制が急務であるとしている。

10代妊婦の課題の一つとして、「出産した後の生活の再構築」について挙げており、特定妊婦が法律に位置付けられ支援の対象となったことの意義は大きいと、その支援の主体は生まれてくる子どもの安全の保障を主たる目的としており、出産後の10代母への支援は十分に議論されていないことに疑問を呈する。

「子育てをする子ども（母）への支援」をどのように行っていくのか、その親子のそれからの人生を保障するには現行の子育て支援策に不備はないのか。現行の支援策の枠組みのどこをどのように変更することが必要なかを議論しなければならないとして、具体的な課題を挙げて説明している。例えば、「経済的な支援」「10代の母親自身の学ぶ機会の保障」「生まれてきた子どもの子育て支援を社会としてどのように支援するか」などについては、今までの支援事例からその経験を議論の俎上に挙げていく必要があると指摘する。

子育ては親だけでできるものではないこと、社会全体で子育てしていくことを基本に10代の特定妊

婦への支援を積極的に取り組むことが、次世代の子ども虐待を防ぐ特効薬となると主張する。そして、10代の特定妊婦への支援は、母子保健や教育分野がこれまでに支援経験を有しているが、その経験は個々の支援者とその周囲の人々の経験に留められてきていることを問題視する。それらの経験の中に、今後10代特定妊婦への支援への貴重な示唆が含まれているという。

筆者は、産後の養育について、出産前の支援が特に必要な妊婦を「特定妊婦」として児童福祉法において法的に位置づけることで、特定妊婦への支援はようやくクローズアップされてきたと評価はしているが、虐待死亡事案において0歳児の死亡率が高いことを鑑みると、特定妊婦の様々な課題に寄り添った支援がまだまだ十分ではなく、母子保健の領域のみならず、保育・福祉・教育・母子保健の領域が10代の特定妊婦への支援のあり方について、深い議論を行う必要があるのではないかと社会に問う。実践的な対応に関する経験例を現場や研究者が社会に発信することで虐待予防に繋がり、社会がそこに注目すること、また母親自身の生活の再構築に関して母親を取り巻く社会環境、特に学校の体制も含めてそれを受け入れ支援することにより、一人ひとりの生き易さに繋がるということを考えさせられる論考である。

(加藤洋子)

【文献 34】 猪口剛「子どもの死因究明制度の普及に向けて」『子どもの虐待とネグレクト』20巻2号 (2018年9月) 147-153頁

本論文では、チャイルドデスレビュー (Child Death Review: CDR) の日本における普及状況に関して言及している。CDRとは、事故や虐待を含むすべての子どもの死亡事例を、死亡時の状況や死亡者周辺の環境を調査するとともに、医学的検査を行うなど幅広く検証し、その所見を集積し分析することによって、死亡の再発予防策について有効な勧告等を行い、子どもの健康・安全・福祉を改善するための制度とされると紹介する。そして、米国や英国では同制度は法制化されており、同データベースを基にした予防策への介入が行われているが、日本において体系だった仕組みが無いことを指摘する。

日本でのCDRに関する動きとしては、2010年から日本小児科学会を中心に日本におけるCDRの実現可能性が検討され、2011年に小児死亡登録・検証委員会が発足して「子どもの死に関する我が国の情報収集システムの確立に向けた提言書」を発表した(日本小児科学会 小児死亡登録・検証委員会・2012)。また、同年に小児死亡を対象とした4地域(群馬・東京・京都・北九州)を対象としたパイロットスタディが実施されており、同パイロットスタディの報告では、CDRが虐待死の見逃し防止、予防策提言実施等に繋がることが期待できる一方、不詳死や虐待疑い事例において、詳細な剖検結果が臨床医側と法医学側とで情報共有されていない状況について説明している。

日本の解剖実施率は先進諸国と比較して非常に低い水準にとどまり、小児事例においても解剖を含めた十分な死因究明が行われていない可能性が高いことが危惧されている。一方、メディアにおいて、子どもの死因究明に関する特集記事(朝日新聞:「小さいのち」)が組まれるなど、社会的にもその重要性の認識は高まりつつある。子どもの死亡登録・検証委員会の提言書ならびにパイロットスタディにより、CDRのある程度の方向性は見出されたが、いまだ包括的かつ具体的な仕組みは構築されていない

ことを主張する。

また、CDR に関する制度が日本において定着するためには、医師を中心とする医療従事者による議論に並行して、法的制度（法制化）の側面からの議論や、社会的な必要性を一般市民からコンセンサスを
得るなど、幅広い領域において議論を行うことも重要であると指摘する。実際に、このような CDR の現
状や問題点、その重要性を関係者および学会参加者で共有し今後の課題を総合的に議論することを目的
として、シンポジウムが開催され、本論文ではその内容について詳細にわたり報告している。

シンポジウムにおいて、日本では小児死亡の正式な記録は現時点では死亡診断書／死体検案書をもと
にした死亡小票しか存在せず、記載された死因病名と実際の死因との間にかなりの乖離があるのが実情
であると示された。また、2016年に公表された4地域（群馬・東京・京都・北九州）を対象とした小児
科学会のCDRのパイロットスタディの結果が提示された。そして、調査において、小児科専門研修施設
の約40%が死亡登録・検証委員会及び厚生労働省科学研究の共同事業としてのCDRに参加意思を見せて
いることから、潜在的に医療機関がCDRの問題に対して強く関心があることが示されたと述べられてい
る。一方、すべての小児死亡事例に対して多機関が集まり、詳細な検証を行うことは時間的に厳しいた
め、医療機関が中心となり情報を収集し、医療機関において事例のスクリーニングを行い、その後、虐
待死・事故死・自殺・不詳の死などのパネルにグルーピングし、死亡の予防可能性を検証し、予防策提
言を行っていくCDRのモデルが提示されたと述べている。

日本において現段階で実施されているCDRはあくまでも研究としての位置づけであるため、行政や警
察などの当事者意識が醸成されづらい状況にある。しかしながら、全体的な流れとしては、改正児童福
祉法の衆議院の附帯決議で、「虐待死の防止に資するよう、あらゆる子どもの死亡事例について死因を
究明するチャイルドデスレビュー制度の導入を検討すること」が採択されたことや、厚生労働省にプロ
ジェクトチームが立ち上がるなど、CDRの法的整備が進む兆しがあることに言及し、研究結果が、今後
どのように展開していくか注目されるという。

シンポジウムでは、子どもの死に対して、日本の社会はしっかりと向き合っていないのではないかと、
しっかりと検証し、その結果を社会へ還元するシステムの必要性があるのではないかとという主張もあつ
た。現在日本では、明らかに虐待死と認定された事例に対する検証は行われているものの、すべての検
証結果が社会に還元されているわけではなく、虐待死など死因の種類の種類の種類の種類の種類の種類の種類
の正確な統計すら集計できていない現状について指摘されたことについても言及している。

またCDRの具体的な実践例として、ボルティモア市の例を挙げている。月に1度、30人程度の関係者
が集まりCDRが実施され、その中での事例で、10歳の子供が喘息発作で死亡した事例が紹介された。
当初、単純な病死と判断されていたものの、CDRに基づく、出席状況・家族構成・母の精神状態・解剖
結果などによる多角的な検証の結果、学校の保健室に頻繁に来室していることや、喘息薬の処方を受け
ていなかったことが判明し、医療ネグレクトの側面があると判断されたという。さらに重要なことは、
医療ネグレクトに対する母の責任追及だけでなく、検証の結果は、学校などに対して、頻回に保健室に
通う、あるいは処方を取りに来ない児童がいる場合は注意深く見守らなければならないという仕組みの
成立に反映されたという例を示した。

このように CDR という仕組みを通して、子どもの死を未然に防ぐためには何をすべきかを主張する。子どもに関連する機関が医療システムと連携し緻密な死亡検証を行うことが、如何に虐待予防において求められるかについて、医療分野の立場から論究している論考である。

(加藤洋子)

資料1 児童虐待関係通知(平成29(2017)年4月～平成31(2019)年3月)

通知名	通知年月日	通知番号	概要
児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて	平成29年3月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知 雇児総発 0331 第10号	平成29年4月1日施行の児童福祉法改正により、従前からの市町村から児童相談所への事案送致に加えて、児童相談所から市町村への事案送致が新設されたことに伴う通知。事案の状況に応じて、児童相談所と市町村の間での協働・連携・役割分担を適宜適切に行っていくことが望まれていることから、児童相談所と市町村が通告等により受理した「児童虐待」または「児童虐待が疑われる」ケースに関して、共通理解や円滑な情報共有を図り、役割分担を行うための指標となる「共通リスクアセスメントツール」の運用に関連して、資料として、「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート(例)」及びその「記載上の留意点」、「記載例(市町村が受理した場合、児童相談所が受理した場合)」、「虐待相談・通告受付票」、「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を付す。
保育所保育指針の公示について	平成29年3月31日	雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発 0331 第27号	平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、0～2歳児を中心とした保育所利用児童数が増加しているなど、保育をめぐる状況が大きく変化していることから、保育専門委員会における議論の結果、「改定の方向性」として、①乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し、④保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、⑤職員の資質・専門性の向上といった内容が示されたことから、これらを踏まえ、旧保育所保育指針を改定することとした通知。
「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」の一部改正について	平成29年4月3日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発 0403 第3号	留意事項として、本事業に従事する者に対して、児童の最善の利益を実現させる観点から、児童及びその保護者等への対応に十分配慮すること、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の秘密を漏らしてはならないことを示し、「費用の算定」に関しては、乳児家庭全戸訪問事業において実施した家庭訪問件数を算定の基礎とすることを追加する。
「養育支援訪問事業の実施について」の一部改正について	平成29年4月3日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発 0403 第4号	同事業による支援の対象に「ア 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭 オ 公的な支援につながらない児童(乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳～5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童)のいる支援を必要とする家庭を追加し、本事業従事者の守秘義務を明記する。「様々な事情により地域社会から孤立しがちな子育て家庭」等に対する支援には、「家庭訪問型子育て支援」を実施している民間団体等を活用して、「育児・家事援助に重点を置いた必要な支援の提供に努められたい」旨を追加する。
児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の公布について	平成29年6月21日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発 0621 第1号	標記の一部改正法の内容を解説する公布通知。主な改正点として、1.虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与 2.家庭裁判所による一時保護の審査の導入 3.接近禁止命令を行うことができる場合の拡大をあげ、施行後3年を目途として、検討結果に基づき、必要な措置を講ずるものとされている旨を追記する。
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令	平成29年11月27日	政令 290号	民間機関による養子縁組あっせん法の施行に伴い、同法8条4号において政令で定める法律、26条3号において政令で定める法律、児童福祉法59条の4第1項の児童相談所設置市において同法41条の規定により児童相談所設置市が処理する事務は都道府県が処理する事務とすること、その他、施行期日、経過措置について定める。
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則	平成29年11月27日	厚生労働省令 125号	民間機関による養子縁組あっせん法における許可申請書、許可基準、手数料、許可証、変更の届け出、事業の廃止、事業報告、養親希望者研修における家庭、児童の父母の同意書等の詳細について定める省令。
民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針	平成29年11月27日	厚生労働省告示 341号	民間機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うため、養子縁組に関する基本的な考え方、児童の父母等に対する相談・支援の意義と遵守事項(児童の父母による養育の可能性の模索、父母の同意を得る際の遵守事項)、縁組希望者による児童の養育、縁組成立後の支援、手数料の徴収、業務の適正な運営のための体制等についてガイドラインを示す。
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第12条の厚生労働大臣が定める基準	平成29年11月27日	厚生労働省告示第342号	民間機関による養子縁組あっせん法における許可申請書、許可基準、手数料、許可証、変更の届け出、事業の廃止、事業報告、養親希望者研修を行う機関、法人研修内容)を明示する。
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について	平成29年11月27日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 1127 第4号	民間機関による養子縁組あっせん法が成立・公布され、施行期日、関連の施行令、施行規則、指針等が示され、施行することになったので、これらの内容を詳細に説明し、その周知徹底を求める通知。
児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第69号)の施行に係るQ&Aの送付について	平成30年1月12日	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡	標記法律の平成30年4月2日施行に当たり、「児童相談所運営指針の改正について」(平成30年1月12日子発0112第1号)にあわせてQ&Aを作成しその了知及び周知を求める通知。
里親の登録業務の適正な実施について	平成30年3月9日	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0309 第2号	平成30年4月より、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)が施行されることを踏まえ、養子縁組あっせん事業の許可における欠格事由等の確認方法について、「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」(平成30年3月9日付け子家発0309第1号)厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)において整理を行い、「児童相談所運営指針」においては、児童福祉法に基づく里親の登録について、里親希望者が欠格事由に該当しないことの確認の方法についても改め整理を行ったことから、里親の登録業務の適正な実施を求める通知。
養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について	平成30年3月9日	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0309 第1号	民間機関による養子縁組あっせん法においては、暴力団員と関係を有する事業者をあっせん事業から排除する必要があることから、養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施を求める通知。なお、警察庁刑事局組織犯罪対策課からは「民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業からの暴力団排除の推進について」(平成30年3月9日付け警察庁丁暴発第70号)が発出されていることを付記する。
児童相談所運営指針の改正について	平成30年3月30日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0330 第5号	民間機関による養子縁組あっせん法が、平成30年4月1日に施行されることを踏まえて標記指針を改正し、児童記録票の保存期間、児童相談所と民間あっせん機関との連携協力内容及び方法を明示する通知。
「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の一部改正について	平成30年6月13日	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0613 第1号	虐待死亡検証対象事案に「虐待による死亡と断定できない事例、再発防止につながる教訓が得られると考えられる場合」を追加し、転居事例においては、複数の地方公共団体相互の協力による検証を行うこと、検証委員の守秘義務の確認等が加えられた旨の通知。

「児童虐待防止対策支援事業の実施について」の一部改正について	平成 30 年 6 月 19 日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0619 第 1 号	児童虐待防止対策研修事業への児童福祉司スーパーバイザー研修、児童相談所研修の追加、児童相談所設置促進事業への都道府県からの協力の追加、未成年後見人支援事業において対象とする未成年後見人に、児童相談所長の請求により選任された未成年後見人に加えて、児童相談所所長以外の者が請求し選任された一定範囲の未成年後見人を追加する旨の通知。
体罰によらない育児を推進するための啓発資料について	平成 30 年 6 月 28 日	内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、厚生労働省子ども家庭局保育課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室事務連絡	教育・保育施設において、体罰によらない育児を推進するための啓発資料「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～」等を活用し、 ・子どもの保護者等と接する機会を捉えた、当該保護者等に対する意識啓発 ・虐待等に関する職員の理解の促進 ・虐待等の未然防止及び適切な対応に向けた関係機関との連携等の取組の検討 等が行われるよう、市区町村関係部局・教育委員会及び関係機関・団体への周知、対応を求める事務連絡。併せて、平成 29 年 5 月 15 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡「体罰によらない育児を推進するための啓発資料について」が付けられている。
一時保護ガイドラインについて	平成 30 年 7 月 6 日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0706 第 4 号	子どもの権利擁護、安全確保、学習権の保障等、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、社会的養育ビジョンにおける見直しの必要性の指摘を踏まえ、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として、児童相談所運営指針の一時保護に関する記載を削除し、「一時保護ガイドライン」を作成したことを受けて、内容についての了知及び児童相談所、市区町村、関係機関、関係団体に対する周知を求める通知。
児童相談所運営指針の改正について	平成 30 年 7 月 6 日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0706 第 5 号	「一時保護ガイドラインについて」（平成 30 年 7 月 6 日厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0706 第 4 号）が発出されたことに伴う従前の指針の一部を改正する旨の通知。
「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」について	平成 30 年 7 月 6 日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0706 第 2 号	平成 28 年改正児童福祉法で、家庭養育優先原則が明記され、都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）が具体的に位置付けられた。また、「新しい社会的養育ビジョン」では、里親委託率の向上に向けて、里親を増やすとともに、質の高い里親養育を実現することが求められた。これらを受けて、里親養育を実現するため、都道府県（児童相談所）が行うべきフォスタリング業務の実施方法及び留意点等を示すとともに、当該業務を民間機関に委託する場合における留意点及び民間機関、児童相談所との関係の在り方等について示す通知。
「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」について	平成 30 年 7 月 6 日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0706 第 3 号	平成 28 年に児童福祉法等の一部が改正され、平成 29 年 8 月に「社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。乳児院や児童養護施設については、「家庭養育優先原則」の下、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援とともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援を行うことなど、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。これらの取組が乳児院・児童養護施設において、円滑に進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル及び参考資料としての「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」が取りまとめられた旨の通知。
「都道府県社会的養育推進計画」の策定について	平成 30 年 7 月 6 日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0706 第 1 号	平成 28 年および 29 年に児童福祉法等の一部が改正され、「新しい社会的養育ビジョン」では、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められた。このため、既存の都道府県推進計画を全面的に見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画を 2019 年度末までに策定するよう求める通知。併せて、策定上踏まえるべき基本的考え方や留意点などをまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示された。
学校、保育所、認定こども園及び認可保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について	平成 30 年 7 月 20 日	内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局。厚生労働省子ども家庭局長連名通知内閣府子本 760 号、30 文科初第 601、子発 0720 第 8 号	児童虐待防止対策に関する関係関係会議による「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を目的に、情報提供の対象となる児童、情報提供の頻度・内容・方法、個人情報保護に対する配慮、機関間での合意等、これら機関による定期的な情報提供に関する指針が定められたので、その周知徹底、適切な運用を求める通知。資料として、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」が添付されている。
「子ども・子育て支援法に基づく支給認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」の一部改正について	平成 30 年 7 月 20 日	内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知。府子本第 744 号、30 文科初第 611 号、子発 0720 第 1 号	本通知により、第 2 子どものための教育・保育給付のための支給認定等に係る事項 7 優先利用、(2) 優先利用に関する基本的考え方や④虐待又は DV のおそれがあることに該当する場合などの社会的養育が必要な場合について「家庭での養育が困難または適当でない児童についても、児童福祉法に基づき、必要な措置を講じる義務がある」こと及び「社会的な養育が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含む」ことが追記された旨の通知。
児童虐待への対応における警察との連携の強化について	平成 30 年 7 月 20 日	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0720 第 2 号	平成 30 年 7 月 20 日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」がとりまとめられ、重点対策として児童相談所と警察の情報共有の強化に取り組むものとされたことを受けて、情報共有を行う事案の明確化や共有する情報の基準、平素からの連携等、連携強化のために推進すべき取組について説明する通知。
乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（依頼）	平成 30 年 7 月 20 日	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0720 第 3 号	「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受けて、乳幼児健診未受診、未就園、不就学等、安全を確認できていない子どもの情報を市町村において緊急に把握し、子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的に、緊急把握の実施方法、安全確認状況報告の書式、回答の留意事項等を示す通知。
養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について	平成 30 年 7 月 20 日	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0720 第 5 号、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知子母発 0720 第 3 号	「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」により、子どもの命を守ることを第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、これまでの同趣旨の通知に示された取組の推進を求めるとともに、新たに、保健・福祉サービスや学校保健を受けていない家庭等、虐待発生リスクが高い家庭への対応及び転居への対応等を求めた通知。資料として、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成 25 年 6 月 11 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）及び「こどもスマイル 1.0.0% プロジェクトの取組」（兵庫県明石市）を付する。

児童相談所運営指針の改正について	平成 30 年 1 月 12 日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0112 第 1 号	児童福祉法及び児童虐待防止法の改正法の平成 30 年 4 月 2 日施行を踏まえ、標記の指針の一部を改正した旨の通知。主な改正点は、接近禁止命令の適用範囲の拡大、上述改正法により新たに制度化された 2 ヶ月を超える一時保護の継続に対する家庭裁判所の承認に関する手続き、児童福祉司指導に対する家庭裁判所の勧告に関する事項であり、その他、行政処分としての措置を審面で行う場合には、保護者に対する不服申立て方法の教示に加えて、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てを希望する旨の申出があった場合の不服申立て方法等に関する教示、家庭養育優先の原則に基づく援助方針の策定、実行等の改正が行われた。
児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について	平成 30 年 7 月 20 日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0720 第 2 号	平成 30 年 7 月 20 日に「児童虐待防止対策に関する関係関係会議」において「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられたことを受けて、直ちに取り組み事項として「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）を改正したので、その内容について児童相談所、市町村、関係機関、関係団体への周知を求める通知。
「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について	平成 30 年 7 月 20 日	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長通知子家発 0720 第 4 号子母発 0720 第 4 号	病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等（特定妊婦を含む）と思われる者を把握した場合における市町村への情報提供に関する取扱いに関して、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を受けて、従前の通知の一部を改正し、市町村母子保健部局および学校・教育委員会による要支援児童の早期発見および情報提供等の対応上の留意点を示す通知。資料として、リスクアセスメントシートを付する。本通知中の「要支援児童等（特定妊婦を含む）」の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」では、要支援児童等の早期把握、迅速な支援のための保健・医療・福祉・教育等の連携体制の構築およびより一層の連携に取り組むにあたり、改正法の趣旨とともに、病院、診療所、児童福祉施設、学校等ごとに、情報の把握や提供、対応方法等の留意点が示されている。
児童相談所における専門人材の確保等について（協力依頼）	平成 30 年 7 月 20 日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0720 第 5 号	社会福祉士会、全国私立保育園連盟、精神保健福祉士協会、臨床心理士資格認定協会、日本保育協会等の団体に対して、児童相談所による児童虐待対応力強化のため、児童相談所の専門人材の確保への協力、支援を求める通知。併せて、児童虐待分野に関する研修等による取組みの推進、障害分野、高齢者分野などに携わる者については、複合的な課題がある家庭の子どもが関連する場合、市町村や児童相談所などと速やかに連携する等、児童虐待対応の推進に配慮を求める通知。
児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について（依頼）	平成 30 年 7 月 20 日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発第 6 号	平成 28 年 6 月の改正児童福祉法により、中核市に加え特別区にも児童相談所を設置できるようにされたことを受け、全国の知事、指定都市市長、児童相談所設置市長、中核市長、施行時特例市長及び特別区長宛に、児童相談所設置に向けて支援策の具体的な内容を示し、各市区においては児童相談所設置に向けた検討を進め都道府県と児童相談所設置に関する協議を実施すること、都道府県等においては、市区が児童相談所設置に向けた検討が行う際には、本通知の支援内容を踏まえ必要な支援を行うとともに、市区と児童相談所設置に向けた協議を実施するよう求める通知。
児童相談所等における専門性強化の取組促進について	平成 30 年 7 月 20 日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0720 第 4 号	平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係関係会議決定「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられ、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の体制、専門性の更なる強化が求められることとなった。本通知は、児童相談所の体制、専門性の強化に向けた取組が促進されるよう、児童相談所における職員の専門性確保の重要性、義務化された研修の着実な実施、民間等で実施されている全国研修の活用、研修実施等の際に活用可能な予算制度等について整理し、その内容の周知と児童相談所の体制、専門性の強化に向けた一層の取組を求める通知。
「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」の一部改正について	平成 30 年 7 月 20 日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0720 第 7 号	「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が決定されたことを踏まえ、「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」の一部が改正された旨の通知。改正点は、1. 通告受理後 48 時間以内に対象となる子どもの目視確認ができず、関係機関においても安全確認が行えないケースへの対応 2. 転居ケースへの対応 3. 警察と市町村との情報共有及び連携、警察と要保護児童対策地域協議会との連携である。
児童福祉法第 28 条に基づく審判前の勧告等について	平成 30 年 7 月 20 日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0720 第 9 号	平成 28 年児童福祉法等の改正により、被虐待児の保護者に対する指導への司法関与が強化され、在宅での養育環境の改善にも資することから、改正司法関与制度の趣旨・概要及び指導勧告を求めるケースや児童相談所から家庭裁判所への上申書の提出等について説明し、これを活用するよう、児童相談所、市区町村、関係機関、関係団体に対し周知を求める通知。
母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について	平成 30 年 7 月 20 日	厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知子母発 0720 第 1 号	児童虐待防止対策に関する関係関係会議による「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を受けて、母子保健分野における児童虐待の発生子防・早期発見のための取組みについて、その基本的考え方、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援（母性、乳幼児の健康診査及び母子保健指導の実施、子育て世代包括支援センターの設置促進、妊婦等に関する相談窓口の設置・周知等）、養育支援を必要とする家庭の把握及び支援（特定妊婦への支援、乳幼児健康診査、予防接種を受けていない家庭等への支援、育児不安等を抱える保護者への支援、要支援児童等に関する情報提供）を示し、取組の推進と周知を求める通知。
「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について	平成 30 年 7 月 20 日	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0720 第 4 号、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長子母発 0720 第 4 号	「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられたことを受けて、これまでの通知を一部改正し、就学時健診で要支援児童を発見した場合の対応について追加した旨の通知。
児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について	平成 30 年 7 月 24 日	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0724 第 1 号	「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において、「協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進」が盛り込まれ、「必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく」とされたことを受けて、児童虐待事案において、児童相談所、警察、検察の三機関間の連携強化をさらに推進することを目的に、協同面接実施後の情報共有及び児童相談所、警察及び検察の連携強化を求める通知。同旨の通知が、法務省刑事局（平成 30 年 7 月 24 日最高検刑第 38 号）及び警察庁（平成 30 年 7 月 24 日警察庁丁刑企発第 47 号、丁生企発第 490 号、丁少発第 165 号、丁捜一発第 83 号）として発出された。

児童虐待事案に係る代表者聴取における検察及び児童相談所との更なる連携強化の推進について	平成30年7月24日	警察庁刑事局刑事企画課長、同生活安全局生活安全企画課長、同生活安全局少年課長、同刑事局捜査第一課長通知丁刑企発第47号、丁少発第165号、丁捜一発第83号	「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において「協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進」が盛り込まれたことから、各県警本部長等に対し、1.三機関の打ち合わせ等による情報共有、警察からの情報提供に関する対応等、代表者聴取実施後の情報共有 2.各地の実情に応じ、連携会議の実施等による連携強化の取組を推進するよう求める通知。
警察及び児童相談所との情報共有の強化について（通知）	平成30年7月24日	最高検察庁刑事部、最高検察庁公判部長通知最高検刑第38号	児童虐待事件において刑罰権を適切に行使用するとともに、再犯により児童が繰り返し被害を受けることがないようにするとの観点から、警察および児童相談所との情報共有が重要であるとの趣旨にもとづき、代表者聴取（協同面接）を実施した後においても、事件処分の際に警察および児童相談所との間で打合せ等を適宜に、必要かつ相当と認められる情報を提供するとともに、必要な情報を入手するなどをして、情報の共有が図られるよう求める通知。
児童虐待事案に係る代表者聴取における検察及び児童相談所との更なる連携強化の推進について	平成30年7月24日	警察庁刑事局刑事企画課長、生活安全局生活安全企画課長、生活安全局少年課長、刑事局捜査第一課長通知丁刑企発第47号、丁生企発第490号、丁少発第165号、丁捜一発第83号	平成30年7月20日の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において、「協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進」が取りまとめられたことを受けて、情報共有その他の連携をさらに強化するため、下記の取組の推進を求める通知。 ①代表者聴取実施後の情報共有 代表者聴取を実施した事案について、児童虐待事案に適切に対処する観点から、警察、検察及び児童相談所の三機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。打合せの機会等に、警察が把握している情報の提供を求められた場合には、上記の観点から必要かつ相当と認められる範囲において、適切に対応すること。 ②警察、検察及び児童相談所の連携強化 都道府県警察本部、地方検察庁及び都道府県の児童福祉主管部局による連絡会議を実施するなどの方法により、各地の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。
「児童虐待防止対策支援事業の実施について」の一部改正について	平成30年8月2日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発0802第1号	保護者指導・カウンセリング強化事業及び一時保護強化事業を外部委託する際の留意事項および一時保護強化事業における一時保護委託の際の付添内容の改正等、標記通知の一部が改正された旨の通知。
児童虐待への対応における警察との情報共有に係る留意事項について	平成30年8月30日	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発0830第1号	「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」（平成30年子発0720第2号通知）を受けて、児童相談所及び市区町村から警察に対する情報提供等における留意事項の周知と管内の児童相談所及び市区町村への周知を求める通知。 留意事項として、 1.警察へ情報提供を行った後の支援等においては、たんなる情報提供にとどまることなく、要保護児童対策地域協議会等も活用し、児童相談所や市区町村の支援の方針等を警察とも共有し、方向性を一にした対応をとることが重要であり、情報共有後の児童相談所および警察それぞれの対応や連携方策も含めた情報共有の在り方について協定等を結ぶなど、協議・取決めを行うほか、研修の実施等により円滑な連携が図られるよう努めること。 2.子ども本人が警察への情報提供を拒否している場合は、情報提供の内容、時期、子どもへの説明方法等について検討を行い、子どもに対し丁寧な説明を行うなど、子どもの意思に十分配慮した対応に努めること。情報提供に際しては、子どもが警察への情報提供に消極的であることやその理由等を確実に伝達し、警察における適切な対応に資するようにすること。 を掲げる。
平成30年度「児童虐待防止推進月間」の実施について	平成30年10月31日	文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長通知30受文科教第48号	都道府県教育委員会教育長等に対し、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起が図られるよう、児童虐待防止に資する研修、学校等の間の情報共有、虐待の早期発見に向けた点検および通告、関係機関との連携強化のための情報共有、啓発資料等の周知・活用、家庭に対する支援等、児童虐待防止に資する取組の実施等を求める通知。
児童虐待防止対策体制総合強化プラン	平成30年12月18日	児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定	平成30年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられた。これを受けて、本プランにより、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応から虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、2019年度から2022年度までを対象に施策が取りまとめられた。 主な内容は、以下のとおりである。 1.児童相談所の体制強化（児童福祉司、児童心理司、スーパーバイザー等の増員、弁護士配置、一時保護所の体制強化等） 2.児童相談所の専門性強化（児童福祉司向け研修の実施状況の検証、ブロック単位での実践的な研修の実施等） 3.市町村の体制及び専門性の強化（1.子ども家庭総合支援拠点の強化、2.常勤の調整担当者の配置、研修、要保護児童対策地域協議会の強化、3.子ども家庭総合支援拠点の職員向けの研修の実施等）、 4.その他、緊急総合対策等に基づく必要な取組
「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に係る2019年度予算案及び地方財政措置について	平成30年12月21日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発1221第7号	「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）が決定され、2019年度予算案が閣議決定されたことを受けて、本プランの目標達成に向けた予算制度等の積極的な活用について検討を依頼するとともに、本プランの2019年度の計画を踏まえた地方財政措置について情報提供する旨の通知。
「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について	平成31年2月8日	児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議	千葉県野田市の重大な虐待事案を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）のうち、1.児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等 2.新たなルールの設定（要保護児童等の情報の取扱い、児童相談所、学校、警察等の連携） 3.児童相談所、市町村、学校及び教育委員会の抜本的な体制強化について緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図るとともに、児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等の改正法案の国会への提出に向けて取り組むこととする決定。
児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認について（依頼）	平成31年2月14日	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 事務連絡	千葉県野田市で発生した児童虐待事案を受けて、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」で決定された「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」において、児童相談所が在宅で指導しているすべての虐待ケースについて、緊急に安全確認を行うこととされた。本通知は、対象児童の安全確認を行い、必要に応じて援助方針の見直し等の対応を求める事務連絡。別添の「児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認について」では、安全確認の対象児童、対象期間、結果報告（児童、保護者の状況確認、援助方針の見直し状況、警察への情報提供）の回答方法が示されている。

<p>児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について（依頼）</p>	<p>平成 31 年 2 月 14 日</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省総合政策総合政策局生涯学習推進課・初等中等教育局児童生徒課・高等局専門教育課、厚生労働省子ども家庭局保育課・社会・援護局</p>	<p>「『児童虐待対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」に基づき、学校・教育委員会、保育所および地域型保育事業の事業所、認定こども園、障害児通所支援事業所ごとに、点検対象児童、点検方法、結果報告等を記載した要領を定め、点検結果の取りまとめ、報告を求める。</p>
<p>「児童養護施設等における一時保護児童の受け入れ態勢の整備について」の一部改正について</p>	<p>平成 31 年 2 月 27 日</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇発 0905 第 2 号</p>	<p>児童相談所への入所率が恒常的に高い地域における適切なケアの確保や一時保護期間が長期化するケース等に対応するため、児童養護施設等において、本体施設の定員とは別に小規模なグループケアによる一時保護を実施されているところ、一時保護実施特別加算実施要綱の一部を改正し、保護単価や社会的養護処遇改善加算費の引き上げを図る通知。</p>
<p>児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の連携強化について</p>	<p>平成 31 年 2 月 28 日</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部統括官通知府本第 189 号、文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長通知 30 文初第 1616 号、高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0228 第 2 号、社会・援護局障害保健福祉部長通知障発 0228 第 2 号</p>	<p>野田市で発生した重大な虐待事件を受けて「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」が決定され、児童相談所及び学校において緊急安全確認を実施することとした。本通知は、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等について、 1. 今回の事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項（通告元情報の取扱い、保護者からの要求への対応、定期的情報共有、研修の充実） 2. ケース対応における留意事項（学校からの通告・相談における連携、保護者への告知方法、一時保護解除後の対応） 3. 児童虐待防止対策の強化を図るべき事項（研修の実施）を内容とする連携上の課題を示し、学校等及び市町村の設置者、市町村・児童相談所が連携し、それぞれの責務の最大限果たすよう求める。</p>
<p>学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報共有について</p>	<p>平成 31 年 2 月 28 日</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部統括官通知府本第 190 号、文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長 30 文科初発 1618 号、高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0228 第 3 号、社会・援護局障害保健福祉部長通知障発 0228 第 3 号</p>	<p>目黒区で発生した虐待重大事案を受けて決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき同名の通知がすでに発出されていたが、2019 年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死亡事件を踏まえ、さらに情報提供に関する「指針」が定められたので、一層推進すべき取組みとして周知徹底を求める通知。 指針の内容 1. 定期的な情報提供の対象となる児童（市町村、児童相談所が情報提供を求める場合） 2. 情報提供の頻度・内容・依頼手続、方法等 3. 機関（学校・保育所を含む）間での合意（協定の締結とその内容、協定の報告） 4. 緊急時の対応 5. 情報提供を受けた市町村・児童相談所の対応 6. 個人情報保護に対する配慮等。</p>
<p>配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について</p>	<p>平成 31 年 2 月 28 日</p>	<p>内閣府男女共同参画局長通知府共第 154 号、厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0228 第 5 号</p>	<p>野田市で発生した重大な児童虐待事案への対応を受け、児童虐待と DV の特性、相互の関係に留意し、児童相談所と配偶者暴力支援センターが対応を共有し、適切に対処することを求める通知。婦人相談所においては、一時保護の勧奨や DV 被害者と子どもの同時保護が望ましいとし、それができない場合における子どもの一時保護のための児童相談所との連携、一時保護に至らない場合の引き続きの相談支援、情報共有等の対応等とすることを求めている。</p>
<p>新たなルールのポイント</p>	<p>平成 31 年 2 月 28 日</p>	<p>内閣府男女平等共同参画局、文部科学省初等中等局、厚生労働省子ども家庭局</p>	<p>「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、児童虐待対応にあたり、学校等に対し早期発見・早期対応、通告・情報提供を、児童相談所に対しては、子どもと家族の状況把握、一時保護、カウンセリング、家庭訪問、保護者指導、里親・施設委託措置などの支援・援助を、地方自治体に対しては要保護児童対策地域協議会の調整機関として、状況把握・支援課題の確認、支援経過などの進行管理、その他調整を、警察には子どもの安全確保、事件化するべき事案の厳正な捜査といった責務を最大限果たし、連携を進めるよう求める通知。個別の留意事項として、1. 通告の情報源の秘匿 2. 児童相談所、学校、警察等との連携 3. 一時保護解除後の家庭復帰 4. 転居した場合の児童相談所間の情報共有 5. 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化をあげる。</p>
<p>児童虐待防止対策における対応上の主な留意点について</p>	<p>平成 31 年 2 月 28 日</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0228 第 1 号</p>	<p>「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」等を受け、とくに児童相談所による被害児童への保護等について適切な対応が図られるよう 1. 一時保護解除後の家庭復帰 2. 通告の情報源の秘匿 3. 転居した場合の児童相談所間の情報共有を主な留意点として示す通知。</p>
<p>「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づく人材確保に向けた取組について</p>	<p>平成 31 年 2 月 28 日</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0228 第 4 号</p>	<p>平成 30 年 12 月 18 日、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議は「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を決定し、地方自治体に、2019 年度から 2022 年度までの計画の策定、地域における相談体制と専門性強化を求めた。これを受けて、児童虐待死の再発を防止する厚生労働省・文部科学省合同プロジェクトチームは、新プランで掲げる専門職の確保及び専門性強化について留意すべき事項を決定し、各都道府県等下記に必要な対応を求めたのが本通知である。 1. 児童相談所関係 ・児童相談所配属経験者の再配置、児童相談所 OB 職員の再任用等を積極的に行うこと ・専門職の確保及び専門性強化に資する予算制度を積極的に活用し、児童福祉司の専門職採用、専門性の高い人材の育成を計画的に進めること ・里親委託の着実な推進を図るため、積極的に里親養育支援経験者を児童福祉司に任用すること ・個々の児童福祉司等が必要な専門性を確保できるよう人事異動サイクルの見直しを行うこと ・児童福祉司等について、児童相談所設置自治体間での人事交流や児童相談所・市町村間での人事交流を積極的に行うこと 2. 市町村関係 ・子ども家庭総合支援拠点の「立ち上げ支援マニュアル」の作成 ・市町村に対し、「立ち上げ支援マニュアル」を活用し、学識経験者等のアドバイザーによる技術的助言の実施 ・平成 31 年度予算案において、開設準備経費（開設期間中の人件費、改修費）の計上 以上の施策を通じて、市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置促進を全面的にバックアップすること。</p>

「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（依頼）」のフォローアップの実施について	平成 31 年 3 月 1 日	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0301 第 2 号	子ども家庭局家庭福祉課長通知子家発 0720 第 3 号により依頼された調査により、なお安全確認ができなかった子どもの数が全国で 2,936 人となっていることから、引き続き、当該子どもの安全確認の取組状況について把握するため、平成 31 年 3 月 1 日時点の状況をあらためて調査することを求める通知。
児童虐待防止対策の抜本的強化について	平成 31 年 3 月 19 日	児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定	政府は 2018 年以降、重大な虐待死亡事件の発生を受けて続け様々に虐待防止施策を打ち出してきたが、深刻な状態が続いていることを踏まえ、本決定はこれまでの取組の実施を改めて徹底するとともに、児童虐待防止対策の抜本的な強化を図るため、児童福祉法等の改正法案の提出等、2020 年度予算に向けて新たに対策を決定し、虐待の発生子防から社会的養育まで網羅した総合的虐待防止施策を示す。 具体的な施策の柱は、以下の通り。 1. 子どもの権利擁護（体罰禁止、体罰によらない子育て等の推進、児童福祉審議会における意見聴取の際の子どもへの配慮義務等、児童福祉審議会の活用促進他） 2. 児童虐待の発生子防・早期発見（支援を必要とする妊婦への支援の強化、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認、地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進、189 等相談窓口の周知・徹底等） 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、市町村の体制強化、子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討、学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化、DV 対応と児童虐待対応との連携強化、関係機関間の連携強化等） 4. 社会的養育の充実・強化（里親の開拓及び里親養育への支援の拡充、特別養子縁組制度等の利用促進、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進、自立に向けた支援の強化）
「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた対応について	平成 31 年 3 月 19 日	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、初等中等教育局児童生徒課長通知 30 初児生第 27 号	児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議による標記の対策を送付すし、文部科学大臣から大臣メッセージ「全国の児童生徒の皆さんへ安心して相談してください」を発表するとともに、児童虐待防止の取組を学校、教育委員課会に求める通知。
児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について（依頼）	平成 30 年 7 月 20 日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0720 第 6 号	平成 28 年 6 月の改正児童福祉法において、中核市に加え特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所設置自治体の拡大が図られたことを受けて、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市等に、人材確保・育成支援、施設整備等のための財政的支援、制度運用面の支援策の具体的な内容を示し、各市区に児童相談所設置に向けた検討や都道府県との児童相談所設置に向けた協議の実施を求める通知。
児童虐待防止対策におけるルールの徹底について	令和元年 6 月 7 日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0607 第 4 号	札幌市で発生した重大な児童虐待事件を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日）、同対策の「更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日）を踏まえた「新たなルールのポイント」（平成 31 年 2 月 28 日）のほか、児童相談所運営指針、子ども虐待対応の手引き等にも留意して、1. 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護等の徹底 2. 子どもの安全確保ができない場合の対応の徹底 3. 組織的な対応及び進行管理の徹底を求めるとともに、日々の業務の点検、振り返り、必要な制度の再確認を求める通知。
児童相談所運営指針の改正について	平成 30 年 7 月 20 日	厚生労働省子ども家庭局長通知子発 0720 第 3 号	「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられ、「転居した場合の児童相談所間の情報共有の徹底」、「子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底」が盛り込まれたことに伴う標記指針の一部改正。その他、児童心理司の資格、虐待を受けた子どもの一時保護、児童相談所から警察への情報提供が示されている。

資料2 児童福祉法分野判例リスト

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
1 ① H29.8.21	大阪家裁 (審判)	平成28年 (家) 1693 号	児童福祉施設入所承認申立事件	却下 (抗告)	<p>本件は、児童(平成27年生)が父母による揺さぶり行為(SBS)による身体的虐待によって急性硬膜下出血等の傷害を負ったことを理由として、児童相談所長が、児童の乳児院又は児童養護施設への入所措置の承認を求めた事件である。裁判所は、児童に生じた急性硬膜下血腫等は、揺さぶられ症候群以外の原因によって生じた可能性が高いといえ、認定した一方で、揺さぶられ症候群以外の原因によって生じた可能性が高いとくはないものの、あながち否定することもできないこと、本件までに父母が児童に対して暴力等を振るったこととは認められないこと、父母が毎週児童を訪問し、その様子をノートに記していることなどからすると、本件について、保護者である父母が関与した可能性は高いが、現時点において、父母が児童を虐待し、著しくその監護を怠ると認めることはできず、保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害するということができないとして、本件申立てを却下した。</p>	判タ1451 p.104 家判16 p.77	
1 ② H29.12.15	大阪高裁 (決定)	平成29年 (ラ) 1177 号	児童福祉施設入所承認申立却下審判に対する抗告事件	取消 (確定)	<p>児童相談所長の抗告を受けた控訴審は、父母が、その監護中の児童に対する揺さぶりその他の外力によって、児童に本件受傷等を生じさせたものとみるのが自然であると述べた上で、父母の監護能力や監護態勢には、一時保護以前から少なからぬ問題があった上、現時点においても、父母は、本件受傷の原因や一時保護前の自らの監護養育環境の問題点に向き合い、将来の児童の引き取りに備えて、その身体に対する危険の再発防止のための具体的な方策を講じることができているとはいえないなどとして、申立てを却下した原審判を取り消し、児童を乳児院又は児童養護施設に入所させることを承認した。</p>	判タ1451 p.99 家判16 p.71	前田泰・私法判例 リマークス No.59 p.66 権爪幸代・民商法 雑誌156-1 p.280
2 ① H29.9.8	大津家裁 (審判)	平成29年(家) 233号	児童福祉施設入所承認申立事件	却下 (抗告)	<p>本件は、児童相談所長が、①複数回にわたり骨折を繰り返した児童(平成24年生)が自宅内で重大な身体的虐待を受けていること、②父母が児童の安全を守ることができず、著しく児童の監護を怠ったことを理由に、児童の児童養護施設への入所措置の承認を求めた事件である。本件の児童は、平成25年に右大腿骨骨幹部を骨折(1回目の骨折)、平成28年に右脛骨骨幹部を骨折(2回目の骨折)、1回目の骨折と2回目の骨折の間に左第4・第5中足骨を骨折するなど、3回の骨折を繰り返し、1回目及び2回目の骨折時には、病院から居相に虐待の疑いがあると通報されていた。裁判所は、本件児童が骨形成不全症(骨量の減少による易骨折性や進行性の骨変形を特徴とする遺伝性の骨系統疾患)という国指定の難病であったことを認定した上で、①3回の骨折が母の行為に起因するものとは認められず、②父母が、児童が骨形成不全症であるとの確定診断を受けたのは、2回目の骨折の後の平成29年であり、こうした確定診断が遅れたことが、著しく児童の監護を怠ったこととまでの評価をすることができないことなどから、本件において保護者による虐待の事実や、著しく児童の監護を怠ったという事実を認めることはできず、児童相談所長の申立てを却下した。</p>	家判18 p.79	
2 ② H29.12.26	大阪高裁 (決定)	平成29年 (ラ) 1273 号	児童福祉施設入所承認申立却下審判に対する抗告事件	棄却 (確定)	<p>控訴審は、①3回の骨折のいずれについても、母による児童の身体的虐待を認めることはできないこと、②父母が児童の骨折の骨折の都度医療機関を受診させていること、父母が児童について骨形成不全症を認識したのは平成29年のことであり、それ以前に骨系統疾患があることを疑って骨密度検査その他の対処をしなかったことをもって児童の監護を怠っているといえることとはできないこと、原審の判断を支持して、児童相談所長の抗告を棄却した。</p>	家判18 p.74	

3	H30.5.28	水戸家裁 (審判)	平成30年 (家) 122号	児童福祉施設入所承 認申立事件	認容 (確定)	<p>本件は、児童相談所長が、警察からの通告によって一時保護した児童（平成19年生）について、保護的な環境のもとで心的外傷の治療や家庭復帰を前提とした家族統合を促すのが相当であるとして、児童心理治療施設への入所措置の承認を求めた事件である。裁判所は、実父及び養母による虐待があったままでは認められないとする一方で、実父の児童に対する接し方が強圧的であること、児童は自閉症スペクトラムの傾向があるなど感受性が極めて敏感で実父に著しい恐怖を抱き、心的外傷を負っていること、実父及び養母はこの点を理解しないまま児童に接する可能性が極めて高いことを総合すると、現状において、実父及び養母に児童を保護させることは著しく児童の福祉を害するものと認められるとして、児童相談所長の申立てを認容した。</p>	判タ1459 p.246 判時2411 p.82 家判20 p.76
4	H30.6.15	大阪高裁 (決定)	平成30年 (ワ) 557号	引き続きの一時保 護承認審判に対する 抗告事件	棄却 (確定)	<p>本件は、児童相談所長が、引き続きの一時保護の承認審判（児福法33条5項）を求めた事件である。本件で一時保護された児童5名は、いずれも母Aを同じくする兄弟姉妹であり、Aの覚せい剤使用が発覚したことを契機として一時保護が開始するまで、Aとその現在の夫B（Aと別の容疑で勾留中）と同居していた。児童相談所長は、2月を超えて引き続き児童らの一時保護を行うことが、ABの意に反することが明らかになつたため、本件を申し立てた。原審が児童相談所長の申立てを認容したため、ABが抗告した。本決定は、①ABによる児童らの監護状況は劣悪であり、一時保護開始後2月経過時点で、却って悪化していることから、児童らの安全を確保し、適切な保護を図るために、引き続き一時保護を行う必要性があること、②児童相談所長が、児童らについて児童福祉法28条1項の承認審判又は親権の一時停止（民法834条の2、児福法33条の7）の申立てを行う予定であり、児童らの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために、引き続き一時保護を行う必要性があること、③引き続き児童らの一時保護を行うことが親権者であるABの意に反することが明らかであることを認定した上で、引き続きの一時保護を承認した原審判を相当として、ABの抗告を棄却した。</p>	判時2405 p.84 判タ1459 p.106 家判21 p.92
5 ①	H30.5.23	大阪家裁 (審判)	平成30年 (家) 1566 号	引き続きの一時保 護承認申立事件	却下 (抗告)	<p>本件は、児童相談所長が、引き続きの一時保護の承認審判（児福法33条5項）を求めた事件である。児童相談所長は、警察からぐく犯の通告を受けた児童（平成17年生）について、平成30年3月24日に児童の一時保護を開始した。その後、警察が児童相談所長に対して児童を触法少年として送致した。児童相談所長が、5月9日、上記送致事実について、家裁の審判に付すべき少年であるとして、児童を家裁に送致（児福法27条1項4号）したところ、裁判所は、児童について、少年鑑別所に送致する親護の措置を採らず、在宅事件として審理すると判断した。5月11日に、児童の父母が2か月を超えて一時保護を継続することに同意しない旨の回答をしたため、同月18日に、児童相談所長が本件申立てを行った。裁判所は、児福法33条2項の一時保護は、同法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで行うことができる暫定的措置であるところ、本件においては、児童を家庭裁判所に送致した後、児童相談所長として別に同法27条1項1号ないし3号の措置を採ることを想定していないのであるから、少年審判で保護処分が決定されるまで一時保護を継続する必要性は認められないとして、児童相談所長の申立てを却下した。児童相談所長は、上記却下審判を不服として、6月5日に即時抗告するとともに、審判後も児童の一時保護を継続した（児福法33条の6参照）。</p>	判時2420 p.77 判タ1464 p.58 家判21 p.85
5 ②	H30.7.30	大阪高裁 (決定)	平成30年 (ワ) 628号	引き続きの一時保 護承認申立却下審判 に対する抗告事件	取消 (確定)	<p>抗告審は、都道府県知事が、児福法33条2項に基づき、一時保護の目的を達成するために必要があると認めて児童相談所長をして児童の一時保護を行わせた場合において、児福法27条1項又は2項の措置を一つでも採ればそれ以降一時保護を継続することができる旨と解することは相当ではなく、一時保護の目的を達成するために一時保護を継続する必要があれば、同条1項又は2項の別個の措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を継続することができることと述べた上で、本件では一時保護継続の必要性があったとして、原審判を取り消して、児童相談所長の申立てを認容した。なお、本件一時保護は、決定前の6月29日に解除されていたが、裁判所は、一時保護から2か月を経過した5月24日以降も引き続き一時保護を行う要件があったか否かについて、裁判所が判断を示す利益はなお失われていないと解すべきであると判示した。</p>	判時2420 p.72 判タ1464 p.52 家判21 p.78

資料3 民法分野判例リリス上

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
1 H31.3.15	神戸家裁 姫路支部 (審判)	平成30年 (家) 355号	親権喪失申立事件	却下 (抗告)	<p>本件親権者父Bは平成20年にDと婚姻し、両者の間に平成21年に未成年者Cが生まれ、BDの申出により、平成22年にCが乳児院に入所した。翌年、乳児院への入所措置が解除され、BDのもとにCが引き渡された。同年、Bの飲酒による暴力に耐え切れず、Dは婦人保護施設に入り、その後、Cの児童養護施設への入所を同意した。以後、Cは児童養護施設での生活を送っている。BとDは、平成25年7月にCの親権者を父Bと定め、協議離婚した。</p> <p>Cが施設に入所している間に、Bは犯罪行為による服役を繰り返している。また、服役していない期間にも、Bは安定して就労することなく、酒浸りの生活をしており、未成年者を安定的に監護養育できる生活基盤を構築できていない。さらに、Bは酩酊状態で事前連絡なく施設を訪問し、施設周囲を徘徊し、未成年者の引き取りを要求し、未成年者との面会を強要するなどの問題行動を繰り返してきた。Cを保護するため、に、小学校からの登下校時に教員が同行し、施設からの外出時にも、女性職員ではなく男性職員が同行するという対応をとっている。児童相談所長Aは、Bのきわめて不安定な生活状況とその一連の問題行動1を理由として、Bによる親権行使は未成年者の利益を著しく害すると主張し、家庭裁判所に親権喪失審判を申し立てた。</p> <p>家庭裁判所は、これまでのBの犯罪歴と生活状況に鑑み、Bは「未成年者の監護養育者として不適合であるといわざるをえない」と認めた。しかし、Bの一連の問題行動について、児童福祉法第28条に基づき入所措置や児童虐待防止法における親権者による面会通信や接近の禁止により対応できるため、親権者(B)の親権を喪失・停止させる必要があるのは、これらの措置が「被措置児童の保護を図れない特段の事情がある場合に限定される」と解されている。したがって、本件においては、上記の各措置によりBの一連の問題行動に対応できるとして、親権喪失の事由に当たらないと判断され、児童相談所長Aの申立てが却下された。</p>	判時2429 p.21 判夕1470 p.86 家判24 p.89	
2 ① R1.5.27	東京家裁 (審判)	平成31年(ワ) 498号	親権喪失申立却下審 判に対する抗告事件	取消、認容 (確定)	<p>抗告審は、Bには、「民法834条所定の親権喪失事由がある」と判断し、原審判を取り消し、親権喪失を認めた。高裁は、Bが「これまでの間、通常、未成年の子の養育に必要な措置を取っておらず……養育、監護の実績はほとんどなく」、「アルコール依存者の適格性が高く、配偶者に対する暴力を含め、その暴力傾向が強いのであって、親権者の行使の方法において適切を欠く程度が著しく高く、その親権行使させると、子の健全な成育のために著しく不相当」と判断される。この状況は、児童相談所のこれまでの指導をもってしても、2年程度では改善を期待できず、2年以内にBの親権を喪失させるべき原因が消滅するとも考えられないとし、本件において親権喪失が認められた。</p>	判時2429 p.19 判夕1470 p.84 家判24 p.86	稲垣朋子『民事判例21—2020年前期』（日本評論社、2020年） p.114

資料4 刑事法分野判例リスト (第8期・第9期)

【第8期】

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈等	備考
H26. 4. 30	大阪高裁 (判決)	平成25年 (う)1616 号	長男(当時5か月)に対する殺人の被告事件の控訴審において被告人に無罪を言い渡した事例	破棄自判 (無罪)	被告人方において、長男(当時5か月)に対し、殺意をもって、その頭部を強く押しつけて圧迫し、同人を脳嵌頓により死亡させて殺害したとして、殺人の公訴事実で起訴され、第一審が被告人を有罪として懲役15年を言い渡し、被告人が控訴をした事案において、予備的訴因に係る時間帯以前に長男に対して死亡原因となる外力が加えられたという合理的疑いが払しょくできないことから、第一審判決が予備的訴因の殺人の事実につき被告人を有罪と認めた判断には事実の誤認があると判示して、一審判決を破棄・自判し、被告人に無罪を言い渡した。	LEX/DBインターネット		
H26. 5. 2	徳島地裁 (判決)	平成26年 (わ)40号	長男(当時3歳)に対する逮捕監禁の事案について懲役1年執行猶予3年に処した事例	懲役1年 執行猶予3年	被告人が妻と共謀し、長男(当時3歳)の首に犬用布製首輪を付けて窓の錠に繋ぎ止め、身体を拘束し、脱出不可能にしたという逮捕監禁の事案について、裁判所は、本件は実子の人としての尊厳を害する児童虐待事案として態様悪質であると、懲役1年執行猶予3年に処した。	LLI/DB判例秘書		
H26. 6. 20	横浜地裁 (判決)	平成26年 (わ)918 号	共犯者の子である当時6歳の子どもにも暴行を加えて死亡させた上で雄木林内に死体を埋めたという事案において、被告人に懲役8年を言い渡した事例(裁判員裁判)	懲役8年	共犯者とその子である被害者(当時6歳)らと同様にしていたが、共犯者とともに虐待行為に及ぶようになり、長時間にわたって、被害者の頭部を浴槽に沈めたり、その右肩甲骨付近を足で蹴って同人の頭部を壁面に打ち付けるなどの暴行を加え、死亡させ、翌日にかけて、雄木林内に死体を埋めたという傷害致死、死体遺棄の事案において、被害者が感動かつ非情であることと苦痛は想像を絶するものがあること、犯行態様は執拗かつ非情であり、以前から被害者を虐待していた上、当日も躊躇なく長時間にわたって断続的な暴行を加えていたこと等を考慮し、被告人に対し、懲役8年を言い渡した。	LEX/DBインターネット		
H26. 7. 18	神戸地裁 (判決)	平成24年 (わ)957 号・平成 25年 (わ)19 号・平成 25年 (わ)181 号・平成 25年 (わ)272 号	児童指導員による児童養護施設での多教回にわたる性的虐待の事案について、一部を無罪としてその他の事例とした	懲役5年 (一部無罪)	児童指導員が、勤務先の児童養護施設で少年に性的虐待を繰り返したとして、4件の強制わいせつ罪に問われた事案について、裁判所は、施設内で12～14歳の児童3人に性的虐待をしたと認めたと上、被害者たちは施設内で、その職員からわいせつ行為を受けており、恐怖心、嫌悪感等の精神的な苦痛は大きく上に、被告人は本件以外にも多数同様の行為に及んでおり、常習性も顕著で犯行は極めて悪いとして、懲役5年に処し、他の1人に対する性的虐待については、わいせつな行為をしたことは認められるが、被告人宅のゲーム機に残された記録が検察官の主張する犯行日時と重なり、自宅にいたという被告人の主張を排斥できず、被告人を無罪とした。	LLI/DB判例秘書		

9	H26.9.5	横浜地裁 (判決)	平成25年 (わ)686 号	当時6歳の娘に 対する暴行と、 同居の男性によ る娘の傷害致死 のうちの1人に なしたた 死体遺棄の事案 について、被告 人を実刑に処し た事例	懲役2年	当時6歳の娘である被害者に対してその顔を平手で叩くなどの暴行を加え、その後、同居男性が被害者を雑木林内の土中に遺棄したという暴行及び死体遺棄の事案について、裁判所は、暴行が幼児に一方的に加えられるものである上、日常的に繰り返されてきた暴行の一環であったこと、被害者への暴行を隠蔽しようとするという死体遺棄の動機は卑劣かつ身勝手であることと、被告人に反省の情を見出すことはできないこと等を考慮して、被告人を懲役2年の実刑に処した。	LEX/DBイン ターネット		
10	H26.9.16	さいたま 地裁 (判決)	平成25年 (わ)836 号	揺さ振りによる 脳障害を原因と した傷害致死の 事案について、 消去法による犯 人性の認定がな された事例 (裁判員裁判)	懲役7年	二男であるA(当時生後約1か月)が泣きやまず、睡眠を妨げられたことにより立ち、Aの身体を複数回強く揺さぶるなどの暴行を加え、Aに急性硬膜下出血、脳挫傷、脳挫傷、低酸素性虚血性脳症等の傷害を負わせて死亡させたことなど主張して暴行の具体的な態様を争っていたところ、裁判所は、被告人による暴行以外にAに傷害を負わせる原因となるものがなく、被告人が主張する暴行の程度ではAの傷害が生ずるとは到底考えられないこととから、被告人の供述は信用できなないとして、懲役7年の有罪判決を下した。	LLI/DB判例秘 書		
11	H26.9.18	鹿児島地 裁 (判決)	平成26年 (わ)114 号	実子を激しく揺 さ振って傷害を 負わせた被告に 対して、被告人 にとつて酌むべ き事情があるこ ろから懲役予 刑に執行猶予を 付した事例	懲役1年6月 執行猶予4年	実子であるB(生後約2か月)に対し、仰向けで寝ていた同人の顔を片手でつかんでその上体を持ち上げたうえ、手を離し、その頭部を畳に打ち付けさせ、さらに、その身体を横向きにして抱き上げ、左右に激しく揺らすなどの暴行を加え、よって、他人に入院加療28日間を要する急性硬膜下血腫、脳実質損傷及び眼底出血等の傷害を負わせたことと、被告人の被告事件から、その行為に見合った責任として実刑をもって罰むことも十分に考えられるものの、他方で、育児全般を担当して、被害者の成長を楽しみてきた愛情をもって被害者に接していたのが、犯行の当時において泣き止まない被害者に立腹し、また近所迷惑への心配等もあって突発的に暴行に及んだことと被告人にとつて酌むべき事情も併せて考えれば、執行猶予を付することと社会的に見て許される事案である等として、被告人を懲役1年6月執行猶予4年に処した。	LEX/DBイン ターネット		
12	H26.9.19	鹿児島地 裁 (判決)	平成26年 (わ)134 号	実子を激しく揺 さ振って重度の 傷害を負わせた 罪の被告人に対 して、同種の犯 行の中で相当重 い部類に属する こととから懲 役の実刑を宣告 した事例	懲役1年6月	実子であるA(当時生後約2週間から約1か月)の両脇に両手を差し入れてAを数回にわたって持ち上げた上、前後に激しく揺さぶるなどの暴行を加えて、Aに視覚障害、聴覚障害及び肢体不自由等の重度の後遺症が残る傷害を負わせたことと、被告人の被告事件について、裁判所は、本件の傷害により被害者の脳は重大な損傷を受け、四肢不全及びその視覚や聴覚にも大きな後遺症が残る状態に至っているという事情から、本件が同種類の中で相当重たい部類に属する事案であり、更生可能性等を考慮してもなお行為に相当した責任としては実刑をもって臨まざるを得ないものと判断して、被告人を懲役1年6月に処した。	LEX/DBイン ターネット		
13	H26.10.21	大阪高裁 (判決)	平成26年 (う)829 号	万引き窃盗事案 において、クレ ブトマとする心 理理由とする心 耗弱の主張を排 斥した事例	控訴棄却	万引きかかるとして窃盗の被告事件の控訴審において、裁判所は、本件犯行の態様から被告人の行動制約能力が一定程度の低下を呈していたというところもどうかかわられるとはいえず、全体としては、行為の違法性を十分認識した上でのおおむね合理的な行動といえるものであり、もとより妄想等に影響されたものでもなく、また、兄から受けた性的虐待によるPTSDに端を発しての摂食障害・アルコール依存症と脳機能障害が合併してクレブトマニアに陥ったことといった被告人の主張に対して、原判決がこれを責任能力の否定・減少に至る事由と認めなかったことに事実誤認は存在しないものと判断して、控訴を棄却した。	裁判所HP		

14	H26.10.24	広島地裁 (判決)	平成25年 (わ)736 号	18歳未満の被 告人による強盗 殺人などの事 案について、 被告人に懲 役13年を言 渡した事例 (裁判員裁判)	懲役13年	18歳未満の少年である被告人による共犯者らと共謀しての監禁、強盗致死、死体遺棄の被告事件について、裁判所は、量刑の判断に関して、被告人の怒りや嫉妬心をコントロールしがたいものとして、素行障害、境界性に虐待を受けてきたこと及び未分化なサディズムなどの障害の背景には、持続的に虐待を受けたことという被告人の過酷な生い立ちがあること、本件の殺意の形成と直接的な関係があるわけではないこと、これらの点を考慮しても酌量すべき点があることはいえず、殺害り動機は理不尽で自己中心的なものであると認め、18歳未満の少年に科すことができる有期自由刑の上限に近い懲役13年の刑を言い渡した。	裁判所HP	18事件の共犯 事件
15	H26.11.6	津地裁 (判決)	平成25年 (わ)39号	13歳未満の子 どもの母及びそ の子どもの同居 する住宅に出入 りしていた被告 人による強盗の 事例	懲役10年	かねてAの母及びAが居住する住宅に出入りしていた被告人が、Aを13歳未満の女子であると知りながら姦淫して、その際に傷害を負わせた行為などの事案について、裁判所は、日を負って徐々に性的虐待の度合いの強い行為をしたあげくに強姦にまで及んだという点で常習性は著しいなどと判断して、被告人を懲役10年に処した。	LEX/DBイン ターネット	
16	H26.11.21	広島地裁 (判決)	平成25年 (わ)856 号	生後3か月の実 子である被害者 を殺害した事案 について、犯行 当時の責任能力 の否定・軽減も 自首も認められ ないこと判断 した事例 (裁判員裁判)	懲役4年6月	生後3か月の実子である被害者の鼻口部にタオル等をかけて上から手で押さえ付けるなどの暴行により殺害したという事案について、裁判所は、犯行当時の責任能力の否定・軽減も自首も認められないものと判断して、被告人を懲役4年6月に処した。	LEX/DBイン ターネット	
17	H26.11.28	東京地裁 (判決)	平成26年 (合わ)39 号	「しつけ」と称 して2歳の長女 に対する暴力を 振るつた末に死 亡させた事案に ついて、被告人 に懲役10年の 刑が言い渡され た事例 (裁判員裁判)	懲役10年	普段から「しつけ」と称して長女(当時2歳)に対する暴力を振るつていた被告人が、座っている長女の上半身を蹴り付けて後頭部を床に打ちつけさせ、さらにその腹部や背部を足で複数回踏み付けるなどの暴行を加え、長女に肝臓傷及び肋骨骨折等の傷害を負わせて失血死させたという事案について、被告人に懲役10年の刑が言い渡された。	LEX/DBイン ターネット	
18	H26.12.2	広島地裁 (判決)	平成25年 (わ)736 号	18歳未満の被 告人による強盗 殺人などの事 案について、 被告人に懲 役13年を言 渡した事例 (裁判員裁判)	懲役10年	犯行当時16歳の少年である被告人が共犯者らと共謀して被害者から現金等を強取して殺害し遺体を遺棄したという事案について、裁判所は、意思決定に対して被害者や被告人が影響したという点を被告人に有利に考慮すべきであるところ、それでもなお刑罰ではなくて保護処分を選択することが社会的に許容されるものとはいえない事案と評価し、保護処分が被告人の改善・更生にとって有効であるのか否かについて検討する余地はないものと判断して、家庭裁判所に移送せず被告人を懲役10年に処した。	裁判所HP	14事件の共犯 事件37事件の 原審 安西敦・刑事 弁護88p.57

19	H26. 12. 11	宇都宮地裁 (判決)	平成25年 (わ)545 号	揺さ振りによる 脳障害を原因と した傷害致死の 事案について、 消去法による犯 人性の認定をな した上で懲役6 年を言い渡した 事例 (裁判員裁判)	懲役6年	泣き止まないこと に立ちを募らせて 、当時生後約4か 月の次男の身体 を激しく揺さぶ るなどの傷害を 負わせて死亡さ せたという事案 において、裁判所 は、次男の受傷 の原因にかか る被害者の供述 が信用できない ことなどから、 本件が一時的な 感情から犯行に 及んだという面 も否定できない ことから、本件 が乳幼児虐待の 中でも重い部類 に属する事案で あることも認め がたいものと判 示して、懲役6 年を言い渡した。	LEX/DBイン ターネット	36事件の原審 70事件の関連 事件
20	H26. 12. 15	和歌山地裁 (判決)	平成25年 (わ)532 号	2歳の実子に多 数の暴行を加え て死亡させた事 案において、同 種の事案の中で も悪質な態様で あることから被 告人を懲役9年 に処した事例 (裁判員裁判)	懲役9年	当時2歳の実子 であるAに対し 、実父である被 告人が多数の暴 行を加え、外傷 性くも膜下出血 及び外傷性脳腫 脹によって死亡 させたという事 案において、裁 判所は、肉体的 にも精神的にも 抵抗できないA に対してわづか ずか数時間のう ちに頭部や腹部 といった危険部 位に多数回の暴 行を加えて、特 に左側頭部には 極めて強度の暴 行を加えている ことから、被告 人が乳幼児虐待 による傷害致死 事案であるもの と判示して、懲 役9年に処した。	LEX/DBイン ターネット	38事件の原審
21	H26. 12. 17	大津地裁 (判決)	平成26年 (わ)456 号	夫と共謀して実 子を逮捕・監禁 した事案につい て懲役2年保釈 観察付執行猶予 4年を言い渡さ れた事例	懲役2年 保釈観察付執 行猶予4年	夫であるBと共 謀の上、実子(夫 との関係では養 子)であるC(当 時8歳)に対し 、かねてその一 端を同所居間の 柱に巻き付けて つないでいた金 製の鎖の他端を 前記Cの腰部に 巻き付けて、南 京錠を掛けて同 人の身体を柱に つないで、およ そ4時間25分 にもわたってC の身体を拘束し て脱出すること を著しく困難に したという逮捕 監禁の被告事件 について、裁判 所は、被告人を 懲役2年保釈観 察付執行猶予4 年に処した。	LEX/DBイン ターネット	33事件の共犯 事件
22	H26. 12. 25	大阪地裁 (判決)	平成26年 (わ)4597 号	当時2歳の実子 に対する傷害の 事案について、 日常的な身体的 虐待の過程でお こなわれた卑劣 かつ危険な行為 であらうことな どから懲役の実 刑を言い渡した 事例	懲役2年6月	当時2歳の実子 であるAの頭部 を壁等に打ち付 けるなどの暴行 を加えて、両側 慢性硬膜下血腫 、両側眼底出血 等の障害を負わ せたという傷害 の被告事件につ いて、裁判所は 、本件がAに対 する日常的な身 体的虐待の過程 でおこなわれ、 その態様は卑劣 かつ危険であ る結果も重く、 犯行動機も自ら の感情を被害児 に当てつけたも のに過ぎない という点で酌む べき事情もない ものと判示して 、懲役2年6月 に処した。	LLI/DB判例 秘書	
23	H27. 1. 23	大阪地裁 (判決)	平成26年 (わ)638 号	揺さ振りによる 脳障害を原因と した傷害致死の 事案について、 鑑定人の医師に よる証言などか ら被告人以外の 者による犯行の 可能性を否定し た事例(裁判員 裁判)	懲役7年	実子であるA(当 時生後4か月)の 頭部に衝撃を与 える暴行を加え て外傷性くも膜 下出血等の傷害 を負わせたとい う傷害致死の事 案について、裁 判所は、死因で ある外傷性くも 膜下出血のほか に、頭蓋骨に2 か所の線状骨折 と皮下出血も存 在していること 、鑑定人の医師 による証言とし て、死亡から遡 って数時間ない し1日の時点で の作用であるこ とや、線状骨折 の発生には風呂 場のタイルにた たきつけたなど の非常に強い力 を要するといふこ となどが指摘さ れたため、被告 人が暴行の事実 を否認したの に対して、被告 人以外の者によ る犯行と認定し た。	LEX/DBイン ターネット	

24	H27. 1. 26	神戸地裁 (判決)	平成26年 (わ)147 号	殺人未遂等の事 案について、被 告人における軽 度の知的障害や 幼少期の虐待経 験などは量刑に あたった特段の 考慮を要しない ものとして判示した 事例 (裁判員裁判)	懲役9年	たまたま路上を歩いていた被害者(当時21歳)の後ろ姿が恋愛感情を抱き拒絶された女性に以てに似ていると感じたことから憤まんを募らせて、被害者の右臀部を文化包丁で1回突き刺したという殺人未遂等の被告事件について、裁判所は、鑑定の結果によれば、被告人に軽度の知的障害が認められるとともに、幼少期に親から虐待を受けた経験があるとはいえず、それらによる性格の歪みが弱かったからといって、本件犯行の意思決定の過程に被告人に対する非難を弱める事情にも、また、行為の責任を負わせるのにあたつて特段の考慮を要する事情にもならないものと判示して、被告人に懲役9年を言い渡した。	LEX/DBイン ターネット		
25	H27. 1. 26	青森地裁 (判決)	平成26年 (わ)52号	2件の放火にか かる事案におい て、虐待経験や 被告人の知的能 力などが事件に 少なからず関係 している非難を 相応に減じさせ るものと認めた 事例 (裁判員裁判)	懲役3年6月	家政婦である被告人が非現住建造物等放火と現住建造物等放火未遂のそれぞれに問われたという事案において、裁判所は、精神障害を有するといえ責任能力は完全に問えるものと判断した上で、被告人がストレスをうまく処理できずに犯行に及んだこととの背景として、虐待を受けるなどした実家での生い立ちや被告人の知的能力といった事情も少なからず関係している、これらが被告人に対する非難を相応に低下させるものと認めて、被告人を懲役3年6月に処した。	LEX/DBイン ターネット		
26	H27. 2. 16	仙台地裁 (判決)	平成26年 (わ)348 号	幼児に暴行を加 えて死亡させた 事案について、 暴行の手段を抽 象的に示して有 罪と認定した事 例 (裁判員裁判)	懲役9年	交際相手から自宅に預かったA(当時2歳6月)に対して以前から暴行を加えていたところ、ある日に頭部に強い衝撃を加える何らかの暴行によってAを死亡させたという傷害致死の被告事件について、裁判所は、暴行の方法・態様を「顔を強打するなどの頭部に強い衝撃を加える何らかの暴行」という限度で特定して有罪と認めたのとともに、公訴事実に行行する暴行も量刑に加味して、暴行の事実を認めていなかかった被告人を懲役9年に処した。	LLI/DB判例秘 書		
27	H27. 2. 27	大阪地裁 (再審請 求審) (決定)	平成26年 (た)22号	同居していた養 女に対する強制 わいせつ及び強 姦の罪にかか る再審請求審の 開始を決定した 事例	再審開始 刑の執行停止	同居していた養女(当時14歳)に対する強制わいせつ及び強姦の罪で平成23年に有罪の判決(懲役12年)が確定した請求人による再審請求審において、裁判所は、これまでの供述の全てが虚偽であったという告白を内容とした被害者の新供述と、犯罪事実の目撃にかかるといふ供述の全てが虚偽であるという目撃者の新供述について、いずれも信用できるものと認め、請求人に対して無罪を言い渡すべき明らかな証拠があらたに発見された事案として、再審の開始と請求人に対する刑の執行の停止を決定した。	LEX/DBイン ターネット		42事件の前番
28	H27. 2. 27	静岡地裁 浜松支部 (判決)	平成25年 (わ)473 号	妻に対する傷害 致死及び次男に 対する傷害の事 案として、次男 の一時保護の解 除を児童福祉司 に強要した事案 などについて、 被告人を懲役9 年に処した事例 (裁判員裁判)	懲役9年	妻である被害者(当時26歳)に対する殴る蹴るの暴行によって傷害を負わせて死亡させたという傷害致死の事案、被告人の次男(当時4歳)に対して殴るなどの暴行を加えて加療約34日間を要する傷害を負わせたという傷害の事案、及び、被告人の長男及び次男に対する一時保護を解除させるために児童福祉司(当時44歳)を脅迫したという職務強要の事案のそれぞれについて、裁判所は、粗暴な犯行を繰り返したという点で一連の行為の責任は相当に重いものとともに、不合理な弁解を繰り返していることや遺族の処罰感情が厳しいことなども指摘して、被告人を懲役9年に処した。	LEX/DBイン ターネット		

29	H27. 2. 27	函館地裁 (判決)	平成26年 (わ)123 号	息子を道連れに した無理心中を 図る事案にお いて、酌量減 軽を施した上 で懲役4年を 被告人に言い 渡した事例 (裁判員裁判)	懲役4年	元夫のAとの離婚を考 えていた被告人が、A から逃げられないもの と感ずるに追い詰 められて、息子である Bを道連れに無理中 心とするという決意を 固めて、殺意をもつて Bの頭部を手で絞め付 けた上で、自傷行為の うちにBを抱きかかえ て浴槽内に入水し、B を溺水させて窒息死 させたという殺人の被 告事件について、裁 判所は、殺害の決意に 至る経緯を含まない 殺人に對する責任非 難の程度を考へべき であるところ、本件 を短絡的な犯行と理 解することは到底で きない事案と評価し て、酌量減輕を施し た上で、法定刑の下 限をやや下回る懲役 4年を被告人に言い 渡した。	裁判所HP		
30	H27. 3. 2	札幌地裁 (判決)	平成25年 (わ)604 号	児童虐待による 傷害致死の事案 について、被告 人の心神耗弱や 精神遅滞などの 事情を考慮して 懲役3年保護観 察付執行猶予5 年の刑に処した 事例 (裁判員裁判)	懲役3年 保護観察付 執行猶予5年	実子であるA(当時 1歳3か月)の頭部等 に何らかの外力を複 数回加える暴行に及 んで頭部外傷を負わ せ外傷性頭蓋内損傷 によって死亡させ たという傷害致死の 被告事件について、 裁判所は、犯行当時 の被告人が軽度精神 遅滞による心神耗弱 の状態にあったこと や、被告人に前科前 歴がないことなどを 考慮して、懲役3年 保護観察付執行猶予 5年の判決を下した。	LEX/DB インターネット		
31	H27. 4. 2	旭川地裁 (判決)	平成26年 (わ)174 号	児童相談所によ る一時保護を終 えた乳児に對し ての傷害に對し る事案について、 複数の公訴事実 における一部の 無罪と他の有罪 を認定した事例	懲役6年	虐待を疑われて児童 相談所により一時保 護された乳児Aが自 宅に居る約1か月間 に、実父である被告 人が、Aに日常的に 暴行を加え、Aを強 く蹴り飛ばし、さら に、その頭部等をダ ンベル等に激突させ て、全治不明の重傷 を負わせたという傷 害の被告事件につ いて、裁判所は、A の前胸部や腹部を指 でつねたとして皮下 出血等の傷害を負わ せたこと、Aの前訴 事実に對しては捜査 段階でなされた被告 人の供述に信用性 が認められたいめ 無罪を言い渡した 上で、上記の犯罪事 実に對しては有罪 を認めて、被告人を 懲役6年に処した。	裁判所HP		46事件の原審 60事件の原審
32	H27. 4. 9	和歌山地 裁 (判決)	平成26年 (わ)661 号・平成 27年 (わ)42 号	被害児童の実母 と共謀して被害 児童に性交等を させて児童ボル ノの製造に及ん だ被告人に懲役 6年・罰金10 万円を言い渡 した事例	懲役6年罰金10 万円	被害者Aの実母であ る内縁の妻と共謀 の上、Aに自己及び 他の男性を相手に した性交等をさせ て、このほかに、 児童ボルノを製造 したという児童福祉 法違反・児童福祉 法違反・児童福祉 法違反等被告事件 について、裁判所 は、本件の悪質性 が明白であること や、Aの成長に与 えた影響も計り知 れないことから、 被告人の刑事責任 を重くみて、被告 人に懲役6年・罰 金10万円を言い 渡した。	LLI/DB 判例秘書		
33	H27. 5. 8	大津地裁 (判決)	平成26年 (わ)456 号	夫と共謀して実 子を逮捕・監禁 した事案につ いて懲役2年(執 行猶予5年)が 言い渡された事 例	懲役2年 執行猶予5年	妻であるAと共謀 の上、養子(妻との 関係は実子)であ るC(当時8歳)に 對し、かねてその 一端を同所居間の 柱に巻き付けてつ つないで、南京錠 を掛けて同人の身 体をつつないで、 長時間にわたって Cの身体を拘束し て脱出することを 著しく困難にし たという逮捕監禁 の被告事件につ いて、裁判所は、 被告人を懲役2年 執行猶予5年に 処した。	判時2293 p.144	21事件の共犯 事件 41事件の原審	

34	H27. 5. 27	前橋地裁 (判決)	平成26年 (わ)424 号・平成 26年 (わ)526 号	当時3歳の三男に対する傷害致死などの傷害による被害について、次男に対して科された懲役執行猶予が満了した直後の所為であることから被告人を懲役7年に処した事例 (裁判員裁判)	懲役7年	三男であるA(当時3歳)に対して、腕を強く捻って骨折させたのはじめとてたたび虐待を加えていたうちに、相当に強い力で腕を押すといつた危険な暴行を加えたことよって、転倒して頭部に傷害を負ったAを死に至らしめたという傷害致死及び傷害の被害事件について、裁判所は、行為態様や経緯からすれば本件の傷害致死行為は子に対する同種の事案の中でもやや重い部類に属するものと認められたにも、生後間もない二男に重篤な傷害を負わせて懲役2年6月執行猶予4年の有罪判決を下すでいていたのにもかかわらず、執行猶予の期間が満了して間もないうちに本件の各犯行に及んでいるということも考慮すれば、被告人に対してさらなる強い非難が値するものと判示して、被告人を懲役7年に処した。	LEX/DBインターネット		
35	H27. 6. 19	札幌地裁 (判決)	平成26年 (わ)1056 号	長女に対する傷害の事案について、特定の日になされた同種の暴行から全治不能の二次性脳損傷を発生させた事実も推認して認定した事例	懲役7年	長女であるAに対して、左前額部及び左頬部等を殴るなどの暴行を繰り返したのととも、下顎部等に熱いミルクを滴下させたなどの暴行を加えて、硬膜下血腫に起因する全治不能の二次性脳損傷等の傷害をAに負わせたという傷害の被害事件について、裁判所は、少なくとも被告人が8月3日に強烈な暴行を加えたという事実は明白であって、これと多数の皮下出血の存在などを併せて考えれば、8月3日以前から同種の暴行を繰り返して加えるなどによってAを虐待していたのではないかと強く疑われるのであるから、被告人がAに対する暴行を一定期間内に繰り返して加えるなどによって硬膜下血腫に起因する全治不能の二次性脳損傷の傷害を負わせたという事実は明らかに認められるものと判示して、被告人に懲役7年を言い渡した。	LEX/DBインターネット		
36	H27. 6. 24	東京高裁 (判決)	平成27年 (う)86号	揺さ振りによる脳障害を原因とする傷害致死の事案について、犯人去法による犯人性の認定をなした原審の判断が是認された事例	控訴棄却 (懲役6年)	泣き止まないことにはいらい立ちを募らせて、当時生後約4か月の次男の身体を激しく揺さぶるなどの暴行を加え、急性硬膜下血腫等の傷害を負わせて死亡させたという傷害致死の被害事件について、懲役6年の有罪判決に対する被告人の控訴を受けた裁判所は、次男に架橋静脈の破断、眼底出血、回転加減速が生じたこととから、揺さぶり行為等によって頭部に回転加減速が加えられたという蓋然性が極めて高いのであって、被告人の供述が信用できなないことなども勘案すれば、被告人が次男に揺さぶり行為等の暴行を加えたものと認められると判示して、控訴を棄却した。	LEX/DBインターネット	19事件の控訴 審 70事件の関連 事件	
37	H27. 6. 30	広島高裁 (判決)	平成27年 (う)10号	18歳未満の被告人による強盗殺人などに対する懲役10年での懲役は重過ぎて不当とはいえないと控訴審が判断した事例	控訴棄却 (懲役10年)	犯行当時18歳の少年である被告人が共犯者らと共謀して被害者から現金等を強取して殺害し遺体を遺棄したという事案の控訴審において、訴訟手続の法令違反と事実認識のそれぞれ主張を排斥した上で少年法51条2項を適用して導かれた処断刑の最下限である懲役10年に処したという原判決の量刑が重過ぎて不当であるとはいえないものと判示して、被告人の控訴を棄却した。	LEX/DBインターネット	安西敦・刑事 弁護88p.57	18事件の控訴 審
38	H27. 9. 4	大阪高裁 (判決)	平成27年 (う)128 号	2歳の美子に多数の暴行を加えて死亡させた事案において懲役9年を宣告した原審の判断を是認した事例	控訴棄却 (懲役9年)	当時2歳の美子Aに対し、実父である被告人が多数の暴行を加え、外傷性くも膜下出血及び外傷性脳腫脹によって死亡させたという傷害致死の事案の控訴審において、裁判所は、死因になり得る外傷性脳腫脹も死因になり得るほどの著明な外傷性くも膜下出血もAの身体に認められないなど事実認識の主張に対して、Aの脳は脳腫脹の症状と合致することや、脳の表面全体が黒く変色していてもくも膜下出血の程度がひどいといった医師の証言にも自然な点はないことから、脳全体の出血量が少ないという判断も、また、Aの脳底部の出血量が少ないからといってくも膜下出血が顕著でないという判断も首肯できなないものと判示して、控訴を棄却した。	LEX/DBインターネット		20事件の控訴 審

39	H27. 9. 16	静岡地裁 沼津支部 (判決)	平成26年 (わ)375 号・平成 26年 (わ)305 号	揺さ振りによる 脳障害を原因と した傷害致死の 医師の証言など から事件性と被 告人の犯人性を 認めた事例 (裁判員裁判)	懲役7年	交際相手である同居女性の長男(当時1歳)の頭部に加速度を伴う強い衝撃を与え、何らかの暴行を加えて、脳障害による脳ヘルニアにより死亡させたなど、傷害致死及び傷害の被告事件について、裁判所は、回転加速度を伴う強い外力が加わることによって死因となる脳障害が生じたものと考えられるという医師の証言などから、長男に対して故意に上記の暴行を加えたことによる傷害致死の成立を認めて、被告人を懲役7年に処した。	LEX/DBイン ターネット		
40	H27. 9. 18	宮崎地裁 (判決)	平成26年 (わ)152 号	被告人らが共謀 してなした保護 責任者遺棄致死 の事案につい て、懲役5年と 懲役4年6月の それぞれが言い 渡された事例 (裁判員裁判)	懲役5年・ 懲役4年6月	被害者の実母である被告人Aと共同して被害者を養育していた被告人Bの両名にはC(当時生後約5か月)の生存に必要な保護を加えないに知りながら、かつ、Cに対して十分な意思を相通じないこと、十分な栄養を与えずにCを放置して被害者の生存に必要な保護を怠って、よって低栄養に起因する飢餓によりCを死亡させたという保護責任者遺棄致死の被告事件について、裁判所は、Aに懲役5年、Bに懲役4年6月をそれぞれ言い渡した。	LEX/DBイン ターネット		
41	H27. 10. 6	大阪高裁 (判決)	平成27年 (う)679 号	33事件の控訴審 において、被告 人にかかると 主張を退け た事例	控訴棄却 (懲役2年執行 猶予5年)	妻であるAと共謀の上、養子(妻との関係では実子)であるC(当時8歳)に対し、かねてその一端を同所居間の柱に巻き付けてつないであった金属製の鎖の他端を前記Cの腰部に巻き付けて、南京錠を掛けて同人の身体を柱につないで、長時間にわたってCの身体を拘束して脱出することを目指し、かつ、Cの自由を拘束したと認め、事実誤認及び法令適用の誤りの主張には理由がないのに加えて、原判決が過去に繰り返された虐待という余罪事実を事実上処罰する趣旨で量刑資料として考慮したものでないものも明らかであって、訴訟手続の法令違反の主張にも理由がないものと判断して、被告人の控訴を棄却した。	判時2293 p.139	松本麗・警察 学論集69-12 p.157 佐藤陽子・ジ ュリススト臨時 増刊1505 p.174	33事件の控訴 審
42	H27. 10. 16	大阪地裁 (再審) (判決)	平成26年 (た)22号	同居していた養 女に対する強制 わいせつ及び強 姦の罪にかか る再におい て無罪を言 い渡した事 例	無罪	同居していた養女(当時14歳)に対する強制わいせつ及び強姦の罪で平成23年に有罪の判決(懲役12年)が確定した請求人による再審請求審において、裁判所は、これまでの供述の全てが虚偽であったという告白を内容とした被害者の新供述と、犯罪事実の目撃にかかると供述の全てが虚偽であるという目撃者の新供述について、いずれも信用できるものと認めたとともに、各旧供述の内容自体にも不自然・不合理な点も指摘して、請求人に無罪を言い渡した。	判時 2316p.119	高倉新喜・法 学セミナー 733p.98吉村 眞性・法律時 報89-10p.123	27事件を受け た再審
43	H27. 10. 22	横浜地裁 (判決)	平成26年 (わ)965 号・平成 26年 (わ)960 号	長男(当時5歳) と暮らしていた 被告人が長男に 十分な食事を与 えずに適切な指 置も講ぜずに放 置して死亡させ たことに殺意が 認められた事例 (裁判員裁判)	懲役12年	長男であるA(当時5歳)を居室内から出られない状態にした上で放置して低栄養による死亡に至らしめたという殺人の被告事件その他について、裁判所は、被告人が閉じ込めを開始した頃から相当に衰弱していたAの状態を認識していたという時点で、Aに医師による適切な診療を受けるようにならなければAが死亡する可能性が高いという認識を有していたのは明らかであるから、Aの救命が可能な期間に被告人が殺意を有していたものと判断して、殺人の罪で被告人に懲役12年を言い渡した。	LLI/DB判例秘 書		73事件の原審
44	H27. 10. 29	東京地裁 立川支部 (判決)	平成26年 (わ)928 号	養子に自殺を決 意させたという 殺人の事案 について被告 人に懲役6年を 言い渡 した事例	懲役6年	妻であったBの連れ子で自己の養子であるCに対し、しつこく顔面を両手を振るうようになり、当時14歳のCの胸部を足で蹴り顔面を両手の拳骨で蹴り殴るなどの暴行を加えて、全治までに約3週間を要する各所の傷害をCに負わせたのと同時に、その後Cに自殺することを決意させて首をつらせたためCを窒息により死亡させたという傷害及び自殺教唆の被告事件について、裁判所は、被告人に懲役6年を言い渡した。	LEX/DBイン ターネット		

45	H27. 11. 4	京都地裁 (判決)	平成27年 (わ)966 号	実子(生後3ヶ月ないし5ヶ月)に約1カ月の間に多回(約3ケケ)の暴行を加えて、重大な結果を招来している。裁判所は、今後において犯行に至った要因が除去されるといって、被告人の刑事責任が重いといえ、今後において犯行に至った要因が除去されるといって見込みが立っているのと同時に、犯行のうちに深い反省の気持ちを抱くまでに至ったことや夫婦で協力して二度と同じ過ちに陥らないようにする旨を誓っていることなどの事情も勘案すれば、ただちに実刑に処することにはいささかの躊躇を覚えるのである。今回に限って懲役3年の刑の執行を猶予して社会内の更生に期待するものと判示した。	LLI/DB判例秘書		
46	H27. 11. 26	札幌高裁 (判決)	平成27年 (う)75号	乳児に対する傷害の公訴事実の一部を無罪とした原審の判断が否定された事例	LEX/DBインターネット	31事件の控訴審 60事件の原審	
47	H27. 11. 26	京都地裁 (判決)	平成26年 (わ)1464 号	乳児に重度の脳障害を負わせた事案において、医師による証言の信用性を認め、被告人による暴行が認定された事例	LLI/DB判例秘書		
48	H27. 12. 15	大津地裁 (判決)	平成26年 (わ)447 号	2人の息子に対する殺人の事案において、母親である被告人の精神障害から心神喪失・心神耗弱の状態にあり、懲役10年を言い渡した事例(裁判員裁判)	LLI/DB判例秘書		

49	H27. 12. 22	奈良地裁 (判決)	平成26年 (わ)532 号・平成 27年 (わ)10 号・平成 27年 (わ)26 号・平成 27年 (わ)59号	二男に常習的に傷害を加えた行為について、妻を負わせた行為による証言の信用性を肯定して被告人の行為の存在を認めたと例	懲役3年	多数回にわたり、妻のA(当時42歳)及び三男であるB(当時6歳)に常習的に暴力を加えて傷害を負わせたという傷害の被害事件について、裁判所は、Bに対する傷害の点でAによる証言の信用性が問題となるところ、一方で、三男と二男による信用性を有した証言によって十分に裏付けられているのと同時に、他方で、Aが精神疾患を有して子ども達を十分ないし適切に養育できないう時期があったことなどに照らしたとき、A自身は全否定しすぎないで疑問に思わざるを得ない供述も散見され、防衛的ないずれも無意識ないし意識的に疑われない供述も散見され、防衛的ないし供述をなしたようにも推察できるものであるから、本件の犯行が被告人の所為であるという証言の信用性を左右しないものと判断して、Bに対する被告人の犯行を肯定した。	LLI/DB判例秘書		
50	H28. 1. 27	鳥取地裁 (判決)	平成27年 (わ)46号	乳児に骨折等の傷害を負わせて死亡にも至らしめた事実について、懲役12年の被告人を懲役8年に処した事例(裁判員裁判)	懲役8年	乳児であるAに被告人が複数の機会にわたる暴力を加えて骨折等の傷害を負わせて、さらに死亡に至らしめたという傷害及び傷害致死の被害事件について、裁判所は、傷害致死の事件の中でも重い部類に属するものと認められた上で、懲役12年の求刑に対して被告人を懲役8年に処した。	LLI/DB判例秘書		
51	H28. 1. 28	大阪地裁 (判決)	平成26年 (わ)5311 号	保護責任者遺棄致死の本位的訴因と重過失致死の予備的訴因に對して、保護責任者遺棄致死を認定した事例(裁判員裁判)	懲役1年6月執行猶予3年	被告人と養子縁組して同居していたA(当時3歳)に適切な医療措置を受けさせないで生命・身体に対する危険の発生を未然に防止するための措置を講じなかったことによつてAを低栄養による死亡に至らしめたという保護責任者遺棄致死(予備的訴因・重過失致死)の被害事件について、裁判所は、Aが低栄養に陥った時点で、普通人であればAに十分な栄養を与えていないために生命・身体に対する危険を生じさせるかもしれないという認識が可能な状態(保護を要する状態)にあったものと認められるとはいえず、十分な栄養を与えていないためにAの生命・身体に対する危険を生じさせるかもしれないという認識・認容が当時の被告人にあったものとは認められないから、保護責任者遺棄致死は成立しないものと判断して、予備的訴因である重過失致死の罪で被告人を懲罰1年6月執行猶予3年に処した。	裁判所HP		66事件の原審
52	H28. 2. 12	大阪地裁 (判決)	平成27年 (わ)1137 号	生後4か月の子に對する暴行及び傷害と傷害致死の被害事件について、比較的重い部類の事実として懲役7年6か月の刑を宣告した事例(裁判員裁判)	懲役7年6月	実子であるB(生後4か月)を妻と共に養育していた被告人が、木製の引き戸に打ち当たる可能性を認識しながら、あえて、座った状態で抱えていたBを積み重なった布団の上に強く放り投げて引き戸に打ち当たったことなどの暴行及び傷害の被害事件と、泣き止まないBの身体を片手で持つて激しく揺さぶるなどの暴行を加えて、Bに急性硬膜下血腫の傷害を負わせたすえに中脳神経機能麻痺により死亡させたという傷害致死の被害事件について、裁判所は、せつかん又は家族関係を動機として落ち度のない実子に凶器を用いずして傷害致死に至らしめたという事実の中からも、比較的重い部類であるものと判断して、被告人を懲役7年6か月の刑に処した。	LEX/DBインターネット		

53	H28. 3. 7	名古屋地裁 (判決)	平成25年 (わ)2620 号・平成 26年 (わ)433 号	揺さ振りによる原因と脳障害を原因とした傷害致死の事件性・犯人性を争った被告の主張が消去法によって退けられた事例 (裁判員裁判)	懲役15年	二女であるA(当時生後2か月)に何らかの暴行を加えて、Aに急性硬膜下血腫、くも膜下出血、びまん性脳損傷、脳挫傷、多発性頭蓋骨骨折、硝子体出血等の傷害を負わせて低酸素脳症により死亡させたのとともに、三女であるB(当時生後7か月)に何らかの暴行を加えて、Bに急性硬膜下血腫、急性くも膜下出血、脳損傷、網膜出血、脈絡膜出血、左上腕骨折、幹部骨折等の傷害を負わせて高度の脳浮腫により死亡させたという傷害致死の被告事件について、裁判所は、Aの身体に加えられた外力が事故によって加えられた外力の結果と判断した上で、この暴行を加えた犯人が被囚的に加えられた外力の認識にできず人によって意図的に加えられた外力の結果と認めたとともに、Bに暴行を加えた犯人も被告人であるものと判断して、それぞれ的事件性・犯人性について争った被告人を懲役15年に処した。	LEX/DBインターネット		
54	H28. 3. 23	東京地裁 (判決)	平成27年 (合)90 号・平成 27年(合 わ)125号	当時5歳の長男を13階の窓から投げ落とした殺人事件として被害した事案について、無罪の主張を退けた事例 (裁判員裁判)	懲役11年	就寝中の長男のA(当時5歳)を13階の窓から投げ落として死亡させたという殺人などの被告事件について、転落事故であるから無罪であるという主張に対して、裁判所は、被告人の捜査段階での目白や客観的な状況などから、Aが被告人に投げ落とされたものと認定して、被告人を懲役11年に処した。	LLI/DB判例秘書		
55	H28. 3. 28	福岡地裁 (判決)	平成27年 (わ)48 号・平成 27年 (わ)160 号ほか	6年あまりにわたって合計14人の幼児に105回の強制わいせつと多数の児童ポルノの製造を案じたという事案について、被告人に懲役11年を言い渡した事例	懲役11年	元妻が経営する保育所の業務を手伝っていた被告人が、6年あまりにわたって合計14人の幼児に105回の強制わいせつに及んで、その際に被害児童らを撮影してその画像を電磁的記録媒体等に記録することによって児童ポルノを製造したという事案において、裁判所は、被告人に対する厳しい非難が妥当するものと判断して、被告人に懲役11年を言い渡した。	LEX/DBインターネット		
56	H28. 4. 22	札幌地裁 (判決)	平成27年 (わ)841 号	幼子であった幼児の腹部に右手拳で強く殴る暴行を1回加えて死亡に至らしめて、重い部類に属する被告人を懲役8年に処した事例 (裁判員裁判)	懲役8年	妻の連れ子であったAを立たせた状態、無防備・無抵抗のAの腹部に右手拳で強く殴る暴行を1回加えて死亡させたという傷害致死の被告事件について、裁判所は、目立ったけがをさせたという傷害致死の被告事件について、目立ったけがをさせたという傷害致死の被告事件に加えていたような経緯が認められる児童虐待の事案と同列に扱うことはできないといえ、暴行の態様や犯行に至る経緯・動機などを考慮すれば、この種の事案の中では重い部類に属するものなどと判断して、被告人を懲役8年に処した。	LEX/DBインターネット	62事件の原審	
57	H28. 5. 9	大津地裁 (判決)	平成28年 (わ)38号	約4か月間にわたって常習的に暴行を加えたことが暴行行為等処罰に関する法律違反に問われて懲役2年に処された事例	懲役2年	出生時に未熟児であった二女のA(当時1歳)がその影響から慢性的な肺疾患を有するといった身体の状態であったところ、養育に負担を嘗えて、腰や脚を踏み付けるなどの危険な暴行をはじめとした多数回の暴行を常習的に約4か月間にわたってAに加えたためAが骨折などの傷害を負ったという暴力行為等処罰に関する法律違反の被告事件について、裁判所は、虐待を疑った医師による複数回の通報によって児童相談所の職員らが被告人にたびたび接触するという経緯があって、これらをつうじて虐待に関する注意喚起を十分に受けていたのに被告人が犯行に及んでいることや、常習性の程度が強いことなどに照らせば、厳しい非難を免れない事案であると判断して、被告人を懲役2年に処した。	LLI/DB判例秘書		

58	H28. 5. 31	静岡地裁 沼津支部 (判決)	平成27年 (わ)65号	揺さ振りによる 脳障害を原因と した傷害致死の 事案(2件)に ついて、事件 性・犯人性を否 定する被告人の 主張が退けられ た事例 (裁判員裁判)	懲役16年	長男であるA(当時2歳)の頭部に激しい外力を伴う何らかの暴行を加えたため頭蓋骨骨折を伴う脳損傷によってAを死亡させたのと同時に、その1年9か月後に、長女であるB(当時8か月)に対して、殺意をもって、その頭部に激しい外力を伴う何らかの暴行を加えたため、頭部多発損傷に由来する脳ヘルニアを発症させてBを死亡させたという傷害致死及び殺人の事案について、裁判所は、被告人が前者の事件性と後者の犯人性をそれぞれ否定したのに対して、一般家庭の屋内における日常生活の中で生じ得る事故によるものではなくて故意の暴行によるものと認められた上で、被告人を懲役16年に処した。	LEX/DBインターネット	74事件の原審
59	H28. 5. 31	山形地裁 (判決)	平成27年 (わ)221号	妻と共謀して長女をゴミ箱に入れた窒息死させた事案について、夫である被告人の役割を妻と同等と認めて懲役4年6月に処した事例 (裁判員裁判)	懲役4年6月	生後16日の長女であるAの泣き声がうるさいと感じたため、妻と共謀してAをゴミ箱に入れて窒息死させたという傷害致死の被告事件について、裁判所は、ゴミ箱に入れたという提案が妻からあったとはいえ、被告人もその提案を止めずに承諾した上で、妻に協力して、さらにAに別のゴミ箱も押し込むといった所為を照らせれば、両者の役割を同等と認めるべきものと判示して、1か月後に自首して真相の解明に寄与したという事情も勘案した末に、被告人を懲役4年6月に処した。	LLI/DB判例秘書	
60	H28. 6. 7	最高裁 (一小) (決定)	平成28年 (あ)50号	46事件の上告審において上告を棄却した事例	上告棄却 (懲役7年)	46事件の上告審において、裁判所は原判決を維持した。	LEX/DBインターネット	31事件・46事件の上告審
61	H28. 7. 15	京都地裁 (判決)	平成27年 (わ)1441号	揺さ振りによる脳障害を原因とした傷害致死の事案について、被告人と妻のどちらが犯人であるのかは確定できないことから被告人に無罪が言い渡された事例 (裁判員裁判)	無罪	長女であるA(当時生後4か月ないし生後6か月)に前後に激しく揺さぶるなどの多発回におたる暴行を加えて、Aに症候性てんかん及び精神運動発達遅滞の後遺症を伴う加療期間不明の急性硬膜下血腫、慢性硬膜下血腫等の傷害を負わせたという傷害の被告事件について、裁判所は、被告人又は妻のいずれかが犯人であるものと考えられるとはいえず、そのうちの被告人が犯人であることを断定するだけの証拠はないという判断を示して、被告人に無罪を言い渡した。	LEX/DBインターネット	
62	H28. 7. 26	札幌高裁 (判決)	平成28年 (う)108号	養子に対する傷害致死の事案において、量刑不当の主張を退けて控訴を棄却した事例	控訴棄却 (懲役8年)	妻の連れ子であった養子縁組していたAを立たせた状態で、無防備・無抵抗のAの腹部に右手拳で強く殴る暴行を1回加えて負わせた腹部大動脈断裂の傷害に起因する出血性ショックによって死亡させたことという傷害致死の被告事件の控訴審において、裁判所は、原判決の量刑が重過ぎて不当であるという主張を容れず、控訴を棄却した。	LEX/DBインターネット	56事件の控訴審

63	H28. 8. 31	金沢地裁 (判決)	平成26年 (わ)77 号・平成 26年 (わ)157 号・平成 26年 (わ)188 号・平成 26年 (わ)241 号・平成 26年 (わ)268 号	抗拒不能の状態にある親族の四姉妹を姦淫したという7件の準強姦と1件の児童福祉法違反の罪などについて、裁判所は、当時の被害者らがいずれも抗拒不能であった被害者にもその認識があったものと認定した上で、卑劣で人道にもとめる態様と酌量の余地がない動機に加えて、好き放題に姦淫などに及ぶといった常習性が顕著であった、また、それぞれの性的自由を蹂躪した行為が極めて強い非難に値するものであるのに被告人に反省の情が乏しいといった事情も指摘して、被告人を懲役23年に処した。	懲役23年	抗拒不能の状態にある親族の四姉妹を姦淫したという7件の準強姦と1件の児童福祉法違反の罪などについて、裁判所は、当時の被害者らがいずれも抗拒不能であった被害者にもその認識があったものと認定した上で、卑劣で人道にもとめる態様と酌量の余地がない動機に加えて、好き放題に姦淫などに及ぶといった常習性が顕著であった、また、それぞれの性的自由を蹂躪した行為が極めて強い非難に値するものであるのに被告人に反省の情が乏しいといった事情も指摘して、被告人を懲役23年に処した。	LLI/DB判例秘書				
64	H28. 9. 20	福岡地裁 久留米支 部 (判決)	平成27年 (わ)228 号・平成 27年 (わ)268 号・平成 27年 (わ)304 号	交際相手と共謀して実子であるA(当時16歳)を自宅に監禁した上で暴行を繰り返したという逮捕監禁致傷、暴行及び強要の罪に問われた事案において、裁判所は、Aに嘔吐物を口にするように強要したことやタバコの水を舌に難度も押しつけたことに加えて、Aの両手首をベツドの柵に縛りつけて監禁するといった行為に及んだことから、いずれも常習的な虐待行為の一環としてAの人格を無視した卑劣極まりないものであるとはいえず、いずれも主導的な立場でなく、交際相手の指図や意向を受けたという点を勘案して、被告人を懲役3年執行猶予5年に処した。	懲役3年 執行猶予5年	交際相手と共謀して実子であるA(当時16歳)を自宅に監禁した上で暴行を繰り返したという逮捕監禁致傷、暴行及び強要の罪に問われた事案において、裁判所は、Aに嘔吐物を口にするように強要したことやタバコの水を舌に難度も押しつけたことに加えて、Aの両手首をベツドの柵に縛りつけて監禁するといった行為に及んだことから、いずれも常習的な虐待行為の一環としてAの人格を無視した卑劣極まりないものであるとはいえず、いずれも主導的な立場でなく、交際相手の指図や意向を受けたという点を勘案して、被告人を懲役3年執行猶予5年に処した。	LLI/DB判例秘書				
65	H28. 9. 26	大津地裁 (判決)	平成28年 (わ)327 号	長女であるA(当時1歳)が泣き止まないのに苛立った被告人が宙吊りにして頸部圧痕の傷害を負わせたという傷害の被告事件について、裁判所は、幼児虐待の常習性もわかられる卑劣な行為であると認めたと上で、幼児のけがが重い程度でないという点を重視して、被告人を懲役1年保護観察付執行猶予3年に処した。	懲役1年 保護観察付執 行猶予3年	長女であるA(当時1歳)が泣き止まないのに苛立った被告人が宙吊りにして頸部圧痕の傷害を負わせたという傷害の被告事件について、裁判所は、幼児虐待の常習性もわかられる卑劣な行為であると認めたと上で、幼児のけがが重い程度でないという点を重視して、被告人を懲役1年保護観察付執行猶予3年に処した。	LLI/DB判例秘書				
66	H28. 10. 19	大阪高裁 (判決)	平成28年 (う)254 号	被告人と養子縁組して同居していたA(当時3歳)に対する保護責任者遺棄致死の被告事件において第1審が予備的訴因である重過失致死を認定したという事件の控訴審である裁判所は、予備的訴因の追加の請求が権利濫用には当たらないことや、僅かの注意を払えばAに対する生命・身体の危険が認識できたものと判示して、原判決を正当な判断と認めて控訴を棄却した。	控訴棄却 (控訴1年6月 執行猶予3年)	被告人と養子縁組して同居していたA(当時3歳)に対する保護責任者遺棄致死の被告事件において第1審が予備的訴因である重過失致死を認定したという事件の控訴審である裁判所は、予備的訴因の追加の請求が権利濫用には当たらないことや、僅かの注意を払えばAに対する生命・身体の危険が認識できたものと判示して、原判決を正当な判断と認めて控訴を棄却した。	LLI/DB判例秘書		51事件の控訴審		
67	H28. 10. 27	大阪高裁 (判決)	平成28年 (う)493 号	強制わいせつの罪の保護法益である被害者の性的自由を侵害する行為としてその旨の行為が認められれば犯罪は成立すると判示したた原審を是認した	控訴棄却 (懲役3年6月)	被告者が13歳未満の女子であることを知りながら、被害者に被告人の陰茎を口にくわえさせたほかに被害者の陰部を触るなどのわいせつな行為をおこなったという事案において、強制わいせつの罪の成立が争点となつた第1審は、強制わいせつの罪の保護法益を被害者の性的自由と解して、客観的に被害者の性的自由を侵害する行為がなされて、行為もその旨を認識していれば、強制わいせつの罪が成立するものと解釈した上で、強制わいせつの罪でも被告人を有罪と判示していたところ、これに対する被告人からの控訴を受けた本件の裁判所も、第1審と同じ解釈のもとで、行為者の性的意図の有無は犯罪の成立に影響を及ぼさないと解釈を示して、控訴を棄却した。	高刑集69巻2 号1頁(・裁判 所HP)			前田雅英・捜 査研究66-8 p. 32	第9期11事件 の原審

68	H28.11.1	那覇地裁 (判決)	平成27年 (わ)266 号	当時3歳の子に 対する傷害致死 の事案につき て、暴行の態様 や結果の重大さ などから被告人 の刑事責任は重 いものと判断し て被告人を懲役 7年に処した事 例 (裁判員裁判)	懲役7年	妻の連れ子であるA(当時3歳)を転倒させて頭部を床に打ち付けさせるなどの暴行によって死亡させたという傷害致死の被告事件について、裁判所は、被告人が注意欠陥多動性障害に起因する心神耗弱の状態にあったという弁護人の主張を容れず、本件の犯行がしつつけの範囲を逸脱して繰り返された児童虐待の延長線上のものであって偶発的に生じたものではないことや、相応に高い危険を有する暴行の態様や生じた結果の重大さなどに照らせば被告人の刑事責任を重いものと判断して、被告人を懲役7年に処した。	LLI/DB判例秘 書		
69	H28.12.1	京都地裁 (判決)	平成27年 (わ)1311 号・平成 27年 (わ)1484 号	実の娘に対する 強姦・強制わい せつなどと児童 ポルノの製造の 事案について、 それぞれの犯情 の悪質さから被 告人を懲役7年 に処した事例	懲役7年	実の娘であるA(当時9歳)に対する強姦・強制わいせつなどの被告事件と、それらの様子をスマートフォンで動画撮影して保存したという児童ポルノの製造の被告事件について、裁判所は、それぞれの犯行は悪質であつて相当長期の懲役刑にふさわしい事案であるものと判断して、被告人を懲役7年に処した。	LLI/DB判例秘 書		
70	H28.12.1	東京高裁 (判決)	平成28年 (う)1509 号	揺さ振りによる 脳障害を原因と した傷害致死の 事案について原 審の判断を是認 した事例	控訴棄却 (懲役7年6月)	泣き止まないことにより立ちを募らせて、当時生後約4か月の次男の身体を激しく揺さぶるなどの暴行を加え、急性硬膜下血腫等の傷害を負わせて死亡させたという事案において、被告人を懲役7年6月に処した第1審判決に対する控訴がなされたところ、裁判所は、何らかの理由で被害者が泣き止まないことに苛立ったため本件の暴行に及んだものと考えられるのであって、被害者が入浴剤入りの湯を飲んだと思っただけで吐き出されたために被害者を揺さぶつたという供述などは客観的に認められる態様と危険性に照らせば不合理であるものと判断して、原判決を支持して、控訴を棄却した。	LEX/DBインテ ーネット		19事件・36事 件の関連事件
71	H28.12.5	大阪地裁 (判決)	平成28年 (わ)883 号	揺さ振りによる 脳障害を原因と した傷害致死の 事案について、 事件性・犯人性 の否定による無 罪の主張を容れ ず有罪とした事 例(裁判員裁 判)	懲役5年6月	実子であるA(当時生後2か月)の身体を強く揺さぶるなどして頭部に強い外力を与える暴行を加え、急性硬膜下血腫等の傷害に基づき外傷性脳浮腫によってAを死亡させたという傷害致死の被告事件について、裁判所は、事件性・犯人性の否定による無罪の主張を容れず、子に対する傷害致死の事件の中で中程度に重い部類に属するものと判断して、被告人を懲役5年6月に処した。	LLI/DB判例秘 書		
72	H29.1.11	神戸地裁 尼崎支部 (判決)	平成28年 (わ)412 号	生後約2か月の 実子の頭部に2 度にわたって深 刻な傷害を負わ せた事案につい て、被告人の刑 事責任が重いも のと判断して被 告人を懲役6年 に処した事例	懲役6年	実子であるA(当時生後約2か月)の頭部に2度にわたって深刻な傷害を負わせたという傷害の被告事件について、裁判所は、本件の犯行から9年あつたことを経過した時点でもAが脳死状態にあることから、犯罪の結果として極めて重大な事案であることなどに照らせば被告人の刑事責任が重いものと判断して、被告人を懲役6年に処した。	LLI/DB判例秘 書		

73	H29. 1. 13	東京高裁 (判決)	平成27年 (う)2258 号	43事件の控訴 審において、殺人の 故意を認められた 原判決の事実誤 認を理由に、保 護責任者遺棄致 死による有罪を 自判した事例	破棄自判 (懲役12年)	長男であるA(当時5歳)を居室から出られなれない状態にした上で放置して低栄養による死亡に至らしたという殺人の被告事件その他について、第1審による有罪の判決に対して被告人が控訴したところ、裁判所は、殺人の故意を認められた原判決には事実誤認があるという点から原判決を破棄して、予備的に変更された訴因(保護責任者遺棄致死の訴因)によって被告人に懲役12年を言い渡した。	LEX/DB-インターネット	43事件の控訴 審
74	H29. 1. 18	東京高裁 (判決)	平成28年 (う)1155 号	揺さ振りによる 脳障害を原因と した傷害致死の 事案(2件)に ついて、原判決 に事実誤認がな いものと判断さ れた事例	控訴棄却 (懲役16年)	長男であるA(当時2歳)の頭部に激しい外力を伴う何らかの暴行を加えたため頭蓋骨骨折を伴う脳損傷によってAを死亡させたのと同時に、その1年9か月後に、長女であるB(当時8か月)に対して、殺意をもって、その頭部に激しい外力を伴う何らかの暴行を加えたため、頭部多発損傷に由来する脳ヘルニアを発症させたという傷害致死及び殺人の事案について、それぞれに有罪を言い渡した第1審判決に対して被告人が控訴したところ、裁判所は、原判決に事実誤認がないという判断を示して、控訴を棄却した。	LEX/DB-インターネット	58事件の控訴 審
75	H29. 1. 20	京都地裁 (判決)	平成27年 (わ)1076 号	入所する児童に 児童養護施設の 施設長が淫行を させた事案につ いて、その立場 に反して、その 不合理的な弁解 などを勸告して 被告人を実刑に 処した事例	懲役2年6月	児童養護施設の施設長を務めていた被告人が、入所のAが18歳に満たない児童であることを知りながら性交の相手をさせて児童に淫行をさせる行為をなしたという児童福祉法違反の被告事件について、裁判所は、Aが被告人に不利な供述を虚偽になし、Aの供述の信用性を認めて、児童養護施設の施設長として虐待の被害を受けた児童の保護と健全な育成に取り組みむべき重責があるのに、本件の犯行に及んでいて、さらに、不合理的な弁解に終始していることも勘案すれば、刑事責任が重いものと判断して、被告人を懲役2年6月に処した。	LLI/DB判例秘書	
76	H29. 1. 24	福岡地裁 久留米支 部 (判決)	平成27年 (わ)228 号・平成 27年 (わ)268 号・平成 27年 (わ)304 号・平成 28年 (わ)19 号・平成 28年 (わ)48 号・平成 28年 (わ)98号	交際相手の実子 に対する強姦及 び児童福祉法違 反などの事案に ついて、Aの供 述に十分な信用 性を認めたこと から有罪の認定 に至った事例	懲役10年	単独で又は交際相手のBと共謀して、Bの実子である当時16歳のAを観覧車のゴンドラ内で強姦して姦淫したという強姦及び児童福祉法違反の罪と、金魚の死骸約60匹を無理やり食べさせたという強要等のそれぞれの被告事件について、裁判所は、それぞれの虐待の被害に至るまでの経緯や被害の状況などにかかるAの供述が具体的に詳細であるのと同時に迫真性にも富んでいて、その内容に不自然・不合理な点は特段見受けられないのと同時に、捜査段階と比べて供述が大きく変遷したという点も供述態度の不誠実さも認められないものと判示して、被告人を懲役10年に処した。	LEX/DB-インターネット	第9期3事件の 原審

77	H29. 1. 27	福岡高裁 (判決)	平成28年 (う)327 号	実妹と夫との間の子であって被告人が養育していた被害者に対する傷害致死の被告事件(及びその他3つの被害事件)について、第1審における控訴の成立を認め、第1審の判決を維持した事例	控訴棄却 (懲役30年)	実妹と夫との間の子であって被告人が養育していたAに隣の名目で日常的に暴行を加えて死亡させたという傷害致死の被告事件(及びその他3つの被害事件)について、第1審における控訴の成立を認め、第1審の判決を維持した事例	LEX/DBインターネット	85事件の共犯 事件
78	H29. 2. 3	大阪地裁 堺支部 (判決)	平成28年 (わ)519 号・平成 28年 (わ)575 号・平成 28年 (わ)628 号・平成 28年 (わ)707 号	妻の実子の頭部を水没させた事件など、同種の犯罪に属するものとして被告人を懲役9年に処した事例(裁判員裁判)	懲役9年	被告人の妻と共謀の上、妻の実子であって養子縁組していたAの後頭部付近を脚で踏んでその頭部を水没させるなどの暴行を加えて、心肺停止の状態に陥らされたAを低酸素虚血性脳症によって死亡させたという傷害致死の被告事件その他において、裁判所は、被告人の行為責任の程度は児童虐待による傷害致死の類型の中で重い部類に属するものと判断して、被告人を懲役9年に処した。	LEX/DBインターネット	
79	H29. 2. 8	熊本地裁 (判決)	平成27年 (わ)631 号	生後3か月の乳児に覚醒剤を飲ませて死亡させた殺人の事案について被告人を懲役16年に言い渡した事例(裁判員裁判)	懲役16年	A(当時生後3か月)とその母親Bと行動を共にして、Bと二人で被害者の面倒を見ながらホテルなどで共に覚醒剤を使用していた被告人が、Aの死亡の危険性が高いものと認識しながら覚醒剤をAの口から投与して摂取させたため、Aを覚醒剤中毒による循環障害等によって死亡させたという殺人の被告事件について、裁判所は被告人に懲役16年を言い渡した。	LEX/DBインターネット	
80	H29. 2. 16	千葉地裁 (判決)	平成27年 (わ)2548 号	生後約8か月の乳児に暴行を加えて死亡に至らした事案の犯人は被告人の妻であったこと、被告人の夫が被告人の犯人性を肯定された事例(裁判員裁判)	懲役7年	長男であるA(生後約8か月)の顔面及び頭部に複数回にわたる暴行を加えて、硬膜下血腫に基づく誤嚥に起因した気道閉塞及び誤嚥性肺炎を競合しての呼吸不全によってAを死亡させたという傷害致死の被告事件について、犯人は被告人の妻であったBなのか争われたところ、裁判所は、Aに異常が生じたのちのBの言動や死体検案書を見せられたのちに姉に対してメッセージの内容などから、Aに暴行してはいないというBの供述の信用性を高いものと認めたのに対して、「Aを捨てに行くか」といった言動や当時4歳の長女の発言のほかに日常的にAに暴言や実際の暴行を繰り返していたことなどから、被告人がAに暴行したためめめを負ったものと認定して、被告人を懲役7年に処した。	LLI/DB判例秘書	
81	H29. 2. 28	仙台高裁 (判決)	平成28年 (わ)124 号	子どもと母の間に争い、被告人が被告人の妻であったこと、被告人の夫が被告人の犯人性を肯定された事例(裁判員裁判)	控訴棄却 (懲役3年)	母子家庭で経済的に余裕がなくなっていた被告人が一時的に身を寄せていた男性の居宅から退去を求められず、息子であるA(当時3歳)と一緒に心中しようという考えに至って、Aを抱きかかえて船上から海に飛び込んでAを溺水による窒息死に至らしたという殺人の被告事件について、懲役3年の有罪判決を言い渡した第1審判決に対する控訴が検察官からなされたところ、控訴審は、当時の被告人の状況に照らせば無罪心中を図るといって選択を強く非難することはできないことや、後述から検察官にAの救命を求めて自首したことなどから、自首減軽も加えて宣告した第1審判決の量刑が軽過ぎて不当であるものとはいえないという判断を示して、検察官による控訴を棄却した。	LEX/DBインターネット	

82	H29. 3. 6	奈良地裁 (判決)	平成28年 (わ)501 号	揺さ振りによる 脳障害の事案に ついで、被害者 の知能の極端な 発達異常やAの 身体機能の不 全などが見込ま れることから、 被告人を懲役2 年8月に処した 事例	懲役2年8月	同居していた女性 の長男A(当時1 歳8か月)に激 しく揺さぶるな どの暴行を加え て急性硬膜下血 腫の傷害を負わ せたという傷害 事件について、 裁判所は、生命 ・身体に対する 高い危険を有し た悪質な態様の 犯行であったと して、Aの知能 の発達で2-3 歳程度までにか ないという見込 みやAの身体機 能が正常に働か ないという蓋然 性を認めたとし て、この約量 の重大な結果を 自身の感情のま まに短絡的に引 き起こした被告 人に処した。	LLI/DB判例 秘書		
83	H29. 3. 6	東京地裁 (判決)	平成27年 (合)271号 わ	揺さ振りによ る脳障害に起 因した傷害致 死の事案につ いて、危険な 行為である事 と一方被告人 に有利な事 情も考慮して 被告人を懲役 4年に処した 事例(裁判員裁 判)	懲役4年	実子であるA(当 時1歳)の身体 を難度も強く 揺さぶる暴行 を加えて、硬 膜下出血等の 頭部外傷等に 起因した呼吸 不全によって Aを死亡させ たという傷害 致死の被告事 件について、裁 判所は、1秒 間に3往復程 度に身体を揺 さぶるとい う激しい揺さ ぶりに、Aの 年齢に照ら して予測でき たのに、あ えてそうし た危険な行 為に及んだこ とについて相 応の非難を免 れられないも のと判断した 上で、被告人 に有利な事 情のいくつ かも考慮し て、被告人を 懲役4年に 処した。	LLI/DB判例 秘書		
84	H29. 3. 27	熊本地裁 (判決)	平成27年 (わ)158 号	揺さ振りによ る脳障害を原 因とした回復 しえないな いほどの傷害 の発生につ いて、事件性 を認めたと し、犯人性 は肯定した 上で、被告人 に無罪を言 い渡した事 例	無罪	実子であるA(当 時生後約1か 月)の身体を 両脇から抱え 上げた上で激 しく揺さぶる などの暴行を 加えて、回復 しえないほど の精神運動発 達遅滞や癲 癇性四肢麻痺 等の後遺症を 伴う急性硬膜 下血腫、クモ 膜下出血、び まん性脳腫脹 等の傷害をA に負わせたこ とをめぐって は、客観的な 資料と専門医 の証言が傷害 の発生機序の 点でおおむね 一致している ことなどによ り、Aの年齢 に照らして予 測できたと認 め、Aの父母 による揺さ ぶりが本件の 犯人と見られ る可能性も排 斥できないこ とから、被告 人を本件の犯 人とするの には合理的な 疑いが残るも のと判断して 、被告人に 無罪を言い 渡した。	LEX/DBイン ターネット		
85	H29. 3. 27	福岡高裁 (判決)	平成28年 (う)414 号	間夫と被告 の子どもが 養育されて いた被害者 に対する傷害 致死の被告 事件及びそ の他3つの被 告事件につ いて、第1審 における懲 役2年8月の 判決を維持 した事例	控訴棄却 (懲役28年)	妻との間の子 であって被告 人が養育して いたAに、暴 行を加えて死 亡させたとい う傷害致死の 被告事件(及 びその他3つ の被告事件) について、第 1審における 懲役2年8月 の判決に対し ては、控訴が 検察官と被告 人の双方から なされたため 、これを審理 した裁判所は 、その他の被 告事件と併 せて控訴を棄 却した。	裁判所HP		77事件の 共犯 事件

86	H29. 3. 28	大阪高裁 (判決)	平成28年 (う)894 号	揺さ振りによる原因と脳障害を原因とした傷害の被害者について、被告人を無罪とした原審の判断が是認された事例	控訴棄却 (無罪)	長女であるAを前後に軽度も激しく揺さぶるなどの暴行を加えて、症候性てんかん等を伴う急性硬膜下血腫等の傷害を負わせたという被害事件について、第1審における無罪の判決を不服とした検察官が控訴したためこれを審理した裁判所は、本件の当日に病院に搬送された時点で、Aがいわゆる乳幼児揺さぶられ症候群に起因した傷害を負っていたということは明らかであって、その当日に激しく揺さぶられたことやそれ以前にも急性硬膜下血腫を生じるような暴行が加えられたことは認められるといえ、これが被告人の所為であることを断定することに足りる証拠がないという原判決の判断は結論において相当なものと判断して、控訴を棄却した。	裁判所HP		
----	------------	--------------	----------------------	--	--------------	---	-------	--	--

【第9期】

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈等	備考
1	H29. 4. 1 秋田地裁 (判決)	平成28年 (わ)35号	当時3歳の長男に対しての暴行による傷害と放置による凍傷を負わせたことと傷害及び保護責任者遺棄致傷の事例	懲役2年6月	長男であるA(当時3歳)の顔面及び左側腹部に何らかの暴行を加えて、Aに全治約10日間を要する左眼窩部打撲傷、左側腹部打撲傷の傷害を負わせ、また、幼年者であるAを保護する責任を負っていた被告人において、夜間に気温が摂氏零度以下になっていた自宅の屋外ベランダからAを室内に入れて生存に必要な保護をなすべき責任を負っていたのに、相当な時間内に入れたままAを室内に入れておき、Aに全治約2か月間を要する左下肢凍傷等の傷害を負わせたことと傷害及び保護責任者遺棄致傷の被害事件について、裁判所は、被告人を懲役2年6月に処した。	LEX/DBインターネット		
2	H29. 5. 25 さいたま地裁 (判決)	平成28年 (わ)536 号	一女に対しての被害者と共に被告が信用できないことから、この傷害について無罪を言い渡した事例(裁判員裁判)	懲役12年6月	保護責任者遺棄致死及び傷害をはじめとした複数の被害事件について、傷害の公訴事実、同居するBの二女であるC(当時3歳)の後頭部を手で押さえつけた上で、その顔面にシャワーヘッドを差し入れてCの顔面に高温度の湯をかけて、Cに全治約3週間を要する顔面熱傷の傷害を負わせたというものであるところ、この公訴事実にかかるBの証言は信用できないことと、他に被告人の犯行を基礎づける証拠もないから、傷害の公訴事実については犯罪の証明がないものとして無罪を言い渡した上で、Cに対して繰り返された暴行も、また、食事を十分に与えずに最後には全裸の被害者に冷水を浴びせさせたのちに浴室に放置して死亡させたという保護責任者遺棄致死の態様も、ともに極めて悪質なものと判断して、被告人を懲役12年6月に処した。	LEX/DBインターネット		4事件の共犯事件
3	H29. 6. 2 福岡高裁 (判決)	平成29年 (う)71号	第9期76事件の第1審判決に対する事実誤認と量刑不当の主張が退けられた事例	控訴棄却 (懲役10年)	第9期76事件の控訴審において、無罪であるのに有罪を認定したという事実誤認と量刑不当が弁護人から申し立てられたのに対して、裁判所は、いずれの主張も退けて、控訴を棄却した。	LEX/DBインターネット		第8期76事件の控訴審
4	H29. 6. 15 さいたま地裁 (判決)	平成28年 (わ)536 号	暴行及び保護責任者遺棄致死などの被害事件について被告人に懲役13年を言い渡した事例(裁判員裁判)	懲役13年	被告人の二女であるCの口の口の中に布巾を押し込んで口を塞いだ上で、これを粘着テープで固定するなどの暴行を加え、また、食事を与えずにいたためCを低栄養状態等に基づく免疫力低下の状態に陥らせたところ、Cの生存に必要な保護をせずに敗血症によってCを死亡させたという暴行及び保護責任者遺棄致死などの被害事件について、裁判所は、被告人及び被告人と共謀したBがCに必要な保護を与えればCを死亡させずともなかつたものと認められるのと、Cに医師の治療を受けさせずに放置すれば敗血症による死亡の結果が生じるのは通常ありえる事態であるものと認められるから、被告人による不保護とCの死亡との間の因果関係は優に認められるものと判断して、被告人に懲役13年を言い渡した。	LEX/DBインターネット		2事件の共犯事件

5	H29. 7. 19	大阪地裁 堺支部 (判決)	平成28年 (わ)519 号・平成 28年 (わ)575 号・平成 28年 (わ)629 号	傷害致死についで無罪とした上で、傷害と監禁の公訴事実にかかるとして被告人に懲役2年6月保護観察付執行猶予5年を言い渡した事例(裁判員裁判)	懲役2年6月保護観察付執行猶予5年	A(当時3歳)の養母である被告人がAに何らかの熱源をその右頬や左肘付近に接触させるなどの暴行を加えて、全治3~4週間の熱傷の傷害を負わせたのちに、夫と共謀の上で、Aを浴室に入れてから外側から施錠してテラブを貼って浴室からの脱出を著しく困難にしてAを不法に監禁したのちに、夫と共謀の上で、浴室に監禁されたAの後頭部付近を足で踏んでその頭部を水浸させるなどの暴行を加えて、心肺停止の状態になったAを低酸素血症性脳症による死亡に至らしめたという傷害、監禁、傷害致死の被告事件について、裁判所は、夫の供述に被告人の供述を排斥するほどの信用性を肯認するのは躊躇せざるをえないので、被告人と夫との共謀にかかると述べてこれを無罪とした上で、傷害と監禁の公訴事実にかかるとしては、厳しい非難に値するとはいえず、やけどの程度が重篤でないことや監禁の態様も悪質性が高いというほどでないことを考慮すれば、当然に実刑に処すべきほどの犯情とまで認めえないものと判示して、被告人に懲役2年6月保護観察付執行猶予5年を言い渡した。	LEX/DBインターネット	季刊刑事弁護・無罪判例要旨92	
6	H29. 7. 27	神戸地裁 姫路支部 (判決)	平成29年 (わ)287 号	次男に対する暴行の被告事件について、すでに児童相談所から長男に対する虐待を疑われていた被告人に懲役1年執行猶予5年を言い渡した事例	懲役1年執行猶予5年	二男であるA(当時1歳)が泣きやまさないことにより立ちを募らせるうちに、近を1回足蹴りする暴行を加えたという暴行の事案において、裁判所は、被告人の夫妻が児童養護施設に入所する長男との関係でも虐待を疑われていたといった極めて悪質な背景を有する事案であって、また、Aの境遇が哀れであるといえ、被告人に対する訴追の対象となる行為そのものの犯情が極めて重いとまでは認められないのであって、これに対する厳しい非難にも限界があるという点は認めざるをえないものと判示して、被告人に懲役1年執行猶予5年を言い渡した。	LEX/DBインターネット		
7	H29. 8. 4	神戸地裁 姫路支部 (判決)	平成29年 (わ)286 号	幼児を床に投げつけるなどの暴行を加えて植物状態に至らしめたことと累犯前科を含む3犯の存在から、被告人を懲役5年とした事例	懲役5年	二男であるA(当時1歳)が泣き止まないことに苛立ちを募らせるうちに、立った状態で抱いていたAの身体を床に投げつけるなどの暴行を加えて、Aに全治不能の外傷性急性硬膜下血腫、外傷性脳浮腫の傷害を負わせたという傷害の被告事件について、裁判所は、1歳の子の身体を投げつけるといった相当に危険な態様の暴行を加えたため、Aの脳に重篤な傷害を負わせて植物状態に至らしめたというのであるから、非難の程度が非常に重いた上で、被告人を懲役5年に処した。	LEX/DBインターネット		
8	H29. 9. 25	高知地裁 (判決)	平成29年 (わ)9号	揺さ振りによる脳障害を原因とした傷害致死の事案について、故意の事件性・犯人性の否定とせず主張を容れず有罪とした事例(裁判員裁判)	懲役4年	うつ病に起因する心神耗弱の状態にあった被告人が実子であるA(生後10か月)の頭部に強度の外力を及ぼす暴行を加えて死亡させたという傷害致死の被告事件について、実行行為の存在及びその実行行為とAの死亡との間の因果関係が争われたところ、裁判所は、被告人が当の時間帯に被告人の自宅においてAの頭部に故意に強い加減速を伴う回転性の外力を及ぼす暴行を加えたという事実も、また、その暴行から生じた致死性の急性硬膜下血腫によってAを死亡させたのは明らかであるという事実も、それぞれ認められるものと判示して、被告人を懲役4年に処した。	LEX/DBインターネット		

9	H29.10.4	福岡地裁 小倉支部 (判決)	平成29年 (わ)46号	不倫関係の相手 との間でできた 児童に対する傷 害致死の被害事 件について、共同 正犯の成立を認 めた事例 (裁判員裁判)	懲役4年6月	当時の勤務先の同僚であるBと不倫関係を持つに至って、被告人とBとの間にAが産まれたところ、Bと傷害の限度で共謀して、BにおいてはCに対する殺意をもって、被告人においてはCに対して少なくとも未定の傷害の故意をもって、BがCをホテルの客室の浴槽に水没させたものとともに、その頭部に手段不明の暴行を加え、Cを遷延性溺水下での頭部損傷に基づく頭蓋内出血によって死亡させたという事案において、被告人は、Bとの共謀による傷害致死の共同正犯としての罪責を免れえないものと判示して、被告人を懲役4年6月に処した	LEX/DBイン ターネット	成瀬幸典・法 学教室 452p.137濱田 新・信州大学 経法論集 6p.211	22事件の原審
10	H29.10.6	大阪地裁 堺支部 (判決)	平成28年 (わ)885 号	妻である被告人 Bにおいて、夫 A である被告人A と共謀しての傷 害致死の成立は傷 害致死の成立上 で傷害致死の成 立を肯定した事 例(裁判員裁判)	懲役7年・ 懲役3年	子供であるC(当時3歳)に暴行を加えて死亡させたという傷害致死及び死体遺棄の被害事件、並びに、Aの死の発覚を免れるために児童手当を詐取したという詐欺の被害事件について、裁判所は、妻である被告人Bに暴行の故意が認められるもの被告人Aとの意思連絡までは認められないとともに、Bを正犯として評価することもできないという点から、傷害致死の共謀共同正犯の成立を否定した上で、速やかに被告人Aの暴行を阻止すべき義務があつて、阻止の行動に出ることも可能であつて、その行動によつて実際に阻止できなかった可能性も高かつたのに、そのような行動になつたのであるから、被告人Aの犯行を容易にしたものとして傷害致死の幫助犯が成立するという判断を示して、被告人Aを懲役7年に、また、被告人Bを懲役3年に、それぞれ処した。	LEX/DBイン ターネット		
11	H29.11.29	最高裁	平成28年 (あ)1731 号	強制わいせつ の成立と行為 者の性的意図の 要否にかかると 判例変更	上告棄却 (懲役3年6月)	第8期67事件の上告審である最高裁は、「刑法176条にいうわいせつな行為に当たるか否かの判断を行うためには、行為そのものが持つ性的性質の有無及び程度を十分に踏まえた上で、事案によつては、当該行為が行われた際の具体的状況等の諸般の事情をも総合考慮し、社会通念に照らし、その行為に性的な意味があるといえるか否かや、その性的な意味合いの強さを個別事案に応じた具体的な事実関係に基づいて判断せざるを得ない」と述べ、昭和45年の判例(最高裁昭和43年(あ)95号・最高裁昭和45年1月29日判決)による解釈を変更した上で、当審と同じ解釈の下でなされた控訴審判決を是認した。	刑集71巻9号 467頁(・裁判 所HP)		第8期67事件 の上告審
12	H29.11.30	さいたま 地裁 (判決)	平成29年 (わ)521 号・平成 29年 (わ)607 号・平成 29年 (わ)791 号	2人の実子に対 する傷害の被害 事件について被 告人を懲役11 年に処した事例	懲役11年	実子であるA及びB(当時2歳及び1歳)がぐずるのに立腹して一方的に暴行を加えて傷害を負わせたという傷害の被害事件について、裁判所は、Bに対する暴行が量刑における中心となること、極めて危険性が高い悪質な態様の暴行であつたことや、Bが脳死状態という重大な結果を受けたこと、また、行政の側から注意を何度も受けていたのに犯行に至つたという点で被告人の意思決定に対して相当地に強い非難が値することなどを考慮して、被告人を懲役11年に処した。	LEX/DBイン ターネット		
13	H29.12.21	奈良地裁 (判決)	平成29年 (わ)189 号	捜査段階におけ る自白にも妻の 目撃証言にも信 用性が認められ ないことなどか ら、被告人を死 亡の原因となる 暴行の行為者と 断定せず無罪 とした事例 (裁判員裁判)	無罪	長女であるA(当時生後5か月)の両脇を両手で抱え上げて壁にその頭部を複数回打ち付けるなどの強い外力を伴う暴行を加えて、Aに急性硬膜下血腫等の傷害を負わせて、傷害に基づく脳浮腫による死亡に至らしめたという傷害致死の被害事件について、裁判所は、捜査段階における自白が核心部分を担保する他の証拠に十分でないだけでなく、供述の核心部分も大きく変用性を担保できないから、いずれも信用性を欠くものと判断したのと選んでいて、妻をかばうたために虚偽の自白をなしたという被告人の公判廷での供述も排斥できないから、自身が本件の犯人であるという妻の証言についても、公訴事実に記載された暴行の主体を被告人と認めたとしても、この人が長女の身体を揺さぶる状況を目撃したという妻の証言についても、これが信用できるものとはいえないのであつて、また、その他の証拠からも、公訴事実に記載された暴行の主体を被告人と認めることはできないものと判示して、被告人に無罪を言い渡した。	判時2395号 112頁	松原英世・判 評730 p.25	31事件の原審

14	H30. 2. 14	横浜地裁 (判決)	平成28年 (わ)1828 号	保育士として託児所に勤務していた被告Aが勤務中に預かっていたA(当時生後4か月)に暴行を加えて死亡させたという傷害致死の被告事件について、裁判所は、Aの死亡の原因となった頭部打撲及び頭蓋骨骨折を伴う脳挫傷等は1回の強い外力が意図的に頭部に加えられたことによるものであるのと同時に、被告AがAを預かってから119番に通報するまでの間に勤務していたのが被告A1人であって、被告人以外の第三者がAに接触したという事実も認められないことなどから、被告人以外に犯行の可能性を有する人物がいけないのは明らかであるものと判断して、被告人を懲役10年に処した。	懲役10年	保育士として託児所に勤務していた被告Aが勤務中に預かっていたA(当時生後4か月)に暴行を加えて死亡させたという傷害致死の被告事件について、裁判所は、Aの死亡の原因となった頭部打撲及び頭蓋骨骨折を伴う脳挫傷等は1回の強い外力が意図的に頭部に加えられたことによるものであるのと同時に、被告AがAを預かってから119番に通報するまでの間に勤務していたのが被告A1人であって、被告人以外の第三者がAに接触したという事実も認められないことなどから、被告人以外に犯行の可能性を有する人物がいけないのは明らかであるものと判断して、被告人を懲役10年に処した。	LEX/DBインターネット		
15	H30. 2. 16	静岡地裁 浜松支部 (判決)	平成29年 (わ)299 号	炎天下に幼児を車内に放置して熱中症による死亡に至らしめた被告人に懲役2年6月を言い渡した事例(裁判員裁判)	懲役2年6月	実子であるA(生後約1年11か月)を保護する責任があったのに、パチスロ遊戯に興じるために、炎天下にもかかわらず、駐車場に駐車した自動車のエンジンが切れた状態で、後部座席に設置されたチャイルドシートにAを着座させたままにしてその場を立ち去って、約1時間43分にわたってAを車内に放置したため、Aを熱中症による死亡に至らしめたという保護責任者遺棄致死の被告事件について、裁判所は、被告人に懲役2年6月を言い渡した。	LEX/DBインターネット		
16	H30. 2. 27	新潟地裁 (判決)	平成29年 (わ)132 号・平成 29年 (わ)151 号	養父との間にできた2人の幼児を単独で殺害した上でその死体遺棄したという事案において、被告人を懲役4年に処した事例(裁判員裁判)	懲役4年	同居していた養父から性交渉を繰り返して強要された末に妊娠・出産した嬰児を単独で殺害したという殺人、並びに、養父と共謀の上で、出産した嬰児を殺害してその死体を遺棄したという殺人執行猶予を付したケースがいずれの事案においても、自首が成立したというだけでなく、被告人の責任能力が心神耗弱といった程度に相当に減退している事案であるところ、これらに匹敵する事情を本件において見いだせないのと本件が2件の殺人の殺人であることから、もはや実刑を選択するほかにないものと判断して、被告人を懲役4年に処した。	LEX/DBインターネット		
17	H30. 3. 1	さいたま 地裁 (判決)	平成29年 (わ)1200 号	揺さ振りによる脳障害を原因とした傷害致死の事案について、危険な行為に及んだとはいえないに同情の余地があることから、被告人を懲役3年を執行猶予5年に処した事例(裁判員裁判)	懲役3年 保護観察付執行猶予5年	二男であるA(生後2か月未満)の頭部が前後左右に大きく揺れるほどに激しく5、6往復も揺さぶる暴行を加え、Aにびまん性脳腫脹等の傷害を負わせて死亡させたという傷害致死の被告事件について、裁判所は、本件の暴行がAを死亡させる可能性を高度に有する危険な行為であったもののと認められた上で、犯行当時の被告人が夫や親族からの協力を得られずにほとんど一人で家事と育児に忙殺されていたのと同時に、理不尽な理由で夫に浮気を疑われたことや暴言を吐かれたことなどから、追い詰められた心境に至ったことの結果として、精神的にも未成熟であった当時19歳の被告人が本件の犯行に及ぶまでに至ったものと判断して、被告人を懲役3年保護観察付執行猶予5年に処した。	LEX/DBインターネット		

18	H30. 3. 5	千葉地裁 (判決)	平成29年 (わ)89 号・平成 29年 (わ)632 号	殺人及び死体損 壊・遺棄などの 被害事件にお ける被告人の被 虐待経験に起因 した心性などを 考慮して懲役1 0年の刑に処し た事例 (裁判員裁判)	懲役10年	弟を被害者とした殺人及び死体損壊・遺棄などの被害事件について、裁判所は、量刑において一般情状として、被告人が幼少時に両親から虐待を受けた経験に起因して屈つた心性を抱いていたという状況であったことや、本件の当時に姉である被告人と弟の2人だけの孤立した生活に追い込まれていたという背景を十分に考慮した上で、本件の犯情に照らせば懲役10年の刑が妥当なものと判断した。	LEX/DBイン ターネット		
19	H30. 3. 9	前橋地裁 (判決)	平成29年 (わ)121 号	霊能力者を称す る被告人が被告 人に信奉を抱い ていた女性と一 緒に乳児に暴行 を繰り返すうち に、被告人が乳 児を死亡させた という傷害致死 の事例 (裁判員裁判)	懲役9年	霊的な能力があると称して悩み相談に応じることなどを生業としていた被告人において、被告人を信奉する女性とその二女であるA(当時1歳)におおむねと称した暴行を繰り返していたところ、「この子の中にある魔物が笑わせている」などと云って、自身の頭より少し高い位置までAの両脇を抱えて持ち上げた上で床に投げつけるという暴行を加え、Aに急性硬膜下血腫及び脳浮腫等の傷害を負わせて死亡させたという傷害致死の被害事件について、裁判所は被告人に懲役9年を言い渡した。	LEX/DBイン ターネット		
20	H30. 3. 13	大阪地裁 (判決)	平成27年 (わ)4062 号	揺さ振りによる 脳障害を原因と した傷害致死の 事案について、 事件性・犯人性 の否定による無 罪の主張を容れ ず有罪とした事 上で、犯情など を考慮して執行 猶予を付した事 例(裁判員裁判)	懲役3年 執行猶予5年	実子であるAの身体を揺さ振るなどの方法でAの頭部に衝撃を与え、暴行を加えて、Aに回復の見込みのない遷延性意識障害を伴う急性硬膜下血腫等の傷害を負わせたという傷害の被害事件について、裁判所は、Aの傷害が成人による激しい揺さ振りの結果であると推認されるのであるから、このようない行為を本件の当時におこなえたのは被告人だけであるから、被告人が本件における傷害の原因となった暴行を加えたものと認められた上で、懲役6年の求刑に対して、結果が重大であるとはいえず、危険性を認識せず突発的・衝動的におこなわれた犯行であるのとともに、動機や経緯に酌むべき点もあつて、また、前科を有しないこととも考慮すれば、被告人の刑事責任が決して軽いものではないという点を踏まえてもなお、基本的に、刑の全部執行猶予が相当な事案と考えられるものと判断して、被告人に懲役3年執行猶予5年を言い渡した。	LEX/DBイン ターネット	判時2421号 271頁	松原英世・判 評730p. 25
21	H30. 3. 14	大阪地裁 (判決)	平成28年 (わ)1126 号・平成 28年 (わ)1485 号	揺さ振りによる 脳障害を原因と した傷害致死の 被害事件につ いて、他者による 故意の暴行であ った可能性の存 在から犯人性を 否定して無罪と した事例 (裁判員裁判)	懲役2年4月 (一部無罪)	実子であるA(当時1歳11か月)の頭部に強い衝撃を与える何らかの暴行を加えて、Aに急性硬膜下血腫・脳腫脹の傷害を負わせたため遷延性中枢神経機能障害による死亡に至らしたという傷害致死の被害事件並びに覚醒剤取締法違反の被害事件のそれぞれについて、裁判所は、傷害致死に対する判断として、証拠から認められる間接事実を総合したとき、Aの死因となった傷害が激しい揺さ振りを原因とする可能性も認められるとはいえず、その傷害を何者かによる故意の行為から発生した事実と認めることが常識的に考えて間違いないものと認めるまでには至らないものであるから、傷害致死について犯罪の証明がないため無罪とした上で、覚醒剤取締法違反の罪で被告人に懲役2年4月を言い渡した。	LEX/DBイン ターネット	判時2421号 271頁	松原英世・判 評730 p. 25

26	H30.12.14	さいたま地裁 (判決)	平成30年(わ)625号	夫婦である被告人Aと被告人Bのそれぞれは、両名の三男であるC(当時1歳)の親権者としてCの生存に必要な保護を与えるべき責任があつて、Cの栄養状態の悪化を認めたことから、十分な食事を与えるとともに適切な医療を受けさせるといった生存に必要な措置をとる義務があつたのに、暗黙のうちで意思を相通じて、すなわち、携帯ゲームや出会い系サイトに興じていた被告人Aと同じくオンラインゲームに興じていた被告人Bの双方がお互いの様子を知っているのに、Cの育児に関心を向けようとはしなかつたため、約1か月にもわたって、Cに十分な食事も適切な医療も供せず放置して、Cの生存に必要な保護を与えなかつたため、Cを高度の低栄養の状態によって死亡させたという保護責任者遺棄致死の被告事件について、裁判所は、両名の被告人をそれぞれ懲役6年に処した。	LEX/DBインターネット			
27	H30.12.19	津地裁 (判決)	平成29年(わ)362号・平成30年(わ)1号	内妻の娘の内出などの傷害を負わせて死亡させた上で死体の遺棄に及んだと及び傷害致死及び死体遺棄の被告事件について被告人を懲役9年6月に処した(裁判員裁判)	懲役6年・懲役6年	入院中の内妻の娘であるA(当時6歳)の面倒を見ているうちに、Aの腰部及び頭部に何らかの方法による暴行を加え、皮下軟部組織出血を伴う腰部打撲傷及び皮下軟部組織性挫傷等の傷害を負わせて、この傷害に基づく外傷性ショックによってAを死亡させたという傷害致死の被告事件と、Aの死体をプラスチック製のボックスに入れて南京錠をかけた上で、このボックスを駐車場に駐めてあった普通乗用自動車に運び入れて死体を遺棄したという死体遺棄の被告事件について、裁判所は、子に対して死体での傷害致死という類型の中でも相当に重い事案であるものと認めた上で、被告人が重い傷害致死の事実を頑なに否認して不合理な弁解に終始して、自身の罪と向き合っていないなどから、被告人を懲役9年6月に処した。	LEX/DBインターネット	
28	H30.12.26	名古屋地裁 (判決)	平成30年(わ)353号	長男に精神安定剤を飲ませたなどの傷害の被告事件について、責任能力にかかわる被告人の主張を退けた上で懲役1年6月保護観察付執行猶予3年に処した事例	懲役1年6月 保護観察付執行猶予3年	経済的な不安などによる長男の将来に対する悲観や自らの窮状からの脱出を図った被告人が長男であるA(当時2歳)の殺害を考えて、致死量に遠く及ばない量の精神安定剤を飲ませたなどの傷害の事案において、裁判所は、被告人の生育歴その他の環境に多くの要因を見いだせる愛着障害や現在のストレス要因によって犯行の動機が説明できることから、このこと自体が本件の犯行に被告人の本来的な人格に根ざしているという点を示すものと認めて、また、犯行の際にAをできる限り苦しませないような態度がみられるのとともに、犯行のうちにAが搬送された病院において、帰宅すれば児童相談所や警察が来てAの保護と自身の逮捕という事態になることや、看護師の資格もはく奪されることなどを申し述べたところから、被告人が行為の違法性もはく奪される社会的な意味合いも正しく理解していたものと認めて、被告人の責任能力にかかわる被告人の主張を退けた上で、被告人を懲役1年6月保護観察付執行猶予3年に処した。	LEX/DBインターネット	
29	H30.12.26	東京高裁 (判決)	平成30年(う)1376号	同居の養女と被告人との間に生じた養女が被告人の首をカッターナイフで切り裂いて殺害したのちに、被告人と養女が養女の死体をビニール袋に入れて被告人が遺棄したという殺人及び死体遺棄の被告事件において、裁判所は、被告人の控訴を棄却した。	控訴棄却 (懲役8年)	同居する養女が被告人との間に生じた養女が被告人の首をカッターナイフで切り裂いて殺害したのちに、被告人と養女が養女の死体をビニール袋に入れて被告人が遺棄したという殺人及び死体遺棄の被告事件において、裁判所は、被告人の控訴を棄却した。	LEX/DBインターネット	

35	H31.3.8	名古屋地裁(判決)	平成29年(わ)488号	強盗致死の被告人が被害者を殺害したという強盗致死の被告事件を審理したSDにり患っていたため犯行の当時に解離性症状を示したという意見が専門家の大学教授から示されたことに対して、犯行の当時に影響したのは知的障害だけになるものと判断して、これと自首の成立などを勘案した後に、被告人を無期懲役に処した。	無期懲役	強盗の犯人が被害者を殺害したという強盗致死の被告事件を審理したSDにり患っていたため犯行の当時に解離性症状を示したという意見が専門家の大学教授から示されたことに対して、犯行の当時に影響したのは知的障害だけになるものと判断して、これと自首の成立などを勘案した後に、被告人を無期懲役に処した。	裁判所HP		
36	H31.3.15	名古屋地裁岡崎支部(判決)	平成30年(わ)208号	三つ子の育児をする中で次第に負担感を募らせるうちに、二男であるA(当時11か月)の泣き声を特に苦痛に感じようになつていたところ、犯行の当日にAが激しく泣き続けたのとともに長女も泣き始めたことなどから強いいら立ちを感じたため、Aの身体を両手で仰向けに持ち上げて量の上に2度にわたって叩きつけて、Aに頭蓋骨折、びまん性損傷等の傷害を負わせて死亡させたという傷害致死の被告事件について、裁判所は、犯行の当時に被告人がうつ病に患っていたとはいえず、その場その場の状況を的確に把握した上でAに過度な危害を与えないよう自身身行動をコントロールしていたものと認定して、被告人の善悪の判断や行動の制御にかかる能力が著しく減退していたような精神状態は犯行の当時に認められないものと判断して、被告人を懲役3年6月に処した。	懲役3年6月	三つ子の育児をする中で次第に負担感を募らせるうちに、二男であるA(当時11か月)の泣き声を特に苦痛に感じようになつていたところ、犯行の当日にAが激しく泣き続けたのとともに長女も泣き始めたことなどから強いいら立ちを感じたため、Aの身体を両手で仰向けに持ち上げて量の上に2度にわたって叩きつけて、Aに頭蓋骨折、びまん性損傷等の傷害を負わせて死亡させたという傷害致死の被告事件について、裁判所は、犯行の当時に被告人がうつ病に患っていたとはいえず、その場その場の状況を的確に把握した上でAに過度な危害を与えないよう自身身行動をコントロールしていたものと認定して、被告人の善悪の判断や行動の制御にかかる能力が著しく減退していたような精神状態は犯行の当時に認められないものと判断して、被告人を懲役3年6月に処した。	裁判所HP		
37	H31.3.26	さいたま地裁(判決)	平成29年(わ)1433号・平成29年(わ)1542号	内縁の妻の長女であるA(当時5歳)と次女であるB(当時4歳)にそれぞれ傷害を負わせたという傷害の被告事件について、犯行の当時にAとBと被告人だけが自宅に所在していたという状況から、被告人がBを熱湯に浸けるなどの暴行を加えて熱傷を負わせたものと認定したのとともに、また、Aに素手で顔面を殴打するなどの暴行を加えたことが懲戒の行為として正当化される余地もないものと判断して、被告人を懲役2年6か月に処した。	懲役2年6月	内縁の妻の長女であるA(当時5歳)と次女であるB(当時4歳)にそれぞれ傷害を負わせたという傷害の被告事件について、犯行の当時にAとBと被告人だけが自宅に所在していたという状況から、被告人がBを熱湯に浸けるなどの暴行を加えて熱傷を負わせたものと認定したのとともに、また、Aに素手で顔面を殴打するなどの暴行を加えたことが懲戒の行為として正当化される余地もないものと判断して、被告人を懲役2年6か月に処した。	LEX/DBインターネット		
38	H31.3.26	名古屋地裁岡崎支部(判決)	平成29年(わ)549号・平成29年(わ)599号	被告人と同居する実子であるA(当時19歳)が、かねてから被告人による暴力や性的虐待などによって被告人に抵抗できないような精神状態で生活して、抗拒不能の状態に陥つていたことに乗じて、Aと性交したという準強制的性交等の被告事件を審理した裁判所は、準強制的性交等の罪に「心理的抗拒不能」とは、行為者と相手方との関係性や性交の際の状況等を総合的に考慮し、相手方において、性交を拒否するなど、性交を承諾・認容する以外の行為を期待することが著しく困難な心理状態にあると認められる場合を指すもの」と解釈した上で、被告人はAに長年にわたつて性交を含む性的虐待などに及んできたところ、本件に至るまでの経過などを考慮すれば、Aが被告人に服従・盲従するよう強い支配従属の関係が形成されていたものとは認められないのであって、その心理状態が法律上の抗拒不能にまで至つていたものと断定するのはなお合理的な疑いが残るとい判断から、被告人に対して無罪を言い渡した。	無罪	被告人と同居する実子であるA(当時19歳)が、かねてから被告人による暴力や性的虐待などによって被告人に抵抗できないような精神状態で生活して、抗拒不能の状態に陥つていたことに乗じて、Aと性交したという準強制的性交等の被告事件を審理した裁判所は、準強制的性交等の罪に「心理的抗拒不能」とは、行為者と相手方との関係性や性交の際の状況等を総合的に考慮し、相手方において、性交を拒否するなど、性交を承諾・認容する以外の行為を期待することが著しく困難な心理状態にあると認められる場合を指すもの」と解釈した上で、被告人はAに長年にわたつて性交を含む性的虐待などに及んできたところ、本件に至るまでの経過などを考慮すれば、Aが被告人に服従・盲従するよう強い支配従属の関係が形成されていたものとは認められないのであって、その心理状態が法律上の抗拒不能にまで至つていたものと断定するのはなお合理的な疑いが残るとい判断から、被告人に対して無罪を言い渡した。	裁判所HP 判時2437号 100頁		

資料5 行政法分野判例リスト

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
1 H30.10.17	山口地裁 (判決)	平成28年 (行ウ)第1 0号	非開示処分取消請求 事件	認容	死亡した児童につき児童相談所が所管する個人情報の開示を児童の親が請求したところ、死亡した児童の個人情報であること等を理由に非開示決定処分をうけたため、同処分取消を請求した事件において、死者と特に密接な関係を有する遺族等について、社会通念上、当該死者に関する個人情報、同時に遺族等「生存する個人」自身の個人情報に当たたる場合があり得るとして、請求を全部認容した。	判例時報24 15号13頁	中込一洋・判例地方自治 456号18頁 佐々木泉順、山田敬之、 岸本明大・判例地方自治 459号4頁
2 H31.3.27	さいたま 地裁 (判決)	平成27年 (行ウ)第9 号	損害賠償請求事件	棄却	児童の一時保護決定に際し調査義務を尽くさなかった違法があるとして国家賠償を請求した事件において、一時保護決定が児童からの直接の聴取りによる結果等から判断したものであるとして請求を棄却した。	判例地方自治 461号34 頁	
3 H31.3.13	横浜地裁 (判決)	平成29年 (行ウ)第3 8号	措置委託解除処分取 消等請求事件	却下 棄却	里親による児童の虐待の事実があることを前提としてなされた里親委託措置の解除に對し、里親が処分の取消しを求めた等の事件において、里親には里親委託措置の解除の取消訴訟につき原告適格が認められないとして請求を却下し、また、国家賠償法上の違法も認められないとして請求を棄却した。	判例地方自治 462号70 頁	

資料6 児童虐待関係文献リスト

著者・筆者	発行年	著書・論文等タイトル	編者名	著書名・雑誌名(巻号)	ページ	出版社
辻村みよ子	2017.5	「個人の尊重」と家族——憲法13条論と24条論の交錯	法律時報編集部	『戦後日本憲法70年の軌跡(法律時報増刊)』	112-120	日本評論社
後藤弘子	2016.7	少年司法と治療的司法(特集 各地で息づく「治療的司法」の実践)		刑事弁護 87	78-82	現代人文社
井上淀子	2016.12	子ども・子育て支援新制度をめぐる課題と展望：主に保育供給体制とその法的課題に関する考察		横濱法学会 25-2	45-79	横濱法学
白須真理子	2017	児童虐待防止法の改正：子どもの保護に関する2016年3月14日の法律第297号		日仏法学 29	180-184	日仏法学会
山口亮子	2017.1	親権概念について		産大法学 50-3=4	589-611	京都産業大学法学会
津崎直郎	2017.1	児童虐待の現状と課題		家庭の法と裁判 8	16-23	日本加除出版
小澤真嗣	2017.1	子の福祉の実現に向けた家庭裁判所調査官の活動について—子の調査を中心として—		家庭の法と裁判 8	32-39	日本加除出版
神野礼寿	2017.2	新・家族法研究ノート第2期(第11回)特別養子縁組が認められるための要保護性[大阪高裁平成27.9.17決定]		月報司法書士 540	52-59	日本司法書士会連合会
二宮周平	2017.2	親子法(特集 家族法改正研究会 最終報告「家族法改正：その課題と立法提案」)		戸籍時報 750	4-19	日本加除出版
岩志和 一郎	2017.2	親権法・未成年後見法・扶養法(特集 家族法改正研究会最終報告「家族法改正：その課題と立法提案」)		戸籍時報 750	20-37	日本加除出版
白瑞	2017.2.20	中国反家庭暴力法の立法経緯と特色		中央大学大学院研究年報 46	215-237	中央大学大学院研究年報編集委員会
櫻井弘晃	2017.3	子の面会交流抗告例に関する一考察：東京高裁平成25年7月3日決定を中心として		九州国際大学法学論集 23-1=3	339-359	九州国際大学法学会
寺尾尚	2017.3	児童相談所と児童家庭支援センター：似ていて異なる両相談機関について		研究紀要 33	23-27	北海道中央児童相談所
水野紀子	2017.3	多様化する家族と法的課題：日本		日仏文化 86	114-125	日仏会館
服部篤美	2017.3	生殖補助医療における望まない子の出産・出生責任—アメリカ、ニュー・ヨーク州における二つの判決から	矢島基美 小林真紀 (編集代表)	『いのち、裁判と法：比較法の新 たな潮流(滝沢正先生古稀記念論文集)』	17-35	三省堂
平野美紀	2017.3	児童虐待再発防止の現状と課題：香川県における多機関連携の取組みを中心に	小林敬美 龍池信宏 佐藤慶希 柴田潤子 (編集委員)	『市民生活と現代法理論：三谷忠之先生古稀祝賀』	451-464	成文堂
若尾岳志	2017.4	子どもに対する性的行為と刑事規制：青少年保護育成条例における対応(柴田平三郎先生退職記念号)		独協法学 102	376-325	独協大学法学会
衆議院調査局 厚生労働調査 室	2017.4	『児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第48号) 参考資料』				衆議院調査局厚生労働調査室(東京)
鈴木寛子	2017.4	『児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について—平成27年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書』	東京都福祉保健局 社会対策部計画課			東京都福祉保健局 社会対策部計画課 (東京)
羽間京子	2017.4	児童虐待予防を踏まえた母子保健活動に必要な視点とは：法改正を受けて変わらぬものと変わるもの(特集 母子の包括支援：子育て世代包括支援センターの全国展開を前に)		保健師ジャーナル 73-4	290-297	医学書院
照井稔宏 後藤あや 馬場幸子 安村誠司	2017.4	少年院在院者の被害体験等の被害体験に関する調査について		刑政 128-4	14-23	矯正協会
細谷芳明	2017.4	日本における性的児童虐待の近年の動向		厚生 の指標 64-4	22-26	厚生労働統計協会
二宮周平	2017.4	児童虐待の現状と児童虐待に対する刑事司法関与のあり方(下 その1) 司法面様(協同面接)について		捜査研究 66-4	36-44	東京法令出版
井上登生	2017.4	多様化する家族と法(13) 子の視点から親権を考える		時の法令 2024	67-73	朝陽会
久保健二	2017.5	落葉 親権者の職務執行停止による親権代行者に係る戸籍上の記載の取扱いについて		戸籍 939	49-53	アイハン
中村直樹	2017.5	児童虐待防止と児童虐待発生予防(特集 これからの児童虐待防止：児童福祉法改正を受けて)		教育と医学 65-5	388-437	慶應義塾大学出版会
佐藤拓代	2017.5	児童虐待防止のための法的な仕組みとは(特集 これからの児童虐待防止：児童福祉法改正を受けて)		教育と医学 65-5	388-397	慶應義塾大学出版会
	2017.5	児童虐待防止のための学校の役割と課題(特集 これからの児童虐待防止：児童福祉法改正を受けて)		教育と医学 65-5	398-406	慶應義塾大学出版会
	2017.5	母子保健からみた虐待予防(特集 これからの児童虐待防止：児童福祉法改正を受けて)		教育と医学 65-5	408-415	慶應義塾大学出版会
	2017.5	母子保健からみた虐待予防(特集 これからの児童虐待防止：児童福祉法改正を受けて)		教育と医学 65-5	461-421	慶應義塾大学出版会

大原三枝	2017.5	児童虐待防止への地域保健所の取組み (特集 これからの児童虐待防止：児童福祉法改正を受けて)	児童虐待防止への地域保健所の取組み (特集 これからの児童虐待防止：児童福祉法改正を受けて)	教育と医学 65-5	422-429	慶應義塾大学出版会
藤田貴子	2017.5	児童虐待防止のための医療ネットワーク (特集 これからの児童虐待防止：児童福祉法改正を受けて)	児童虐待防止のための医療ネットワーク (特集 これからの児童虐待防止：児童福祉法改正を受けて)	教育と医学 65-5	430-437	慶應義塾大学出版会
友田明美	2017.5	児童虐待が児の脳発育に及ぼす影響 (特集 なぜ今メンタルヘルスケアなのか?)	児童虐待が児の脳発育に及ぼす影響 (特集 なぜ今メンタルヘルスケアなのか?)	周産期医学 47-5	653-660	東京医学社
高木甫 今井涼 呉懿軒	2017.5	実例捜査セミナー Since 1988 児童虐待死事案における捜査・公判について	実例捜査セミナー Since 1988 児童虐待死事案における捜査・公判について	捜査研究 66-5	50-58	東京法令出版
	2017.5	日台児童虐待対応機関の体制比較	日台児童虐待対応機関の体制比較	評論・社会科学 121	37-54	同志社大学社会学会
	2017.5	特集 要保護児童のパーマネンシー保障と特別養子縁組	特集 要保護児童のパーマネンシー保障と特別養子縁組	子どもの虐待とネグレクト 19-1	8-53	日本子ども虐待防止学会
林浩康	2017.5	要保護児童を対象とした養子縁組の現状とその課題 (特集 要保護児童のパーマネンシー保障と特別養子縁組)	要保護児童を対象とした養子縁組の現状とその課題 (特集 要保護児童のパーマネンシー保障と特別養子縁組)	子どもの虐待とネグレクト 19-1	8-15	日本子ども虐待防止学会
赤尾さく美 ロンゾ朋子	2017.5	民間養子縁組機関による実親支援と養子縁組 (特集 要保護児童のパーマネンシー保障と特別養子縁組)	民間養子縁組機関による実親支援と養子縁組 (特集 要保護児童のパーマネンシー保障と特別養子縁組)	子どもの虐待とネグレクト 19-1	16-22	日本子ども虐待防止学会
徳永祥子	2017.5	特別養子縁組と「知る権利」：養子・養親・実親 (アダプション・トライアングル) を視野に入れて (特集 要保護児童のパーマネンシー保障と特別養子縁組)	特別養子縁組と「知る権利」：養子・養親・実親 (アダプション・トライアングル) を視野に入れて (特集 要保護児童のパーマネンシー保障と特別養子縁組)	子どもの虐待とネグレクト 19-1	23-28	日本子ども虐待防止学会
栗津美穂	2017.5	アメリカの養子縁組とパーマネンシーの保障 (特集 要保護児童のパーマネンシー保障と特別養子縁組)	アメリカの養子縁組とパーマネンシーの保障 (特集 要保護児童のパーマネンシー保障と特別養子縁組)	子どもの虐待とネグレクト 19-1	29-37	日本子ども虐待防止学会
宮崎亮希	2017.5	特別養子縁組 ネットあっせん の現場は (特集 要保護児童のパーマネンシー保障と特別養子縁組)	特別養子縁組 ネットあっせん の現場は (特集 要保護児童のパーマネンシー保障と特別養子縁組)	子どもの虐待とネグレクト 19-1	38-44	日本子ども虐待防止学会
岩崎美枝子 藤林武史	2017.5	特別養子縁組の機会保障をめぐって (特集 要保護児童のパーマネンシー保障と特別養子縁組)	特別養子縁組の機会保障をめぐって (特集 要保護児童のパーマネンシー保障と特別養子縁組)	子どもの虐待とネグレクト 19-1	45-53	日本子ども虐待防止学会
志田陽子	2017.5	婚姻と家族をめぐる憲法訴訟における「変化」 (特集 憲法と家族)	婚姻と家族をめぐる憲法訴訟における「変化」 (特集 憲法と家族)	月報司法書士 543	13-21	日本司法書士会連合会
西希代子	2017.5	民法と憲法：家族法の中の憲法問題 (特集 憲法と家族)	民法と憲法：家族法の中の憲法問題 (特集 憲法と家族)	月報司法書士 543	29-37	日本司法書士会連合会
	2017.5	特集 児童福祉法等改正と被虐待児への自立支援	特集 児童福祉法等改正と被虐待児への自立支援	WAM: Welfare And Medical Service NETWORK System 629	2-7	法研
鈴木浩之	2017.5	子ども虐待に伴い不本意な一時保護を経験した保護者への「つなげる」支援のプロセスと構築：子ども虐待ソーシャルワークにおける「協働」関係の構築	子ども虐待に伴い不本意な一時保護を経験した保護者への「つなげる」支援のプロセスと構築：子ども虐待ソーシャルワークにおける「協働」関係の構築	社会福祉学 58-1	112-127	日本社会福祉学会
	2017.5	少年犯罪は13年連続で減少、少年が被害を受ける児童虐待、児童ポルノは過去最多：警察庁が28年の「少年非行、児童虐待、性的搾取」の現状をまとめる	少年犯罪は13年連続で減少、少年が被害を受ける児童虐待、児童ポルノは過去最多：警察庁が28年の「少年非行、児童虐待、性的搾取」の現状をまとめる	国内動向 1369	26-30	日本教育協会
大塚正之	2017.6	家事裁判例紹介 親権停止審判前の保全処分を認容した事例 (輸血許否) [東京家裁平成 27. 4.14 審判]	家事裁判例紹介 親権停止審判前の保全処分を認容した事例 (輸血許否) [東京家裁平成 27. 4.14 審判]	民商法雑誌 153-2	338-342	有斐閣
青柳千春 阿久澤智恵子 笠巻純一 鹿間久美子 佐光恵子	2017.6	児童虐待対応における学校と関係機関との連携の現状と課題：児童相談所及び市区町村の担当職員への質問紙調査から	児童虐待対応における学校と関係機関との連携の現状と課題：児童相談所及び市区町村の担当職員への質問紙調査から	学校保健研究 59-2	97-106	日本学校保健学会
龍岡資晃	2017.6	裁判例の量刑理由から見た児童虐待について (小特集 犯罪者を親にも子どもにもついて考える)	裁判例の量刑理由から見た児童虐待について (小特集 犯罪者を親にも子どもにもついて考える)	法律時報 89-6	85-89	日本評論社
加藤曜子	2017.6	市町村の役割と児童福祉法改正 (特集 虐待のない 安心して暮らせる地域づくり)	市町村の役割と児童福祉法改正 (特集 虐待のない 安心して暮らせる地域づくり)	市政 66-6	30-32	全国市長会館
西川太一郎	2017.6	子どもを守る 切れ目ない一貫した支援に向けて (特集 虐待のない 安心して暮らせる地域づくり)	子どもを守る 切れ目ない一貫した支援に向けて (特集 虐待のない 安心して暮らせる地域づくり)	市政 66-6	33-35	全国市長会館
奥ノ木信夫	2017.6	「全ての人にやさしい」生涯安心なまち」の実現に向けて (特集 虐待のない 安心して暮らせる地域づくり)	「全ての人にやさしい」生涯安心なまち」の実現に向けて (特集 虐待のない 安心して暮らせる地域づくり)	市政 66-6	36-38	全国市長会館
泉房穂	2017.6	法改正後初の児童相談所設置に向けて (特集 虐待のない 安心して暮らせる地域づくり)	法改正後初の児童相談所設置に向けて (特集 虐待のない 安心して暮らせる地域づくり)	市政 66-6	39-41	全国市長会館
三平元	2017.6	児童虐待防止に向けた地方自治体と医療機関との円滑な連携促進の取り組み：千葉県及び松戸市における児童福祉と医療の連携の実例 (特集 周産期メンタルケア：多職種連携の作り方)	児童虐待防止に向けた地方自治体と医療機関との円滑な連携促進の取り組み：千葉県及び松戸市における児童福祉と医療の連携の実例 (特集 周産期メンタルケア：多職種連携の作り方)	精神科治療学 32-6	807-811	星和書店
大竹智	2017.6	保育所の取り組みから考える虐待予防と権利擁護：「子どもと保護者の育ちを支えるガイドブック」を通して (特集 子どもの権利を守る)	保育所の取り組みから考える虐待予防と権利擁護：「子どもと保護者の育ちを支えるガイドブック」を通して (特集 子どもの権利を守る)	月刊福祉 100-7	42-45	全国社会福祉協議会

マーガレット・ラ ステイン マリア・ロード ヘレンダ・ピンス アレーキス・ダビ ンスキー	2017.6	『発達障害・被虐待児のこころの世界 - 精神分析による包括的理解』	木部則雄 (監訳) 黒崎充男 浅野美穂子 飯野晴子 (訳)			岩崎学術出版社
藤田恭介 柳原富士子 池田清貴	2017.6	『東京都における児童相談所一時保護所の歴史』				社会評論社
	2017.6	『親権と子ども』				岩波書店
	2017.7	『臨床医のための司法精神医学入門 (改訂版)』	日本精神神経学会司法 精神医学委員会			新興医学出版社
福田公教	2017.7	社会的養護の現状と課題			月刊福祉 100-7	全国社会福祉学会
牧野千春	2017.7	我が国における社会的養護の現状と課題：里親制度・特別養子縁組を中心に			レファレンス 798	国立国会図書館調査 及び立法考査局
村井衛平	2017.7	子ども及び家族サービス法 (2) カナダ・オントリオ州：2005			107-132	神戸学院大学法学会
佐柳忠晴	2017.8	『児童虐待の防止を考える-子の最善の利益を求めて』				三省堂
田中通裕	2017.8	民法 817 条の 7 について：特別養子縁組の成立要件としての「要保護性」と「特別の必要性」			489-523	関西学院大学法政学 会
水野紀子	2017.8	家族の自由と家族への国家介入 (特集 複合的分断と法)			53-59	日本評論社
実由佳	2017.8	子ども虐待対応のために連携する援助職の「触発」される志向性：所属機関に着目した検証			13-25	日本社会福祉学会
林聖子	2017.9	「児童虐待防止に関する法律」と学校の役割：スクールソーシャルワーカーの視点から (子 どもに関わる法・法制度をふまえたスクールソーシャルワーク (第 2 回))			69-73	エイデル研究所
坂口伊都	2017.9	児童養護施設等で暮らす子どもと学校：児童福祉法をふまえて (子どもに関わる法・法制度 を踏まえたスクールソーシャルワーク (第 2 回))			73-77	エイデル研究所
千賀則史	2017.9	『子ども虐待 家族再統合に向けた心理的支援-児童相談所の現場実践からのモデル構築』				明石書店
仲真紀子	2017.9	刑事司法と心理学：心理学的知見の予防的使用と司法面接 (刑事司法と心理学)			10-21	日本刑事政策研究会
山縣文治	2017.9	全体シンポジウム 児童福祉法改正をめぐって			141-147	日本子ども虐待防止 学会
藤田香織 石倉尚 大久保さやか	2017.9	大会企画シンポジウム 児童福祉法改正と司法関与：子どものために司法ができること (特 集 第 22 回学術集会 (おおさか大会))			175-183	日本子ども虐待防止 学会
笹井康治 松本美穂 八木安理子 安部計彦	2017.9	大会企画シンポジウム 法改正における市町村の支援役割を考える (特集 第 22 回学術集会 (おおさか大会))			193-199	日本子ども虐待防止 学会
岡本正子 中山あおい 渡邊忍	2017.9	国際シンポジウム 学校における子ども虐待問題への新たな支援に向けて：「チーム学校」 での教師の役割と地域連携への視点を考える (特集 第 22 回学術集会 (おおさか大会))			200-210	日本子ども虐待防止 学会
山田麻紗子 小平英志 橋本和明	2017.9	児童虐待における虐待者の特徴次元と児童相談所職員の対応の困難度：高リスクアセスメン トレベルのケースを対象として			25-38	日本福祉大学社会福 祉学部
新井康洋 成田佳絵	2017.10	被虐待児の治療：教育者の虐待治療における役割 (特集 発達障害とトラウマ・トラウマの 治療論)			49-53	日本評論社
浦澤圭介	2017.10	子ども虐待の治療：親子並行治療を中心に (特集 発達障害とトラウマ・トラウマの治療論)			54-58	日本評論社
内海新祐	2017.10	子ども虐待の援助と治療：児童養護施設において (特集 発達障害とトラウマ・トラウマの 治療論)			59-63	日本評論社
中富尚宏	2017.10	児童養護施設入所児の QOL における虐待の影響			35-40	厚生労働統計協会
野口啓示	2017.10	児童虐待被害者としての父親への支援 (家族・働き方・社会を変える父親への子育て支援： 少子化対策の切り札 - 当事者活動の実例)			174-179	ミネルヴァ 書房
濱田新	2017.10	不作為による幫助の処罰範囲の限定について：児童虐待不阻止事例を題材に			145-171	信州大学法経法学会
羽瀬由子三原 恵玉田英之伸 真紀子	2017.10	多専門・多職種連携による司法面接の展開：通達からの 1 年を振り返り、今後の展開を考え る (法と心理学会第 17 回大会 ワークショップ)			47-54	法と心理学会
赤嶺亜紀	2017.10	書評 仲真紀子/編著『子どもへの司法面接：考え方・すすめ方とトレーニング』			102-104	法と心理学会

中村正	2017.10	子どもを虐待する父親のグループワーク (特集 日常臨床に生かすグループ: 集団精神療法入門-実践編)	子どもを虐待する父親のグループワーク (特集 日常臨床に生かすグループ: 集団精神療法入門-実践編)			精神療法 43-5	689-693	金剛出版
二宮周平	2017.10	家族教育支援法: その背景とねらい	『東アジア家族法における当事者間の合意を考える』	稲田龍樹		女性&運動 422	11-19	新日本婦人の会
長谷部由起子	2017.10	家事調停における未成年の子の地位		稲田龍樹		『東アジア家族法における当事者間の合意を考える』	170-187	勁草書房
池田清貴	2017.10	子どもの手続代理人制度の現状と課題-実践と目的-		稲田龍樹		『東アジア家族法における当事者間の合意を考える』	225-244	勁草書房
原田綾子	2017.10	弁護士による子どもの権利擁護の意義と課題-人身保護請求事件における国選代理人の活動を手掛かりに-		稲田龍樹		『東アジア家族法における当事者間の合意を考える』	245-262	勁草書房
石井光太	2017.10	家族崩壊 児童相談所より親相談所を作れ (建設的議論から具体的提言まで 悩めるニッポンへの処方箋)				新潮 45 36-10	144-146	新潮社
川崎二三彦	2017.10	児童虐待防止と自治体の役割 (特集 子どもを守り、子どもが育つ地域づくり)				ガバナンス 198	26-28	ぎょうせい
	2017.10	特集 児童福祉法改正と社会的養護の明日-児童福祉法改正の到達点				世界の児童と母性 82	2-15	資生堂社会福祉事業財団
松原康雄	2017.10	児童福祉法改正に至る議論と法改正の意義、今後の課題 (特集 児童福祉法改正と社会的養護の明日-児童福祉法改正の到達点)				世界の児童と母性 82	2-5	資生堂社会福祉事業財団
瀧谷昌史	2017.10	社会的養育で守る子どもと家族の権利: 社会政策動向から次なる到達点を考える (特集 児童福祉法改正と社会的養護の明日-児童福祉法改正の到達点)				世界の児童と母性 82	6-9	資生堂社会福祉事業財団
茂木健司	2017.10	児童相談所から見えた児童福祉法改正: 児童虐待防止法成立から2016年児童福祉法改正へ (特集 児童福祉法改正と社会的養護の明日-児童福祉法改正の到達点)				世界の児童と母性 82	10-15	資生堂社会福祉事業財団
吉村健 金子一成	2017.10	小児における死亡画像診断 (AI) の実際				小児科 58-11	1357-1363	金原出版
小池泰	2017.10	判例解説[3] 東京家審平成27年4月14日判時2284号109頁 乳児への輸血を拒否する親権者に対する親権停止の審判前の保全処分		道垣内弘人 松原正明		『家事法の理論・実務・判例(1)』	172-186	勁草書房
喜友名菜織	2017.10	児童福祉型他児養育制度としての特別養子縁組の展望(民法817条の6と同条の7を巡る判断枠組み)				早稲田法学会誌 68-1	179-232	早稲田大学法学会
床谷文雄	2017.10	縁組による親子 (第33回学術大会・シンポジウム 家族法改正: その課題と立法提案; 親子法)				家族<社会>と法>33	44-56	日本加除出版
	2017.10	『虐待ゼロのまちの地域養護活動-施設で暮らす子どもたちの「子育ての社会化」と旧沢内村』		井上寿美 笹倉千佳弘 本澤巳代子				生活書院
本澤巳代子	2017.10	『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』		本澤巳代子				信山社
片桐由貴	2017.10	日本の家族政策における虐待暴力と貧困		本澤巳代子		『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』	3-25	信山社
呉紅敏	2017.10	韓国における児童虐待・配偶者間暴力と反家庭内暴力法		本澤巳代子		『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』	27-58	信山社
橋爪幸代	2017.10	中国における児童虐待・暴力に対する法制度		本澤巳代子		『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』	59-76	信山社
高橋大輔	2017.10	イギリスにおける虐待・暴力に対する法制度		本澤巳代子		『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』	77-100	信山社
岩下雅充	2017.10	親権停止終了の際における公的機関介入の可能性について-ドイツ法を参考として		本澤巳代子		『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』	101-120	信山社
森田展彰	2017.10	家族内における性的虐待・性暴力と刑事手続法における被害者の保護・援助-ドイツの制度とその周辺		本澤巳代子		『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』	121-142	信山社
和田一郎	2017.10	ドメスティックバイオレンス被害が母子に与える影響とその援助-臨床の実際と制度上の課題について		本澤巳代子		『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』	143-166	信山社
根岸弓	2017.10	子どもの成長リスクの予防と家族支援-子どもも貧困と子どもも虐待		本澤巳代子		『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』	167-182	信山社
荒川麻里	2017.10	なぜ被害児の「参加する権利」は法から排除されるのか		本澤巳代子		『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』	183-208	信山社
ウタ・マイヤー ニグレン 本澤巳代子 (訳)	2017.10	就学義務制度の虐待防止機能-日独比較の視点から		本澤巳代子		『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』	209-234	信山社
	2017.10	子どもの健全育成に対するリスク要因としての失業と家族の貧困		本澤巳代子		『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』	235-262	信山社

エフ・マリア・ヤ・ホーネルラ 本澤巳代子 (訳)	2017.10	国家の任務としての欧州における子どもの権利保障と支援	本澤巳代子	『家族のための総合政策Ⅳ 家族内の虐待・暴力と貧困』	263-282	信山社
鈴木浩之	2017.11	子ども虐待と保護者のレジリエンス (特集 子育てにおける親子のレジリエンス)		『教育と医学 65-11』	1018-1025	慶應義塾大学出版会
仲真紀子	2017.11	司法面接の四つの特徴と応用：自由報告、構造、録音録画、多機関連携		『刑事 128-11』	50-60	矯正協会
仲真紀子	2017.11	子どもを支えながらどのように話を聴き取るか：司法面接 (特集 犯罪・非行臨床を学ぼう 一犯罪・非行臨床を学ぼう：犯罪・非行臨床を学ぼう)		『臨床心理学 17-6』	773-775	金剛出版
神野礼子	2017.11	新・家族法研究ノート第2期 (第20回) 医療ネグレクトと親権停止 [東京家裁平成27.4.14 判決、東京家裁平成28.6.29判決]		『月報司法書士 549』	47-53	日本司法書士会連合 会
深町晋也	2017.11	家族と刑法：家庭は犯罪の温床か？ (第4回) 児童が家庭の中で性的虐待に遭うとき (その 2)		『書齋の窓 654』	9-18	有斐閣
池田直人	2017.11	児童虐待の処罰に関する考察		『東京大学法科大学院ローレビュー 1-12』	24-66	東京大学法科大学院
加藤尚子	2017.11	被措置児童等虐待の発生状況に関する研究：「被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状 況」の二次解析を通して		『子ども家庭福祉学 17』	34-46	日本子ども家庭福祉 学会
鈴木浩之	2017.11	子ども虐待対応において不本意な一時保護を体験している保護者との協働関係の構築：児童 相談所職員に対するアンケート調査の分析を通して		『社会福祉学 58-3』	1-13	日本社会福祉学会
宋峻杰	2017.11	子どもの自己決定と憲法 (5) 米・台・日における子どもの人権・権利論の分析・比較		『北大法学論集 68-4』	214-156	北海道大学大学院法 学研究所
	2017.12	『子どものための里親委託・養子縁組の支援=Foster care and Adoption for Children』	宮島清 林浩康 米沢晋子			明石書店
	2017.12	特集 要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの示唆		『社会保障研究 2-2・3』	144-308	国立社会保障・人口問 題研究所
柏女靈峰	2017.12	要保護児童福祉施策の展開と今後の論点-社会的養護を中心に- (特集 要保護児童支援の現 状と課題：国際比較からの示唆)		『社会保障研究 2-2・3』	114-157	国立社会保障・人口問 題研究所
藤間公太	2017.12	現代日本における家族と要保護児童 (特集 要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの 示唆)		『社会保障研究 2-2・3』	158-170	国立社会保障・人口問 題研究所
宮島清	2017.12	日本における社会的養護の現状：現場での取組みを踏まえて (特集 要保護児童支援の現状 と課題：国際比較からの示唆)		『社会保障研究 2-2・3』	171-186	国立社会保障・人口問 題研究所
三輪清子	2017.12	2000年以降の要保護児童措置・委託の変遷とその背景-2015年の統計データから - (特集 要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの示唆)		『社会保障研究 2-2・3』	187-201	国立社会保障・人口問 題研究所
田澤あけみ	2017.12	イギリス福祉政策にみる「児童保護」制度の軌跡と課題 (特集 要保護児童支援の現状と課 題：国際比較からの示唆)		『社会保障研究 2-2・3』	202-215	国立社会保障・人口問 題研究所
藪長千乃	2017.12	フィンランドにおける「児童保護」：普遍主義的な福祉制度下における要保護ニーズへの対 応 (特集 要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの示唆)		『社会保障研究 2-2・3』	216-232	国立社会保障・人口問 題研究所
細井勇	2017.12	国際的観点から見たドイツにおける家族政策と要保護児童対策 (特集 要保護児童支援の現 状と課題：国際比較からの示唆)		『社会保障研究 2-2・3』	233-248	国立社会保障・人口問 題研究所
小谷眞男	2017.12	イタリアにおける「脱施設化」-児童施設の現状分析を中心に- (特集 要保護児童支援の現 状と課題：国際比較からの示唆)		『社会保障研究 2-2・3』	249-262	国立社会保障・人口問 題研究所
上野加代子	2017.12	児童虐待防止対策の課題-子どもが一時保護になった親の経験から- (特集 要保護児童支援 の現状と課題：国際比較からの示唆)		『社会保障研究 2-2・3』	263-278	国立社会保障・人口問 題研究所
清水美紀	2017.12	【資料】児童虐待に関する地域間比較-『平成27年度 福祉行政報告例』データの分析- (特 集 要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの示唆)		『社会保障研究 2-2・3』	279-308	国立社会保障・人口問 題研究所
磯谷文明	2017.12	特集 児童虐待防止のこれから：子どもの健全な育成に向けて		『法律のひろば 70-12』	4-45	ぎょうせい
厚生労働省 子ども家庭局家 庭福祉課虐待 防止対策推進 室	2017.12	児童虐待の現状と改正法の意義・課題 (特集 児童虐待防止のこれから：子どもの健全な育 成に向けて)		『法律のひろば 70-12』	4-12	ぎょうせい
石井芳明 草野克也	2017.12	虐待を受けている児童等の保護についての司法関与の強化等 (特集 児童虐待防止のこれか ら：子どもの健全な育成に向けて)		『法律のひろば 70-12』	13-20	ぎょうせい
	2017.12	児童虐待に関連する家事事件の概況と改正法施行に向けた課題 (特集 児童虐待防止のこれ から：子どもの健全な育成に向けて)		『法律のひろば 70-12』	21-30	ぎょうせい

中板育美	2017.12	児童虐待の予防のための妊娠期・保護者支援の体制と姿勢(特集) 児童虐待防止のこれから：子どもたちの健全な育成に向けて)	児童虐待防止のこれから：子どもたちの健全な育成に向けて)			法律のひろば 70-12	31-37	ぎょうせい
岩佐嘉彦	2017.12	児童虐待への迅速・的確な対応に向けた取組(特集) 児童虐待防止のこれから：子どもたちの健全な育成に向けて)	児童虐待防止のこれから：子どもたちの健全な育成に向けて)			法律のひろば 70-12	38-45	ぎょうせい
吉田恒雄	2017.12	特集 児童虐待から子どもを救う	児童虐待から子どもを救う			市民と法 108	35-68	民事法研究会
久保健二	2017.12	児童虐待防止法制をめぐる現状と課題(特集) 児童虐待から子どもを救う	児童虐待から子どもを救う			市民と法 108	35-41	民事法研究会
藤田香織	2017.12	児童相談所における虐待対応(特集) 児童虐待から子どもを救う	児童虐待から子どもを救う			市民と法 108	42-46	民事法研究会
前田敦史	2017.12	家庭裁判所の審判手続きによる児童虐待事案への対応(特集) 児童虐待から子どもを救う	児童虐待から子どもを救う			市民と法 108	47-53	民事法研究会
石井花梨	2017.12	法務省の権限保護機関による人権侵害事件の調査救済活動における児童事案の対応(特集) 児童虐待から子どもを救う	児童虐待から子どもを救う			市民と法 108	54-58	民事法研究会
木原通雄	2017.12	子どもセンターにおける活動：カリヨン子どもセンターの現場から(特集) 児童虐待から子どもを救う	児童虐待から子どもを救う			市民と法 108	59-62	民事法研究会
齋藤隆博	2017.12	司法書士による児童虐待事案への対応(特集) 児童虐待から子どもを救う	児童虐待から子どもを救う			市民と法 108	63-68	民事法研究会
佐々木大樹	2017.12	刑事実務の現場から 徳島における児童虐待事案への取組	児童虐待から子どもを救う			罪と罰 55-1	93-95	日本刑事政策研究会
松本伊智朗	2017.12	児童相談所での回数制限面接による施設入所児への危機介入	児童虐待から子どもを救う			心理臨床学研究 35-5	549-555	日本心理臨床学会
	2017.12	在宅措置制度を構想できるか：「新しい社会的養育ビジョン」によせて	児童虐待から子どもを救う			子どもの虐待とネグレクト 19-3	289-291	日本子ども虐待防止学会
	2017.12	法令解説 虐待を受けている児童等の保護についての司法関与の強化等を推進：児童福祉法および児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第69号) 平成29.6.21公布 公布後1年内施行	児童虐待から子どもを救う			時の法令 2040	4-19	朝陽会
	2017.12	『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル(第6版)』	児童虐待から子どもを救う		日本弁護士連合会子どもの権利委員会			朝陽会
	2017.12	『性的虐待を受けた子どもの施設ケア-児童福祉施設における生活・心理・医療支援』	児童虐待から子どもを救う		八木修司 岡本正子			明石書店
	2017.12	『児童相談所革命と協働の道のり-子どもの権利を中心とした福岡モデル』	児童虐待から子どもを救う		藤林武史			明石書店
社会福祉法人 全国社会福祉 協議会政策企 画部	2018	子どもの最善の利益を守る：新しい社会的養育ビジョンをうけて	児童虐待から子どもを救う		全国社会福祉協議会政策企画部	『権利擁護・虐待防止 2018(増補)』	39-46	全国社会福祉協議会
岡部卓	2018	生活困窮者自立支援事業の取組と課題	児童虐待から子どもを救う		全国社会福祉協議会政策企画部	『権利擁護・虐待防止 2018(増補)』	61-65	全国社会福祉協議会
飯田法子	2018	「虐待の疑いと子どもの意思」の確認：監護権を巡る紛争事例の報告	児童虐待から子どもを救う		社会福祉科学研究 7	社会福祉科学研究 7	129-138	社会福祉科学研究所
仄谷和代	2018	保育現場におけるIPW(専門職連携)の実践：児童虐待対応を中心に	児童虐待から子どもを救う		社会福祉科学研究 7	社会福祉科学研究 7	229-235	社会福祉科学研究所
羽間京子	2018	被虐待体験と非行の関連について	児童虐待から子どもを救う		生活指導研究 35	生活指導研究 35	53-63	日本生活指導学会
森野晋也	2018.1	家族と刑法：家庭は犯罪の温床か？(第5回) 家庭において児童ポルノが作り出されるとき	児童虐待から子どもを救う		書齋の窓 655	有斐閣	21-28	有斐閣
水野紀子	2018.1	医療ネグレクトに関する一考察	児童虐待から子どもを救う		『生命科学』	生命科学	211-230	信山社
マイアローツ	2018.1	父母の別居・離婚後の親子関係：面会交流における「子の利益」を中心に(3・完)	児童虐待から子どもを救う		法学 81-3	法学 81-3	45-97	東北大学法学会
渡辺義弘	2018.1	ステップファミリーにおける面会交流-この分野に原則的実施のバイアスをかけてよいか(共著、講演録、特集記事、外国語論文等)	児童虐待から子どもを救う		青森法政論叢 19	青森法政論叢 19	47-63	青森法学会
フォルカー・リ ツプ 鈴木博人 (訳)	2018.1	ドイツ家族法の基本原理<講演>	児童虐待から子どもを救う		比較法雑誌(中央大学) 52-2	比較法雑誌(中央大学) 52-2	83-108	日本比較法研究所
友田明美 藤澤玲子	2018.1	『児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について-平成28年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書』	児童虐待から子どもを救う		東京都福祉保健局少 子社会対策部計画課	東京都福祉保健局少 子社会対策部計画課 (東京)		東京都福祉保健局少 子社会対策部計画課 (東京)
二宮周平	2018.1	『虐待が脳を変えろ-脳科学者からのメッセージ』	児童虐待から子どもを救う					新曜社
友田明美	2018.1	多様化する家族と法(22) 子どものための養子：内密出産、節税養子、特別養子 体罰や言葉での虐待が脳の発達に与える影響(特集) 罰	児童虐待から子どもを救う		時の法令 2042	時の法令 2042	72-78	朝陽会
宮腰奏子	2018.1	児童虐待防止に地域はどう関わるか(第14回) 地方から考える「社会保障フォーラム」セミナー (上) 児童虐待防止対策などを講演	児童虐待から子どもを救う		心理学ワールド 80	心理学ワールド 80	13-16	日本心理学会
吉田学 谷内繁 田中秀明	2018.1	子育て支援、包括ケア、地方財政の課題を解説(第14回) 地方から考える「社会保障フォーラム」セミナー(下)	児童虐待から子どもを救う		社会保険旬報 2699	社会保険旬報 2699	51-55	社会保険研究所
	2018.1		児童虐待から子どもを救う		社会保険旬報 2700	社会保険旬報 2700	12-24	社会保険研究所

総務省自治行政局住民制度課	2018.2	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正な執行について			住民行政の窓 471	77-79	日本加除出版
	2018.2	法律解説 厚生労働 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律：平成二十九年六月二十一日法律第六十九号			法令解説資料総覧 433	28-35	第一法規
	2018.2	第2分科会 子どもの虐待防止（自治体の動き 市民参加で創る子どもにやさしいまち：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2017 越前から）			子どもの権利研究 29	207-209	子どもの権利条約総合研究所
	2018.2	監護権を巡る争いに関与した臨床心理相談室事例の報告：「虐待の疑いと子どもの意思」の観察			別府大学短期大学部紀要 37	67-78	別府大学短期大学部
	2018.2	近時の裁判実務における児童虐待事案の刑事法的な一考察（5）			武蔵野法学 9	198-157	武蔵野大学法学会
	2018.2	ドメスティック・バイオレンスと刑事法			同志社法学 69-7	3175-3214	同志社法学会
	2018.2	両親間の暴力や高葛藤が問題となる面会交流に関する米国の最新の研究と実践			ケース研究 331	70-109	日本調停協会連合会
	2018.2	韓国における親養子制度と入養特例法の意義：夫婦共同入養要件をもとに			法学研究 91-2	398-367	慶応義塾大学法学研究会
	2018.2	『家族主体ソーシャルワーク論=Family-based Social Work Practice：家族レジリエンス概念を手がかりに』					ナカニシヤ出版
	2018.2	『性犯罪規制の現代的課題 - 札幌学院大学総合研究所講演会』					札幌学院大学総合研究所
	2018.2	『児童虐待防止対応マニュアル』					荒川区立子ども家庭支援センター
	2018.2	『子どもの人権をまもるために』	木村草太				晶文社
	2018.2	『子どもの豊かな育ちを支えるソーシャル・キャピタル：現場から福祉の課題を考える：新時代の関係構築に向けた展望』	伊藤良高 牧田満知 立花直樹				ミネルヴァ書房
	2018.2	『養子縁組の社会学：＜日本人＞にとつて<血縁>とはなにか』					新曜社
	2018.3	特集 児童虐待事案に関する司法弁護士の役割			自由と正義 69-3	11-36	日本弁護士連合会
	2018.3	児童福祉法・児童虐待防止法の概要の近時の改正について（特集 児童虐待事案に関する司法弁護士の役割）			自由と正義 69-3	11-14	日本弁護士連合会
	2018.3	児童虐待における司法判断と求められる司法関与（特集 児童虐待事案に関する司法・弁護士の役割）			自由と正義 69-3	15-20	日本弁護士連合会
	2018.3	希望の児童相談所（特集 児童虐待事案に関する司法・弁護士の役割 - 児童相談所における子どもサポート弁護士の関わり）			自由と正義 69-3	21-24	日本弁護士連合会
	2018.3	子どもサポート弁護団の活動について（特集 児童虐待事案に関する司法・弁護士の役割 - 児童相談所における弁護士の間わり）			自由と正義 69-3	25-27	日本弁護士連合会
	2018.3	非常勤弁護士としての関わりを通じて考える今後の司法福祉連携へのあり方（特集 児童虐待事案に関する司法・弁護士の役割 - 児童相談所における弁護士の間わり）			自由と正義 69-3	28-30	日本弁護士連合会
	2018.3	児童虐待問題に関して弁護士ができること：コタン及び自治体内弁護士の視点（特集 児童虐待事案に関する司法弁護士の役割）			自由と正義 69-3	31-36	日本弁護士連合会
	2018.3	特集 児童虐待と刑事政策			罪と罰 55-2	5-77	日本刑事政策研究会
	2018.3	児童虐待と刑事政策（児童虐待と刑事政策）			罪と罰 55-2	5-24	日本刑事政策研究会
	2018.3	児童虐待の現状・近年の児童虐待防止対策をめぐる法改正について：虐待を受けている児童等の保護についての司法関与を強化する平成29年改正法を中心に（児童虐待と刑事政策）			罪と罰 55-2	25-45	日本刑事政策研究会
	2018.3	児童虐待と児童相談所のいま（児童虐待と刑事政策）			罪と罰 55-2	46-61	日本刑事政策研究会
	2018.3	警察における児童虐待への取り組み状況について（児童虐待と刑事政策）			罪と罰 55-2	62-70	日本刑事政策研究会
	2018.3	児童虐待事件に対する検察の取り組み（児童虐待と刑事政策）			罪と罰 55-2	71-77	日本刑事政策研究会
	2018.3	検察による児童虐待事案解決のための多機関連携の促進（RISTEX 研究プロジェクト特集）			社会安全・警察学 4	45-63	京都産業大学社会安全・警察学研究所在
	2018.3	DV、児童虐待など親密圏における刑事事案に関する警察官の行動と意義（RISTEX 研究プロジェクト特集）			社会安全・警察学 4	127-135	京都産業大学社会安全・警察学研究所在
	2018.3	翻訳 児童虐待捜査に関する警察の実務・政策の調査：ニューゼーランド独立警察監察委員による報告書（1）（RISTEX 研究プロジェクト特集）			社会安全・警察学 4	137-160	京都産業大学社会安全・警察学研究所在
	2018.3	児童福祉法その他児童養育制度としての特別養子縁組の展望（2・完）民法 817 条の 6 と同条の 7 を巡る判断枠組み			早稲田法学会誌 68-2	151-206	早稲田大学法学会

佐々木千里	2018.3	法・法制度の知識を得た学校との機関連携を巡る課題：児童虐待の対応をめぐる児童相談所と学校との連携の実態から（子どもにも関わらず法・法制度をふまえたエッセイ）（第4回）			季刊教育法 196	94-99	エイデル研究所
林聖子	2018.3	学校における『保護者』と子どもの権利擁護：親権と未成年後見を考える（子供に関わる法制度をふまえたエッセイ）（第4回）			季刊教育法 196	99-103	エイデル研究所
大江洋	2018.3	親の正義論			岡山大学法学会雑誌 67-3=4	560-519	岡山大学法学会
草間文緒	2018.3	家族に関する法律相談（88）親権者変更の申立てにおいて子の意思が事案の帰趨を決した事例			戸籍時報 765	56-61	日本加除出版
モーセン桜子	2018.3	親権の法的性質の変化に対する考察：子どもの権利・福祉の観点による事例分析を通して（下）			大東法政論集 27	3-35	大東文化大学大学院 法学研究科
安井英俊	2018.3	DV 事案における面会交流の可否			福岡大学論叢 225	1037-1056	福岡大学研究推進部
横山和宏	2018.3	子が面会交流を拒否する事例での調査及び調整の方法の検討：Friendlander&Walters (2010) の家族介入モデルを参考に（平成 28 年度家庭裁判所調査官実務研究結果要旨）			総研所報 14	181-183	裁判所職員総合研修 所
深町晋也	2018.3	家庭内における児童に対する性的虐待の刑罰的規律：監護者性交等・わいせつ罪（刑法 179 条）を中心に			立教法学 97	213-185	立教法学会
平田厚	2018.3	民法 798 条（未成年者を養子とする縁組）の系譜と解釈			明治大学法学部大学院論集 21	47-72	明治大学法学部大学院
深町晋也	2018.3	家族と刑法：家庭は犯罪の温床か？（第 6 回）児童が家庭でタバコの煙に苛まれるとき			書齋の窓 656	22-31	有斐閣
一宮里枝子	2018.3	Specialist Eyes 児童相談所常勤の弁護士として、法科大学院の臨床法学教育を考える			法曹養成と臨床教育 10	163-170	日本加除出版
池澤健嗣	2018.3	虐待・DV 等に関する市民の意識と実態についての考察：市民と行政職員との認識の差からとらえる政策分析・政策立案			社会福祉士 25	39-41	日本社会福祉士会
佐々木大樹	2018.3	児童相談所の役割変遷と課題			京都大学大学院教育学研究科紀要 64	277-289	京都大学大学院教育 学研究科
佐藤那子	2018.3	研修所情報 特別区職員研修所情報：特別区児童相談所設置に向けた法定研修等の実施			試験と研修 40	41-45	公務人材開発協会
灰谷和代	2018.3	保育現場における児童虐待対応に関する研究			人間発達学研究 9	65-74	愛知県立大学大学院 人間発達学研究科
笠原正洋	2018.3	保育所をベースとした児童虐待防止活動において関係機関がとらえる保育所の抱える境界問題と解決策			中村学園大学・中村学園大学短期 大学部研究紀要 50	1-10	中村学園大学・中村学 園大学短期大学部
本山彩織	2018.3	乳児家庭全戸訪問事業における効果と課題			中京学院大学看護学部紀要 8-1	47-57	中京学院大学看護学 部
金蘭	2018.3	中国における未成年者に対する監護制度の問題点と課題：親権制度の立法提案の素材として			早稲田大学大学院法研論集 165	99-124	早稲田大学大学院法 学研究所
小沢奈々	2018.3	穂積重遠の「親権」論—児童虐待防止法の実現に向けた原胤昭との協同			法制史研究 67	1-51	法制史学会
岩志和一郎	2018.3	家族法と憲法	中村民雄		『民事法の解釈適用と憲法原則：中国民法編纂に向けた日中比較（早稲田大学比較法研究所叢書 45）』	127-139	早稲田大学比較法研 究所
薛寧蘭	2018.3	婚姻・家族法における憲法の平等原則の展開	中村民雄		『民事法の解釈適用と憲法原則：中国民法編纂に向けた日中比較（早稲田大学比較法研究所叢書 45）』	140-156	早稲田大学比較法研 究所
棚村政行	2018.3	特別養子縁組制度における要保護要件と父母の同意要件について	松久三四彦 池田雅則 後藤恭則 新堂明子 金山直樹 大島梨沙 水野謙 編集委員				成文堂
児童虐待問題研究会	2018.3	『児童相談所及び市町村に対する警察からの児童虐待通告等の実態把握のための調査研究報告書』	児童虐待問題研究会				野村総合研究所
窪田充見	2018.4	面会交流の現状と課題			『Q&A 児童虐待防止ハンドブック（全訂版）』	4-40	ぎょうせい
若林昌子	2018.4	面会交流の当事者支援の現状と課題：子どもの権利条約の共有化と当事者支援制度化の視座から			家族の法と裁判 13	19-25	日本加除出版
	2018.4	特集 乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）事件を争う弁護士活動			刑事弁護 94	10-58	現代人文社

笹倉香奈	2018.4	乳幼児揺さぶられ症候群とは(特集 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)事件を争う弁護士活動)		刑弁論 94	10-20	現代人文社
川上博之	2018.4	判例分析 争点と判断構造(特集 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)事件を争う弁護士活動)		刑弁論 94	21-24	現代人文社
金杉美和	2018.4	控訴審で何とか協力医の専断にこぎつけたが、無念の敗訴(美録・SBS弁護の困難(特集 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)事件を争う弁護士活動))		刑弁論 94	25-27	現代人文社
高山巖	2018.4	捜査段階の留意点(特集 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)事件を争う弁護士活動)		刑弁論 94	28-31	現代人文社
秋田真志	2018.4	SBS 事案の公判段階の弁護士活動ではどのような点を注意すべきか(特集 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)事件を争う弁護士活動)		刑弁論 94	32-38	現代人文社
我妻路人	2018.4	判例分析 無罪事案[大阪地裁平 30.3.14 判決、広島地裁平 28.2.26 判決] (特集 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)事件を争う弁護士活動)		刑弁論 94	39-42	現代人文社
三村雅一	2018.4	SBS が疑われた場合の児童相談所・家庭裁判所対応(特集 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)事件を争う弁護士活動)		刑弁論 94	43-49	現代人文社
荒木尚	2018.4	虐待による頭部外傷(特集 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)事件を争う弁護士活動)		刑弁論 94	50-53	現代人文社
朴永鉄	2018.4	その鑑定医は、本当に専門家ですか? (朴永鉄医師インタビュー(特集 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)事件を争う弁護士活動))		刑弁論 94	54-58	現代人文社
川上博之	2018.4	群(SBS)事件を争う弁護士活動)		刑弁論 94	96-99	現代人文社
脇中洋	2018.4	刑事弁護レポート 司法面接法もどきの被害者聴取		児童青年期精神医学とその近接領域 59-2	159-166	日本児童青年期精神医学学会
仲真紀子	2018.4	子どもへの司法面接: 日本の現状と課題(特集 児童・青年期における司法精神医学)		児童青年期精神医学とその近接領域 59-2	167-176	日本児童青年期精神医学学会
藤川洋子	2018.4	児童・青年期における司法精神医学: 家庭裁判所調査官の立場から(特集 児童・青年期における司法精神医学)		家庭の法と裁判 13	26-42	日本加除出版
谷嶋弘修	2018.4	児童虐待の現状・近年の児童虐待防止対策をめぐる法改正について: 虐待を受けている児童等の保護についての司法関与を強化する平成 29 年改正法を中心に		捜査研究 67-4	72-81	東京法令出版
木村誠宏	2018.4	実例捜査セミナ・Since1988 着手後の問題点を見据えて、着手前から関係各機関が連携して取り組んだ児童虐待事案(夫が長男に、妻が三女にそれぞれ生涯を負わせた事案)		犯罪学雑誌 84-2	50-56	日本犯罪学会
緒方康介	2018.4	虐待された子どもに実施した KABC-II の分析: フォトリソニック法による推定		厚生福祉 6402	16-17	時事通信社
三重厚生	2018.4	「アトピー」を養成: 児童虐待の法的対応促進(特集 都道府県政令都市 2018 年度厚生・労働・環境関係予算)		ころろ 42	38-74	平凡社
石井光太	2018.4	虐待された少年はなぜ、非行に走ったのか: 病理と矯正教育の最前線(第 1 回) 少年院の人びと		大阪法学 313	1-21	大阪大学大学院法学研究科
床谷文雄	2018.5	ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題(1)		書斎の窓 657	15-23	有斐閣
深町晋也	2018.5	家族と刑法: 家庭は犯罪の温床か?(第 7 回) 家族によって自分の大切なものが奪われるとき		自由と正義 69-5	24-26	日本弁護士連合会
橋本佳子	2018.5	児童相談所・名古屋市中区児童相談所の常勤弁護士の業務内容について(特集 自治体における弁護士の活動領域の拡大-自治体内弁護士業務内容)		住民行政の窓 471	77-79	日本加除出版
総務省自治行政管理局制度課	2018.5	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて		子どもの虐待とネグレクト 20-1	74-79	日本子ども虐待防止学会
河浦龍生	2018.5	子ども虐待の「今」(第 23 回) 児童福祉法改正と子ども家庭支援センターの役割		判例時報 2362	10-11	判例時報社
小池信太郎	2018.5	犯行後の時の経過と量刑: 児童の性的虐待の場合[ドイツ連邦通商裁判所 2016.9]		判例時報 2362	12-13	判例時報社
仲道祐樹	2018.5	児童に対する性的虐待罪における性的行為の判断[ドイツ PTSD 連邦通商裁判所]		ケース研究 332	62-100	中央法規出版
倉石哲也	2018.5	『保育現場の子ども虐待対応マニュアル: 予防から発見・通告・支援のシステムづくり』		青山法学集録 60-1	93-122	日本調停協会連合会
大谷美紀子	2018.6	家族法と子どもの権利条約		大原社会問題研究所雑誌 716	21-41	法政大学大原社会問題研究所
許末恵	2018.6	教育所ニ在ル孤児ノ後見職務ニ関スル法律について(1)-児童福祉法と親権に関する予備的考察		家庭の法と裁判 14	50-59	日本加除出版
原伸子	2018.6	イギリスにおける福祉改革と家族: 「困難を抱えた家族プログラム (Troubled Families Programme)」とシェンダー		季刊教育法 197	128-131	エイデル研究所
大畑亮祐	2018.6	2 か月を超える一時保護の司法審査導入に関する諸問題(1) 学校安全コーナー: 子どもが安心して学ぶ権利の保障のために(第 20 回) 「学校内虐待」体罰・わいせつ行為・暴言等と子どもの権利擁護への提言: 千葉県教育委員会への請願運動を中心として(安全ネット 第 19 回公開学習会報告)		季刊教育法 197	134-143	エイデル研究所
米田修	2018.6	子ども・教育と裁判 判例研究 児童の進学や就職の実現のために親権停止制度が活用された 2 つの裁判例を検討[千葉家裁鶴山支部平成 28.3.17 審判、千葉家裁鶴山支部平成 28.3.31 審判、広島家裁平成 28.11.21 審判]		内外教育 6673	9	時事通信社
古畑淳	2018.6	子ども・教育と裁判 判例研究 児童の進学や就職の実現のために親権停止制度が活用された 2 つの裁判例を検討[千葉家裁鶴山支部平成 28.3.17 審判、千葉家裁鶴山支部平成 28.3.31 審判、広島家裁平成 28.11.21 審判]		ころろ 43	105-139	平凡社
石井光太	2018.6	虐待された少年はなぜ非行に走ったのか: 病理と矯正教育の最前線(第 2 回) 性非行の少年たち				

2018.6	『家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究：家事調停事件及び別表第二審判事件を中心に』	裁判所職員総合研修所 監修 森田ゆり		司法協会
2018.6	『虐待・親にもケアを - 生きる力をとりもどす MY TREE プログラム』改訂版			築地書館
2018.6	『児童相談所における子ども虐待事案への法的対応 - 常勤弁護士視点から』改訂版			日本加除出版
2018.6	家庭裁判所における子の意思の把握と家事調停	二宮周平	『離婚事件の合意解決と家事調停の機能：韓国、台湾、日本の比較を通じて』	日本加除出版
2018.7	特集 母子保健と虐待予防の一体的な取り組みに向けて：子育て世代包括支援センターとして市区町村子ども家庭総合支援拠点	地域保健研究会	地域保健 49-4	東京法規出版
2018.7	子育て世代包括支援センターの現状 (特集 母子保健と虐待予防の一体的な取り組みに向けて：子育て世代包括支援センターとして市区町村子ども家庭総合支援拠点)	地域保健研究会	地域保健 49-4	東京法規出版
2018.7	市区町村子ども家庭総合支援センターとして市区町村子どもの一体的な取り組みに向けて：子育て世代包括支援センターとして市区町村子ども家庭総合支援拠点	地域保健研究会	地域保健 49-4	東京法規出版
2018.7	母子部門と児童相談所の連携強化、支援拠点の充実をめざして：神戸市の取り組み (特集 母子保健と虐待予防の一体的な取り組みに向けて：子育て世代包括支援センターとして市区町村子ども家庭総合支援拠点)	地域保健研究会	地域保健 49-4	東京法規出版
2018.7	支援拠点を教育委員会の中に設置：千葉県南房総市の取り組み (特集 母子保健と虐待予防の一体的な取り組みに向けて：子育て世代包括支援センターとして市区町村子ども家庭総合支援拠点)	地域保健研究会	地域保健 49-4	東京法規出版
2018.7	子ども家庭相談課内に母子保健担当室を設置：千葉県松戸市の取り組み (特集 母子保健と虐待予防の一体的な取り組みに向けて：子育て世代包括支援センターとして市区町村子ども家庭総合支援拠点)	地域保健研究会	地域保健 49-4	東京法規出版
2018.7	子育て世代包括支援センターと支援拠点の連携を強化：北海道千歳市の取り組み (特集 母子保健と虐待予防の一体的な取り組みに向けて：子育て世代包括支援センターとして市区町村子ども家庭総合支援拠点)	地域保健研究会	地域保健 49-4	東京法規出版
2018.7	「名張版ネウボラ」で母子の包括的な支援を実施：三重県名張市の取り組み (特集 母子保健と虐待予防の一体的な取り組みに向けて：子育て世代包括支援センターとして市区町村子ども家庭総合支援拠点)	地域保健研究会	地域保健 49-4	東京法規出版
2018.7	3つの機能を連携した子ども家庭総合支援拠点：山口県山口市の取り組み (特集 母子保健と虐待予防の一体的な取り組みに向けて：子育て世代包括支援センターとして市区町村子ども家庭総合支援拠点)	地域保健研究会	地域保健 49-4	東京法規出版
2018.7	市町の子ども家庭支援体制を調査：山口県の市町のバックアップ (特集 母子保健と虐待予防の一体的な取り組みに向けて：子育て世代包括支援センターとして市区町村子ども家庭総合支援拠点)	地域保健研究会	地域保健 49-4	東京法規出版
2018.7	子ども虐待防止のための課題：自治体間情報共有 (特集 安心・安全に子どもを育てる)		地方議会人：議員研修誌 49-2	中央文化社
2018.7	Arabinda Kumar Choudhary Sabah Servaes Thomas L. Slovis はか			
2018.7	乳幼児の虐待による頭部外傷 (AHT: Abusive Head Trauma) に関する共同合意声明		日本小児科学会雑誌 122-7	日本小児科学会
2018.7	児童期性的虐待とレジリアンス (特集 性暴力：被害と加害をめぐって)		アディクシジョンと家族 33-2	日本嗜癡行動学会
2018.7	子どものための司法面接 (第2回) 事実調査の難しさ (1) 誘導的な面接		内外教育 6676	時事通信社
2018.7	子どものための司法面接 (第3回) 事実調査の難しさ (2) 子どもの被暗示性		内外教育 6681	時事通信社
2018.7	子どもの自己決定と憲法 (6) 米・台・日における子どもの人権・権利論の分析・比較		北大法学論集 69-2	北海道大学大学院法学研究科
2018.7	平野隆之 田中千枝子 佐藤彰一 上田晴夫 小西加留保	日本福祉大学権利擁護 研究センター (監修)		ミネルヴァ書房
2018.7	『権利擁護がわかる意思決定支援：法と福祉の協働』			
2018.7	DV 被害者への法的支援	日本弁護士連合会	『現代法律実務の諸問題 平成29年度研修版』	第一法規
2018.8	性の多様性と親子観の相対化：里親・生殖補助医療などの観点から		法と政治 69-2	関西学院大学法学部
			1149-1151	
			214-227	
			14	
			9	
			334-272	
			271-296	
			1033-1056	

横光光平	2018.8	子ども法の基本構造と憲法上の親の権利			法律時報 1128	116-121	日本評論社
丹羽まどか 加茂登志子 金吉晴	2018.8	性的虐待による複雑性PTSD患者に対するSTAIR/NST(特集 複雑性PTSDの理論と治療)			トラウマティック・ストレス 16-1	48-53	日本トラウマティック・ストレス学会
緒方康介	2018.8	触法少年に対する児童相談所の指導効果			犯罪心理学研究 56-1	89-104	日本犯罪心理学会
仲真紀子	2018.8	司法面接の多様性と実務の課題(日本司法福祉学会第18回大会 多様な人々の共生と司法福祉学一分科会)			司法福祉学研究 18	166-169	日本司法福祉学会
宮腰奏子	2018.8	司法面接の基礎と展開(上) 参考人や被疑者の取調べにおける心理学的技術の応用(第1回) 司法面接の基礎			警察学論集 71-8	110-123	立花書房
秋山千枝子	2018.8	児童虐待防止対策の推進について:法改正と関連施策の動き(特集 多職種連携で取り組む児童虐待防止対策)			保健師ジャーナル 74-8	638-680	医学書院
宮崎晃子	2018.8	死亡事例の検証を踏まえた今後の児童虐待防止対策への期待(特集 多職種連携で取り組む児童虐待防止対策)			保健師ジャーナル 74-8	645-649	医学書院
佐藤綾子 吉田まゆみ	2018.8	児童相談所の保健師活動:神奈川県における実践から(特集 多職種連携で取り組む児童虐待防止対策)			保健師ジャーナル 74-8	650-655	医学書院
沼田直子	2018.8	岩手県の取り組み 岩手県児童虐待防止アクションプランと保健師の活動(特集 多職種連携で取り組む児童虐待防止対策)			保健師ジャーナル 74-8	656-662	医学書院
高三由紀子	2018.8	石川県南加賀保健福祉センターの取り組み 虐待への予防的な関わりを指して:行政が支える多職種連携の仕組みと県型保健師の取り組み(特集 多職種連携で取り組む児童虐待防止対策)			保健師ジャーナル 74-8	663-668	医学書院
土屋麻由美	2018.8	立山町の取り組み 児童虐待防止対策:切れ目のない支援と要保護児童対策協議会の機能強化(特集 多職種連携で取り組む児童虐待防止対策)			保健師ジャーナル 74-8	669-674	医学書院
大畑亮祐	2018.8	0歳0か月0日目の虐待死をなくしたい:「にんしんSOS 東京」での妊娠葛藤相談の現場から(特集 多職種連携で取り組む児童虐待防止対策)			保健師ジャーナル 74-8	675-680	医学書院
安部計彦	2018.8	2か月を超え一時保護の司法審査導入に関する諸問題(2・完)			家庭の法と裁判 15	56-64	日本加除出版
牧野千春	2018.8	子ども虐待と非行の関係(吉村直子教授 追悼記念号)			西南学院大学人間科学論集 14-1	167-194	西南学院大学
小泉径子	2018.8	子どものための司法面接(第4回) 事実調査の環境と手続き(1) 面接室と面接者			内外教育 6685	11	時事通信社
石井光太	2018.8	子どものための司法面接(第5回) 事実調査の環境と手続き(2) 面接の手続き			内外教育 6687	13	時事通信社
中南勲 レインボーフ オスターケア 調査研究部門 ヒアリングチーム	2018.8	児童虐待対応をめぐる現状と課題:近年の児童虐待事件から			調査と情報 1012	1-12	国立国会図書館 及び立法考査局
辻裕教 徳高敦子 許未恵	2018.8	児童虐待研究における量的研究という視点(間宮正幸教授退職記念号)			北海道大学大学院教育学研究紀要 132	139-148	北海道大学大学院 教育学研究
仲真紀子	2018.8	虐待された少年はなぜ非行に走ったのか:病理と矯正教育の最前線(第3回) 飛行少年と発達障害			ころろ 44	101-137	平凡社
打越雅洋 胡桃潭昌謙 後藤啓二 門本泉	2018.8	『荒れる子と向き合う:虐待と愛着障害』					晃洋書房
	2018.9	『「児童養護施設における性的マイノリティ(LGBT)に関するヒアリング調査」報告書』					レインボーフ オスターケア
	2018.9	検察における児童虐待事件への最近の取組			罪と罰 55-4	2-5	日本刑事政策研究会
	2018.9	戦前の児童虐待防止法について(1) その実態と法の意義			法政史学 90	90-115	法政大学史学会
	2018.9	教育二在ル孤児ノ後見職務ニ関スル法律について(2) 児童福祉法と親権に関する予備的考察			青山法学論集 60-2	169-201	青山学院大学 法学部
	2018.9	司法面接の基礎と展開(中) 参考人や被疑者の取調べにおける心理学的技術の応用(第2回) 司法面接の仕組み			警察学論集 71-9	120-138	立花書房
	2018.9	更生支援と児童相談所の課題:A君の事例から考える(特集 親子関係・現場からのレポート)			更生保護 69-9	29-32	日本更生保護協会
	2018.9	家族の虐待から非行に至った少年(特集 親子関係・現場からのレポート)			更生保護 69-9	49-52	日本更生保護協会
	2018.9	関係機関の連携で事件を防げ:報道は原因を分析し再発防止策を検証せよ(小さな命を守る:児童虐待を報じる視点)			新聞研究 809	36-40	日本新聞協会
	2018.9	罰せられるべきはだれか:性虐待と犯罪・非行(特集 加害と被害の関係性・臨床編 親密関係における加害/被害)			臨床心理学 18-5	533-536	金剛出版

高岡昇太	2018.9	子ども虐待から親に対する家庭内暴力へ(特集 加害と被害の関係性・臨床編 親密関係における加害/被害)	臨床心理学 18-5	537-541	金剛出版
西澤哲	2018.9	子ども虐待における加害と被害の世代内連鎖(特集 加害と被害の関係性・臨床編 親密関係における加害/被害)	臨床心理学 18-5	542-546	金剛出版
森田展彰	2018.9	児童虐待加害者にどのような働きかけをするか? : リスク要因の評価と援助関係の確立を中心に(特集 児童虐待)	臨床精神医学 47-9	1011-1019	アークメディア
若穂井透	2018.9	さまざまな取り組み 性的虐待の防止と刑法改正	児童養護 49-2	40-43	全国社会福祉協議会・全国児童養護施設協議会
	2018.9	子どものための司法面接(第6回) いじめの話を聞く(1) 面接の約束事	内外教育 6693	9	時事通信社
	2018.9	子どものための司法面接(第7回) いじめの話を聞く(2) ラポール形成と出来事を思い出す練習	内外教育 6695	12	時事通信社
横田光平	2018.10	児童虐待への国家介入: 分析的考察(特集 家族への公的介入)	法律時報 90-11	37-44	日本評論社
磯川恒生	2018.10	児童への法的介入と憲法-夫婦同氏強制を素材として(特集 家族への公的介入)	法律時報 90-11	10-17	日本評論社
仲真紀子	2018.10	司法面接の基礎と展開(下) 参考人や被疑者の取調べにおける心理学的技術の応用(第3回) 司法面接の展開	警察学論集 71-10	84-100	立花書房
伊藤暢章	2018.10	親権停止制度の現状と輸血同意書に関する問題点: 慎重な審理がなされ無輸血手術が成功した実例と通じて	家庭の法と裁判 16	141-146	日本加除出版
高谷昌樹	2018.10	学校及び教職員の児童虐待対応における通告義務の主体: 防止法の審議過程の議論と手引き資料を手掛かりに	筑波大学教育系論集 43-1	55-66	筑波大学人間系教育学域
羽淵由子 ヤコブ・E・マル チャレンコ 上宮愛 井上智義 水野真木子	2018.10	司法面接の展開: 外国人を対象とした司法面接の取り組み(法と心理学会第18回大会ワークショップ)	法と心理 18-1	41-48	日本評論社
大倉得史 脇中洋 井上雅人 久岡英樹	2018.10	共同生活中のけじめ行為から障害致死罪に問われた被告人Aの心理学的鑑定	法と心理 18-1	117-122	日本評論社
	2018.10	子どものための司法面接(第8回) いじめの話を聞く(3) プレーク	内外教育 6700	9	時事通信社
	2018.10	5歳児童虐待死で検証結果・厚労省専門委 見相問の引き継ぎ不十分: 危険度、緊急性伝わらず	厚生福祉 6442	14-15	時事通信社
石井美智子	2018.10	子どものための司法面接(第9回) いじめの話を聞く(4) プレーク後	内外教育 6703	10	時事通信社
水野紀子	2018.10	「内密出産」としての虚偽届出子出生届: 親子関係存否確認事件を通して考える	法律論叢 91-1	1-38	明治大学法律研究所
土屋顕	2018.10	家族への公的介入: 企画の趣旨	法律時報 1130	4-9	日本評論社
打越さく良	2018.10	DV被害者の代理人から見た実務の現状と課題(特集: DV事件の実情)	家庭の法と裁判 16	40-48	日本加除出版
木村敦子	2018.10	親子関係と公的介入-生殖補助医療の立法に向けて(特集: 家族への公的介入)	家庭の法と裁判 16	49-56	日本加除出版
片山登志子	2018.10	面会交流事件の実情と課題(特集 家庭裁判所の現状と課題)	法律時報 90-11	24-30	日本評論社
石井光太	2018.10	虐待された少年はなぜ非行に走ったのか: 病理と矯正教育の最前線(第4回) 被害者遺族の告白	法の支配 191	64-76	日本法律家協会
	2018.11	子どものための司法面接(第10回) いじめの話を聞く(5) 外部情報との照合	内外教育 6707	118-153	平凡社
	2018.11	『児童福祉と司法の間の子の子の福祉-ドイツにみる児童虐待防止のための諸力連携』	内外教育 6711	12	時事通信社
	2018.11	子どものための司法面接(第11回) いじめの話を聞く(6) 目撃者から話を聞く	内外教育 6711	12	時事通信社
児童虐待防止 対策に関する 関係閣僚会議 警察実務研究 会	2018.11	児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策	政策特報 1556	99-110	自由民主党資料頒布 会
西野緑	2018.11	青年警察官の執行力向上を目指して 青年警察官のための失敗事例に学ぶ初動措置要領(第89回) 万引き事案? 児童虐待事案?	警察公論 73-11	21-29	立花書房
道垣内弘人	2018.12	最重裁判所民事判例研究 民集 64 巻 2 号 三 殺人事件の被害者の両親が加害者とされる少年からの親権者に対して提起した損害賠償請求訴訟において捜査機関等に対する自白に依拠して少年らを殺人等の犯人等として認定し経緯則違反の違法があるとされた事例[平成12.2.7判決]	法学協会雑誌 135-12	2994-3007	東京大学大学院法学 政治学研究所 明石書店

2018.12	『性暴力被害者の総合的・包括的支援 シリーズ3：性暴力被害者への支援員の役割 リブ ロダクティブ・ライツの回復に向けて』	特定非営利活動法人性暴力救援センター大阪 SACHICO		信山社
2018.12	『原簿証法等改正関係職務資料 - 平成 29 年改正』	最高裁判所事務総局		最高裁判所事務総局
2018.12	『虐待「親子心中」 - 事例から考える子ども虐待死』	最高裁判所事務総局		福村出版
2018.12	子どものための司法面接 (第 2 回) いじめの話を中心		内外教育 6713	時事通信社
2018.12	虐待された少年はなぜ非行に走ったのか：病理と矯正教育の最新動向 (第 5 回) ドラッグに溺れた少年たち		こころ 46	平凡社
2019.1	特集 虐待対応のこれから：早期発見と支援、回復に向けて		発達 157	ミネルヴァ書房
2019.1	子ども虐待のこれまでとこれから (特集 虐待対応のこれから：早期発見と支援、回復に向けて - 虐待をめぐって)		発達 157	ミネルヴァ書房
2019.1	虐待死を無駄にしないために (特集 虐待対応のこれから：早期発見と支援、回復に向けて - 虐待をめぐって)		発達 157	ミネルヴァ書房
2019.1	行動の脳科学からみる子育てとその問題 (特集 虐待対応のこれから：早期発見と支援、回復に向けて - 虐待をめぐって)		発達 157	ミネルヴァ書房
2019.1	保健所における虐待がわかれば子ども・保護者への対応 (特集 虐待対応のこれから：早期発見と支援、回復に向けて)		発達 157	ミネルヴァ書房
2019.1	弁護士との親点から重大な虐待事件の防止について考える：求められる関係機関の共同アセスメントと共同プログラミング (特集 虐待対応のこれから：早期発見と支援、回復に向けて - 虐待の早期発見と支援のあり方)		発達 157	ミネルヴァ書房
2019.1	市区町村における子ども虐待対応と支援 (特集 虐待対応のこれから：早期発見と支援、回復に向けて - 虐待からの回復に向けて)		発達 157	ミネルヴァ書房
2019.1	親のトラウマを短期間で軽減する心理プログラムとは (特集 虐待対応のこれから：早期発見と支援、回復に向けて)		発達 157	ミネルヴァ書房
2019.1	非暴力コミュニケーション「機中八重」：頭文字つづりで書える非暴力コミュニケーションの具体策 (特集 虐待対応のこれから：早期発見と支援、回復に向けて - 虐待の早期発見と支援のあり方)		発達 157	ミネルヴァ書房
2019.1	児童相談所における家族支援 (特集 虐待対応のこれから：早期発見と支援、回復に向けて - 虐待の早期発見と支援のあり方)		発達 157	ミネルヴァ書房
2019.1	虐待を受けた子どもの心理的ケア：児童養護施設での経験を中心に (特集 虐待対応のこれから：早期発見と支援、回復に向けて)		発達 157	ミネルヴァ書房
2019.1	「親」でない立場だからできること：「虐待」「いじめ」のなかで生きてきた親たち (特集 虐待対応のこれから：早期発見と支援、回復に向けて)		発達 157	ミネルヴァ書房
2019.1	虐待の淵を生き抜いて (特集 虐待対応のこれから：早期発見と支援、回復に向けて - 虐待からの回復に向けて)		発達 157	ミネルヴァ書房
2019.1	虐待されて育った私が、親になって思うこと (特集 虐待対応のこれから：早期発見と支援、回復に向けて)		発達 157	ミネルヴァ書房
2019.1	特集 虐待における多機関連携		教育と医学 67-1	慶応義塾大学出版会
2019.1	児童相談所と警察の連携 (特集 虐待における多機関連携)		教育と医学 67-1	慶応義塾大学出版会
2019.1	要保護児童対策地域協議会における機関連携の在り方について (特集 虐待における多機関連携)		教育と医学 67-1	慶応義塾大学出版会
2019.1	子ども家庭支援センターの役割と連携の取り組み (特集 虐待における多機関連携)		教育と医学 67-1	慶応義塾大学出版会
2019.1	児童虐待の加害者処遇について (新春特集)		更生保護 70-1	日本更生保護協会
2019.1	民事判例研究 医療ネグレクトに準ずる事案における親権停止審判を本案とする親権者の職務執行停止の保全処分申立事件[東京家庭裁判所平成 28 年 6 月 29 日]		法学新報 125-9・10	中央大学法学会
2019.1	子どもための司法面接 (第 13 回) いじめの話を中心		内外教育 6720	時事通信社
2019.1	児童虐待防止対策で児童福祉改正案を国会提出へ：子ども家庭相談支援体制の強化ワーキングがとりまとめ		週刊保健衛生ニュース 1993	社会保険実務研究所
2019.1	子どもための司法面接 (第 14 回) いじめの話を中心 (1)		内外教育 6723	時事通信社
2019.1	児童虐待防止対策体制総論強化プランの数値を訂正		週刊保健衛生ニュース 1994	社会保険実務研究所
2019.1	子ども家庭局：虐待新プランは初年度 1440 人増 (全国厚生労働部局長会議)		週刊保健衛生ニュース 1994	社会保険実務研究所
2019.2	行政説明 児童虐待防止対策の強化について (特集 児童虐待を起させない社会へ)		月刊福祉 102-2	全国社会福祉学会
2019.2	「児童相談所の体制・専門性の強化」について：弁護士との立場から (特集 児童虐待を起させない社会へ)		月刊福祉 102-2	全国社会福祉学会
2019.2	関係機関連携で取り組む子どもの安全 (特集 児童虐待を起させない社会へ)		月刊福祉 102-2	全国社会福祉学会

正保正恵	2019.2	虐待予防教育としての家政・家庭科教育とバックキャストによるカリキュラム構築				福山市立大学教育学部	67-78	福山市立大学教育学部
佐々木健	2019.2	家事裁判例紹介 子の就職手続に非協力的な親権者の親権停止と保全処分[広島家裁平成28.11.21審判]				民商法雑誌	1313-1318	有斐閣
二宮周平	2019.2	家族法と戸籍を考える(60) 不適切な親権行使に対する家裁と児相の連携: 児童福祉法28条4項の積極的活用				戸籍時報	2-13	日本加除出版
総務省自治行政局住民制度課	2019.2	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について(通知)				住民行政の窓	38-49	日本加除出版
川崎二三彦	2019.2	児童虐待とその影響				家庭の法と裁判	14-35	日本加除出版
友田明美	2019.2	一時保護とめぐる諸問題: 児童虐待と子どもの保護(特集 児童虐待とその影響)				家庭の法と裁判	14-19	日本加除出版
大塚正之	2019.2	傷ついた子どもたちとその「後遺症」-脳科学の観点から(特集 児童虐待とその影響)				家庭の法と裁判	20-25	日本加除出版
橋本帯子	2019.2	児童虐待から生じる諸問題と弁護士役割(特集 児童虐待とその影響)				家庭の法と裁判	26-35	日本加除出版
南部さおり	2019.2	フィンランドにおける子ども虐待の介入の制度に関する一考察: 家族サービス指向と子ども中心指向に注目して				教育福祉研究	23	北海道大学大学院教育学部教育福祉論研究グループ
内藤千尋	2019.2	児童虐待死事件における法医学証拠の役割(加藤哲実教授古稀記念論文集)				法律論叢	91-6	明治大学法律研究所
田部絢子								
石川衣紀								
石井智也	2019.2	北欧における子どもの虐待・家庭内暴力の問題と「子どもの権利擁護センター」の取り組み: スウェーデン・アイスランド・ノルウェーへの訪問調査から				東京学芸大学紀要 総合教育科学系	70-1	東京学芸大学学術情報委員会
能田昂								
柴田真緒								
神長涼								
高松健太								
高橋智								
何星雨								
倉持清美	2019.2	中国における児童虐待の認識				東京学芸大学紀要 総合教育科学系	70-2	東京学芸大学学術情報委員会
島崎幸子								
青木健	2019.2	児童自立支援施設における「ケアニーズの高い子ども」の育て直し支援の経験から予防を考える(特集 障害児虐待の予防と対策: 現状と課題)				子どもの虐待とネグレクト	20-3	日本子ども虐待防止学会
岩野卓	2019.2	地方公共団体の児童虐待死検証に関連する要因の検討				子どもの虐待とネグレクト	20-3	日本子ども虐待防止学会
川村岳人								
相澤仁								
奥山真紀子								
下山田洋三	2019.2	障害児入所施設における被害児の実態調査: 入所児童および短期入所・日中一時支援利用児童について(特集 障害児虐待の予防と対策: 現状と課題)				子どもの虐待とネグレクト	20-3	日本子ども虐待防止学会
小宮純一	2019.2	子ども5歳女児虐待死事件・検証報告書を読み解く 家族病理把握できず 親子分離逸した児童相談所				内外教育	6726	時事通信社
林弘正	2019.2	小4女児死亡事件 児童虐待全案、1カ月以内に緊急確認: 新たな防止取りまとめ: 政府子どものための司法面接(第16回) いじめの話を聞く(11) C夫から話を聞く				金曜日	27-6	金曜日
村井敏邦	2019.2	近時の裁判実務における児童虐待事件の刑事法的考察(6完)				厚生福祉	6469	時事通信社
石井光太	2019.2	少年をめぐる問題: 基調報告(特集 矯正・保護総合センター主催矯正・保護家庭開設40周年記念事業日英シンポジウム「少年司法のゆくえん」報告)				内外教育	6731	時事通信社
行政判例研究会	2019.3	虐待された少年はなぜ非行に走ったのか: 病理と矯正教育の最新線(最終回) 更生保護施設の未来: 「田川ふれ愛義塾」の取り組みを通して				武蔵野法学	10	武蔵野大学法学会
酒井邦彦	2019.3	行政判例研究(663・1063) 親権者による児童への虐待と理由とした児童相談所の一時保護につき必要最小限の期間を超えて継続した違法の有無が争われた事例[東京地裁平成27.3.11判決]				龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報	8	龍谷大学矯正・保護総合センター
大石千歳	2019.3	児童虐待と私				こころ	47	平凡社
佐々木真吾	2019.3	何を「児童虐待」とみなすのか?: 冤罪という観点から児童虐待への認識の歴史の変遷や文化差および医学的診断の問題点について考える				自治研究	95-3	第一法規
	2019.3	保育科生に対する司法面接演習の効果: 子どもへの面接に対する意識調査から				理査研究	68-3	東京法令合出版
	2019.3	RISTEX 研究プロジェクト特集-シンポジウム 児童虐待事件への刑事的介入における多機関連携				東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要	54	東京女子体育大学東京女子体育短期大学
	2019.3					名古屋女子大学紀要・自然編・人文・社会編	65	名古屋女子大学
	2019.3					社会安全・警察学	5	京都産業大学社会安全・警察学研究所

田村正博	2019.3	基調報告 児童虐待事案における警察の刑事的介入の現状と課題：個人保護型調査における関係機関との連携を中心に (RISTEX 研究プロジェクト特集 - シンポジウム 児童虐待事案への刑事的介入における多機関連携)	社会安全・警察学 5	5-24	京都産業大学社会学部・警察学研究所
岡聡志	2019.3	児童相談所と警察の連携：児童相談所調査を踏まえて (RISTEX 研究プロジェクト特集 - シンポジウム 児童虐待事案への刑事的介入における多機関連携)	社会安全・警察学 5	25-33	京都産業大学社会学部・警察学研究所
仲真紀子	2019.3	子どもの司法面接・協同面接の現状と課題 (RISTEX 研究プロジェクト特集 - シンポジウム 児童虐待への刑事的介入における多機関連携)	社会安全・警察学 5	35-42	京都産業大学社会学部・警察学研究所
酒井邦彦	2019.3	児童虐待事案への警察の対応：他機関との連携を中心に (RISTEX 研究プロジェクト特集 - シンポジウム 児童虐待事案への刑事的介入における多機関連携)	社会安全・警察学 5	43-48	京都産業大学社会学部・警察学研究所
滝澤依子 増井敦 北村博文	2019.3	パネルディスカッション (RISTEX 研究プロジェクト特集 - シンポジウム 児童虐待事案への刑事的介入における多機関連携)	社会安全・警察学 5	49-69	京都産業大学社会学部・警察学研究所
服部達也	2019.3	虐待事案により少年院送致となった少年・家族への少年院における福祉的支援の実践例に基づき家族関係再構築、包括的支援の在り方への考察 (RISTEX 研究プロジェクト特集)	社会安全・警察学 5	139-148	京都産業大学社会学部・警察学研究所
岡聡志 清水孝教	2019.3	児童相談所調査から見えてくる警察との連携における課題 (調査報告) (RISTEX 研究プロジェクト特集)	社会安全・警察学 5	157-173	京都産業大学社会学部・警察学研究所
岡本昌子	2019.3	児童虐待とカナダ刑法 43 条 (RISTEX 研究プロジェクト特集)	社会安全・警察学 5	175-191	京都産業大学社会学部・警察学研究所
須賀博志	2019.3	児童相談所派遣警察官の業務と機能：児童虐待対応を中心に (RISTEX 研究プロジェクト特集)	社会安全・警察学 5	193-205	京都産業大学社会学部・警察学研究所
緒方康介	2019.3	虐待被害による解離症状がワケメダに及ぼす影響	犯罪学雑誌 85-1	15-23	日本犯罪学会
徳高敦子	2019.3	戦前の児童虐待防止法について (2) その実態と法の意義 (加納格先生退職記念号)	法政史学 91	76-90	法政大学史学会
深町藍也	2019.3	家族と刑法：家庭は犯罪の温床か? (第 11 回) 子どもが親による保護を受けられないとき	書齋の窓 662	30-38	有斐閣
後藤啓二	2019.3	『子どもが守られる社会に』			エッセック
井上景	2019.3	中核市等児童相談所設置における課題：奈良市の児童相談所設置準備にみる課題とビジョン	甲南女子大学研究紀要 55-1	33-41	甲南女子大学
	2019.3	金曜アンテナ「乳幼児虐待」で冤罪被害、日弁連がシンポジウムで報告「揺さぶられ症候群」に疑問符	金曜日 27-8	5	金曜日
	2019.3	児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について (依頼)	週刊教育資料 1513	18-20	教育公論社
	2019.3	児童福祉主管課長会議 児童虐待防止対策・体制の強化策を説明 都道府県等での対応徹底、支援策を強化	週刊保健衛生ニュース 2000	30-33	社会保険実務研究所
	2019.3	児童虐待防止対策の新しいルールを都道府県等に通知 要保護児童は欠席 7 日以上で里相に連絡	週刊保健衛生ニュース 2000	36-39	社会保険実務研究所
	2019.3	『保育者のための子ども虐待対応の基本 - 事例から学ぶ「気づき」のポイントと保育現場の役割』	保育と虐待対応事例研究会		ひとなる書房
柳原三佳	2019.3	『私は虐待していない - 検証 揺さぶられっ子症候群』			講談社
	2019.3	『要保護児童対策調整機関専門職研修テキスト - 基礎自治体職員向け』			明石書店
	2019.3	『児童福祉司研修テキスト - 児童相談所職員向け』			明石書店

資料7 日本における児童福祉に関する年表 - 児童虐待防止を中心に - 第9期 2017年1月～2020年1月

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
2017 (H29)	1	「養育延長は待機児童に集計 不本意な場合、厚労省検討」 厚生労働省は16日、希望しても認可保育所などに入れない待機児童の定数に限り、預け先が見つからずに保護者が育児休業を延長せざるを得ない場合には待機児童とする検討に入った。現状では市区町村の判断に委ねられ、多くの場合、集計から除外されている。	2017 (H29)		「母子緊急一時保護事業」 単独事業 S47～、H23より町村分のみを対象
	1	「発達障害、進学先と連携を 支援計画引き継ぎで報告」 総務省行政評価局は20日、自閉症やアスペルガー一症候群などの発達障害を抱える児童・生徒に対する個人別の支援計画を、進学時に引き継ぐ仕組みが不十分として、文部科学省と厚生労働省に改善を勧告した。			東京都 「児童虐待防止の普及啓発」 H5～
	1	「1億総活躍へ「壁」排除 教育機会の確保訴え」 安倍晋三首相は施政方針演説で「1億総活躍社会」の実現に向け、画一的な労働制度などの「壁」を取り除いていくと強調した。奨学金制度の充実で貧困に直面する子どもを支援する姿勢を示し、教育の機会確保の重要性も説いた。			東京都 「児童虐待ケースマネジメント事業」 単独事業 H8～
	1	「LGBT尊重、具体策明記 福島県が基本計画改定へ」 福島県が改訂作業を進める男女共同参画の基本計画に、同性愛者や性同一性障害を抱える人ら性的少数者(LGBT)を尊重し、相談窓口の設置や理解を促す学校教育の実施など具体的な施策を盛り込むことが27日、分かった。同日の審議会で改定案の案が示され、了承された。県は審議会への答申を受け、3月末までに改定する。			東京都 社会福祉協議会 「東京都自立援助促進事業」 単独事業 H8～
	1	「民間の養子縁組319件 成立時1歳以下は8割超 14、15年度、厚生労働省が調査」 特別養子縁組の利用促進を構築する厚生労働省が民間あつせん団体の活動上状況を調査した結果、2014、15両年度の仲介したの計319件(14年度158件、15年度161件)だったことが28日、分かった。成立時の子どもの年齢は「1歳以下」が約85%を占め、児童相談所(48%)に比べて生後のより早い段階で縁組が成立している実態も判明した。民間団体の活動に関する詳細な調査は初めて。			東京都 「児童虐待対応強化事業」 単独事業 H12～
	2	「3歳児暴行死で懲役9年 「守るべき長男を虐待」 堺市のマンションで2015年6月、当時3歳の長男を浴室に閉じ込め、暴行し死なせたとして、傷害致死や監禁などの罪に問われた養父常峰渉被告(33)の裁判員裁判で、大阪地裁堺支部は3日、懲役9年(求刑懲役13年)の判決を言い渡した。			国庫補助事業 東京都 「心理療法治担当職員の配置」 H13～
	2	「発達障害担当の教員手厚く 改正法案を閣議決定」 政府は7日、発達障害のある児童生徒や外国人から日本語指導が必要な児童生徒を担当する教員を、安定的に配置することを柱とする義務教育標準法や学校教育法など五つの改正法案を閣議決定した。			国庫補助事業 東京都 「児童虐待カウンセリング強化事業」 H13～
	2	「少年法適用18歳未満」法相、法制審に諮問教育の機会奪う懸念も 懲役刑の改革検討」 金田勝年法相は9日、少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満へ引き下げる内容について法制審議会(法相の諮問機関)に諮問した。18歳から投票できるようにした改正公選法に少年法員直しの検討が明記され、自民党も引き下げを提言していた。ただ改正案は、18、19歳は保護観察や少年院送致など更生のための施策を受けられなくなり、起訴猶予や罰金刑で済むケースが増えることと懸念する声が出ており、法制審で議論の焦点になりそうだ。			東京都 「家族再統合のための援助事業」 継ぎ足し事業 H14～
	2	「保育所でも国旗国歌 厚労省、18年度から新指針「押し付け」と懸念も」 厚生労働省は14日、保育所の運営指針について、2018年度からの改正案を公表し、3歳以上の幼児を対象に、国旗と国歌に「親しむ」と初めて明記した。			東京都 「家庭復帰促進事業」 単独事業 H15～
	2	「児童虐待、家裁が関与強化 児相に勧告へ 保護者指導に実効性」 児童虐待への対応強化を盛り込んだ児童福祉法改正案の概要が15日、判明した。家庭裁判所の関与を強化した内容で、保護者への指導を家裁が児童相談所に「勧告」ができるようになる。家裁は、指導の結果を、施設入所など強制的に親から子を引き離す措置の必要があるかどうかの判断材料とする。司法機関が第三者的立場で関わることで児相と保護者とのトラブルを回避し、指導に実行性を持たせると狙った。			東京都 「医療機関における虐待対応力強化事業」 単独事業 H19～
	2	「万博誘致、子育て支援拡充 大阪市の17年度当初予算案」 大阪市は16日、一般会計を兆7627億円とする2017年度当初予算案を発表した。大阪府からの権限移譲で教職員人件費などが増え16年度比6.8%増となった。25年の国際博覧会とカジノを中心とする統合型リゾート施設の誘致関連費としてそれぞれ1億1千万円、3千万円を計上する。			東京都 「専門機能強化型児童養護施設」 単独事業 H19～
	2	「待機児童、対策追い付かず 想定超える保育需要増」 安倍晋三首相は17日、2017年度末までに「待機児童ゼロ」を実現するとの目標について、事実判断を表明した。保育士の確保に向けた昇給制度の導入などに取り組んできたが、子どもを預けて働きたいという保育需要の高まりには追い付いていない現状を認めた。政府はさらなる対策の検討が迫られる。			東京都 区市町村 「ひとり親家庭等生活上事業」 継ぎ足し事業 H20～

法律・政策・事件・研究等の動向		東京都・大阪府・大阪市の動向	
年	月	年	月
2			
	「全員里親の元で養育を、兵庫・明石が支援策」 兵庫県明石市は17日、親と暮らすことができない乳幼児全員が小学校入学前に、児童養護施設ではなく、里親の元で育てることを目指す「あかし里親100%プロジェクト」を2017年度から始めると発表した。		東京都 区市町村 「要支援家庭の早期発見・支援事業」 単独事業 H20～
3	「養子縁組元業者の2人起訴 児童福祉法違反罪、千葉」 千葉地検は28日、特別養子縁組を希望する夫婦に営利目的で乳児をあつせんしたとして、児童福祉法違反の罪で、千葉県四街道市の養子縁組あつせん業者「赤ちゃんの未来を救う会」(解散)の元理事上谷清志(36)＝那覇市、元代表理事伊勢田裕(32)＝札幌市手稲区＝の両容疑者を起訴した。地検は2人の認否を明らかにしていない。		国庫補助事業 東京都(委託) 「地域生活支援事業(ふらっとホーム)」 H20～
3	「特別養子 原相も申立て 養親不同意で家裁に 虐待児童救済へ有識者会議」 厚生労働省の有識者会議は28日、児童相談所が家庭裁判所に「特別養子縁組」適否判断を申し立てられる新たな仕組みを求める意見書をまとめた。現在申し立て可能なのは養親希望者のみだが、虐待などで新しい家庭が必要とされる子ども、実親の同意がないケースでは申し立てを避けることが多い。不適切な養育環境に苦しむ子どもの救済に向け、申し立て権限を原相にも広げ、実親の同意がなくても必要な縁組を促進する狙いがある。		東京都(社会福祉法人等へ委託) 「社会的養護処遇改善加算対応研修」 H21～
3	「教えた命」児相に提言 双子虐待死で対策強化を 愛知県豊橋市で2012年、幼い双子の姉妹が父親の暴行で死亡した事件を巡り県は29日、医師や弁護士らでつくる検証委員会による検証結果を公表した。県児相相談所は虐待の疑いを知り対応を始めたが、姉妹の保護は遅れており、報告書は姉に続き暴行が深刻化した妹を「救うことができた命だ」と指摘した。		国庫補助事業 東京都 区市町村、施設設置者 「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」 H21～
3	「貧困の子支援を仲介 NPOと企業つなぐ協議会」 内閣府は30日、子どもへの貧困対策に取り組むNPO法人などと、自社の強みや特徴を生かして支援したい企業を仲介するため、官民による協議会を発足させた。加藤勝信1億総活躍担当相は発足式で「社会全体で子どもに寄り添った活動を展開していきたい」と述べた。		国庫補助事業 東京都(委託) 「児童養護施設退所者等の就業支援事業」 H22～
3	「10月の待機児童4万7千人 2年連続、2千人増加」 認可保育所などに入れない待機児童は2016年10月1日時点で4万7738人に上り、前年同期に比べ2423人増えたことが9日、厚生労働省の集計で分かった。増加は2年連続。16年4月1日時点では約2万3千人だった。		東京都 「養育家庭等自立援助事業」 単独事業 H24～
3	「子ども貧困で最終結果 大阪、母子世帯深刻」 大阪府は31日、子どもの貧困対策を検討する有識者会議を大阪市内で開き、府内全43市町村の小学5年と中学2年、それぞれ2年の保護者の生活実態調査結果を報告した。世帯更生と所得との関係性を分析した結果、母子世帯の40%が世帯所得200万円未満で、全体(10%)や父子世帯(12%)を大きく上回った。		東京都(補助) 「自立支援強化事業」 単独事業 H24～
4	「児童虐待対策室」を新設 大阪府警、全国初 児童虐待の通告数が全国最多で、子どもが犠牲になる事件が相次いでいることを受け、大阪府警は1日付で「児童虐待対策室」を新設し、3日に発足式を開いた。府警によると、全国の都道府県警で虐待対策の専門部署は全国初とみられる。		東京都 「乳児院の医療体制整備事業」 単独事業 H24～
4	「他の園児に手伝わせ縛る 愛知の幼稚園虐待」 愛知県岡崎市の「やはらぎみやこ幼稚園」で女性教諭2人が男児の手足を粘着テープで縛り口に貼ったりする虐待をしていった問題で、縛る際に女性教諭が別の園児に手伝わせていたことが9日、分かった。		東京都 「児童相談所全国共通ダイヤル相談等業務委託」 継ぎ足し事業 H27～
4	「男性カップルを里親認定 全国初、10代預かる 大阪市、多様な社会反映」 親の不在や虐待などから家庭で暮らせない子どもを育てる養育里親に、大阪府が30代と40代の男性カップルを認定したことが5日、市などへの取材で分かった。2人は2月から、市側に委託された10代の男の子を預かっている。厚生労働省は「同性カップルを認定した事例はない」としており、全国初とみられる。		東京都(民間事業者へ委託) 「ひとり親家庭等在宅就業推進事業」 H27～
4	「困窮世帯で学習理解度低下 大阪市の子ども実態調査」 大阪府は13日、生活に困窮する子どもの実態把握のため実施したアンケートの最終報告書を公表した。困窮の程度が深刻な世帯ほど子どもの学習理解度が下がるとの傾向がめられたといい、吉村洋文市長は記者会見で教育大学との連携などの支援策に取り組む意向を示した。		国庫補助事業 東京都(町村部のみ) 「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」 H27～
4	「園児虐待で教諭書類送検 愛知、手足に粘着テープ」 愛知県岡崎市の「やはらぎみやこ幼稚園」で教諭が園児の手足を粘着テープで縛るなどの虐待をしていった問題で、県警が暴行と傷害の疑いで、女性教諭2人を書類送検していたことが22日、捜査関係者への取材で分かった。14日付。		国庫補助事業 東京都(町村部のみ) 「ひとり親家庭相談窓口強化事業」 H27～
4	「子どもの犯罪被害防止を 警察庁長官が訓示」 警察庁長官は25日、各都道府県の生活安全と地域部門の責任者を集めた会議を東京都内で開いた。坂口正芳長官は、千葉県でベトナム国籍の女児が殺害された事件に「通学路、学校などに触れ」通学路、学校などに触れる子どもの犯罪被害を防止するため、警視庁や見守り活動に「重点的に取り組まなければならない」と訓示した。		東京都 区市町村 「とうきょうママパパ応援事業(旧出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業))」 単独事業 H27～
4	「貧困世帯に大学進学支援を 超党派議員連団提言」 子どもの貧困対策を進める超党派の議員連団(会長・田村憲久前厚生労働相)は25日の総会で、生活保護を受けている家庭の子どもが大学や専門学校に進学するための支援策など教育機会確保の提言をとりまとめた。近く厚労相と文部科学相に提出する。		東京都(指定管理) 社会福祉法人 東京都社会福祉事業団 「連携型専門化機能センター事業」 単独事業 H27～

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
5		「親権停止」昨年最多83件 虐待やネグレクト(育児放棄)などをした親に対し、全国の家族が出した「親権停止」の決定が、昨年1年間は83件と過去最多だったことが15日、最高裁の集計で分かった。親権停止は2012年4月に始まった制度で、活用が進んでいることがわかった。最高裁は「児童相談所長による申し立てが増えたことが要因」と分析している。			国庫補助事業 東京都福祉協議会 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金交付事業」 H28～
5		「4か月不明」乳児保護 大阪府警児童虐待対策室は8日、約4か月間所在が分からなかった同府茨木市の生後8か月の男児を6日に名古屋市内で無事保護したと発表した。けがや虐待の形跡はないという。府警は児童相談所や自治体との情報共有を強化するため今年4月に同対策室を新設、初の保護事業となった。			東京都「里親委託交流事業」 単独事業 H28～
5		「1歳男児重体、父再逮捕」傷害容疑、日常的に虐待か 埼玉県鶴ヶ島市で4月、次男(1)の頭をさきで殴るなどし重体とさせたとして、傷害罪で起訴された同市の無職佐野良明被告(23)が、昨年末にも暴行を加えていた疑いが強まったとして、埼玉県警が別の傷害容疑で1日に再逮捕する方針を固めたことが10日、捜査関係者への取材で分かった。			東京都「グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業」 単独事業 H28～
5		「保育中に死亡事故13件 16年、睡眠時に多く」内閣府は12日、全国の保育所や幼稚園、認定こども園などで2016年に起きた事故が875件に上り、うち子どもが死亡したケースが13件あったと発表した。半数超の7件が0歳児で、4件は1歳児。10件が睡眠時に起きており、安全性の向上が急務となっている。			東京都「子供の居場所創設事業」 単独事業 H28～
5		「家庭環境での養育重要 赤ちゃんポスト10年、熊本」親が育てられない赤ちゃんを匿名で預け入れる施設「このよりのゆりかご」(赤ちゃんポスト)を考えるシンポジウムが14日、熊本市であり、設置主体の慈恵病院(同市)の運田太二理事長は「命を助けるだけでなく、子どもへのあわせをどうするか、特別養子縁組など、家庭での養育が大切だ」と訴えた。			東京都(委託先:乳児院2カ所)「新生児委託推進事業」 単独事業 H29～
5		「教育の機会均等で格差防ぐ 骨太方針の骨子案判明 育児支援も 財源は夏以降」政府が6月に取りまとめる経済財政運営の指針「骨太方針」の骨子案が20日、明らかになった。今後の重点課題として「格差を固定化させないために人材育成・教育」と明記。所得の低い家庭でも高等教育を受けられるよう授業料負担などを軽減し、機会均等を図ることで格差の固定化を防ぐ。幼児教育の段階的な無償化を含む「少子化対策、子ども子育て支援」の検討も柱とした。			東京都「乳児院の家庭養育推進事業」 単独事業 H29～
5		「営利目的あつせん認めぬ 養子縁組元業者、千葉地裁」特別養子縁組を希望する夫婦に営利目的で乳児をあつせんしたとして、児童福祉法違反罪上谷浩彦(36)＝那覇市＝の同被告の初公判が23日、千葉地裁(高木順子裁判長)で開かれ、同被告も起訴内容を認めた。			東京都「子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業」 単独事業 H29～
7		「虐待児356人退院できず 治療終えても親元返せず 医療機関入院し、虐待被害が疑われた子どものうち、治療を終えても親元に返せず、受け入れられる施設も見つからないなどの理由で入院が長引いた子どもが昨年までの年間になんとも356人いたことが21日までに、小児科医のグループによる全国調査で分かった。このうち半数以上は入院が2週間以上に及んでいたとみられる。			東京都「要支援家庭を対象としたST事業」 単独事業 H29～
7		「特別養子年齢引き上げ議論 法務省など研究会開催」実親が育てられない事情にある子どもを戸籍上、養父母の「実子」と同じ扱いにする特別養子縁組の対象年齢について、厚生労働省の有識者会議が、現行の「原則6歳未満からの引き上げが必要とする意見書」をまとめたことを受け、法務省などが研究会を開き、年齢引き上げに向けて議論を始めたことが21日、分かった。意見書集約し、報告書の取りまとめを旨指すとしている。			東京都「子供の貧困対策支援事業」 継ぎ足し事業 H29～
7		「貧困・虐待で支援策検討 教育と福祉枠超え連携」子どもの貧困や虐待が深刻化する中、文部科学省、厚生労働省、厚生労働省は今年、「教育・福祉の連携・協力推進協議会」を設置し、一体的な支援策の検討に乗り出した。若手、中堅の実務者が集まって家庭が抱える課題を語り起こし、きめ細かいサポートへの道筋をつけるのが狙い。両省が枠を超えるのが狙い。両省が枠を超えるのが狙い。			国庫補助事業 東京都「社会的養護自立支援事業」 H29～
7		「性暴力の実態調査を 被害者が法務省に要望書」性犯罪を被害者から今年施行されたことを受けて、父親から性的虐待を受けた経験を持つ山本潤さんが代表理事を務める団体「Spring」が21日、性暴力の実態調査などを求める要望書を法務省の野野村政務官に手渡した。			
8		「特別養子縁組 年間千件 就学前75%は里親へ 厚労省が数値目標導入」児童虐待や貧困により親元で育てられない子どもが家庭での養育を受けられなくなるため、厚生労働省は2日、戸籍上、養父母の「実子」として扱える特別養子縁組をおおむね5年で倍増、年間千件以上の成長を目指すとの数値目標を導くことを決めた。			
8		「入所児童への虐待公表急務 福島県、09年度から8年分」福島県は9日、児童養護施設などに入所している子どもも里親に委託されている子どもへの虐待の有無について、2009年度から公表する決まりになったと発表した。16年度までの8年分をまとめて公表し、14年度に2施設で虐待があったと明らかになった。			
8		「児童虐待12万件、過去最悪 面前DV厳正めかららず 26年連続の増加 厚労省まとめ、16年度」全国に210カ所ある児童相談所が2016年度に対応した児童虐待の件数が12万2578件(速報値)となり、過去最多となったことが、17日、厚生労働省のまとめで分かった。児童虐待への意識が高まり、相談・通告が増えた面もあるが、配偶者への暴力で子どもが心理的ストレスを受け「面前DV」などは増え、以前と比べて閉じめがなかなかない実態が明らかになった。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
8		「施設は里親家庭の虐待62件、14年度、厚労省まとめ」厚労省は17日、虐待や貧困などの理由から親元で暮らせない子どもが、入所先の施設や里親家庭で虐待を受けた事例が2014年度に62件あったことを明らかにした。虐待を受けたのは86人で、半年以上被害を受けた子どももいた。87件だった13年度からは減少しているが、09年度の集計開始以降、3番目に多かった。			
8		「児童虐待の件数が全国最多の大坂で被害の深刻化を防ごうと、大阪府警は府内の子ども家庭センター（児童相談所）などと合同で21日、効果的に情報を共有し連携を強化する研修を大阪市内で実施した。			
9		「10代のSOS、スマホで 支援団体につなぐサイト」悩みを打ち明けられる人が身近にいない10代のSOSを受け止めようとしてスマートフォンなどを駆使して各地の支援団体につなぐサイト「Mex（ミークス）」を東京のNPO法人が運営している。担当者は「つらくならなから気軽に訪れて」と呼び掛けている。			
9		「児童虐待で検事研修実施 無罪相次ぎ、捜査向上図る 府相、医療機関と連携」児童虐待事件の無罪判決が相次いでいることを受け、法務・検察当局が、虐待に関する専門知識を習得して操作能力を向上させるため、検事研修に近く乗出すことが14日、関係者への取材で分かった。虐待事件は増加傾向だが、被害者が幼く、密室で行われるため事実認定や立証が難しいとされる。研修で子どもの特徴や精神的負担といった特有の事情への理解を進め、児童相談所や医療機関との連携も深めたいとしている。			
9		「虐待の男、懲役10年確定へ 脅して死んだ金魚食べさせる」最高裁第2小法廷（鬼丸かおる裁判長）は、福岡県久留米市で2015年、同居していた女性の長女に死んだ金魚を食べさせたとして、強要などの罪に問われた無職江上孝被告（47）の上告を棄却する決定をした。14日付、懲役10年の一、二審判決が確定する。			
9		「虐待疑い、初の3万人超え 緊急保護も最多、18歳未満 上半期、全国の警察」親が保護者から虐待されている疑いがあると、全国の警察が今年1～6月に児童相談所へ通告した18歳未満の子どもの数は3万2622人だったことが21日、警察庁のまとめで分かった。昨年同期より5751人増え、上半期ごとの統計がある2011年以降では初めて3万人を超えた。			
9		「児童虐待対策で検事研修 捜査や公判に活用」児童虐待事件の無罪判決が相次いでいることを受け、法務・検察当局は25日、検事が虐待に関する専門知識を学び、捜査や公判に役立てるための研修を開いた。			
9		「女児虐待死、母に懲役4年 高知地裁、事故や過失否定」高知市で2015年、生後10ヵ月の長女に暴行し、死亡させたとして、傷害致死罪に問われた母親の無職吉本みゆき被告（42）の裁判員裁判で、高知地裁（山田裕文裁判長）は25日、懲役4年（求刑懲役5年）の判決を言い渡した。			
9		「「将来の虐待」防げ、滋賀県警、高校に出前授業」滋賀県近江八幡市の県立八幡高校で26日、県警が「将来の児童虐待」を防ぐことを目的に出前授業を実施した。高校生を、親となり育児に関わる前の世代と位置付け、第1陣として来年3月までに県内13校で実施する予定。さらに増やす計画という。			
9		「虐待死の子ども27人 半数以上は40歳児 悩む母親、今年上半期 全国の警察が摘発した今年1～6月の虐待事件で、死亡した18歳未満の子どもは27人に上り、このうち半数以上の15人が40歳児だったことが30日、警察庁のまとめで分かった。死亡事件で摘発された保護者らは、27人。母親がわが子に手をかけたケースが多く、育児ノイローゼや思いがけない妊娠で精神的に追い詰められた姿がうかがえる。			
9		「保育の受け皿に500億円 財務省、10万人分を拡大」財務省は4日財政制度等審議会分科会で、待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大のため、2018年度当初予算500億円程度を計上する方針を示した。安倍首相が20年度末までに32万人分の受け皿を整備すると表明しており、18年度は10万人増やすのに必要な保育所の運営費として500億円を見込んだ。			
10		「「支えあう社会」になって児童養護施設出身者が講演」虐待などの理由から家庭で暮らせない子どもたちが入所する児童養護施設出身者を支援するシンポジウムが7日、東京都武蔵野市で開かれた。出身者の阿部華奈さん（20）が講演し、施設退所後にもアパートの入居を研らねるなど生活上の悩みがあるとして「困っている人がいたら支え合う社会になってほしい」と訴えた。			
10		「貧困家庭の中3に塾代補助 渋谷区、クーポン資金募る」子どもたちの学習支援などに取り組んでいる公益社団法人「チャンス・フォー・チルドレン（CFC）」（東京）と東京都渋谷区などは12日、同区内に住む貧困世帯の中学生30人、学習塾代などに使えるクーポン券を提供する計画を発表した。住民共同で、家庭の経済事情で塾に通えない中学生の高校受験を支援するのが狙い。必要な資金はインターネット上で寄付金を募って賄う。			
10		「年内に2兆円の使途具体化 子育て支援、教育無償化に」安倍首相が看板政策「人づくり革命」に充てるとしていた2兆円の財源確保のめどが立った。今後は教育無償化など具体的な子育て支援策の制度設計を急ぐ。年内に「政策パッケージ」としてまとめ、2兆円の割り振りも示す方針だ。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
10		「虐待NO. アニメで学んで、滋養の無料サイト開設」 「将来の児童虐待」を防ごうと、滋賀県の高校生を対象に虐待防止の出前授業を行っている県警と大津市のNPO法人が1日、授業の教材で使用している10話のアニメを無料で閲覧、ダウンロードできるインターネットサイト「おはなしオレンジリボン」を開設した。			
11		「虐待裏付け理論検証を 冤罪防止でプロジェクト」 「乳幼児揺さぶられ症候群」(SBS)で虐待を疑われた養育者の冤罪を防ごうと、弁護士や研究者らが「SBS検証プロジェクト」を立ち上げた。ホームページを開設し、SBSの医学理論が海外で問題視されている状況を解説。「裁判所や検察と議論を深める必要がある」と語っている。今後、医師らと研究会を開催するほか、弁護士活動での連携も目指す。			
11		「11歳長女暴行、母親に有罪」 「しつこく正当化できず」 “ママ友”と共謀し長女(11)の顔面を殴ったとして、暴行罪に問われた母親(41)＝大阪府三郷市、同級生の母親で友人の女(40)＝同市、同級生の母親で友人の女(40)＝同市＝に大阪地裁は9日、それぞれ懲役4ヶ月、執行猶予3年(求刑懲役6ヶ月)の判決を言い渡した。			
11		「寄付金で子どもの貧困基金 大阪府、来春運用目指す」 大阪府は10日の幹部会議で、子どもの貧困対策に充てるため、市民や民間企業などから集めた寄付金で基金を創設する方針を明らかにした。府によると、こうした基金は全国的にも珍しいという。来春2月開会の府議会に関連条例案を提出し、来春からの運用を目指す。			
11		「虐待の連携面接377件 負担軽減で児相と捜査当局「現場に浸透」評価の声 自治体間で温度差も」 虐待に遭った子どもにも、児相相談所と捜査当局が連携して被害内容を確認する面接が、2015年10月から17年3月までに、全国の自治体で377件実施されたことが18日、厚生労働省への取材で分かった。児相と捜査当局が別々に面接し、つらい体験を何度も語らせるのは大きな心理的負担になるため、連携で回数を減らし、負担を軽減する狙いがある。専門家からは、「連携面接が現場に浸透しつつある」と評価する声が出ている。			
12		「横浜で待機児童が急増 新定員の初適用で」 横浜市は1日、10月1日現在の待機児童数が1877人となり、前年同期の391人から1486人増加したと発表した。育児休業中でも保育所が見つかれば復職する意思が保護者にある場合は待機児童に含めるとの新定義を初めて適用したため。利用申請者も6万8544人で最多を更新した。			
12		「貧困家庭の子に給付金 新生活支援、民間団体」 子どもの貧困対策に取り組み公益財団法人「あすのば」(東京)は、来春4月に入学するか新生活を始める低所得家庭の子どもの応援を募集している。支給は1人3万～6万円、成績は問わず、返済不要。			
12		「4か月男児虐待した疑い 母親逮捕、揺さぶりか」 大阪府八尾市で6月、生後4か月の長男を虐待して急性硬膜下血腫や眼底出血などの重傷を負わせたとして、府警捜査1課は5日、傷害の疑いで同市東2の6の16、福祉施設職員渋谷富江容疑者(32)を逮捕した。			
12		「県警に通報せず2日経過 「虐待」と把握の児相 愛知県大府市で長男(2)に多量の睡眠導入剤を飲ませたとして殺人未遂容疑で母親の無職立石映里容疑者(37)が6日に逮捕された事件で、県知事・児相・県警が連携センター(児相相談センター)が発生当日の4日に事案を把握しながら、県警に通報していなかったことが7日、センターなどへの取材で分かった。			
12		「3歳男児虐待、死なせた疑い、父親逮捕「踏みつけた」」 3歳の長男を虐待して死亡させたとして、滋賀県警草津署は8日、傷害致死の疑いで父親の無職坂野和真容疑者(36)＝同県草津市木川町＝を逮捕した。1投げたり、頭や腰を踏みつけたりした」と容疑を認めている。			
12		「熱湯浴びさせた疑い、母親逮捕 6歳長女、3週間のやけど」 高松西署は10日、小1年の長女(6)にシャワーで熱湯を浴びせ、約3週間のやけどを負わせたとして、傷害の疑いで母親の無職中西亜耶容疑者(30)＝香川県綾川町畑田1622の1＝を逮捕した。			
12		「虐待全情報県警に提供へ 茨城の児相、来春1月から」 茨城県と県警は14日、児童虐待への対応を強化するため、県内の児童相談所で取り扱うすべての虐待事案を県警に情報提供する取り組みを来春1月から始めると発表した。児相の事案を県警が把握することで、虐待事件の可能性の有無などを速やかに判断できるようにするの狙い。児相と都道府県の警察本部が全事案を共有するのは全国初という。			
12		「貧困家庭の子に学力格差 小4から拡大 生活習慣など影響」 経済的に苦しく、生活保護などを受ける世帯の子どもの多くは、そうではない世帯の子と比べて国語や算数の学力の平均偏差値が低くなる傾向があり、特に小学4年生頃から学力の格差が広がることが24日までに、大阪府箕面市の調査を基にした日本財団の分析で分かった。			
2018 (平成 30)	1	「児童養護施設で性的虐待 職員が3女児に、北海道・北海道内の児童養護施設で2013年8月から14年3月にかけて、男性職員(当時)が女児3人に性的虐待を繰り返していたことが4日、道への取材で分かった。女児1人の後見人が損害賠償を求めて道を提訴。16年3月、道と施設を運営する社会福祉法人がそれぞれ200万円を支払うなどの条件で和解した。	2018 (平成30)		東京都「ショートステイ事業の拡充」 単独事業 H30～

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
1		「養護施設出身者に振り袖を「支える人いる」思い込め」児童養護施設出身者に無料で振り袖を貸出し、ボランティアで成人式の前期振り袖を担っている団体がある。「ACHIAプロジェクト」。代表の山本昌子さん(24)も生後4カ月で乳児院に入り、18歳まで施設で過ごした。活動には「支えてくれる人がいる。生まれてきて良かったのだと感じてほしい」との思いが込められている。			東京都「在宅子育てサポート事業」単独事業 H30～
1		「虐待母へ娘の居場所通知 長崎の原相、消し忘れ」長崎県は17日、母親の虐待を受けて10代少女が入所している児童養護施設名を、原重相談所が誤って文書で知らせたことと明らかにした。担当職員が施設の記事を消し忘れた。県は少女を別の施設へ移す手続きを取った。			東京都「一時保護所における第三者委員の活動」単独事業 H30～
1		「3割が18歳未満対象に」特別養子、児相持つ自治体 年齢広げ家庭養育促進を原則6歳未満とされている特別養子縁組の対象年齢引き上げを政府が検討している状況を受け、共同通信が児童相談所を所轄する69自治体に具体的な年齢案を聞いた結果、「18歳未満」とする案を支持したのが割の2自治体以上となった。実親の虐待などに苦しむ子を家庭的環境で養育できる機会が大きくなるなどの理由が多い。民法改正を伴うための法務省が有識者研究会を設置して、議論への影響が注目される。			国庫補助事業 東京都「若年被害女性等支援モデル事業」H30～
1		「里親の意向あり」10% 潜在希望者に期待も、日本財団が成人1万人を対象に行った意識調査で、さまざまな事情で実親が育てられない子を預かり育てる「里親」になる意向があると答えた人は6%だったことが30日、分かった。里親登録しているのは約1万世帯。国は、児童虐待の増加などを踏まえて家庭的環境での養育推進を目指しており、担当者は「潜在的な里親希望者は多く、正しい情報が広く伝われば手を挙げる人はさらに増える」と期待する。			東京都「ファミサポマイスター推進事業」単独事業 H30～
2		「子ども自画撮り要求に罰金 都、全国初の条例施行」中高生らが自分の裸を「自画撮り」して他人に送り、画像が悪用される被害を防ごうと、送信を求めた行為に罰金を科す東京都改正青少年健全育成条例が1日、施行された。子どもがインターネットで知り合った相手にたまにされたり脅されたりして送るケースが後を絶たないため、要求行為を禁止する条例施行は全国で初めて。			東京都「子供食堂推進事業」単独事業 H30～
2		「ご飯」楽しく食べる場「子ども食堂命名の近藤さん」子どもたちに無料で食事を提供する「子ども食堂」の名付け親として知られる近藤博子さん(58)が2日、母校の鳥根県立松江南高で講演し「子ども食堂をみんな楽しんで食べてくれる場所にしたかった」と話した。			大阪府 全センターに市町村支援コーディネーター及び家庭移行推進担当を配置 H30～
2		「塩中毒死で元経営者提訴」「虐待死」と女児両親」2015年8月に盛岡市の認可外保育施設に預けられていた下坂彰心ちゃん＝当時(1)が塩化ナトリウム中毒で死亡した事件で、施設の吉田直子元経営者(34)が無理やり塩を飲ませて虐待死させたとして、両親が7日、吉田元経営者に計6270万円の損害賠償を求め盛岡地裁に提訴した。			大阪府 大阪府警察と児童虐待通告情報の全件共有を開始(8月) H30～
2		「4カ月男児虐待疑い 両親逮捕、頭にけが」昨年4月、当時生後4カ月だった男児を暴行し頭にけがをさせたとして、大阪府警捜査1課は7日、傷害容疑で、同府四条畷市に住む会社員の父親堀浦雄希容疑者(22)と無職の母親由香容疑者(29)を逮捕した。男児は命に別条はないが、現在も入院中という。			
2		「子どもも支援」拡充図る 大阪市の18年度予算案 大阪府は15日、一般会計を1兆7777億円とする2018年度当初予算案を発表した。17年度当初比0.8%増、7億円を上上げて子ども貧困対策を拡充する他、子育てしやすい環境づくりを促進する。吉村洋文市長は記者会見で「子どもたちが元気に育つ環境が整っていることが大阪にとって必要だ」と強調した。			
2		「虐待再発防止へ検証会議 滋賀・草津市」滋賀県草津市は19日、3歳の長男を暴行し死亡させたとして傷害致死罪で父親が起訴されるなど、虐待とみられるケースが昨年相次いだのを受け、子どもや保護者への対応を検証し、再発防止策をまとめる有識者会議を開いた。			
3		「乳児傷害疑いで両親逮捕 半身まひ、容疑否認」生後8カ月だった長男(1)に体を揺さぶるなどの暴行を加えて左半身まひの後遺症を負わせたとして、大阪府警捜査1課は3日、傷害の疑いで父親の大学職員藤次祐介容疑者(33)＝同府豊中市＝と母親の会社員絵梨容疑者(33)を逮捕した。			
3		「死亡女児の体に古いあざ 体重12キロ、長期間虐待か」東京都目黒区の自宅アパートで、船戸結愛ちゃん(5)が父親に殴られた後、死亡した事件で、結愛ちゃん両親と古いあざが検数残っていたことが5日、警視庁への取材で分かった。			
3		「事件前に相談 家庭訪問も 群馬県の乳児殺人未遂事件」群馬県高崎市で生後2カ月の男児を殺害しようとしたとして殺人未遂容疑で同居の男(32)が逮捕された事件で、男児の母親(29)が産前から同市や児童相談所に育児について相談、事件前に家庭訪問などを受けていたことが6日、分かった。市や児相は「不審な点はなかった」としている。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
3		「危険性、十分共有できず 男児虐待死で市が検証報告」大阪府箕面市の集合住宅で昨年12月、筒井歩夢ちゃん(4)が母親から暴行を受けて死亡したとされる事件で、市は8日、保育所が認識した虐待の危険性を、関係機関で十分に共有できなかったとする検証の報告書を公表した。			
3		「父親「自分1人で暴行」生後2か月の娘に」東京都足立区の自宅で、生後2か月の長女に暴行を加えたとして、傷害容疑で逮捕された自称大工小林幸輝容疑者(20)が「自分1人でやった」と供述していることが8日、警視庁捜査1課への取材で分かった。			
3		「1歳女児暴行死に懲役9年おはらいと称し虐待」前橋市で2011年5月、1歳女児に暴行を加え死亡させたとして、傷害致死罪に問われた無職北爪順子被告(65)の裁判員裁判で、前橋地裁は9日、「おはらいと称した虐待を続け、エスカレーターさせた末の犯行。強い非難に値する」として懲役9年(求刑懲役12年)の判決を言い渡した。弁護側は即日控訴した。			
4		「被害者の子どもに無償検査 継続支援強化、愛知県警」愛知県警少年課は4月から、犯罪被害に遭った子どもが無料で性感染症検査を受けられる取り組みを始めた。検査後も必要に応じて警察官が病院に同行したり、継続的に寄り添った支援を強化する。県警によると、こうした取り組みは全国でも珍しいという。			
4		「相談窓口周知徹底求める 児童施設の性的暴力」児童福祉施設に入所している子どもたちとの間で、性的暴力などが起きている問題で、厚生労働省は27日、子どもが相談できる窓口や担当者に関する情報を施設内で掲示したり、連絡先を個別に配布したりすることを要請する通知を出した。			
4		「妊娠相談 最多の7千件超 赤ちゃんポスト病院」熊本市は27日、親が育てられない乳幼児を匿名で受け入れる施設「こののりのゆりかご」(赤ちゃんポスト)を運営する慈恵病院(同市)に寄せられた妊娠相談が2017年度は過去最多の7444件だったと明らかにした。昨年5月に開設10年を迎え、報道などを通じ認知が広まったことが理由の一つのみている。			
5		「90%超が金銭補償受けず 虐待や性被害の4類型 警察庁が調査」事件や事故の被害者や遺族の状況を把握しようと、警察庁が調査を行ったところ、児童虐待や性被害など4類型において、90%以上が加害者側による賠償や金銭的補償を受けていないことが分かった。同行が17日「結果を公表した。支援制度を認知していない人も多く、被害者に援助の手が届きにくい実態が浮き彫りとなった」。			
5		「子ども貧困、4割調べず、自治体対策を内閣府調査」内閣府は17日、自治体による子どもの貧困対策に関するアンケート結果を発表した。都道府県と政令市などのうち4割弱では、対策に生かすための実態調査を実施していなかった。国や自治体の責務を規定した「子どもの貧困対策推進法」の施行から4年が経過したが、取り組みの広がりがなお課題となっている。			
5		「単身、同性同居でも里親に 都が認定基準改正」東京都は18日、児童虐待や貧困により親元で暮らせない子どもを育てる里親の認定基準を改正し、10月から施工すると発表した。これまで事実婚を含む夫婦か、単身者は成人の親族の「補助者」が同居している場合に限っていたが、子育て経験などがあれば同居親族がいなくても単身者も可能とする。親族以外の同居者も補助者と認め、同性カップルも他の要件を満たせば里親になれるという。			
5		「現行の戸籍法制で実施可能 内密出産に熊本法務局見解」予期せぬ妊娠に悩む女性のための「内密出産」制度導入を検討している慈恵病院(熊本市)は18日、熊本地方法務局を訪ね、制度を通じて子が産まれた場合の戸籍法制上の課題を相談した。非公開で行われたが、病院側によると法務局は「現行法の解釈で制度実施は可能」との見解を示したという。			
5		「養子あつせん認取得へ「ゆりかご」慈恵病院」さまざまな理由で親が育てられない乳幼児を受け入れる「こののりのゆりかご」(赤ちゃんポスト)を運営する熊本市の慈恵病院が、養子縁組をあっせんする民間事業者としての認可を得るための手続きに着手したことが19日、病院などへの取材で分かった。			
5		「里親」職員に有給休暇 年5日、兵庫県明石市「兵庫県明石市」兵庫県明石市は、児童養護施設などで暮らす子どもを一時的に家庭に迎える「ポランディア里親」に参加できるように、市職員が年5日までの有給休暇を取得できる制度を7月にも導入する。6月市議会に関連条例の改正案を提出する予定。市によると、同様の休暇制度は全国でも初めて。			
5		「塩中毒死被告が和解希望」盛岡市「虐待」で両親、初弁論 盛岡市の認可外保育施設に預けられた下坂彩心ちゃん(当時1)が2015年、塩化ナトリウム中毒で死亡したのは、無理やり塩をのませた虐待が原因として、両親が元施設経営者の吉田直子被告(34)を公判中に6270万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が31日、盛岡地裁(中村恭裁判長)で開かれた。被告は答弁書で「命を守れず申し訳ございませんでした」と謝罪、和解を希望した。			
5		「上限12歳、15歳未満の2案 特別養子 法務省研究会」養親との年齢差要件も現行で原則6歳未満としている特別養子縁組の対象年齢の引き上げを検討している法務省などの研究会が、12歳未満または15歳未満にするとの2案を軸とし、養親となる夫婦との間に年齢差要件を新設する案も含む報告書をまとめる方針があることが2日、関係者への取材で分かった。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
6		「女児虐待、国会でも議論 再発防止求める」東京都目黒区で虐待を受けていたとみられる船戸結愛ちゃん(5)が死亡した事件は、8日の衆院厚生労働委員会でも取り上げられ、再発防止策の徹底を求める声が相次いだ。			
6		「虐待疑い」目黒で確認 保護解除後の暴行死で報告した千葉県市原市で2014年、父親(26)＝傷害致死罪で実刑確定からの虐待疑いで県中央児童相談所(千葉市)に一時保護された長男(8カ月)＝が、保護解除直後に暴行死した問題で、県は、11日、弁護士らでつくる検証委員会による報告書を公表した。検証委は、児相や市町村が情報を共有し「児童の安全確認は目黒で直接することが基本」とした。			
6		「1カ月めどに虐待緊急対策 首相「抜本的に講じる」女児死亡で閣僚会議」東京都目黒区で両親から虐待を受けていた船戸結愛ちゃん(5)が死亡した事件を受け、閣僚関係会議が15日、首相官邸で開かれた。安倍晋三首相は「痛ましい出来事を繰り返してはならない。政治の責任において抜本的な対策を講じる」と述べた。政府は1カ月をめどに緊急対策を取りまとめる方針。			
6		「自立支援施設で中学生虐待 寮長が馬乗り、兵庫「兵庫県明石市の児童自立支援施設「兵庫県立明石学園」で、50代の男性寮長が入所する男子中学生に馬乗りになるなどの行為をしていたことが16日、学園への取材で分かった。寮長は「逃げないようには指導するためだった」と説明しているという、学園は虐待と判断し、県に報告した。			
6		「子ども貧困対策見直しを 法成立5年で集会」親から子への貧困連鎖を防ぐ「子ども貧困対策推進法」成立から19日で5年になるのを前に、対策に取り組みむ公益財団法人「あすのぼ」(東京)が16日、都内で集会を開いた。「施策は進んだが、さらに支援が必要」として法改正や対策大綱の見直しを求める方針を確認。都道府県だけでなく市町村にも行動計画の策定を求めるなどの案が出ており、今後、政府や超党派の議員連盟向けに提言をまとめる。			
6		「5歳児虐待」情報共有をNPOが香川県に要望書「東京都目黒区で両親から虐待された船戸結愛ちゃん(5)が死亡した事件を受け、子どもの虐待防止に取り組みNPO法人「シンクキッズ」代表理事の後藤啓二弁護士は18日、一家が以前暮らしていた香川県の浜田恵達知事と県庁で面会、児童相談所と警察などの情報共有の徹底を要望した。			
6		「引き出し」に殺人被害疑い、4歳児の父親逮捕、北九州「福岡県警は18日、息子(4)をテレビ台の引き出しに押し込み死亡させたとして、殺人容疑で北九州市小倉北区砂津3丁目の会社員綿富聡太郎容疑者(27)を逮捕した。日常的に虐待していた可能性もあるとして調べる。			
6		「虐待防止で都条例案定へ 面会拒否は警察と共有も」東京都の小池百合子知事は19日、目黒区の5歳女児虐待死事件を受けて、子どもを虐待から守るための条例を新たに策定する考えを表明した。また、児童相談所の職員に子どもの面会を拒否するなど、リスクが高いケースはすべて警察と情報共有する方針も示した。都議会定例会本会議の代表質問に答えた。			
6		「LINE利用で虐待相談 都が11月に窓口開設」東京都は、29日、児童虐待防止のため、無料通信アプリLINE(ライン)で子どもや保護者からの相談を受け付ける窓口を11月に試験的に開設すると発表した。			
6		「里親率目標、各県で設定 国の数値計画も併記」厚生労働省は29日、虐待などで親や親族と暮らせない子どもの里親委託率向上のため、各都道府県が作る計画の指針となる要領案をまとめた。国が掲げた具体的な数値目標を将来的に実現するように明記しつつ、各都道府県が地域の実情を踏まえた数値目標を設定するとの内容になった。			
6		「5割が児相接続前に切れる 虐待相談ダイヤル189」児童虐待の通報や虐待を24時間受け付ける全国共通ダイヤル「189」について、5月中旬に携帯電話からかかってきた7673件のうち、5割を超える4166件が、児童相談所に切り次ぐオペレーターにつながらざるままの間に切れていたことが29日、分かった。			
7		「虐待継続、診療情報伝えず 北九州引き出し児童死亡」北九州市で4歳の息子が入っていたテレビ台の引き出しを閉め死亡させたとして逮捕された。調査能力を高めるよう求める声が出ている。			
7		「虐待継続、診療情報伝えず 香川の病院、品川児相に 結愛ちゃん死亡の1週間前」東京都目黒区で船戸結愛ちゃん＝当時(5)＝が親から虐待を受けて死亡する前、船戸居前に通院していた香川県の病院が、虐待の継続が疑われた診療情報を伝えるため、目黒区を管轄する品川児童相談所に直接電話で連絡していたことが15日、児相関係者への取材で分かった。品川児相によると、連絡があったのは死亡する約1週間前。この時点で即座に立ち入り調査や「臨検」を実施していれば、虐待死を防げた可能性がある。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
7		「一時保護されたまらわらず」 厚労省がガイドライン 原相の対応強化 全国通知 厚生労働省が、虐待を受けている疑いのある子どもに対する児童相談所の一時保護について「必要な場であれば躊躇なく行うべきだ」と定めたガイドラインをまとめ、各都道府県に通知していたことが17日、分かった。加藤勝信厚労相が閣議後の記者会見で明らかにした。通知は6日付。			
7		「児童福祉司2千人増員へ 22年度、現状16倍 政府の虐待緊急対策」 東京都目黒区で両親から虐待されて船戸結愛ちゃん(5)が死亡した事件を受け、政府が2022年度までに、子どもや保護者の相談や指導、支援に当たる児童福祉司を約2千人増員する方針を固めたことが19日、関係者への取材で分かった。20日の関係閣僚会議で決定する緊急対策に盛り込まれる。			
7		「児童虐待の情報を 金件共有 府警と原相、見逃し防止へ」 大阪府の松井一郎知事(19日)の記者会見で、児童相談所から同府警への児童虐待事業の情報を提供について、8月から軽微なものを含め全件を府警に提供すると明らかにした。これまでの協定ではけがの程度が重いなど緊急性が高いものに限られていた。府警側もドメスティックバイオレンス(DV)など虐待につながる情報があれば府に提供し、見逃し防止につながる。			
7		「児童虐待、立ち入り徹底へ 通告後48時間、警察と連携 安全確認強化の緊急対策」 東京都目黒区で両親から虐待されていた船戸結愛ちゃん＝当時(5)＝が死亡した事件を受け、政府は20日、児童虐待防止の緊急対策を決定した。虐待通告から48時間以内に面会などで安全確認ができなかった場合、児童相談所が立ち入り調査を実施するとともに、警察との情報共有を進めることをルール化した。			
7		「各区に児童福祉司配置 大阪市、児童虐待防止会議」 東京都目黒区で両親から虐待されていた女児が死亡した事件を受け、大阪府は26日、「児童虐待防止体制強化会議」の初会合を開き、児童福祉司の資格を持った職員を専属で各区役所に配置することを決めた。			
7		「全虐待情報 警察と共有へ 埼玉、迅速化狙い8月から」 埼玉県は、管轄する7ヶ所の児童相談所が把握した虐待情報をすべて電子データ化し、県警と共有する取り組みを8月から始める。緊急時の情報把握をより迅速にする狙いで、今後は児相と警察署が直接アクセスできるシステムの構築も目指す。全件共有は既に茨城、愛知、高知の各県で実施しているほか、大阪府も8月から始める方針。			
7		「虐待防止のプログラム導入 加害者の再犯対策に特化 法務省が勉強会」 東京都目黒区で両親から虐待されていた船戸結愛ちゃん＝当時(5)＝が死亡した事件を受け、刑務所など刑事施設に収容された加害者を対象とする、児童虐待に特化した再犯防止のプログラムの導入を法務省が検討していることが29日、分かった。法務省は7月、担当者を集めた勉強会を先立ち、内容を議論していく。			
7		「厚久島留学で体罰と提訴 児童「里親に殴られた」 鹿児島県屋久島町の町立小学校が島外から児童を受け入れる「山海留学」制度を利用した際に里親から体罰や暴言を受けたとして、男児と母親が町と里親を相手取り、約240万円の損害賠償を求める訴えを大阪地裁に起こしたことが30日、分かった。提訴は4月20日付。			
8		「産後ケア、実施自治体26% 予算・人手不足が壁 母親の孤立防ぐ事業低迷 助産師などの専門家が産後の母親の心や体の不調に対応し、うつや虐待予防の一環としても期待が集まる「産後ケア事業」を実施する市区町村は、全国で26%にとどまることが4日、厚生労働省に委託調査で分かった。国は事業の全国展開に力を入れるが、「今後実施予定」の自治体も34%と低迷しており、予算と人手不足が壁となっているようだ。			
8		「母親のゆとり生むケア プロの支えで自信」 産後間もない母親をサポートする産後ケア事業は、育児のノウハウだけでなく、母親に子どもと向き合う心のゆとりも与えてくれる。虐待一步手前まで追い詰られた利用者も、専門家の支えで自信を付けている例も少なくない。ママたちがどんなサポートでどんなサポートを受けているのか、山梨県にある宿泊型のケア施設を取材した。			
8		「虐待防止対策を着実に」 乳児放棄事件で厚労省「加藤勝信厚生労働相は15日の閣議後記者会見で、埼玉県草加市で真冬に乳児を自宅トイレに放置・凍傷を負わせたとして母親が逮捕された事件について「事件前から児童相談所と市が関与していたと聞いている。児童虐待防止の緊急総合対策を着実に実施し、子どもの命を守る社会づくりを全力で進めたい」と述べた。			
8		「社会保障で都道府県連携 医療や介護、先進策を共有」 全国知事会は、社会保障分野で先進的な取り組みを進める都道府県の事例を集め、共有する仕組みを構築する方針を決めた。高知県の「健康ハズサポート」事業のように、自治体独自で実施している施策を全国展開できないか検討。地域を超えて健康づくり、医療、介護、子育て支援といった取り組みの底上げを図る。			
8		「1歳屋敷虐待疑い、母逮捕 意識不明、横浜」 自宅マンションで6月に1歳6カ月の長女を虐待し頭部に大けがを負わせたとして、神奈川県警鎌倉署は28日、傷害容疑で横浜市民子区丸山の40の11、母親の無職郭燕容容疑者(24)＝中国籍＝を逮捕した。長女は意識不明の重体の状態が続いている。			
8		厚労省要求31兆8千億円 19年度予算概算、過去最大 働き方改革3800億円 厚生労働省は29日、2019年度予算の概算要求を総額31兆8956億円と発表した。過去最大となる。6月に閣議法が成立した「働き方改革」関連事業には、18年度当初予算から約600億円の増額を目標として約3800億円を計上。要求全体は、18年度当初に比べ7694億円増だった。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
8		「児童虐待13万件、過去最多「面前DV」で通告増 77人死亡、所在不明28人 厚労省まとめ」 全国に210ヶ所ある児童相談所が2017年度に児童虐待の相談や通告を受けて対応した件数が13万3778件(速報値)に上り、過去最多を更新したことが30日、厚生労働省のまとめで分かった。統計を始めた1990年度から27年連続の増加。配偶者への暴力で子どもがストレスを受ける「面前DV」が心理的虐待として認知され報告が増え続けている。同省は16年度の虐待で死亡した子どもを前年度比7人減の77人(心中の28人を含む)、今年6月時点で所在不明の18歳未満の子どもが28人いることも公表した。			
9		「施設や里親家庭で虐待増加 15～16年度、厚労省まとめ」 虐待や経済的な事情で親元で暮らせない子どもが、入所先の児童養護施設や里親家庭で虐待を受けた事例が、2015年度に83件(被害者123人)、16年度に87件(同128人)あったことが分かった。厚生労働省が5日までに明らかにした。14年度の82件(同86人)から増加傾向が続いている。			
9		「3歳次女に傷害の疑い 京都32歳母親逮捕」 兵庫県警姫路署は6日、次女(3)の顔などにけがをさせたとして、傷害の疑いで母親の自称無職山本沙矢佳容疑者(32)を京都府山科区を逮捕した。日常的な虐待がなかったか調べる。			
9		「「保育士確保が課題」無償化影響、質の懸念も」 加藤勝信厚生労働相は7日の記者会見で、待機児童解消に向けて「保育士の確保などが課題になっている」と述べ、賃金引上げによって処遇改善を進める考えを発表した。自治体や有識者からは来年10月に実施予定の幼児教育・保育無償化の影響や、保育の「質」を懸念する声も上がる。今年4月時点の待機児童は10年ぶりに2万人を下回ったが、課題は山積している。			
9		「園児に強制わいせつ疑い 元保育士の男、愛知・豊田」 愛知県豊田市の私立こども園で、女児2人にわいせつな行為をしたとして、愛知県警が強制わいせつ疑いで元保育士の男を逮捕していたことが13日、捜査関係者への取材で分かった。			
9		「貧困層の自立支援へ融資「グラミン日本」事業開始」 貧困に苦しむ人に少額で無担保融資し、自立を促す「グラミン銀行」が13日、一般社団法人「グラミン日本」を設立し、日本国内での事業を開始した。菅正広理事長が東京都内で記者会見し「貧困のない、誰もが生き生きと暮らせる社会をつくりたい」と抱負を述べた。			
9		「虐待防止条例、来年度提案へ 東京都、警察との共有拡大」 東京都の小池百合子知事は14日の記者会見で、目黒区の5歳女児虐待死事件を受けて、子どもへの虐待を防ぐための条例案を、来年2月に開会予定の都議会定例会に提案する考えを示した。			
9		「7割が子どもの性被害不安 SNSが影響、内閣府調査」 約7割が身近ににいる子どもの性被害に不安。内閣府が28日に明らかにした18歳以上の男女が対象の意識調査で、自分自身や知人の子や孫、きょうだいなどが性犯罪などの被害者となる不安感を持つ割合が73.5%に上った。多くが会員制交流サイト(SNS)を理由に挙げた。7～8月、5千人を対象に調査。2903人が有効回答した。			
9		「里親制度、もっと知って 奈良の団体が全国に発信」 里親制度の普及に取り組むNPO法人「日本こども支援協会」(奈良市)は、4日の「里親の日」の前後に、制度を紹介するハート形のチラシを東京、大阪、奈良など全国60ヶ所で配布する。施設や里親家庭などで暮らし、社会的養護が必要な子どもとの数と同じ約4万5千枚を用意しており、同協会は「各地で誰かの手に渡り、子どもの未来につながることを祈っている」と話している。			
10		「5回面談、兆候なしと判断」 1歳女児虐待事件で坂出市、香川県坂出市の夫婦が長女(1)への傷害容疑で逮捕された事件で、虐待を疑う住民の通報を基に同市職員が7～9月に計5回、母親と面談し、虐待の兆候はないと判断して警察や児童相談所への通告を見送っていたことが3日、市への取材で分かった。			
10		「虐待疑い3万7千人 見聞通告、上半期過去最多保護も高水準2千超 面前DV増、警察庁」 今年1～6月に虐待を受けている疑いがあるとして警察が児童相談所(児相)に通告した18歳未満の子どもは昨年同期より6851人多い3万7113人に上り、上半期として過去最多となったことが4日、警察庁のまとめ(暫定値)で分かった。子どもの前で家族に暴力を振るうといった面前DV(ドメスティックバイオレンス)の伸びが顕著となっている。			
10		「児相に問題」厳しく指摘 専門委員長「死亡防げた」 東京都目黒区で3月、船戸結愛ちゃん(5)が両親から虐待され死亡した事件で、厚生労働省の専門委員会が検証結果をまとめた。「国や自治体のマニュアルを守っていないば、とくなる確率は低かった」。委員長の山縣文治・関西大教授が死亡は防げた」と総括する。児童相談所の問題点を厳しく指摘する内容だ。結愛ちゃんを転居前に居住していた香川県の担当者は「行き届かない部分もあった」との見方を示し、都も11月中をめどに独自の検証結果を公表する方針だ。			
10		「子ども健全育成へ基本法 医療環境整備で超党派連携」 新生児期から成人するまでの子どもの健全な育ちや、妊産婦の健康増進に必要な医療を整備するための「成育医療等基本法」の骨子案を超党派の議員連盟(会長・河村建夫元房長官)が9日まとめた。月内にも骨子を決定し、臨時国会での法案提出、成立を目指す。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
10		「「教諭から性行為」提訴 妊婦中絶の元生徒、茨城」 茨城県内の県立高校で2016年、男性教諭に性行為をされ、妊娠中絶手術などで心身に回復不能な被害を受けたとして、元女子生徒が県と元教諭に慰謝料約7700万円の損害賠償を求めて水戸地裁に提訴していたことが11日、分かった。同日、地裁(前田英子裁判長)で第1回口頭弁論が開かれ、県は争う姿勢を示したとみられる。			
10		「2か月の長男を虐待容疑 カメラマン逮捕、大阪」 大阪府警捜査1課は16日、生後2か月の長男に重傷を負わせたとして、傷害の疑いで、大阪市福島区鷺洲2の13の5、フリーカメラマン赤坂友昭容疑者(64)を逮捕した。捜査1課によると、黙秘している。			
10		「若い父親の虐待防げ！ 四国少年院が子育て教育」 四国少年院(香川県善通寺市)が、若い父親が少年院を出た後に子どもと良好な関係を築くために独自教育「親子プログラム」に取り組んでいる。情報面に課題を抱える若者に専門家が寄り添い、幼児虐待を防ぐ狙いがある。			
10		「特別養子、2段階審判検討 虐待実態の不同意に對抗 法制審が改正中間試案」 実の親が育てられない子どものための特別養子縁組制度見直しを議論している法制審議会の報告が、中間試案をまとめたことが20日、分かった。縁組成立のための家庭裁判所の審判の前段階として「当該の子どもに縁組が必要かどうか」を家裁が判断する「特別養子適格審判」の導入が新たに含まれた。実親の同意がなくても必要だと判断されると、実親はその後、縁組成立の審判に関与できなくなる。虐待や育児放棄を繰り返しながら、縁組には同意しない実親に対抗する狙いがある。			
10		「子どもの教育支援拡充を、首長連合、貧困対策で要望」 全国181の市区町村が参加する「子どもの未来を応援する首長連合」は24日、低所得家庭の子どもたちの教育支援などを要望書を宮腰光寛少子化対策担当相に手渡した。首長連合の小松政会長(佐賀県武雄市長)は「貧困の連鎖を断ち切るため、福祉と教育の両方に力を入れていきたい」と求めた。			
10		「香川の検証委が最終合意 目黒女児虐待死で」 東京都目黒区で両親から虐待された船戸結愛ちゃん＝当時(5)＝が死亡した事件を受け、一家が転居する前に暮らしていた香川県の対応を検証する第三者委員会が30日、最終合意を開き、児童相談所の体制や専門性の強化について意見を交わした。内容を取りまとめ、11月中旬をめどに報告書を知事に提出、公表する。			
10		「同居の女性の2歳児虐待疑い、頭」に重傷、男を逮捕」 同居女性の長男(2)の頭を殴るなどして6か月の重傷を負わせたとして、神奈川県警保土ヶ谷支署は5日、傷害容疑で横浜市保土ヶ谷区新井町603の16、土木作業員三好征容疑者(33)を再逮捕した。			
10		「児相と警察が合同訓練、虐待対応の強化を目指す」 香川県の児童相談所と県警は7日、虐待事案への対応力強化を目的に、家庭への任意の立ち入り調査や、強制的に踏み込む臨検・捜索などの合同訓練を高松市の警察学校の機織家屋で行った。児童虐待の認知件数の増加を受けて始まり、今年で3回目。			
11		「12年前の女児虐待死容疑 当時の養父逮捕、警視庁」 2006年12月に生後11か月だった娘に暴行を加え、その後死亡させたとして、警視庁捜査1課は8日までに、傷害致死の疑いで、養理の父親だった目黒区建設業関係者(42)＝相模原市南区当麻807の1＝を逮捕した。捜査1課によると、当時「こたつから落ちた」と説明していたが、再捜査で虐待により死亡した可能性が強まったという。			
11		「定期訪問も虐待防げず 埼玉、乳児トイレ放置事件」 埼玉県草加市の自宅で生後6か月の長女を真冬のトイレに長時間放置し遺棄を犯わせたとして、保護責任者遺棄致傷などの罪に問われた上久保明日香被告(25)の初公判が14日、さいたま地裁越谷支部で開かれる。児童相談所などは、育児に悩む被告を定期的に家庭訪問していたが、虐待は防げなかった。専門家は「踏み込んだ支援が必要だ」と指摘する。			
11		「都、虐待リスク評価せず 関係優先、安全確認後話し、目黒・女児死亡で検証結果」 東京都目黒区で3日、両親から虐待を受けた船戸結愛ちゃん＝当時(5)＝が死亡した事件を検証していた都の専門家会議が14日、報告書をまとめた。香川県児童相談所との引き継ぎが不十分だったため、保護責任者遺棄致傷を優先させた。関係者との関係構築を優先させた。安全確認やリスクのアセスメント(分析評価)が後回しになったと指摘した。			
11		「児相と県警の連携強化へ 女児虐待死で香川県が協定」 香川県から東京都目黒区に転居した船戸結愛ちゃん＝当時(5)＝が両親からの虐待で死亡した事件を受け、同県は19日、虐待防止のため、児童相談所と県警の連携を強化する新たな協定を21日に県警との間で結ぶと明らかにした。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
11		「4歳長男を骨折させた疑い 27歳父親逮捕、兵庫」保育園児の長男(4)を布団にたたきつけ、右の鎖骨を折る重傷を負わせたとして、兵庫県加古川市は、20日、傷害容疑で父親の会社員木下弘一容疑者(27)＝同県加古川市＝を逮捕した。『ハバい嫌い』と言われ腹が立った」と供述、容疑を認めている。			
11		「63議会が児童虐待意見書 目黒事件受け、国会へ 情報共有化など要望」東京都目黒区で3月、両親から虐待を受けた船戸結愛ちゃん(当時5)＝が、香川県から転居後に死亡した事件を受け、少なくとも28都道府県の63議会が児童虐待防止の対策強化を求める意見書を国会に提出したことが20日、衆参両院事務局への取材で分かった。			
11		「子どもの貧困 大綱見直し 支援体制整備が課題に」政府は27日、安倍晋三首相を会長とする子どもの貧困対策会議を持ち回りで開き、2014年度に策定した大綱の見直しに着手した。子どもたちに必要な支援が行き届くよう、現場を担う地方自治体やNPO法人の連携強化などを打ち出す。来月から有識者会議を開き、来年夏をめどに新たな大綱案を取りまとめる。			
11		「こども食堂 全国展開へ 貧困世帯に食品提供」経済的に困難している子育て世帯に食品を届ける「こども食堂」について、一般社団法人「こども食堂応援団」(佐賀市)は28日、東京都文京区の取り組みを全国展開すると発表した。まず佐賀県で実施し、その後各地に広げたい考えだ。			
11		「児相間、虐待情報共有せず 佐賀の男児暴行死で報告書」佐賀県多久市で2016年、4歳男児が母親に暴行を受けて死亡した事件で、経緯を調査した県の第三者委員会は、家族が福岡県から転居してきた際、児相相談所の間で「虐待の疑いがある」との情報引き継がれていなかったとすると報告書をまとめた。佐賀県が28日、発表した。			
11		「虐待防止で保護者体罰禁止 都が条例の素案公表」東京都は30日、目黒区の5歳女児虐待死事件を受けて検討していた子どもへの虐待防止条例の素案を公表した。保護者による体罰や暴言の禁止などを盛り込んだ。都によると、児童虐待防止についての条例は大阪や埼玉など9府県で施行されているが、保護者の体罰禁止は初めて。年末まで一般から意見を募集し、来年2月の都議会定例会に提案する。			
12		「虐待防止に「介入」強化 児相の在り方厚労省WG 年内にも報告書」年内にも報告書 児相虐待の防止に向け、児相相談所(児相)の業務の在り方を検討している厚生労働省の社会保険審議会ワーキンググループが子どもを保護者から引き離して保護する「介入」の機能を強化する方向で報告書素案の調整に入ったことが1日、関係者への取材で分かった。7日の会合で公表し、年内にも報告書を取りまとめる。			
12		「虐待防止へ専門人材確保 厚労省の有識者検討会」原簿虐待の防止に向けて児童相談所(児相)の業務の在り方を検討している厚生労働省の有識者検討会は7日、子どもを保護者と離して保護する「介入」機能の強化を盛り込んだ報告書素案について議論した。都道府県の専門人材の確保や育成などの体制整備計画を策定するよう求める内容だが、議論はまとまらなかった。年内の取りまとめを目指す。			
12		「児相設置で住民説明会 東京・青山、一部で反対も」東京都港区は14日、都心の一角に「資産価値が下がる」と建設に反対している児童相談所について、住民説明会を区内で開いた。施設を巡っては、地元住民の一部が「資産価値が下がる」と建設に反対している。			
12		「赤ちゃんポスト国際組織 熊本・慈恵病院が事務局に」親が育てられない子どもを匿名でも受け入れる「赤ちゃんポスト」を運営する各国の団体が、情報交換を目的に国際組織を立ち上げた。同様の施設「このよりのゆりかご」を設ける慈恵病院(熊本市)が事務局を務める。			
12		「全市町村に虐待防止拠点 家庭支援、情報収集 22年度、省庁連絡会議」東京都目黒区で面談から虐待を受けていた船戸結愛ちゃん(当時5)＝が死亡した事件を受け、政府は18日、東京都内で関係者による連絡会議を開いた。虐待防止のための体制強化プラン(新プラン)を議論し、2022年度までに、支援が必要な家庭からの相談対応や虐待情報の収集に当たる「子ども家庭総合支援拠点」を全国の市町村に設置する方針を決めた。今後、財政面で自治体を支援しながら整備を進める。			
12		「児童福祉司配置基準見直し 「人口3万人に1人」へ」児童虐待防止のために子どもや保護者の相談や指導、支援に当たる児童福祉司が大幅に増員されることを受け、厚生労働省は18日、「人口4万人当たり1人」としている児童相談所への配置基準を「人口3万人当たり1人」へと見直すことを決めた。児相強化策の一環、1人当たりの業務量を軽減し、支援の充実につなげる。			
12		「無償化、保育士ら7割反対 業務負担と質低下を懸念」来年10月に実施予定の幼児教育・保育無償化に対し、民間アンケートで、保育士と幼稚園教諭の7割近くが「反対」と回答した。保育の利用申し込みが増え現場の業務も増加し、「保育の質」が低下することを懸念している。			
12		「児相「介入」機能強化へ 厚労省の有識者検討会」児童虐待防止に向け、児童相談所(児相)の業務の在り方を検討している厚生労働省の有識者検討会は26日、子どもを保護と支援を担当する部署を分けるなど、子どもを虐待の危険から保護する「介入」機能の強化を柱とする報告書をまとめた。報告書の内容に基づき、来年の通常国会での児童福祉法改正を目指す。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
2019 (平成31 令和1)	1	「虐待児童保護にAI活用へ、産総研と連携、三重県」三重県が、虐待が疑われる児童の一時保護が必要かどうかの判断に人工知能(AI)を「虐待児童保護にAI活用へ、産総研と連携、三重県」三重県が、虐待が疑われる児童の一時保護が必要かどうかの判断に人工知能(AI)を活用する実証実験に取り組みることが7日、分かった。産総研と連携、専用アプリを入れたタブレット端末を一部の児童相談所に配備し5月にも運用を始める	2019 (平成31 令和1)		国庫補助事業 東京都(補助)「育児指導機能強化事業」H31～
	1	「子ども貧困、市町村も対策 努力義務強化へ法改正検討 与野党、次期国会にも」2013年に成立した子どもの貧困対策推進法について、超党派の議員連盟が法改正を検討していることが7日、分かった。現行では対策の計画策定が都道府県の努力義務となっているが、取り組みをさらに進めるため、より身近な市町村にも求める方向だ。早ければ今年の通常国会に与野党で改正案を提出する。			東京都 社会福祉法人等「施設と地域との関係強化事業」単独事業 H31～
	1	「役割分化の原相、3割 虐待介入と保護者支援 両立困難、厚労省調査」全国の児童相談所で児童虐待に対応している際、安全確認や保護といった初期段階の「介入」と、親子関係の再構築に当たる「支援」の担当部署を分けているところが35.4%だったが13日までに厚生労働省の調査で分かった。専門家は、同じ部署での両立は困難と指摘している。			国庫補助事業 東京都(補助)「医療機関等連携強化事業」H31～
	1	「児相対応で検証設置 神奈川県、揺さぶり死事件」2016年12月に当時生後1か月の長男を強く揺さぶり、約半年後に死亡させたとして神奈川県厚木市の父親(26)が逮捕された事件を受け、県は16日、大学教授や医師、弁護士らで構成する検証委員会を設置したと発表した。厚木児童相談所の対応などに問題がなかったか調べる。2月に初会合を開く予定。			東京都(補助)「児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業」単独事業 H31～
	1	「子ども食堂と農林漁業連携 少子化相、食材提供支援で」宮内省少子化対策担当相は16日、農林漁業関係団体と子ども食堂や、食品の無駄を減らすフードバンクとの連携を強化していく考えを示した。内閣府の交付金を活用し、食材提供などの支援を推進する。東京都内で開かれ、農林漁業関係などが参加した「子育て応援コンソーシアム」の第3回会合で提案した。			国庫補助事業 東京都「養子縁組民間あわせん機関助成事業」H31～
	1	「特別養子15歳未満対象に 法制審部会が引き上げ案 15～17歳も例外規定検討」養子の親が育てられない子どものための特別養子縁組制度について議論している法制審部会(法制の諮問機関)の部会が、原稿で原稿で原則16歳未満としている対象年齢を、小中学生が含まれる15歳未満に引き上げる見直し案を固めたことが19日、関係者への取材から分かった。15～17歳でも条件を満たせば、例外的に縁組を認めることも検討している。29日の部会合で最終決定し、2月に民法改正の要綱案を山下貴司相に送る予定だ。			東京都「主任虐待対策ワーカー事業」単独事業 H31～
	1	「情報共有や役割分担に不備 大阪、児童虐待死で報告書」大阪府箕面市の集合住宅で2017年12月、筒井歩夢ちゃん(当時4)＝が母親や交際相手らから暴行を受け死亡したとされる事件で、府は22日、関係機関での情報共有や役割分担に不備があったなどとする検証結果をまとめた報告書を公表した。府の諮問を受けた有識者らの審議会が作成した。			東京都「子育て家庭に対するアウトリーチ型型の食事支援事業」単独事業 H31～
	2	「永浜市「身体的虐待ない」千葉の小4女児死亡」千葉県野田市立小4年の栗原心愛さん(10)が自宅浴室で死亡し、父、第一郎容疑者(41)が傷害の疑いで逮捕された事件で、家族が以前住んでいた沖縄県糸満市は1日、市側に寄せられた相談内容とその対応についての市議会の全員協議会に非公で説明した。			東京都「シニア世代・シニア予備群を活用した中高生の居場所・学び・遊び支援事業」単独事業 H31～
	2	「しんどい子育て、話さずと、関西の35の子育て支援団体などが呼び掛けた」大阪府で、街中の人を巻き込んで虐待死撲滅を目指す。関西の35の子育て支援団体などが呼び掛けた「集会」が4日、大阪府で開かれた。			東京都「ふらっとひろば事業」単独事業 H31～
	2	「虐待防止へ情報共有強化 政府8日に関係閣僚会議」政府は、千葉県野田市立小4年の女児が死亡した事件を防げなかった反省を踏まえ、関係機関の情報共有の強化を図る方針だ。8日に児童虐待防止に関する関係閣僚会議を開き、具体策を協議する。安倍晋三首相も出席する見通し。緊急時の子ども安全確認や、児童相談所と学校の連携の在り方などを議論する。			東京都「要保護児童対策地域協議会活性化促進事業」単独事業 H31～
	2	「虐待被害への法的助言も 弁護士活用に文科省」柴山昌彦文科部科学相は12日の閣僚後記者会見で、学校に弁護士を派遣していじめ問題などへの法的助言を行う文科省の研究事業について「虐待被害への活用が期待されている」と述べた。千葉県野田市立小4年の女児が自宅浴室で死亡し、傷害容疑で母親が逮捕された事件を踏まえたもので、事業の拡大を検討する考えも示した。			東京都「けんこう子育てとうきょう事業(出産・育児支援及び虐待防止事業)」単独事業 R1～
	2	「長期欠席の情報共有へ、虐待疑われる子ども、政府の緊急対策」千葉県野田市立小4年の栗原心愛さん(10)が死亡し、両親が傷害容疑で逮捕された事件を受け、政府は12日までに、虐待が疑われる子どもの欠席が緑ヶ谷場合には学校が速やかに児童相談所へ情報共有すると決めた。文科省が今後、野田市の事件の検証や再発防止を検討する省内の作業部会で具体的な運用方法を検討する。			大阪府 児童虐待防止にかかるとドメスティック・バイオレンス対策の強化
	2	「保護者の体罰禁じる 子ども虐待防止で初規定 東京都が条例案公表」東京都は13日、保護者による体罰や暴言の禁止、児童相談所間で的確な引き継ぎを実施することなどを盛り込んだ子どもへの虐待防止条例案を公表した。都によると、保護者の体罰を禁止する規定は都道府県で初めて、20日開会の都議会定例会に提案し、今年4月に施行する方針。			
	2	「虐待検証で合同チーム設置 問題点、再発防止策探る 厚労省と文科省」千葉県野田市の小学4年、栗原心愛さん(10)が死亡した事件を受け、根本匠厚生労働相は15日閣議後の記者会見で、児童相談所や教育現場の対応を検証し、再発防止策を検討するプロジェクトチーム(PT)を厚労省と文科省が合同で設置すると発表した。同日夕に初会合を開き、5月末までに中間結果を取りまとめる。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
2		「兵庫」に原相職員の研修所 来年4月、全国2カ所目、兵庫県明石市に来年4月、原重相談所の職員向け研修施設が開設されることが15日、市への取材で分かった。同様の施設は横浜市内に続いて全国2カ所目、西日本の拠点となる。厚生労働省も運営費を負担し、相次ぐ児童虐待で児相の態勢を強化し、職員的能力向上を図る。			
2		「体罰禁止」検討したい 虐待関連法めぐり厚労相 千葉県野田市市の小4女児が死亡し傷害容疑で両親が逮捕された事件を巡り、根本厚生労働相は19日の閣議後記者会見で、国会会で提出予定の児童虐待防止法や児童福祉法の改正案に体罰禁止を盛り込むことについて「議論を踏まえつつ、法務省と協議しながら検討していきたい」と述べた。			
2		「民間シェルター強化を検討 DV被害者支援で内閣府」 ドメスティックバイオレンス(DV)の被害者を一時的に保護する民間シェルターの機能強化に向け、内閣府は有識者検討会を立ち上げ、議論を始めている。DVと児童虐待が同時に起こるケースもあり、千葉県野田市市の小4女児死亡事件でも問題になっている。			
2		「児相対応や機関連携を検証 小4女児死亡で千葉県」 千葉県野田市市立小4年の栗原心愛さん(10)が自宅浴室で死亡し、両親が傷害容疑で逮捕された事件で、県柏原重相談所の対応などを調査する県の検証委員会の初会合が21日、県庁で開かれた。再発防止に向け、児相による一時保護や保護解除後の対応、市や学校など関係機関との連携を中心に検証を進める。			
2		「虐待対応」に医師の参加を 結愛ちゃん主治医が講演 東京都目黒区で昨年3月、当時5歳の船戸結愛ちゃんが虐待死した事件で、転居前に住んでいた香川県で結愛ちゃんの子を主治医だった小児科医の木下あゆみ氏が22日、都内で開かれた国会議員らの勉強会で講演した。事件について「転居を機に、支援の隙間に落ちてしまった」と語り、再発防止に向け、虐待対応の現場に医師の診断や専門性を生かす機会を増やすように訴えた。			
2		「しついでに体罰禁止」 政府、法案に明記へ 里親、施設長も対象 親から子への体罰禁止の法制化を目的とする指す政府が、国会に提出する児童虐待防止法と児童福祉法の改正案に「児童のしついでに懲戒してはならない」との内容を盛り込む方向で調整を進めていることが22日、関係者への取材で分かった。禁止する主体には、里親や児童福祉施設の施設長も含める。			
2		「1週間休職で情報共有を 児童虐待対応で通知へ 厚労、文科の両省」 千葉県野田市市立小4年の栗原心愛さん(10)が死亡し両親が傷害容疑で逮捕された事件を受け、厚生労働省と文部科学省が、過去に虐待につながる情報があるなどの行為で懲戒してはならない」との内容を盛り込む方向で調整を進めていることが22日、関係者への取材で分かった。禁止する主体には、里親や児童福祉施設の施設長も含める。			
2		「2900人安全確認できず 厚労省調査、未就園児童ら 虐待、疑い、含め143人」 昨年3月に東京都目黒区で船戸結愛ちゃん(当時5)が虐待死した事件を受け、厚生労働省は28日、健診未受診や未就園の子ども1万5270人に面会するなどの「緊急安全確認調査」をした結果、自治体や学校が把握できなかったのは、昨年11月30日時点で2936人にと明らかになった。			
3		「児童虐待で摘発1380件 最多 保護は4500人超 警察庁の18年まとめ」 警察庁は14日、2018年に摘発した児童虐待事件は1380件(前年比21.3%増)で、被害にあった子どもは1394人(同19.3%増)だと発表した。いずれも過去最多。緊急性が高いとして保護した子どもも最多の4571人(同19.1%増)だった。すでに暫定値を公表済みだが、虐待疑いがあるとして児童相談所(児相)に通告した18歳未満の子どもの数は8万2522人。問題が深刻さを増す中、警察を含めた関係機関の対応強化が緊急の課題となる。			
3		「警察へ立ち会い要請2割増 児童虐待で児相、339件」 児童虐待が疑われる家庭への調査や子どもの保護で、2018年中に児童相談所が警察に援助要請した件数は、前年比2割増の339件だったことが14日、警察庁の集計で分かった。児相の調査に対し親の抵抗が予想される場合に警察が立ち会ったケースが増加したと見られる。児童虐待が深刻な状況にあることから、政府はさらに関係機関の連携強化を図る方針。			
3		「少年鑑別所が親を支援 非行防止、虐待発覚事例も」 子どもや問題行動の悩みを、親が少年鑑別所に相談するケースが増えている。相談の中で虐待の疑いに気付くこともあり、少年鑑別所では児童相談所や学校などと連携し、子どものケアや親へのアドバイスをしている。相談は子どもや親の非行を防ぐ業務の一環で、法務省幹部は「安心できる家庭があれば、非行や問題行動は深刻化しない。虐待防止の役にも立ちたい」と話す。			
3		「体罰、子の闘いダメージ 求められる丁寧な対話」 政府は19日、しついでに懲戒を禁止する児童虐待防止法と児童福祉法の改正案を閣議決定、衆院に提出した。海外に比べ、家庭での体罰を容認する意識はまだ根深いが、子どもに強いストレスを与えると、脳が萎縮するとの研究成果もある。短絡的な手段に訴え、より丁寧なコミュニケーションが求められる。法改正をきっかけにしついでに懲戒が問われそうだが、			
3		「取材負担」と日程伝えず 千葉県、虐待死の検証委 千葉県野田市市立小4年の栗原心愛さん(10)が自宅浴室で死亡した虐待事件で、県は28日、県柏原重相談所の対応などを調査している県の検証委員会の開催日程を、担当課長が報道機関に伝えていなかったと明らかにした。「取材対応の負担」などが理由で、森田健作知事は記者会見で不適切だったと認めた。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
5		「子ども貧困対策、市町村も与野党が改正案」子どもの貧困対策推進法の改正を検討している超党派の議員連盟は14日、貧困対策の計画策定を市町村の努力義務とすることを柱とした改正案を取りまとめた。月内の国会提出を目指す。			
5		「児相判断問題」と識者、小4死亡、性的虐待疑い」千葉県野田市立小4年の栗原心愛さん＝当時(10)＝が死亡した虐待事件で、心愛さんが父勇一郎被告(41)＝傷害致死罪などで起訴＝から性的虐待を受けていた疑いを把握しながら、県児相相談所が一時保護を解除して最終的に帰宅を認め、懲役2年を求刑し、即日結審した。判決は6月26日。			
5		「心愛さん母、懲役2年を求刑 虐待死、傷害ほう助認める 自身もDV被害、千葉」千葉県野田市立小4年の栗原心愛さん＝当時(10)＝が1月に自宅浴室で死亡した虐待事件で、父勇一郎被告(41)＝傷害致死罪などで起訴＝の兼行を制止しなかつたとして傷害ほう助罪に問われた母なざ被告(32)は16日、千葉県地裁(小池健治裁判長)の初公判で「間違いありません」と起訴内容を認めた。検察側は懲役2年を求刑し、即日結審した。判決は6月26日。			
5		「児相職員員の待遇改善を」体罰禁止法案、参考人質疑」親による体罰禁止と児童相談所の機能強化を明記した児童虐待防止法と児童福祉法の改正案を審議している衆院厚生労働委員会は21日、参考人質疑を実施した。招かれた有識者からは児相職員の力量向上や待遇改善を求める声が多かった。			
5		「体罰禁止法案で修正合意 与野党、衆院委採決へ」親による体罰禁止を明記した児童虐待防止法と児童福祉法の改正案を巡り、自民、公明両党と、対案を提出している立憲民主などの野党は23日、実務者協議を開き、虐待した保護者の再発防止措置を努力義務とすることなどを盛り込んだ修正案に合意した。			
5		「与野党修正案を共同提出へ 体罰禁止、午後にも採決」親による体罰禁止を明記した児童虐待防止法と児童福祉法の改正案に関し、与野党は24日、衆院厚生労働委員会に修正案を共同提出することで一致した。安倍晋三首相も出席する質疑を行った上で、同日午後には厚労委で修正案を採決、28日にも衆院を通過させる見込みだ。			
6		「死因究明の基本法成立 自治体に専門機関整備へ」犯罪死の隠蔽を防ぐため、死因究明の体制を充実させる死因究明推進基本法が6日、衆院本会議で全会一致により可決、成立した。犯罪のほか、子どもの虐待の再発防止につながる。地域間格差が出ないようにするため、専門的な機関を全国の自治体に整備していく。2020年4月に施行する。			
6		「野田市委、児童虐待に謝罪へ 虐待死のアンケータ問題」千葉県野田市立小4年の栗原心愛さん＝当時(10)＝が1月に死亡した虐待事件で、市教育委員会(7日、心愛さんが父勇一郎被告(41)＝傷害致死罪などで起訴＝からの虐待を訴えた学校アンケートの回答コピーを被告に渡していた問題)を巡り、全市立小中学校の児童と生徒に謝罪すると明らかにした。アンケートに記載されていた「ひみつをまもりまします」との注意書きも修正する。			
6		「児相や家裁の役割、重要に 特別養子縁組制度の対象年齢を原則15歳未満に引き上げる改正民法が7日、成立した。虐待や貧困などで実の家庭を離れざるを得なかつた子どもにも、永続的な家庭環境を与える機会が広がる。ただ年齢が高くなれば、新たな親子関係構築が難しくなると考えられ、実務を担う児童相談所や家庭裁判所の役割はより重要になりそうだ。			
6		「子ども貧困、改正法成立 市区町村も計画策定」子どもの貧困対策に関する計画策定を市区町村の努力義務とすることを柱とした改正子ども貧困対策推進法が12日の参院本会議で全会一致により可決、成立した。これまでの計画策定の努力義務は都道府県に限られていたが、各家庭の生活により身近な自治体に対象を拡大し、生まれ育った環境で子どもが育つことを目指すよう指示した。在宅指導事業の安全確認を強化する。			
6		「児相と警察との連携初調査 虐待受け、全国の実態把握 厚労省が課題検証」児童虐待に対応する際の児童相談所と警察との連携について、厚生労働省が初めて全国調査に乗り出すことが12日、同省への取材で分かった。7月にも各児相を対象に調査を始め、データの分析も含めて来年3月末までにおえる方針。札幌市中央区で池田詩梨ちゃん(2)が衰弱死した事件では、児相と警察との連携に問題があったとの指摘もあり、同省は実態把握を含めて課題を検証し、体制強化につなげる考えだ。			
6		「虐待、安全確認を再指示 厚労省、9月までに報告 緊急の全国児相所長会議」札幌市中央区で池田詩梨ちゃん(2)が衰弱死するなど、全国で児童虐待事件が相次いでいることを受け、厚生労働省は14日までに、全国の児童相談所に対し、今年1月時点で在宅指導している全ての虐待事業について、子どもの安全を確認し、9月までに報告するよう指示した。在宅指導事業の安全確認を強化する。今年2月に続き2度目。			
6		「連携不足、支援結びつかず 三つ子次男暴行死で検証」愛知県豊田市で昨年1月、生後11か月になる三つ子の次男に暴行、死亡させたとして傷害致死罪に問われ控訴中の母親を巡り、豊田市は17日、健康診断の間診票で「子どもの口をふさいだ」と答えるなど援助を求める訴えを認識していたのに、多胎児養育への知識や病院など関係機関との連携不足、支援に結びつけることができなかつたとする検証報告を発表した。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
6		「DV被害者へ支援を強化 政府の女性活躍重点方針」 政府は18日「全ての女性が輝く社会作り本部」(本部長・安倍晋三首相)の会合を開き、ドメスティックバイオレンス(DV)対策と被害者支援の強化を柱とする重点方針を決定した。女性へのDVと子どもへの虐待が同時に起きるケースがあり、被害者保護と支援を推進する。			
6		「政府、親の「体罰」定義へ 懲戒権見直し、20日に諮問 改正虐待防止法、準備加速」 子どもへの親の体罰を禁止する改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が19日、国会で成立した。2020年4月1日の施行に向け、政府は今後、体罰を定義するガイドラインの作成に着手するなど準備を加速。親権者に必要な範囲で子どもを戒めることを認めている民法の懲戒権については、山下貴司法相が20日の法制審議会の臨時総会で見直しを諮問する。			
6		「「懲戒権」見直し諮問 無戸籍要因の嫡出推定も 山下法相」 山下貴司法相は20日、親権者に必要な範囲で子どもを戒めることを認めている民法の「懲戒権」と、無戸籍者の主要因となつている民法の「嫡出推定」の一部規定の見直しを法制審議会の臨時総会で諮問した。千葉県野田市で1月、小学4年女児が死亡するなど、親権者による「しつけ」名目の事件が相次ぐ中、懲戒権に批判が高まっている。			
7		「DV被害者、支援策検討へ 年末取りまとめ、政府会議」 ドメスティックバイオレンス(DV)の被害者など困難を抱える女性への支援を推進するため、政府は25日、関係府省による連絡会議の初会合を開いた。DVの被害女性やその子どもを一時保護する民間エンジェルターへの支援拡充策などを検討し、年末をめどに具体策を取りまとめる。			
7		「30年前虐待訴え 請求棄却 金沢の女性、地裁」 富山県立山町町立の小学校で約30年前、教師から性的虐待を受け、精神的な苦痛を被つたなどとして、金沢市の40代の女性が元教師の80代の男性＝富山市＝と立上町に1100万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、金沢地裁は25日、請求を棄却した。			
7		「懲戒権見直しへ 議論開始 法制審部会、嫡出推定も 親権者に必要な範囲で子どもを戒めることを認めている民法の「懲戒権」と、無戸籍者の主要因となつている民法の「嫡出推定」の見直しを議論する法制審議会の部会が29日、初会合を開いた。部会には、有識者らでつくる法務省の研究会が23日付で公表した見直し案が、参考資料として提出された。			
7		「子ども貧困指標に滞納経験 内閣府有識者が提言」 内閣府は29日、貧困家庭の子どもへの対応方針をまとめた「子どもの貧困対策大綱」の見直しを議論している有識者会議に、改善の目安の指標として、新たに「電気代などの滞納経験や、ひとり親の正社員率の項目を追加する提言案を示した。			
8		「心理的虐待、10年で10倍 通告の半数は警察から 児相の負担増大に」 2018年度に全国の児童相談所が相談や通告を受けて対応した15万9850件(速報値)のうち、子どもの前で家庭に暴力を振るう「面前DV(ドメスティックバイオレンス)」や暴言などの心理的虐待が半数超となり、この10年間で件数が9.7倍となったことが1日、厚生労働省のまとめで分かった。			
8		「児童福祉司増、残る課題「しなない」意識、浸透を」 児童虐待の相談、通告件数が増え続け、15万9千件に達した。政府は児童相談所のマンパワー不足を補うため、虐待対応に当たる専門職「児童福祉司」を大幅増員することを決めたが、「一人前になるには10年かかる」と言われており、即効性には疑問が残る。来春から親の体罰が法律で禁止されることもあり、有識者からは「親側に働き掛け、虐待をしない』『させない』意識を根付かせる取り組みも必要」との指摘もある。			
8		「父に強制力ある指導必要 小4女児虐待死、県検証委」 千葉県野田市立小4年の栗原心愛さん＝当時(10)＝が1月に死亡した虐待事件をめぐる県検証委員会の第5回会合が6日、千葉市で開かれた。委員からは、県柏児童相談所が心愛さんの一時保護を解除した際の対応について、父勇一郎被告(41)＝傷害致死罪などで起訴＝に対し、一定の強制力がある指導をするべきだったとの意見が出た。			
8		「受刑者更生目指し新組織 プログラムの開発や検証 法務省」 法務省は、刑務所や少年院などで受刑者らが更生や再犯防止のために受け取る教育プログラムを、強研研修所(東京都昭島市)内に発足させた。これまで府中刑務所(東京都府中市)など4施設においていた専任班を統合。組織横断的な取り組みを目指し、すでに性犯罪や児童虐待、アルコール依存などに対する実情調査やプログラムの検証をスタートさせている。			
8		「児相設置義務化」に反対 中核市長会、各所で判断」 全国58市でつくる中核市長会は20日、都内で会合を開き、すべての中核市に児童相談所を一律で設置するのは難しく、義務化には反対する方針を確認した。与野党の一部に義務化を求める声があるが、人口など市によって事情が異なり、各市で決めるべきだと判断した。今後、児童虐待で中核市が果たすべき役割を議論し、国に支援を求めていく。			
8		「虐待確認の協同面接増加 子ども負担減へ児相や警察 17年度、前年の1.8倍 厚労省委託調査で判明」 虐待を受けた子どもにも児童相談所と警察、検察が連携して被害内容を確認する「協同面接」が2016、17年度は前年度の約1.8倍に増えたことが22日、厚生労働省の委託調査で分かった。児童虐待が年々増える中、協同面接をした児相の約71%が、子どもの負担軽減につながっていると回答している。			
8		「専門家から職員ら聞き取り 千葉、野田市の女児虐待死」 千葉県野田市立小4年の栗原心愛さん＝当時(10)＝が1月に死亡した虐待事件で、野田市は26日、市教育委員会の担当者と、通っていた小学校の校長らに聞き取りを専門家に依頼したと発表した。市は聴取結果などを踏まえ、早期に再発防止策を取りまとめたとしている。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
8		「DV被害女性の住所漏らす 茨城・日立、夫に迫られ」茨城県日立市の職員が4月、夫から暴力を受けて市街に転居していた女性の住所を、夫に迫られて漏らしていたことが27日、市への取材で分かった。市は職員を訓告処分とし、今後、慰謝料などとして女性に約160万円を支払う。			
8		「虐待テータ現場で瞬時照会 スマホ型5万台で対策強化 警察庁、DVストーカーも」被害が後を絶たない児童虐待やストーカー、DV(ドメスティックバイオレンス)の通報や相談に迅速に対応するため、警察庁は29日、警察官が現場でスマートフォン型携帯端末を使い、過去の取り扱った状況を瞬時に紹介できるシステムを来年度に導入する方針を決めた。各都道府県警に配備済みの端末約5万台に新たな機能を追加する。			
9		「年内にガイドライン作成 禁止される体罰の範囲」親の子どもへの体罰を禁止する改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が来年4月から施行されることを受け、厚生労働省は3日、年内をめどに、禁止される体罰の範囲などを示すガイドラインを作成する方針を明らかにした。			
9		「市、児相に一時保護を要請 4歳女児死亡で薩摩川内」鹿児島県出水市で大塚璃愛ちゃん(4)が死亡し、20代母親の交際相手の男(21)が逮捕された事件で、今年4月、当時母子が住んでいた同県薩摩川内市が、県中央児童相談所(鹿児島市)に璃愛ちゃんへの一時保護を強く要請していたことが7日、薩摩川内市への取材で分かった。			
9		「全虐待情報 警察と共有へ 大阪市の児相、転換方針」4歳の息子を虐待したとして大阪市の母親が傷害容疑で書類送検された事件で、市の児童相談所が大阪府警に詳細な情報提供をしていなかった問題では、市が情報共有の範囲を一部に限定していることが背景にあった。府の児相では虐待通告事案全ての情報を共有しており前府知事の松井一朗市長は「府と同じレベルを目指す」と転換する方針を示している。			
9		「目黒虐待死、母に懲役8年 DV認定も大幅免責せず」総望望するに余りある「結愛ちゃん、東京地裁判決」東京都目黒区で昨年3月、船戸結愛ちゃん(5)が当時(5)で両親から虐待され死亡したとされた事件の裁判員裁判で、東京地裁は17日、保護責任者遺棄致死罪に問われた母親徳里被告(27)に懲役8年(求刑懲役11年)の判決を言い渡した。元夫による心理的DV(ドメスティックバイオレンス)の影響を認めつつ「責任を大幅に減じる事情とみることはできない」と判断した。			
9		「6大学が子どもの貧困研究 地域特性を明らかに」全国の子どもたちの貧困の実態を研究するため、北海道大や沖繩大など全国6大学が共同の組織を18日までに発足させた。既存の自治体のデータを分析することでそれぞれの地域の特性を明らかにし、政策の提言に生かす考えだ。			
9		「スクール弁護士を配置へ いじめ、虐待に専門対応 全国300人、文科省 来年度スタート目指す」学校現場でのいじめや虐待に対応するため、文科科学省が「スクールロイヤー」と呼ばれる専門の弁護士を全国に約300人配置する方針を固めたことが23日分かった。各地の教育事務所などに拠点を置き、市町村教育委員会からの相談を受ける。来年度スタートを目指して準備を進める。経費は年間約4億円を見込み、財源に地方交付税を活用する考え。			
9		「虐待とDV 包括して対応 千葉・野田市が新組織」千葉県野田市立小4年の栗原心愛さん(10)が1月に死亡した虐待事件を受け、野田市は26日、児童虐待とドメスティックバイオレンス(DV)に包括して対応する「子ども家庭総合支援課」を新設すると発表した。来月1日から運用を始める。			
9		「虐待連携強化へ新部署 児相や警察OB配置」鹿児島県出水市の大塚璃愛ちゃん(4)が死亡し、母親の交際相手が暴行容疑で逮捕、処分保留された事件を巡り、市は27日、虐待情報などを集約する市安心サポートセンターを市役所内に設置した。児童相談所や警察のOBらが入所し、関係機関との連携を強化する。			
10		「虐待防止の検討チーム設置 法務省、年明けにも提言」法務省は4日、児童虐待防止策などを検討する「児童虐待とたたかう法務省プロジェクトチーム」を省内に設置した。関係部局の担当者が週1回ほど話し合い、法相への提言を年明けにもまとめる。			
10		「虐待面接記録、適切共有を 最高検、児相対応で通知 録音・録画、改善促す」虐待を受けた子どもにも児童相談所と警察、検察が連携して被害内容を確認する「協同面接」の録音・録画について、最高検が、児相からの記録媒体の提供要請に適切に対応するよう全国の高検と地検に通知したことが11日、関係者への取材で分かった。児相の多くが捜査機関から記録を提供されておらず、情報共有の改善を促した。			
10		「虐待通報12月から無料に 厚労省、ダイヤル189」加藤勝信厚生労働相は15日の参院予算委員会で、児童虐待の通報や相談を24時間受け付ける児童相談所全国共通ダイヤル「189」の通話料を12月から無料にすると明らかにした。厚労省が運営している「189」と見える189番について、2019年度中の無料化を目指していた。			
10		「目黒虐待死、父に懲役13年「常習的な暴行主導」地裁、従来の量刑傾向重視」東京都目黒区で昨年3月、船戸結愛ちゃん(5)を虐待し死なせたとして、保護責任者遺棄致死などの罪に問われた父徳大被告(34)の裁判員裁判で、東京地裁は15日、「苛烈な食事制限と常習的な暴行を主導した」として懲役13年の判決を言い渡した。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
10		「同法は被害者の理解を」性虐待無罪でシンポジウム」父から実の娘への性的虐待を無罪とした名古屋地裁岡崎支部の判決について、社会全体で議論しよう」と日本学術会議などが20日、都内でシンポジウムを開いた。支援団体、法学者や精神科医が登壇し、「現行の刑法は性暴力被害者の心理を反映できていない」と警鐘を鳴らした。			
10		「目黒虐待、父の奥に隠れた 検察と弁護側控訴せず」東京都目黒区で昨年3月、船戸結愛ちゃん＝当時(5)＝を虐待し死なせたとして、保護責任者遺棄致死などの罪に問われた父親雄大被告(34)を懲役13年とした東京地裁の裁判員裁判判決が30日、確定した。検察、弁護側双方が期限の29日までに控訴しなかった。			
11		「虐待、DVに24時間対応 専門課発足半年、愛知県警」児童虐待やドメスティックバイオレンス(DV)、ストーカー……。愛知県警人身安全対策課が扱う事案は多岐に上る。いずれも誘拐や殺人に発展する恐れがあり、慎重で迅速な判断が求められる。4月の発足から半年余り。さまざまな部署から集まった捜査員が24時間態勢で各警察署からの報告対応に専念し、深刻化を防いでいる。			
11		「通報急増、虐待確認担えず 児相業務委託の施設、札幌」児童虐待通報に24時間対応するため、札幌市の児童相談所が夜間や休日の安全確認の業務を委託している市内3カ所の児童家庭支援センターのうち一部が、来年度から受託しない意向を児相に伝えていたことが9日、分かった。6月に札幌市中央区で2歳女児が衰弱死した事件後、通報が急増して対応が困難になったことなどが要因。			
11		「1歳児裸的、背景捜査続く エアガン傷害兆し共有不足」昨年11月下旬に当時1歳の三男にBB弾を数十発発射したとして福岡県田川市の夫婦が逮捕された傷害事件は、大人も怪我をする大型エアガンが使われた疑いがあり、悪質性が際立つ。13日で逮捕から1週間。当時3歳の長男と3カ月の長女に撃たれた形跡はなく、県警は三男が標的となった背景捜査を続ける。一方、兆しとなる情報が警察に伝わっていないなど、行政の課題も出ている。			
11		「支援に食欠かせない子ども食堂ネットワーク関西」子ども食堂ネットワーク関西の川辺康子代表が13日、大阪市内で開かれた関西関係西プレスクラブの安全で講演した。子ども食堂などの活動を通じて貧困家庭を支え続ける川辺さんは「落ち着いた環境にない子供を支えるのに食は欠かせない。継続した関わりの中で心ある声掛けをしていけば本人には変わっていく」と力強く話した。			
11		「月内にも報告取りまとめ 千葉小児虐待死で県検証委」千葉県野田市立小4年の栗原心愛さん＝当時(10)＝虐待死事件を巡り、児童相談所の対応などを調査する県検証委員会の会合が15日開かれ、報告書のとりまとめに向けた議論を終えた。会合は非公開で、県によると、報告書は22日に開かれる県社会福祉協議会の部会での審議を経て、今月中にも同事に提出される見通し。			
11		「産後ケア拡充で法改正へ 市区町村に努力義務」産後の母親や子どもに対し、心身のケアや育児相談を行う「産後ケア事業」の実施を市区町村の努力義務とする母子保健法改正案が、本国会に提出される見通しとなった。現在は自治体の任意事業だが、法律で位置づけ、全国的に子育てしやすい環境整備を後押しする。産後うつや虐待を防ぐ狙いもある。超党派の議員立法として本国会での成立を目指す。			
11		「虐待見抜け、管理人が研修 大宮グループ、子育て支援」大宮グループのマンション管理会社が、マンション住民の子どもに対する虐待の早期発見と、適切な対応に役立てようと、全社員計約9400人を対象にした研修に乗り出した。虐待防止を目指す「オレンジリボン運動」に取り組みむNPO法人による初回の講習会が18日、東京都内であり、約90人が参加した。			
11		「虐待容疑の父親不起訴 大阪、2カ月の長女死亡」大阪地検は20日までに、大阪市東淀川区の自宅で生後2カ月の長女を揺さぶるなどして死亡させたとして傷害致死容疑で逮捕された父親(24)を不起訴処分とした。処分は19日付で、理由を明らかにしていない。			
11		「虐待通報」189件無料で相談番号も12月新設」厚生労働省は22日、児童虐待の通報や相談を24時間受け付ける児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちばはやく)」の通話料を12月5日午前6時半から無料にすると発表した。各都府県を「児童相談所虐待対応マニュアル」に変更して緊急性の高い通報を中心に対応し、それ以外は新設する有料ダイヤルで受け付ける。			
11		「虐待対応の基本徹底を」小4死亡で県検証委員会」今年1月、千葉県野田市立小4年の栗原心愛さん＝当時(10)＝が虐待死した事件を巡り、児童相談所などの対応に関する報告書をまとめた県検証委員会の川崎二三彦委員長が25日、記者会見し「虐待対応の基本がなされていないかった」と述べ、適切な家族関係の把握や手続きを徹底することの重要性を強調した。			
11		「DV検挙数、10倍超に 平成30年余、児童虐待も増」令和元年版「犯罪白書」法務省は29日、「令和元年版」の犯罪白書を公表した。平成の時代の犯罪動向や刑事政策の委譲をまとめた内容。刑法犯の認知件数が2002年をピークに減り続ける中、ドメスティックバイオレンス(DV)の検挙は10倍超となり、児童虐待やインターネットを使った犯罪も増えたのがこの30年間の特徴だ。担当者は「令和の刑事政策を考える上で基礎資料になる」としている。			
11		「産後ケア、努力義務に 市区町村、改正法成立」産後の母親や子どもへ授乳指導や育児相談といった支援を行う「産後ケア事業」を、市区町村の努力義務とする改正母子保健法が29日の参院本会議で可決、成立した。現在、事業を実施するかどうかは自治体に任せられているため、法制化して子育てしやすい環境を整備を全国に促す。社会問題となっている虐待や産後うつなどの防止につながる狙いもある。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
12		「子どもに苦痛」は体罰、長時間正座、夕飯抜き、厚労省が初定義、具体例も、しつけ名目虐待許さず」子どもに対する親の体罰を禁じた改正児童虐待防止法などが来年4月から施行されることを受け、厚生労働省は3日、体罰の定義を含む指針案を検討会に示し、大筋で了承された。体罰を、子どもに苦痛や不快感を引き起こす行為(罰)と初めて定義。「長時間の正座」「夕飯を与えない」など五つの例を挙げた。虐待事案で暴力がしつけ名目で正当化されていたことを踏まえ、しつけとの違いを明確にした。			
12		「安全確認で6人所在不明 虐待事案調査、厚労省」厚生労働省は12日、全国の児童相談所で在宅指導している虐待事案の安全確認をした結果、対象とした18歳未満の3万4451人のうち、6人が所在不明となっていると明らかにした。海外に転居している可能性などがあるとして、警察に行方不明届を提出するとともに、児相へ調査照会を実施している。			
12		「改正民法、来年4月施行 特別養子対象、15歳未満に」政府は13日、特別養子縁組の対象年齢を原則6歳未満から15歳未満に引き上げる改正民法と、離婚に伴う子ども引き渡し手続きを明確化した改正民事執行法の施行日をいずれも来年4月1日とする政令を閣議決定した。			
12		「男児死亡で児相対応検証 鳥根県、保護解除巡り議論」鳥根県安来市のアパートで一児保護解除の約1週間後に小学4年増田陸君(10)が刺されて死亡、重体となった母親(44)が無理心中を図ったとみられる事件を巡り、県が13日、児相相談所などの対応を検証する有識者会議の初会合を松江市で開いた。精神的に不安定だった母親の通院先を含めた間接的支援を実施し、保護解除の判断や時期の妥当性を重点的に議論する方針を確認した。			
12		「原相とDV機関の連携調査 包括対応、年度内に指針 被害者支援で厚労省、近く有識者検討会」各地で相次いだ児童虐待事件でDV(ドメスティックバイオレンス)が密接に関与していたことを受け、厚生労働省が全国の児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携状況について、来年1月にも実態調査に乗り出す方針を固めた。同省関係者への取材で14日、分かった。同機関の連携と被害者支援の強化が狙いで、近く有識者検討会を設置して調査内容などの詳細を決める			
12		「監護者性交で懲役7年 45歳男、津地裁」津市内の自宅于今年1～2月に再婚相手の娘の中学生と性交したとして、監護者性交罪に問われた無職男(45)に、津地裁は17日、「未熟さにつけ込み、監護者であることの影響力に乘じた犯行態様は卑劣で悪質と言っはかない」として懲役7年(求刑懲役8年)の判決を言い渡した。			
12		「自治体職員3千人増 災害や児童虐待が影響」総務省は24日、自治体の総職員数が2019年4月1日時点で274万653人となり、前年より3783人増えたと発表した。災害や児童虐待が相次ぎ、担当部署を強化したのが要因。			
12		「新たに43人把握 全員就学 無戸籍の子ども調査」文部科学省は24日、何らかの事情で出生届が出されず、無戸籍となった義務教育段階の子どもの就学状況調査結果を発表した。今年5月時点で新たに存在が判明したのは43人で、全員が小中学校に就学していることを確認した。大半は支援なく通っていたが、欠席が目立つ子どももいた。			
12		「DV被害ネットでも相談可 来年度から、政府の支援策」政府は26日、ドメスティックバイオレンス(DV)や性暴力などの被害に遭った女性への支援を検討する関係府省の連絡会議を開いた。若い人を中心に利用者が多い会員制交流サイト(SNS)からも相談を受けられるようにすること、が柱の支援策を取りまとめた。主に内閣府や厚生労働省などが来年度から取り組みを進めていく。			
12		「児童福祉司、月給2万円増 人手確保狙い来年度から」児童相談所で虐待の対応に当たる児童福祉司の待遇改善のため、政府が来年度から1人あたりの給与を月額で最大2万円引き上げる方針を決めたことが27日、関係者への取材で分かった。児童虐待事案が増え続ける中で、人手の確保や離職を防止することが狙い。来年度予算案に人件費増に対応するための地方交付税の増額を盛り込んだ。			
12		「年収200万円未満で育児、ひとり親半数、NPO調査」ひとり親のうち、世帯年収200万円未満で1～3人の子どもを育てている家庭は47%。食品を寄付するフードバンク事業を行う認定NPO法人グッドネーパーズ・ジャパンは27日までに、フードバンクを利用するひとり親183人を対象に行ったアンケート結果を公表した。			
2020 (令報2)	1	「虐待情報リアルタイム共有 埼玉県と県警、連携強化」埼玉県は15日、児童相談所がデータ化して県警と共有する虐待情報の更新頻度を月1回から1時間おきにすると発表した。県警本部だけでなく、各警察署でも情報を閲覧できるように連携を強化。既に試行中で、月内にも本格運用を始める。	2020 (令報2)		国庫補助事業 東京都 区市町村、施設設置者 「児童養護施設等体制強化事業」 R2～
1		「子供の死検証でモデル事業 厚労省、虐待事故防止狙い」厚生労働省が、子供の全死亡事例を収集、検証する「チャイルド・デス・レビュー」(CDR)の制度化に向け、2020年度から一部の都道府県でモデル事業を始めることが17日、同省への取材で分かった。死因を究明し虐待や事故死の再発防止を図る狙い。事業の結果を踏まえ、全国への適用を検討し早ければ22年度の導入を目指す。			東京都 「ひとり親家庭向けポータルサイトの創設」 単独事業 R2～

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
1		「LINEで児童虐待相談 大阪府、夏からスタート」児童虐待の相談件数が全国で最も多い大阪府は、無料通信アプリLINE(ライン)を使った相談窓口を今夏に設置する方針を固めた。1か月程度のモデル事業を経て、2021年度からの本格運用を目指す。若い世代の親や子どもが使い慣れたツールを活用することで、早期発見や未然防止につなげる狙いだ。			東京都 区市町村 「養育費確保支援事業」 単独事業 R2～
1		「放置の乳児死亡、両親逮捕 保護責任者遺棄疑い、神戸」昨年11月に乳幼児4人を自宅に放置してパチンコ店に出掛けたとして、兵庫県警須磨署は23日、保護責任者遺棄の疑いで神戸市須磨区宝田町1の3の13、会社員高島伸也容疑者(36)と妻の瀬科衛生士、裕美容疑者(38)を逮捕した。4人のうち生後3か月半の三男政宗ちゃん(3)が死亡しており、署が保護責任者遺棄致死の疑いもあるとみて調べている。			東京都 区市町村 「ひとり親家庭相談体制強化事業」 単独事業 R2～
1		「連携不足、救う介入できず 女児虐待死、野田市検証」千葉県野田市立小4年の栗原心愛さん(10)が昨年1月に虐待死した事件で、同市は23日、専門家による検証報告書を公表した。報告書は、2017年11月に一時保護されてから、少なくとも13回、行政機関が命を救うために介入すべきタイミングがあったが、連携不足や危機感の欠如から適切な対応ができていなかったと指摘した。心愛さんが死亡してから、24日で1年。			東京都 「ファースタリング機関(里親養育包括支援機関)事業」 継ぎ足し事業 R2～
					東京都 「児童相談所情報標準化・人材育成事業」 単独事業 R2～
					東京都 「未就園児等全戸訪問事業」 継ぎ足し事業 R2～
		参考文献(アルファベット順)			
		大阪府子ども家庭センター『大阪子ども家庭白書』令和4年版より抜粋			
		「子ども虐待の予防とケアのすべて ハートライン」 第一法規 2017-2019年2020年より抜粋			
		東京都福祉保健局『子供と家庭・女性福祉、母子保健施策概要 令和2年度』東京都福祉保健局青少年社会対策部計画課、2020年3月発行より抜粋			

資料8 児童虐待司法関係統計

表A 児童福祉法28条の事件

	受理			既済						未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	その他	
昭和27年	6	-	6	6	6	-	-	-	-	-
28	10	-	10	7	2	-	5	-	-	3
29	9	3	6	7	3	-	4	-	-	2
30	8	2	6	4	4	-	-	-	-	4
31	12	4	8	10	3	-	5	-	2	2
32	12	2	10	9	7	-	2	-	-	3
33	16	3	13	10	5	-	4	-	1	6
34	14	6	8	7	7	-	-	-	-	7
35	12	7	5	12	5	-	7	-	-	-
36	20	-	20	13	9	-	4	-	-	7
37	14	7	7	10	5	-	5	-	-	4
38	19	4	15	17	13	-	4	-	-	2
39	9	2	7	7	6	-	1	-	-	2
40	11	2	9	4	2	2	-	-	-	7
41	13	7	6	11	10	-	1	-	-	2
42	16	2	14	6	3	-	3	-	-	10
43	36	10	26	28	23	-	5	-	-	8
44	15	8	7	11	8	-	3	-	-	4
45	9	4	5	5	2	-	3	-	-	4
46	27	4	23	13	9	-	4	-	-	14
47	31	14	17 (-)	20	14	3	3	-	-	11
48	30	11	19 (-)	23	16	-	7	-	-	7
49	24	7	17 (-)	12	5	-	7	-	-	12
50	34	12	22 (-)	24	14	2	8	-	-	10
51	25	10	15 (-)	19	8	-	11	-	-	6
52	26	6	20 (-)	23	13	-	10	-	-	3
53	28	3	25 (-)	24	16	2	6	-	-	4
54	32	4	28 (3)	20	14	1	3	-	2	12
55	26	12	14 (-)	17	12	1	4	-	-	9
56	20	9	11 (-)	11	4	-	5	-	2	9
57	20	9	11 (-)	14	8	-	6	-	-	6
58	21	6	15 (-)	18	10	-	8	-	-	3
59	23	3	20 (-)	17	14	-	3	-	-	6
60	18	6	12 (-)	16	16	-	-	-	-	2
61	14	2	12 (-)	14	9	-	5	-	-	-
62	13	-	13 (-)	7	4	-	3	-	-	6
63	21	6	15 (-)	18	10	-	8	-	-	3
平成元年	17	3	14 (-)	10	3	-	4	-	3	7
2	44	7	37 (-)	33	19	2	12	-	-	11
3	32	11	21 (-)	25	17	-	8	-	-	7
4	26	7	19(1)	22	18	-	4	-	-	4
5	19	4	15 (-)	12	6	-	6	-	-	7
6	35	7	28 (-)	20	12	-	8	-	-	15
7	51	15	36(1)	43	18	1	22	-	2	8
8	62	8	54 (-)	51	39	-	12	-	-	11
9	74	11	63 (1)	49	36	-	13	-	-	25
10	90	25	65(1)	69	40	1	26	-	2	21
11	118	21	97	81	58	-	23	-	-	37
12	179	37	142	142	101	6	35	-	-	37
13	206	37	169	170	131	2	36	-	1	36
14	165	36	129	133	93	6	34	-	-	32
15	184	32	152	139	106	4	24	-	5	45
16	279	45	234	221	163	9	44	-	5	58
17	242 [43]	58 [-]	184 [43]	195 [-]	141 [-]	6 [-]	40 [-]	-	8 [-]	47 [43]
18	260 [185]	47 [43]	213 [142]	205 [168]	170 [155]	2 [-]	32 [13]	-	1 [-]	55 [17]
19	302 [75]	55 [17]	247 [58]	241 [59]	195 [56]	4 [-]	42 [3]	-	-	61 [16]
20	260 [141]	61 [16]	199 [125]	197 [114]	169 [105]	3 [-]	25 [9]	-	-	63 [27]
21	265 [119]	63 [27]	202 [92]	207 [97]	174 [87]	4 [2]	29 [8]	-	-	58 [22]
22	295 [151]	58 [22]	237 [129]	234 [125]	192 [112]	8 [1]	32 [10]	-	2 [2]	61 [26]
23	296 [124]	61 [26]	235 [98]	228 [101]	183 [96]	5 [2]	38 [3]	-	2 [-]	68 [23]
24	368 [146]	68 [23]	300 [123]	295 [114]	244 [111]	9 [-]	38 [3]	-	4 [-]	73 [32]
25	349 [162]	73 [32]	276 [130]	272 [130]	188 [123]	19 [2]	62 [4]	-	3 [1]	77 [32]
26	356 [175]	77 [32]	279 [143]	267 [140]	211 [135]	6 [-]	48 [5]	-	2 [-]	89 [35]
27	343 [185]	89 [35]	254 [150]	262 [145]	209 [136]	8 [-]	44 [9]	-	1 [-]	81 [40]
28	350 [200]	81 [40]	269 [160]	247 [155]	199 [151]	2 [-]	44 [4]	-	2 [-]	103 [45]
29	391 [178]	103 [45]	288 [133]	277 [148]	207 [145]	16 [-]	52 [3]	-	2 [-]	114 [30]
30	486 [192]	114 [30]	372 [162]	347 [156]	266 [139]	7 [2]	72 [15]	-	2 [-]	139 [36]
令和元年	632 [139]	139 [36]	493 [103]	434 [112]	338 [100]	23 [1]	67 [10]	-	6 [1]	198 [27]
2	679 [173]	198 [27]	481 [146]	531 [134]	398 [127]	13 [-]	116 [5]	-	4 [2]	148 [39]

注) ・ () 内は渉外事件の内数
 ・ 平成17年以降は28条1項と2項を掲載。 [] 内は児童福祉法28条2項の事件数
 ・ 「-」については該当数値のない場合
 ・ 空欄については記載なし
 ・ 昭和27年以前は独立した項目として計上されていない

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27年～令和2年

表B 親権または管理権の喪失の審判およびその取消し（全国家庭裁判所）

	受理			既済						未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	その他	
昭和23年			229	146	55	7	80	4		83
24			258	247	110	15	117	5		90
25			246	241	86	28	125	2		97
26			261	262	82	22	153	5		96
27	501	96	405	387	127	35	217	8	-	114
28	452	114	338	314	98	28	175	12	1	138
29	731	137	594	558	152	34	352	15	5	173
30	568	173	395	436	115	26	275	14	6	132
31	414	132	282	306	87	20	194	4	1	108
32	333	108	225	211	48	8	147	6	2	122
33	366	122	244	253	84	16	139	8	6	113
34	295	113	182	185	40	13	125	4	3	110
35	266	110	156	178	53	8	113	3	1	88
36	226	88	138	150	34	11	99	2	4	76
37	211	76	135	136	31	5	100	-	-	75
38	221(5)	75(2)	146(3)	136(3)	34	-	97	2	3	85(2)
39	176(2)	85(2)	91(-)	109(2)	24	8	74	2	1	67(-)
40	203(6)	67(-)	136(6)	125(1)	31	3	90	1	-	78(5)
41	177(5)	78(5)	99(-)	115(-)	23	11	81	-	-	62(5)
42	159(6)	62(5)	97(1)	104(1)	14	6	80	3	1	55(5)
43	151(10)	55(5)	96(5)	89(2)	11	16	60	1	1	62(8)
44	159(10)	62(8)	97(2)	98(2)	27	7	61	2	1	61(8)
45	150(11)	61(8)	89(3)	80(4)	6	7	64	3	-	70
46	129(12)	70(7)	59(5)	84(7)	25	2	54	3	-	45(5)
47	157	45	112(1)	93	16	5	59	7	6	64
48	147	64	83(2)	85	12	4	65	2	2	62
49	136	62	74(5)	87	21	3	63	-	-	49
50	151	49	102(-)	78	17	3	57	-	1	73
51	170	73	97	99	10	14	74	-	1	71
52	156	71	85(9)	106	14	2	87	2	1	50
53	144	50	94(9)	100	18	8	74	-	-	44
54	140	44	96(11)	87	10	3	73	1	-	53
55	135	53	82(2)	86	12	7	65	-	2	49
56	136	49	87(-)	87	13	5	68	1	-	49
57	130	49	81(2)	88	14	5	66	3	-	42
58	115	42	73(1)	71	19	5	46	1	-	44
59	113	44	69(6)	77	18	3	56	-	-	36
60	110	36	74(1)	77	13	7	54	2	1	33
61	98	33	65(2)	61	10	6	41	1	3	37
62	125	37	88(2)	72	14	6	52	-	-	53
63	145	53	92	90	7	11	71	-	1	55
平成元年	160	55	105(1)	111	16	9	82	4	-	49
2	130	49	81(7)	65	10	6	49	-	-	65
3	164	65	99(3)	112	23	7	65	10	7	52
4	134	52	82(6)	82	8	11	61	-	2	52
5	106	52	54(1)	71	5	12	53	-	1	35
6	147	35	112(1)	82	3	6	71	2	-	65
7	131	65	66(9)	97	15	10	58	2	12	34
8	156	34	122(-)	103	13	19	70	-	1	53
9	161	53	108(3)	107	21	8	77	-	1	54
10	166	54	112(1)	102	18	11	71	1	1	64
11	152	64	88	100	20	12	67		1	52
12	160	52	108	109	13	11	82		3	51
13	153	51	102	89	17	8	63		1	64
14	194	64	130	142	17	18	100		7	52
15	155	52	103	102	7	29	65		1	53
16	167	53	114	115	30	24	61		-	52
17	191	52	139	137	22	18	94		3	54
18	179	54	125	139	15	20	102		2	40
19	143	40	103	103	15	11	76		1	40
20	179	40	139	130	20	18	89		3	49
21	159	49	110	111	21	11	74		5	48
22	195	48	147	136	16	32	84		4	59
23	178	59	119	127	14	25	88		-	51
24	総数	290	51	239	184	32	17	129	6	106
	うち親権喪失の審判	156	45	111	103	17	8	76	2	53
	うち親権停止の審判	120	...	120	69	14	7	44	4	51
	うち管理権喪失の審判	9	3	6	7	-	2	5	-	2
25	総数	421	106	315	300	92	42	164	2	121
	うち親権喪失の審判	164	53	111	104	25	6	72	1	60
	うち親権停止の審判	236	51	185	182	63	29	89	1	54
	うち管理権喪失の審判	16	2	14	12	3	3		-	4
26	総数	397	121	276	304	85	48	160	11	93
	うち親権喪失の審判	170	60	110	130	34	16	73	7	40
	うち親権停止の審判	207	54	153	157	43	28	82	4	50
	うち管理権喪失の審判	14	4	10	12	5	2	5	-	2
27	総数	360	93	267	260	82	35	140	3	100
	うち親権喪失の審判	103	40	63	68	21	7	40	-	35
	うち親権停止の審判	242	50	192	181	58	26	94	3	61

	うち管理権喪失の審判	8	2	6	8	2	2	4	-	-
28	総数	413	97	316	301	111	40	147	3	112
	うち親権喪失の審判	141	33	108	89	25	13	49	2	52
	うち親権停止の審判	263	61	202	205	83	25	96	1	58
	うち管理権喪失の審判	4	-	4	3	3	-	-	-	1
29	総数	485	112	373	353	95	57	189	12	132
	うち親権喪失の審判	170	52	118	119	28	24	63	4	51
	うち親権停止の審判	308	58	250	233	67	32	126	8	77
	うち管理権喪失の審判	5	1	4	-	-	-	-	-	5
30	総数	531	132	399	378	110	43	211	14	153
	うち親権喪失の審判	196	51	145	131	28	19	77	7	65
	うち親権停止の審判	321	75	246	236	79	21	130	6	85
	うち管理権喪失の審判	11	5	6	9	2	2	4	1	2
令和元年	総数	527	153	374	369	130	63	160	16	158
	うち親権喪失の審判	174	65	109	134	39	13	74	8	40
	うち親権停止の審判	337	85	252	223	89	47	81	6	114
	うち管理権喪失の審判	9	2	7	7	-	3	2	2	2
2	総数	548	158	390	382	166	56	153	7	166
	うち親権喪失の審判	161	40	121	97	30	11	52	4	64
	うち親権停止の審判	374	114	260	275	130	41	101	3	99
	うち管理権喪失の審判	10	2	8	8	6	2	-	-	2

注) ・ () 内は涉外事件の内数

- ・ 昭和23年～26年については昭和27年版を参照
- ・ 「-」については該当数値のない場合
- ・ 空欄については記載なし
- ・ 平成24年以降は親権停止の審判を含む

資料： 最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27年～令和2年

表C 親権喪失等・児童福祉法28条の新受件数

	親権喪失等	児福祉28条		親権喪失等	児福祉28条		親権喪失等	児福祉28条
昭和23年	229		昭和47	112(1)	17(-)	平成8年	122(-)	54(-)
24	258		48	83	19(-)	9	108(3)	63(1)
25	246		49	74(5)	17(-)	10	112(1)	65(1)
26	261		50	102(-)	22(-)	11	88	97
27	405	6	51	97(8)	15(-)	12	108	142
28	338	10	52	85(9)	20(-)	13	102	169
29	594	6	53	94(9)	25(-)	14	130	129
30	395	6	54	96(11)	28(3)	15	103	152
31	282	8	55	82(2)	14(-)	16	114	234
32	225	10	56	87(-)	11(-)	17	139	184 [43]
33	244	13	57	81(2)	11(-)	18	125	213 [142]
34	182	8	58	73(1)	15(-)	19	103	247 [58]
35	156	5	59	69(6)	20(-)	20	139	199 [125]
36	138	20	60	74(1)	12(-)	21	110	202 [92]
37	135	7	61	65(2)	12(-)	22	147	237 [129]
38	146(3)	15	62	88(2)	13(-)	23	119	235 [98]
39	91(-)	7	63	92(2)	15(-)	24	239	300 [123]
40	136(6)	9	平成元年	105(1)	14(-)	25	315	276 [130]
41	99(-)	6	2	81(7)	37(-)	26	276	279 [143]
42	97(1)	14	3	99(3)	21(-)	27	267	254 [150]
43	96(5)	26	4	82(6)	19(1)	28	316	269 [160]
44	97(2)	7	5	54(1)	15(-)	29	373	288 [133]
45	89(3)	5	6	112(1)	28(-)	30	399	372 [162]
46	59(5)	23	7	66(9)	36(1)	令和元年	374	493 [103]
						2	390	481 [146]

- 注) ・ ()内は涉外事件の内数
 ・ 平成17年以降は児童福祉法28条1項と2項を記載。 []内は28条2項の事件数
 ・ 平成24年以降は親権停止の審判を含む
 ・ 「-」については該当数値のない場合
 ・ 昭和23年～昭和26年については昭和27年版を参照

表D 親権者、管理権者等の職務執行停止または職務代行者選任の申立て（全国家庭裁判所）

	受理			既済					未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	
昭和28年			46						
29			27						
30			19						
31			28						
32			19						
33			35						
34			31						
35			30						
36			14						
37			10						
38			6						
39			10						
40			13						
41			7	…					
42			5	…					
43			18	…					
44			9	…					
45			8	…					
46			15	…					
47			9	…					
48			6	…					
49			5	…					
50			16	…					
51			10	…					
52			11	…					
53			4	…					
54			14	…					
55			14	…					
56	23	2	21	18	6	-	11	1	5
57	26	5	21	18	9	-	9	-	8
58	24	8	16	17	9	1	7	-	7
59	33	9	24	25	10	1	13	1	8
60	33	6	27	24	4	4	13	3	9
61	29	7	22	23	10	2	11	-	6
62	37	8	29	20	7	2	11	-	17
63	50	17	33	37	13	2	19	3	13
平成元年	59	13	46	40	23	1	16	-	19
2	44	19	25	27	10	3	14	-	17
3	40	17	23	30	12	3	14	1	10
4	29	10	19	23	10	2	10	1	6
5	48	6	42	39	22	3	11	3	9
6	56	9	47	38	17	4	15	2	18
7	50	18	32	40	6	2	31	1	10
8			52(23)	46(19)	12(6)	6(-)	26(13)	2(-)	16(6)
9			55(19)	57(23)	21(6)	1(-)	34(16)	1(1)	14(2)
10			53(30)	57(28)	28(21)	7(2)	22(5)	-	10(4)
11			55	49	19	6	22	2	16
12			65	68	26	2	37	3	12
13			68	53	19	10	21	3	27
14			65	68	17	21	29	19	24
15			75	74	31	8	34	1	25
16			82	74	23	11	40	-	33
17			106	108	36	15	56	1	31
18			94	101	38	17	43	3	24
19			96	92	39	7	40	6	28
20			100	105	36	12	51	6	23
21			123	115	58	9	38	10	31
22			99	92	49	12	25	6	38
23			131	129	69	15	39	6	40
24			225	213	134	9	49	21	51
25			259	272	166	22	69	15	38
26			214	216	104	16	74	22	36
27			267	262	147	17	68	30	39
28			253	245	88	23	119	15	45
29			218	221	76	19	119	7	42
30			210	193	66	23	95	9	58
令和元年			184	198	65	16	107	10	44
2			223	214	82	24	99	9	53

注) ・()内は特に親権喪失等に関して申立てが行われた数

・「-」については該当数値のない場合、…については不詳、表示省略または調査対象外の場合

・空欄については記載なし

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27年～令和2年

表E 児童の身辺へのつきまといまたは住所等の付近のはいかい禁止の申立て
 (全国家庭裁判所)
 (旧・特別家事審判規則18条の2、現・家事事件手続法239条)

	受理			既済					未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	
平成20年			-	-	-	-	-	-	-
21			-	-	-	-	-	-	-
22			3	2	-	-	2	-	1
23			1	-	-	-	-	-	2
24			-	1	1	-	-	-	-
25			-	-	-	-	-	-	-
26			1	1	-	-	-	1	-
27			1	-	-	-	-	-	1
28			-	1	-	-	1	-	-
29			1	1	1	-	-	-	-
30			-	-	-	-	-	-	-

注) ・「-」については該当数値のない場合
 ・空欄については記載なし

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3 家事編』平成20年～平成30年（令和元年以降は統計なし）

表F 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数(児童福祉法28条6項)

	28条1項認容審判		28条2項認容審判	
	総数	うち勧告の あったもの	総数	うち勧告の あったもの
平成17年度	121	15	84	17
18	164	22	69	6
19	165	23	68	10
20	145	16	88	7
21	152	20	77	22
22	176	22	89	8
23	162	19	82	13
24	234	35	106	14
25	181	22	113	19
26	214	45	135	10
平成27年	209	20	136	19
28	199	20	151	15
29	207	30	145	6
30	266	26	139	11
令和元年	338	23	100	6
2	398	45	127	7

注) ・平成17年から平成26年までは年度単位、平成27年以降は年単位で集計

資料： 最高裁判所事務総局家庭局『児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情 平成17年度～平成26年度』

同『親権制限事件及び児童福祉法28条事件の概況 平成27年～平成29年』

同『親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の概況 平成30年～令和2年』

表G 施設入所等の措置の期間の更新回数(児童福祉法28条2項)

	承認の対象							合計
	1回目の 期間更新	2回目の 期間更新	3回目の 期間更新	4回目の 期間更新	5回目の 期間更新	6回目の 期間更新	7回目の 期間更新	
平成19年度	40	28	-	-	-	-	-	68
平成20年	41	47	-	-	-	-	-	88
21	60	17	-	-	-	-	-	77
22	50	15	24	-	-	-	-	89
23	40	31	11	-	-	-	-	82
24	56	26	13	11	-	-	-	106
25	65	25	20	3	-	-	-	113
26	74	43	9	2	7	-	-	135
27	71	34	17	12	2	-	-	136
28	68	53	15	8	2	5	-	151
29	64	38	20	10	12	1	-	145
30	69	39	11	8	9	0	3	139
令和元年	33	29	20	8	5	4	1	100
2	71	23	18	6	7	2	0	127

注) ・平成19年は年度単位、平成20年以降は年単位で集計

資料： 最高裁判所事務総局家庭局『児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情 平成19年度』

同『児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情 平成20年～平成26年』

同『親権制限事件及び児童福祉法28条事件の概況 平成27年～平成29年』

同『親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の概況 平成30年～令和2年』

表H 児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数

	原簿福祉法28条第1項第1号・第2号による措置		児童福祉法28条第2項による措置		親権喪失審判の請求		親権停止審判の請求		管理権喪失審判の請求		親権喪失審判取消しの請求		親権停止審判取消しの請求		管理権喪失審判取消しの請求		後見人選任の請求		後見人解任の請求	
	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数
昭和49年度	14	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	57	2	2
50	10	6	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51	46	-	-
51	9	6	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	26	1	1
52	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49	50	2	2
53	8	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	30	2	1
54	5	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	33	1	1
55	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	41	1	1
56	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	23	-	-
57	6	3	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	21	1	1
58	4	4	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	26	-	-
59	14	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	17	-	-
60	3	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	19	-	-
61	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	18	-	-
62	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	11	-	-
63	6	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	8	1	1
平成元年度	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	-	-
2	19	15	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	4	-	-
3	10	9	-	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	13	-	-
4	7	5	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	8	-	-
5	5	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	6	-	-
6	4	3	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	4	1	1
7	31	11	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	4	-	-
8	35	19	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	8	-	-
9	49	36	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	7	-	-
10	39	22	-	-	9	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	5	-	-
11	88	48	-	-	1	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	8	1	1
12	127	87	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	3	-	-
13	134	99	-	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	6	-	-
14	117	87	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	10	-	-
15	140	105	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	6	-	-
16	186	147	-	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	8	-	-
17	176	147	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	5	-	-
18	185	163	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	1	1
19	235	182	-	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	9	2	2
20	230	173	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	8	-	-
21	230	214	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	9	1	1
22	255	239	-	-	16	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	9	1	1
23	267	218	-	-	9	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	7	-	-
24	294	244	-	-	38	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	21	-	-
25	318	277	-	-	11	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	21	-	-
26	350	267	-	-	3	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56	44	1	1
27	277	208	-	-	4	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	45	2	2
28	317	237	-	-	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52	46	-	-
29	255	182	-	-	11	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92	68	2	1
30	386	278	-	-	78	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71	67	-	-
平成元年度	-	-	136	139	22	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	119	98	-	-
							12	9						3	3		124	115	4	1

注) 「-」については係数のない場合

平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省労働統計情報部『社会福祉行政業務報告(厚生労働省報告例)』昭和49年度～平成11年度

厚生労働省大臣官房労働統計情報部『社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)』平成12年度～平成20年度

厚生労働省大臣官房労働統計情報部『社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)』平成21年度～令和元年度

表I 児童相談所における知事勧告件数及び家庭裁判所勧告件数

	知事勧告	家庭裁判所勧告
平成17年度	-	9
18	1	16
19	2	31
20	2	35
21	-	34
22	-	16
23	-	15
24	-	5
25	-	27
26	-	27
27	-	8
28	-	12
29	-	6
30	-	29

注) 「-」については係数のない場合

平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』平成15年度～平成20年度
 厚生労働省大臣官房統計情報部『福祉行政報告例』平成21年度～平成30年度

表J 嬰兒殺の検挙人員

	認知件数	検挙件数	検挙人員			
			計	男	女	女子比
昭和48年	196	156	145	11	134	92,4
49	190	160	153	13	140	91,5
50	207	177	156	17	139	89,1
51	183	161	152	19	133	87,5
52	187	168	151	12	139	92,1
53	163	149	137	12	125	91,2
54	165	142	120	9	111	92,5
55	167	154	122	7	115	94,3
56	138	123	111	9	102	91,9
57	138	124	118	9	109	92,4
58	146	127	106	6	100	94,3
59	112	106	97	9	88	90,7
60	129	120	109	10	99	90,8
61	99	93	78	3	75	69,2
62	107	102	87	5	82	94,3
63	91	78	70	4	66	94,3
平成元年	85	74	56	5	51	91,1
2	82	81	69	3	66	95,7
3	71	64	47	2	45	95,7
4	67	57	49	1	48	98,0
5	66	63	57	5	52	91,2
6	45	43	34	2	32	94,1
7	52	49	38	4	34	89,5
8	52	51	39	6	33	84,6
9	41	40	38	3	35	92,1
10	38	37	32	4	28	87,5
11	26	24	19	-	19	100
12	33	31	29	4	25	86,2
13	40	33	35	4	31	88,6
14	29	25	21	1	20	95,2
15	27	26	18	6	12	66,7
16	24	23	21	1	20	95,2
17	27	23	19	1	18	94,7
18	22	21	17	1	16	94,1
19	23	22	18	0	18	100
20	28	25	19	2	17	89,4
21	17	17	12	1	11	91,6
22	13	11	10	1	9	90,0
23	20	20	19	0	19	100
24	13	12	11	0	11	100
25	12	12	11	0	11	100
26	12	12	13	1	12	92,3
27	18	18	10	0	10	100
28	14	13	13	4	9	69,2
29	11	11	11	2	9	81,8
30	10	7	7	2	5	71,4
令和元年	12	13	10	2	8	80,0

注) ・「-」については該当数値のないもの

資料：警察庁 犯罪統計書 『昭和48年の犯罪』～『令和元年の犯罪』平成12年以降は警察庁のホームページ上で情報公開されている。

表K 児童虐待に係る検挙件数・検挙人員

	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦(強制性交等)	強制わいせつ	保護責任者遺棄	児童福祉法	重過失致死傷	その他
			致死									
①検挙件数												
平成11年	120	19	42	15	1	-	12	3	20		4	19
12	186	31	92	20	4	-	15	9	13		2	20
13	189	31	97	23	8	-	4	5	17		3	24
14	172	19	94	18	5	1	7	4	20		-	22
15	157	23	80	17	6	-	6	3	16		3	20
16	229	30	128	22	16	1	15	8	12		3	16
17	222	24	125	17	9	-	16	7	7		2	32
18	297	48	133	15	14	1	14	26	20		2	39
19	300	39	156	15	16	2	22	10	16		1	38
20	307	45	135	19	19	5	16	18	18		2	49
21	335	23	183	12	22	4	26	18	7		4	48
22	354	27	201	14	35	4	16	10	16		1	44
23	384	31	191		41	5	22	15	14		1	64
24	472	31	227		76	3	33	33	9		1	59
25	467	31	207		89	3	20	20	14		0	83
26	698	32	330		160	6	28	35	8		1	98
27	785	42	346		235	13	22	29	5		-	93
28	1041	44	452		316	18	34	45	12		2	118
29	1116	46	471		347	9	43	57	13		1	129
30	1380	52	572		455	5	83	101	22		3	87
平成元年	1972	78	848		703	4	108	114	25		6	86
②検挙人員												
平成11年	130	20	48	18	1	-	12	3	22		5	19
12	208	35	105	26	4	-	15	9	17		3	20
13	216	38	109	32	9	-	4	5	23		3	25
14	184	20	101	20	5	1	7	4	25		-	21
15	183	26	98	25	6	-	6	3	20		4	20
16	253	33	142	29	16	1	16	8	16		3	18
17	242	25	141	19	9	-	16	7	8		3	33
18	329	49	153	19	15	1	14	27	27		3	40
19	323	39	171	17	16	3	22	10	21		1	40
20	319	45	144	23	18	5	16	17	21		3	50
21	356	25	196	14	22	6	26	18	9		5	49
22	387	29	220	18	37	7	16	11	20		1	46
23	409	32	203	20	41	6	22	15	23		1	66
24	486	31	235	10	76	3	33	33	14		1	60
25	482	32	211	13	90	4	21	20	20		-	84
26	719	33	341	7	160	8	29	35	11		1	101
27	811	42	362	14	239	17	22	29	5		-	95
28	1071	45	465	7	317	24	35	45	20	63	2	55
29	1153	50	493	12	347	11	45	58	17	46	1	85
30	1419	85	591	5	457	6	84	101	29	23	69	
平成元年	2024	82	881	13	706	4	108	116	32	6	7	82

注) ・無理心中及び出産直後の嬰兒殺を除く
 ・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)
 ・平成28年までは「強姦」、平成29年以降は「強制性交等」
 ・「-」については該当数値が0のとき又は非該当のとき
 ・空欄については記載なし

資料：法務省法務総合研究所 『犯罪白書』平成11年版～令和2年版 大蔵省印刷局(～平成12年)、財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年～)

表L 児童虐待に係る加害者と被害者との関係(事件別)

1) 全事件

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	60	22	47	8	64	1		6
13	50	31	46	9	74	2		4
14	43	34	34	5	60	3		5
15	49	40	23	7	58	2		4
16	81	41	30	11	72	7		11
17	77	47	43	1	69	3		2
18	86	56	52	24	96	8		7
19	91	55	46	23	97	1	-	10
20	85	66	52	18	95	2	-	1
21	118	67	53	13	98	2	-	5
22	109	86	64	9	108	4	3	4
23	134	82	60	10	119	1	2	1
24	186	100	77	15	102	4	2	-
25	180	118	49	24	101	6	2	2
26	298	149	84	15	158	7	1	7
27	336	152	99	27	180	6	4	7
28	459	170	112	44	266	6	-	14
29	483	197	118	44	287	9	4	11
30	622	266	127	33	352	9	4	6
令和元年	913	302	187	46	550	10	5	11

2) 殺人

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	9	-	3	-	23	-		-
13	5	-	4	1	26	-		2
14	3	1	-	-	15	-		1
15	6	1	3	-	16	-		-
16	7	2	-	1	21	1		1
17	2	1	2	-	20	-		-
18	10	2	3	-	34	-		-
19	7	-	-	1	29	-	-	2
20	8	-	1	1	34	1	-	-
21	6	-	1	-	17	-	-	1
22	4	2	1	-	22	-	-	-
23	6	1	1	-	24	-	-	-
24	4	1	-	-	26	-	-	-
25	7	3	-	1	21	-	-	-
26	5	2	-	-	24	-	-	2
27	7	-	-	-	34	-	-	1
28	4	1	-	-	40	-	-	-
29	9	1	3	1	35	-	-	1
30	15	3	-	-	38	-	-	-
令和元年	11	2	3	2	64	-	-	-

注) 無理心中、出産直後の嬰兒殺を除く

3) 傷害・傷害致死

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	28(8)	10(-)	31(7)	3(-)	26(9)	1(-)		6(2)
13	30(5)	14(3)	31(9)	3(2)	27(10)	2(2)		2(1)
14	23(2)	14(2)	29(4)	4(1)	24(7)	3(2)		4(2)
15	25(5)	24(5)	17(4)	1(1)	27(8)	2(-)		2(2)
16	48(10)	20(2)	21(2)	6(2)	32(9)	6(1)		9(3)
17	48(7)	23(1)	28(2)	-	37(8)	3(1)		2(-)
18	42(5)	26(3)	29(3)	6(1)	36(5)	8(-)		6(2)
19	57(4)	24(2)	28(2)	11(3)	44(6)	1(-)	-	6(-)
20	48(8)	24(2)	29(3)	6(2)	35(7)	1(-)	-	1(1)
21	78(2)	29(-)	31(3)	4(1)	48(7)	2(1)	-	4(-)
22	64(4)	48(5)	42(2)	1(-)	57(6)	4(1)	2(-)	2(-)
23	67(6)	24(2)	37(3)	6(1)	66(7)	-	2(-)	1(1)
24	91(1)	34(-)	48(2)	8(1)	48(6)	4(-)	2(-)	-
25	90(9)	49(-)	21(2)	4(1)	43(2)	3(-)	-	1(-)
26	157(2)	50(-)	38(1)	8(1)	79(2)	6(1)	1(-)	2(-)
27	147(7)	66(2)	47(-)	9(1)	82(4)	5(-)	3(-)	3(-)
28	208(2)	63(-)	55(1)	14(-)	112(3)	4(-)	-	9(1)
29	206(4)	82(1)	61(2)	12(-)	122(5)	4(-)	1(-)	5(-)
30	261(3)	99(-)	68(-)	3(-)	151(2)	6(-)	1(-)	2(-)
令和元年	400(6)	124(1)	97(1)	11(-)	238(5)	5(-)	1(-)	5(-)

注) 0内は傷害致死事件の内数

傷害事件件数には傷害致死事件件数も含まれる

4) 暴行

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	1	1	1	-	1	-		-
13	5	-	2	-	2	-		-
14	2	-	1	-	2	-		-
15	4	-	1	-	-	-		1
16	7	2	4	-	3	-		-
17	4	2	1	-	2	-		-
18	7	5	1	1	1	-		-
19	6	1	5	-	4	-	-	-
20	10	2	3	1	2	-	-	-
21	7	5	3	-	7	-	-	-
22	12	8	7	4	4	-	1	1
23	22	8	6	-	4	1	-	-
24	44	15	8	2	7	-	-	-
25	41	18	9	2	16	2	2	-
26	84	29	14	2	29	-	-	2
27	128	27	26	9	47	1	-	1
28	172	35	13	12	80	2	-	3
29	178	40	22	16	82	3	2	4
30	247	59	27	10	107	3	2	2
令和元年	383	67	41	13	188	5	4	5

5) 逮捕監禁

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年								
13								
14	-	1	-	-	-	-		-
15								
16	-	-	-	-	1	-		-
17								
18	-	-	-	-	1	-		-
19	1	-	1	-	1	-	-	-
20	-	1	1	2	7	-	-	-
21	2	1	-	1	2	-	-	-
22	1	1	2	-	3	-	-	-
23	4	-	-	-	2	-	-	-
24	1	-	-	1	1	-	-	-
25	1	1	1	-	1	-	-	-
26	4	1	-	-	3	-	-	-
27	5	3	1	-	7	-	-	1
28	8	1	3	3	8	-	-	1
29	4	2	1	-	3	1	-	-
30	3	1	-	-	2	-	-	-
令和元年	2	-	2	-	-	-	-	-

6) 強姦（強制性交等）

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	5	2	7	1	-	-	-	-
13	1	1	-	2	-	-	-	-
14	2	4	1	-	-	-	-	-
15	1	3	-	2	-	-	-	-
16	9	4	1	1	1	-	-	-
17	6	6	3	1	-	-	-	-
18	4	6	3	1	-	-	-	-
19	6	11	2	2	1	-	-	-
20	5	5	2	3	1	-	-	-
21	9	10	5	1	1	-	-	-
22	5	6	5	-	-	-	-	-
23	2	10	3	-	-	-	-	-
24	10	14	7	2	-	-	-	-
25	7	7	6	-	1	-	-	-
26	8	16	3	1	1	-	-	-
27	5	11	5	1	-	-	-	-
28	9	13	7	5	1	-	-	-
29	17	17	8	1	2	-	-	-
30	29	39	13	1	2	-	-	-
令和元年	30	55	17	5	1	-	-	-

注) 平成28年までは「強姦」、平成29年以降は「強制性交等」

7) 強制わいせつ

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	2	1	3	3	-	-	-	-
13	1	1	3	-	-	-	-	-
14	1	2	1	-	-	-	-	-
15	-	1	-	2	-	-	-	-
16	-	6	1	1	-	-	-	-
17	2	4	1	-	-	-	-	-
18	4	7	5	10	1	-	-	-
19	-	5	4	1	-	-	-	-
20	4	8	4	1	-	-	-	-
21	2	7	7	2	-	-	-	-
22	1	3	5	1	1	-	-	-
23	2	10	3	-	-	-	-	-
24	10	16	5	2	-	-	-	-
25	5	8	1	6	-	-	-	-
26	7	17	7	2	2	-	-	-
27	3	12	10	4	-	-	-	-
28	9	18	13	4	1	-	-	-
29	15	25	10	6	2	-	-	-
30	32	44	12	11	2	-	-	-
令和元年	43	42	20	7	4	-	-	-

8) 保護責任者遺棄

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	3	1	1	-	12	-	-	-
13	3	2	1	-	17	-	-	-
14	5	-	1	-	19	-	-	-
15	4	2	-	-	13	-	-	1
16	4	-	-	-	11	-	-	1
17	1	-	-	-	7	-	-	-
18	6	-	2	-	18	-	-	1
19	2	-	1	1	15	-	-	2
20	1	-	3	-	17	-	-	-
21	1	-	1	-	7	-	-	-
22	3	-	-	-	16	-	-	1
23	8	1	1	1	12	-	-	-
24	4	1	-	-	9	-	-	-
25	6	1	1	-	11	1	-	-
26	2	1	-	-	6	1	-	1
27	1	-	-	1	3	-	-	-
28	5	-	3	-	12	-	-	-
29	5	-	2	-	9	-	1	-
30	8	1	-	1	19	-	-	-
令和元年	7	-	3	-	22	-	-	-

9) 重過失致死傷

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	1	-	-	-	2	-	-	-
13	1	-	1	-	1	-	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-	-
15	4	2	-	-	13	-	-	1
16	2	-	-	-	1	-	-	-
17	1	-	-	-	2	-	-	-
18	1	-	-	-	2	-	-	-
19	1	-	-	-	-	-	-	-
20	1	-	-	-	2	-	-	-
21	2	-	1	-	2	-	-	-
22	-	-	-	-	1	-	-	-
23	-	-	-	-	1	-	-	-
24	-	-	-	-	1	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	1	-	-	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-
28	2	-	-	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	1	-	-	-
30	1	-	-	-	2	-	-	-
令和元年	4	-	-	-	3	-	-	-

10) その他(児童福祉法違反、青少年保護条例違反など)

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	11	7	1	1	-	-	-	-
13	4	13	4	3	1	-	-	-
14	7	12	1	1	-	-	-	-
15	8	8	2	2	-	-	-	-
16	4	7	3	2	2	-	-	-
17	13	11	8	-	1	-	-	-
18	12	10	9	6	3	-	-	-
19	11	14	5	7	3	-	-	-
20	8	26	9	4	3	-	-	-
21	11	15	4	5	14	-	-	-
22	19	18	2	3	4	-	-	-
23	18	31	7	1	9	-	-	-
24	22	19	9	-	10	-	-	-
25	23	31	10	11	8	-	-	1
26	31	33	22	2	13	-	-	-
27	40	33	10	3	7	-	1	1
28	42	39	18	6	12	-	-	1
29	49	30	11	8	31	1	-	1
30	26	20	7	7	29	-	1	2
令和元年	33	12	4	8	30	-	-	1

注) ・加害者の「その他」について平成18年までは祖父母等である。平成19年は祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および青少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反および学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反および覚せい剤取締法違反はなかった。)

・「-」については該当数値が0のときまたは非該当のとき

・空欄については記載なし

資料：法務省法務総合研究所 『犯罪白書』 平成11年版～令和2年版 大蔵省印刷局(～平成12年)、財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年～)

表M 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（年別）

①平成12年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	208	35	105	26	4		15	9	17	3	20
父親等	137	12	72	15	3		15	9	5	1	20
実父	60	9	28	8	1		5	2	3	1	11
養父・継父	22	-	10	-	1		2	1	1	-	7
母親の内縁の夫	47	3	31	7	1		7	3	1	-	1
その他	8	-	3	-	-		1	3	-	-	1
母親等	71	23	33	11	1		-	-	12	2	-
実母	64	23	26	9	1		-	-	12	2	-
養母・継母	1	-	1	-	-		-	-	-	-	-
その他	6	-	6	2	-		-	-	-	-	-

②平成13年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	216	38	109	32	9		4	5	23	3	25
父親等	136	10	78	19	7		4	5	6	2	24
実父	50	5	30	5	5		1	1	3	1	4
養父・継父	31	-	14	3	-		1	1	2	-	13
母親の内縁の夫	46	4	31	9	2		-	3	1	1	4
その他	9	1	3	2	-		2	-	-	-	3
母親等	80	28	31	13	2		-	-	17	1	1
実母	74	26	27	10	2		-	-	17	1	1
養母・継母	2	-	2	2	-		-	-	-	-	-
その他	4	2	2	1	-		-	-	-	-	-

③平成14年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	184	20	101	20	5	1	7	4	25	-	21
父親等	116	4	70	9	3	1	7	4	6	-	21
実父	43	3	23	2	2	-	2	1	5	-	7
養父・継父	34	1	14	2	-	1	4	2	-	-	12
母親の内縁の夫	34	-	29	4	1	-	1	1	1	-	1
その他	5	-	4	1	-	-	-	-	-	-	1
母親等	68	16	31	11	2	-	-	-	19	-	-
実母	60	15	24	7	2	-	-	-	19	-	-
養母・継母	3	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-
その他	5	1	4	2	-	-	-	-	-	-	-

④平成15年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	183	26	98	25	6		6	3	20	4	20
父親等	119	10	67	15	5		6	3	6	2	20
実父	49	6	25	5	4		1	-	4	1	8
養父・継父	40	1	24	5	-		3	1	2	1	8
母親の内縁の夫	23	3	17	4	1		-	-	-	-	2
その他	7	-	1	1	-		2	2	-	-	2
母親等	64	16	31	10	1		-	-	14	2	-
実母	58	16	27	8	-		-	-	13	2	-
養母・継母	2	-	2	-	-		-	-	-	-	-
その他	4	-	2	2	1		-	-	1	-	-

⑤平成16年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	253	33	142	29	16	1	16	8	16	3	18
父親等	163	10	95	16	13	-	15	8	4	2	16
実父	81	7	48	10	7	-	9	-	4	2	4
養父・継父	41	2	20	2	2	-	4	6	-	-	7
母親の内縁の夫	30	-	21	2	4	-	1	1	-	-	3
その他	11	1	6	2	-	-	1	1	-	-	2
母親等	90	47	47	13	3	1	1	-	12	1	2
実母	72	32	32	9	3	1	1	-	11	1	2
養母・継母	7	6	6	1	-	-	-	-	-	-	-
その他	11	9	9	3	-	-	-	-	1	-	-

⑥平成17年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	242	25	141	19	9	-	16	7	8	3	33
父親等	168	5	99	10	7	-	16	7	1	1	32
実父	77	2	48	7	4	-	6	2	1	1	13
養父・継父	47	1	23	1	2	-	6	4	-	-	11
母親の内縁の夫	43	2	28	2	1	-	3	1	-	-	8
その他	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
母親等	74	20	42	9	2	-	-	-	7	2	1
実母	69	20	37	8	2	-	-	-	7	2	1
養母・継母	3	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-
その他	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-

⑦平成18年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	329	49	153	19	15	1	14	27	27	3	40
父親等	218	15	103	12	14	-	14	26	8	1	37
実父	86	10	42	5	7	-	4	4	6	1	12
養父・継父	56	2	26	3	5	-	6	7	-	-	10
母親の内縁の夫	52	3	29	3	1	-	3	5	2	-	9
その他	24	-	6	1	1	-	1	10	-	-	6
母親等	111	34	50	7	1	1	-	1	19	2	3
実母	96	34	36	5	1	1	-	1	18	2	3
養母・継母	8	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	7	-	6	2	-	-	-	-	1	-	-

⑧平成19年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	323	39	171	17	16	3	22	10	21	1	40
父親等	215	8	120	11	12	2	21	10	4	1	37
実父	91	7	57	4	6	1	6	-	2	1	11
養父・継父	55	-	24	2	1	-	11	5	-	-	14
母親の内縁の夫	46	-	28	2	5	1	2	4	1	-	5
その他(男性)	23	1	11	3	-	-	2	1	1	-	7
母親等	108	31	51	6	4	1	1	-	17	-	3
実母	97	29	44	6	4	1	1	-	15	-	3
養母・継母	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	10	2	6	-	-	-	-	-	2	-	-

⑨平成20年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	319	45	144	23	18	5	16	17	21	3	50
父親等	221	10	107	15	16	4	15	17	4	1	47
実父	85	8	48	8	10	-	5	4	1	1	8
養父・継父	66	-	24	2	2	1	5	8	-	-	26
母親の内縁の夫	52	1	29	3	3	1	2	4	3	-	9
その他(男性)	18	1	6	2	1	2	3	1	-	-	4
母親等	98	35	37	8	2	1	1	-	17	2	3
実母	95	34	35	7	2	1	1	-	17	2	3
養母・継母	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-

⑩平成21年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	356	25	196	14	22	6	26	18	9	5	49
父親等	251	7	142	6	15	4	25	18	2	3	35
実父	118	6	78	2	7	2	9	2	1	2	11
養父・継父	67	-	29	-	5	1	10	7	-	-	15
母親の内縁の夫	53	1	31	3	3	-	5	7	1	1	4
その他(男性)	13	-	4	1	-	1	1	2	-	-	5
母親等	105	18	54	8	7	2	1	-	7	2	14
実母	98	17	48	7	7	2	1	-	7	2	14
養母・継母	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	5	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-

⑪平成22年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	387	29	220	18	37	7	16	11	20	1	46
父親等	268	7	155	11	31	4	16	10	3	-	42
実父	109	4	64	4	12	1	5	1	3	-	19
養父・継父	86	2	48	5	8	1	6	3	-	-	18
母親の内縁の夫	64	1	42	2	7	2	5	5	-	-	2
その他(男性)	9	-	1	-	4	-	-	1	-	-	3
母親等	119	22	65	7	6	3	-	1	17	1	4
実母	108	22	57	6	4	3	-	1	16	1	4
養母・継母	4	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	3	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	4	-	2	-	1	-	-	-	1	-	-

⑫平成23年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	409	32	203	20	41	6	22	15	23	1	66
父親等	286	8	134	12	36	4	21	15	11	-	57
実父	134	6	67	6	22	4	7	2	8	-	18
養父・継父	82	1	24	2	8	-	7	10	1	-	31
母親の内縁の夫	60	1	37	3	6	-	5	3	1	-	7
その他(男性)	10	-	6	1	-	-	2	-	1	-	1
母親等	123	24	69	8	5	2	1	-	12	1	9
実母	119	24	66	7	4	2	1	-	12	1	9
養母・継母	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-

⑬平成24年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	486	31	235	10	76	3	33	33	14	1	60
父親等	378	5	181	4	69	2	33	33	5	-	50
実父	186	4	91	1	44	1	10	10	4	-	22
養父・継父	100	1	34	-	15	-	14	16	1	-	19
母親の内縁の夫	77	-	48	2	8	-	7	5	-	-	9
その他(男性)	15	-	8	1	2	1	2	2	-	-	-
母親等	108	26	54	6	7	1	-	-	9	1	10
実母	102	26	48	6	7	1	-	-	9	1	10
養母・継母	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑭平成25年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	482	32	211	13	90	4	21	20	20	-	84
父親等	371	11	164	11	70	3	20	20	8	-	75
実父	180	7	90	9	41	1	7	5	6	-	23
養父・継父	118	3	49	-	18	1	7	8	1	-	31
母親の内縁の夫	49	-	21	2	9	1	6	1	1	-	10
その他(男性)	24	1	4	-	2	-	-	6	-	-	11
母親等	111	21	47	2	20	1	1	-	12	-	9
実母	101	21	43	2	16	1	1	-	11	-	8
養母・継母	6	-	3	-	2	-	-	-	1	-	-
父親の内縁の妻	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1

⑮平成26年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	719	33	341	7	160	8	29	35	11	1	101
父親等	546	7	253	4	129	5	28	33	3	-	88
実父	298	5	157	2	84	4	8	7	2	-	31
養父・継父	149	2	50	-	29	1	16	17	1	-	33
母親の内縁の夫	84	-	38	1	14	-	3	7	-	-	22
その他(男性)	15	-	8	1	2	-	1	2	-	-	2
母親等	173	26	88	3	31	3	1	2	8	1	13
実母	158	24	79	2	29	3	1	2	6	1	13
養母・継母	7	-	6	1	-	-	-	-	1	-	-
父親の内縁の妻	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	7	2	2	-	2	-	-	-	1	-	-

⑯平成27年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	811	42	362	14	239	17	22	29	5	-	95
父親等	614	7	269	10	190	9	22	29	2	-	86
実父	336	7	147	7	128	5	5	3	1	-	40
養父・継父	152	-	66	2	27	3	11	12	-	-	33
母親の内縁の夫	99	-	47	-	26	1	5	10	-	-	10
その他(男性)	27	-	9	1	9	-	1	4	1	-	3
母親等	197	35	93	4	49	3	-	-	3	-	9
実母	180	34	82	4	47	3	-	-	3	-	7
養母・継母	6	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	4	-	3	-	-	-	-	-	-	-	1
その他(女性)	7	1	3	-	1	-	-	-	-	-	1

⑰平成28年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	児童福祉法	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死									
総数	1071	45	465	7	317	24	35	45	63	20	2	55
父親等	785	5	340	3	232	15	34	44	61	8	2	44
実父	459	4	208	2	172	8	9	9	17	5	2	25
養父・継父	170	1	63	-	35	1	13	18	30	-	-	9
母親の内縁の夫	112	-	55	1	13	3	7	13	11	3	-	7
その他(男性)	44	-	14	-	12	3	5	4	3	-	-	3
母親等	286	40	125	4	85	9	1	1	2	12	-	11
実母	266	40	112	3	80	8	1	1	2	12	-	10
養母・継母	6	-	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	14	-	9	1	3	1	-	-	-	-	-	1

⑱平成29年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強制性交等	強制わいせつ	児童福祉法	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死									
総数	1153	50	493	12	347	11	45	58	46	17	1	85
父親等	842	14	361	7	256	7	43	56	42	7	-	56
実父	483	9	206	4	178	4	17	15	17	5	-	32
養父・継父	197	1	82	1	40	2	17	25	17	-	-	13
母親の内縁の夫	118	3	61	2	22	1	8	10	6	2	-	5
その他(男性)	44	1	12	-	16	-	1	6	2	-	-	6
母親等	311	36	132	5	91	4	2	2	4	10	1	29
実母	287	35	122	5	82	3	2	2	4	9	1	27
養母・継母	9	-	4	-	3	1	-	-	-	-	-	1
父親の内縁の妻	4	-	1	-	2	-	-	-	-	1	-	-
その他(女性)	11	1	5	-	4	-	-	-	-	-	-	1

⑲平成30年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強制性交等	強制わいせつ	児童福祉法	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死									
総数	1419	56	591	5	457	6	84	101	23	20	4	2
父親等	1048	18	431	3	343	4	82	99	20	10	1	40
実父	622	15	261	3	247	3	29	32	6	8	1	20
養父・継父	266	3	99	-	59	1	39	44	8	1	-	12
母親の内縁の夫	127	-	68	-	27	-	13	12	2	-	-	5
その他(男性)	33	-	3	-	10	-	1	11	4	1	-	3
母親等	371	38	160	2	114	2	2	2	3	19	2	29
実母	352	38	151	2	107	2	2	2	3	19	2	26
養母・継母	9	-	6	-	3	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	4	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	1
その他(女性)	6	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	2

⑳令和元年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強制性交等	強制わいせつ	児童福祉法	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死									
総数	2024	82	881	13	706	4	108	116	6	32	7	82
父親等	1448	18	632	8	504	4	107	112	5	10	4	52
実父	913	11	400	6	383	2	30	43	1	7	4	32
養父・継父	302	2	124	1	67	-	55	42	-	-	-	12
母親の内縁の夫	187	3	97	1	41	2	17	20	-	3	-	4
その他(男性)	46	2	11	-	13	-	5	7	4	-	-	4
母親等	576	64	249	5	202	-	1	4	1	22	3	30
実母	550	64	238	5	188	-	1	4	1	22	3	29
養母・継母	10	-	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	5	-	1	-	4	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	11	-	5	-	5	-	-	-	-	-	-	1

資料：法務省法務総合研究所 『犯罪白書』平成13年年版～平成30年版 財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年～)

執筆者一覧

研究代表者

吉田 恒雄（駿河台大学）

共同研究者

田澤 薫（聖学院大学人文学部）

横田 光平（同志社大学大学院司法研究科）

加藤 洋子（聖心女子大学現代教養学部）

岩下 雅充（上智大学大学院法学研究科）

阿部 純一（中央大学大学院法務研究科）

白 瑞（中央大学法学研究科博士課程）

平成31・令和2年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究（第10報）
児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究
第9期（2017年4月から2019年3月まで）

令和3年3月31日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
（日本虐待・思春期問題情報研修センター）

編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 吉田 恒雄
共同研究者 田澤 薫
横田 光平
加藤 洋子
岩下 雅充
阿部 純一
白 瑞

印刷 コトブキ印刷工業有限公司
TEL. 045-324-7201